防災基本計画修正　新旧対照表

第１編　総則

修正前	修正後
第１編　総則	第１編　総則
第１章　本計画の目的と構成 （略） ○災害対策基本法（以下，「法」という。）に基づくこの計画は，平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成２３年３月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に，近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ，我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を，国，公共機関，地方公共団体，事業者，住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに，防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより，我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。 （略）	第１章　本計画の目的と構成 （略） ○災害対策基本法（以下「法」という。）に基づくこの計画は，平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成２３年３月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に，近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ，我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を，国，公共機関，地方公共団体，事業者，住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに，防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより，我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。 （略）
第２章　防災の基本理念及び施策の概要 (2)　迅速かつ円滑な災害応急対策 （略） ・発災直後においては，被害規模を早期に把握するとともに，災害情報の迅速な収集及び伝達，通信手段の確保，災害応急対策を総合的，効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。 （略） ・被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容，避難所の適切な運営管理を行う。また，被災状況に応じ，応急仮設住宅等の提供，広域的避難収容活動を行う。 （略） ・被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに，仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動，防疫活動を行う。また，迅速な遺体の処理等を行う。 （略）	第２章　防災の基本理念及び施策の概要 (2)　迅速かつ円滑な災害応急対策 （略） ・発災直後においては，被害規模を早期に把握するとともに，災害情報の迅速な収集及び伝達，通信手段の確保，災害応急対策を総合的，効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。 （略） ・被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ，避難所の適切な運営管理を行う。また，被災状況に応じ，応急仮設住宅等の提供，広域的避難収容活動を行う。 （略） ・被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに，仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動，防疫活動を行う。また，迅速な遺体対策を行う。 （略）
第４章　防災計画の効果的推進等 第１節　防災計画の効果的推進 （略） ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と，訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証 （略）	第４章　防災計画の効果的推進等 第１節　防災計画の効果的推進 （略） ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と，訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証 （略）

修正前	修正後
第２節　国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 ○　国土強靭化は，大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため，防災の範囲を超えて，国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり，強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 11 条において，国の計画は，国土強靭化に関する部分は国土強靭化基本計画を基本とするとされている。このため，国，指定公共機関及び地方公共団体は，国土強靭化に関する部分については，その基本目標である， ①　人命の保護が最大限図られる ②　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③　国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④　迅速な復旧・復興 を踏まえ，防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。	第２節　国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 ○国土強靭化は，大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため，防災の範囲を超えて，国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり，強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 11 条において，国の計画は，国土強靭化に関する部分は国土強靭化基本計画を基本とするとされている。このため，国，指定公共機関及び地方公共団体は，国土強靭化に関する部分については，国土強靭化基本計画の基本目標である， ①　人命の保護が最大限図られる ②　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③　国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④　迅速な復旧・復興 を踏まえ，防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。
第３節　防災計画以外の計画との整合性の確保等 ２　個別法に基づく防災業務計画及び地域防災計画への記載事項 (2)　地域防災計画に記載すべき事項 （略） ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項 ・特定都市河川浸水被害対策法第３３条第１項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項 ・津波防災地域づくりに関する法律第５４条第１項に規定する津波に関する情報の収集等に関する事項 (3)　地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項 ・原子力災害対策の専門的・技術的事項については，原子力災害対策特別措置法の規定により，原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。 （略）	第３節　防災計画以外の計画との整合性の確保等 ２　個別法に基づく防災業務計画及び地域防災計画への記載事項 (2)　地域防災計画に記載すべき事項 （略） ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条第１項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項 ・特定都市河川浸水被害対策法第 33 条第１項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項 ・津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第１項に規定する津波に関する情報の収集等に関する事項 (3)　地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項 ・原子力災害対策の専門的・技術的事項については，原子力災害対策特別措置法の規定により，国〔原子力規制委員会〕が定める原子力災害対策指針によるものとする。 （略）

修正前	修正後
第２編　各災害に共通する対策編	第２編　各災害に共通する対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　災害に強い国づくり，まちづくり	第１節　災害に強い国づくり，まちづくり
１　災害に強い国づくり	１　災害に強い国づくり
○国は，国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，各種災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。	○国は，国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，地震，津波，風水害，火山災害，雪害等の各種災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。
(1)　主要交通・通信機能の強化	(1)　主要交通・通信機能の強化
○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。	○国〔国土交通省，総務省等〕，公共機関〔鉄道事業者，高速道路事業者，空港事業者，電気通信事業者等〕及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
(2)　災害に強い国土の形成	(2)　災害に強い国土の形成
○国及び地方公共団体は，災害に強い国土の形成を図るため，国土保全事業を総合的，計画的に推進するものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，災害に強い国土の形成を図るため，国土保全事業を総合的，計画的に推進するとともに，構造物，施設等の耐震性，耐浪性等安全性の確保に十分配慮するものとする。
（略）	（略）
（新設）	(3)　首都の防災性の向上等
（新設）	○国及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ，首都圏において都市防災構造化対策等の防災対策を推進するものとする。
２　災害に強いまちづくり	２　災害に強いまちづくり
(1)　災害に強いまちの形成	(1)　災害に強いまちの形成
○国及び地方公共団体は，それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導等により災害に強いまちの形成を図るものとする。 ○国及び地方公共団体は，避難地，避難路，防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導等により災害に強いまちの形成を図るものとする。 ○国〔内閣府，警察庁，消防庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省等〕及び地方公共団体は，避難場所，避難路，防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。
(2)　建築物の安全化	(2)　建築物の安全化
○国及び地方公共団体は，住宅を始めとする建築物の災害に対する安全性の確保を促進するよう努めるものとする。 ○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場，駅等不特定多数の者が利用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者にかかわる社会福祉施設，医療施設等については，災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，住宅を始めとする建築物の災害に対する安全性の確保を促進するよう努めるものとする。 ○国〔消防庁，文部科学省，厚生労働省，国土交通省等〕，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場，駅等不特定多数の者が利用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者に関わる社会福祉施設，医療施設等については，地震，津波，風水害，火山災害及び雪害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
(3)　ライフライン施設等の機能の確保	(3)　ライフライン施設等の機能の確保

修正前	修正後
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，災害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。	○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国〔総務省，厚生労働省，経済産業省，国土交通省，環境省〕，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン施設や廃棄物処理施設について，地震災害においては耐震性の確保，津波災害においては耐浪性の確保，風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
（略）	（略）
第３節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，初期消火を行う，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難場所や避難所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため，国〔内閣府，消防庁〕，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，国土交通省等〕，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者（火山災害においては火山防災エキスパート等）による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○国及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。	○国〔消防庁，文部科学省，国土交通省，林野庁〕及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また，災害による人的被害を軽減する方策は，住民等の避難行動が基本となることを踏まえ，警報等や避難指示等の意味と内容の説明など，啓発活動を住民等に対して行うものとする。
○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，飼い主による家庭動物との同行避難や避	・「最低３日間，推奨１週間」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，負

修正前	修正後
難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策	傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
（新設）	・警報等発表時や避難指示，避難勧告，避難準備情報の発令時にとるべき行動
・災害発生時にとるべき行動，避難所での行動	・様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動，避難場所や避難所での行動
・災害時の家族内の連絡体制について，あらかじめ決めておくこと	・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について，あらかじめ決めておくこと
○地方公共団体は，地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ，地区別防災カルテ，災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するとともに，研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ，地区別防災カルテ，災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するとともに，研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。
（新設）	○国及び地方公共団体は，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間，山地災害防止キャンペーン，雪崩防災週間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，水防，土砂災害・雪崩災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	○国〔文部科学省〕及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
○国及び地方公共団体は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	○国〔文部科学省〕及び市町村（都道府県）は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　防災訓練の実施，指導	(2)　防災訓練の実施，指導
○国及び地方公共団体は，防災週間等を通じ，積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。	○国及び地方公共団体は，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間，山地災害防止キャンペーン，雪崩防災週間，全国火災予防運動，文化財防火デー等を通じ，積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。	○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の災害発生時の避難行動，基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化

修正前	修正後
○消防庁及び地方公共団体は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善，教育訓練体制の充実，青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。	○国〔消防庁〕及び市町村（都道府県）は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善，教育訓練体制の充実，青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。
○消防庁及び地方公共団体は，平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり，災害時においては避難，備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに，消火，救助，救援のための資機材の充実を図るものとする。	○国〔消防庁〕及び市町村（都道府県）は，平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり，災害時においては避難，備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに，消火，救助，救援のための資機材の充実を図るものとする。
○警察庁及び地方公共団体は，地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行うものとする。	○国〔警察庁〕及び市町村（都道府県）は，地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行うものとする。
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
○地方公共団体は，平常時から地域団体，ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。	○市町村（都道府県）は，平常時から地域団体，ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。	○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は，国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防	○国〔内閣府，経済産業省等〕及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を

修正前	修正後
災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。
○地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。	○市町村（都道府県）は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。
４　災害教訓の伝承 （略） ○住民は，自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	４　災害教訓の伝承 （略） ○住民は，自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国〔内閣府等〕及び地方公共団体は，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。
第４節　災害及び防災に関する研究及び観測等の推進 (1)　災害及び防災に関する研究の推進 （略） ○国は，災害及び防災に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，防災技術の研究開発の推進を図るものとする。	第４節　災害及び防災に関する研究及び観測等の推進 (1)　災害及び防災に関する研究の推進 （略） ○国〔内閣府，文部科学省，気象庁等〕は，災害及び防災に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，防災技術の研究開発の推進等を図るとともに，その成果を地方公共団体等の関係機関が活用できるように努めるものとする。
(2)　災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等 ○国等は，災害予知・予測研究及び観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。 ○国は，研究機関等の行った地震に関する観測研究の成果が防災体制の強化に資するよう，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。	(2)　災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等 ○国〔文部科学省，気象庁，内閣府等〕は，災害予知・予測研究及び観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。 ○国〔内閣府，文部科学省，気象庁等〕は，研究機関等の行った観測研究の成果が防災体制の強化（風水害においては災害危険区域の指定を含む。）に資するよう，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信 ○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信 ○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国〔内閣府等〕及び都道府県（市町村）は，災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え ○災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え ○災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施する必要があるが，そのための備えとして，以下に掲げる事項

修正前	修正後
	を平常時より怠りなく行う必要がある。特に，市町村は，住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに，高齢化の進展等を踏まえ，高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため，避難勧告及び避難指示のほか，一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに，避難行動要支援者等，特に避難行動に時間を要する者に対して，その避難行動支援対策と対応しつつ，早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。
（略）	（略）
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　警報等の伝達	(1)　警報等の伝達
○国及び地方公共団体は，災害の前兆が把握可能な災害について，それに関する情報，警報等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。	○国〔気象庁等〕及び市町村（都道府県）は，災害の前兆が把握可能な災害について，それに関する情報，警報等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制
○地方公共団体は，住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。	○市町村は，住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。
(3)　災害未然防止活動	(3)　災害未然防止活動
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，災害発生直前の応急対策を行うための体制整備，必要な資機材の備蓄を行うものとする。	○国及び市町村（都道府県）は，必要に応じ，災害発生直前の応急対策を行うための体制整備，必要な資機材の備蓄を行うものとする。
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○気象庁は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。	○国〔気象庁〕は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	○国，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関及び事故災害においては関係事業者等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。
○国，公共機関，地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収	○国，公共機関，地方公共団体及び関係事業者は，それぞれの機関及び機関相互間に

修正前	修正後
集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	おいて情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○国〔内閣府等〕，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○国〔内閣府，警察庁，消防庁，国土交通省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。
○国及び地方公共団体は，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○国及び地方公共団体は，迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。
○国及び地方公共団体は，衛星携帯電話，衛星通信，インターネットメール，防災行政無線等の通信手段の整備等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。	○国及び地方公共団体は，衛星携帯電話，衛星通信，インターネットメール，防災行政無線等の通信手段の整備等により，民間企業，報道機関，住民，事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に，災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え，衛星携帯電話などにより，当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ，災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ，防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ，災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○国〔総務省等〕，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理及等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の	・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の

修正前	修正後
確保を図ること。	確保を図ること。また，電気通信回線は，災害時の使用を考慮し，十分な回線容量を確保すること。
（略）	（略）
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体等のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。
・非常用電源設備を整備するとともに，その保守点検の実施，的確な操作の徹底，専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。	・非常用電源設備を整備するとともに，その保守点検の実施，的確な操作の徹底，専門的な知見・技術を基に耐震性があり，かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること，津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。
（略）	（略）
・移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに，関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は，総務省と事前の調整を実施すること。	・移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに，関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合，周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は，国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。
（略）	（略）
・携帯電話・衛星携帯電話等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
○国，公共機関，地方公共団体及び事業者は，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ，応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○国，公共機関，地方公共団体及び事業者は，それぞれの機関の実情を踏まえ，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実，大学の防災に関する講座等との連携等により，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○市町村は，都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊	○国〔警察庁〕及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害

修正前	修正後
について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○国〔厚生労働省〕及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○国〔厚生労働省〕及び都道府県は，災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の整備に努めるものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕は，緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう，人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。
○国，地方公共団体等は，食料，飲料水，生活必需品，医薬品，血液製剤，燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。	○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省等〕，地方公共団体等は，食料，飲料水，生活必需品，医薬品，血液製剤，燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	○国〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省等〕，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点，緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○都道府県等と自衛隊は，各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど，平常時から連携体制を構築しておくものとする。その際，自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう，適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実，共同防災訓練の実施等に努めるものとする。	○都道府県等と自衛隊は，各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど，平常時から連携体制を構築し，その強化を図るものとする。その際，自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう，適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実，共同防災訓練の実施等に努めるものとする。
○都道府県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整の窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○都道府県知事，海上保安庁長官，管区海上保安本部長及び空港事務所長は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。
○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，自衛隊への派遣要請を行うのか，平常時よりその想定を行うとともに，自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（救助，救急，応急医療，緊急輸送，消火等）について，自衛隊への派遣要請を行うのか，平常時よりその想定を行うとともに，自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。
（新設）	(7)　公的機関等の業務継続性の確保
（新設）	○国〔中央省庁〕は，首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え，発災後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し，そのために必要な中央省庁の業務の実施体制を整えることとする。また，中央省庁以外の国の機関においても，業務継続計画の策定等により，業務

修正前	修正後
	継続体制の確保を図ることとする。
（新設）	○地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
(7)　防災中枢機能等の確保，充実	(8)　防災中枢機能等の確保，充実
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。	○国，公共機関，地方公共団体，災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，風水害にあっては土砂災害危険箇所，雪害にあっては雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○国は，地方公共団体の協力を得て，現地対策本部を設置する施設等の確保，設備の充実に努めるものとする。
（新設）	○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地，東京湾臨海部基幹的広域防災拠点及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るものとする。また，応援部隊の集結・進出，航空医療搬送又は広域物資輸送等の機能を有する大規模な広域防災拠点等について，あらかじめ明確にしておく。
（新設）	○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するものとする。
○地方公共団体は，災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。
３　災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係	３　災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係
○国及び地方公共団体は，災害発生中に，その拡大を防止することが可能な災害の拡大防止に資する体制の整備並びに資機材の備蓄を図るものとする。特に，人命に関わる重要施設に対しては，早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。	○国及び地方公共団体は，災害発生中に，その拡大を防止することが可能な災害の拡大防止に資する体制の整備並びに資機材の備蓄を図るものとする。
○国，公共機関，地方公共団体及び事業者は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。	○国，公共機関，地方公共団体及び事業者は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に，３次医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては，早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
○ライフライン事業者は，災害発生時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について，あらかじめ計画を作成しておくものとする。また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。	○ライフライン事業者は，災害発生時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について，あらかじめ計画を作成しておくものとする。また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
５　救助・救急，医療及び消火活動関係 ○国，地方公共団体及び医療機関等は，発災時における救助・救急・医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み，情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保を図るものとする。	５　救助・救急，医療及び消火活動関係 ○国〔内閣府，警察庁，消防庁，厚生労働省，海上保安庁，防衛省等〕，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保を図るものとする。
(1)　救助・救急活動関係 ○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	(1)　救助・救急活動関係 ○地方公共団体，空港管理者及び民間救助・防災組織等（海上災害の場合に限る。）は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，船舶，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。 ○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。 ○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。 ○消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。	○救助・救急関係省庁〔警察庁，消防庁，海上保安庁，防衛省〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。 ○救助・救急関係省庁及び地方公共団体は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行い，適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。 ○救助・救急関係省庁，地方公共団体及び関係事業者は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。 ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。
(2)　医療活動関係 ○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。 ○地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。 ○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努め	(2)　医療活動関係 ○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人地域医療機能推進機構，地方公共団体及び空港管理者は，負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し，又は困難な場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。 ○地方公共団体及び事業者等は，あらかじめ，消防と医療機関，事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。 ○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努め

修正前	修正後
るものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	るものとする。なお，これらの航空搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人地域医療機能推進機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。
○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	○国〔厚生労働省〕，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
○国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関しての研究や教育研修を推進するものとする。	○国〔厚生労働省〕は災害時の医療関係者の役割，トリアージ技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関しての研究や教育研修を推進するものとする。
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○国〔厚生労働省〕は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○国〔厚生労働省〕は，災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
（略）	（略）
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○地方公共団体は，災害による火災に備え，消火栓のみに偏ることなく，防火水槽の整備，海水，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利としての活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，その適正な配置に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，災害による火災に備え，消火栓のみに偏ることなく，防火水槽，耐震性貯水槽の整備，海水，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利としての活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，その適正な配置に努めるものとする。
○地方公共団体は，平常時から消防本部，消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り，区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，平常時から消防本部，消防団及び自主防災組織等（危険物災害においては自衛消防組織）の連携強化を図り，区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。
６　緊急輸送活動関係	６　緊急輸送活動関係
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，（火山災害においては，火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ），関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
○地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに，これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の	○地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに，これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の

修正前	修正後
利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の機材について，必要に応じ当該地に備蓄するよう努めるものとする。	利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の必要な機材について，必要に応じ当該地に備蓄するよう努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，地域の実情を踏まえ，消防防災ヘリ，警察ヘリ，ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
○国〔農林水産省，国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，緊急時における輸送の重要性に鑑み，緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については，特に災害に対する安全性の確保に配慮するものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，緊急時における輸送の重要性にかんがみ，緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については，特に災害に対する安全性の確保（雪害においては特にスノーシェッドの設置，除雪体制の強化等）に配慮するものとする。
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに，災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○国〔警察庁，国土交通省〕及び地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに，災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。	○国〔警察庁〕及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。
○警察庁及び都道府県警察は，災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○国〔警察庁〕及び都道府県警察は，災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制を整備するものとする。	○国〔警察庁〕及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制を整備するものとする。
○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去（火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去，雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。
○国及び港湾管理者は，発災後の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	○国〔国土交通省，水産庁〕，港湾管理者及び漁港管理者は，発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため，関係機関と連携の下，発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また，その検討に基づき，その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，緊急輸送が円滑に行われるよう，あらかじめ運送業者との協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，緊急輸送が円滑に実施されるよう，あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	○国〔経済産業省，国土交通省〕及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。	○国〔警察庁，経済産業省等〕及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。
○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○国〔資源エネルギー庁〕は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。
７　避難収容及び情報提供活動関係	７　避難の受入れ及び情報提供活動関係
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○市町村は，避難路及び避難先をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○市町村は，避難路，指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し，日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
○市町村は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。	○市町村は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお，防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより，災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。
（新設）	○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては，指定緊急避難場所への移動を原則とするものの，避難時の周囲の状況等により，指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は，近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて，市町村は，日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを，あらかじめ定めるよう促すものとする。	○市町村（都道府県）は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを，あらかじめ定めるよう促すものとする。
（略）	（略）
（新設）	(2)　指定緊急避難場所
（新設）	○指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については，速やかに指定を終えるよう努めるものとする。
（新設）	○指定緊急避難場所については，市町村は，災害種別に応じて，災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設，または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については，災害の危険が切迫した緊急時において，施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。
（新設）	○指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて，日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に，指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては，特定の災害においては当該施設

修正前	修正後
	に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
(2)　避難所	(3)　指定避難所
（新設）	○指定避難所の指定を終えていない市町村については，速やかに指定を終えるよう努めるものとする。
（略）	（略）
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
（新設）	○指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて，日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，指定避難所の施設については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○市町村は，指定避難所となる施設については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の施設の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，指定避難所において貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○市町村は，指定避難所において貯水槽，井戸，仮設トイレ，マンホールトイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○市町村は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○市町村は，指定避難所の学校等の施設において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○市町村は，住民等に対し，あらかじめ，指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
（略）	（略）
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう指導に努めるものとする。	○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。
○都道府県は，あらかじめ介護保険施設，障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○都道府県は，あらかじめ，介護保険施設，障害者支援施設等に対して，災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。
(3)　避難行動要支援者名簿	(4)　避難行動要支援者名簿
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
(4)　応急仮設住宅等	(5)　応急仮設住宅等
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，災害に対する安全性に配慮しつつ，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，災害に対する安全性や洪水，高潮，土砂災害，火山災害，雪崩災害の危険性に配慮しつつ，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
（略）	（略）
(5)　帰宅困難者対策	(6)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。），自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国〔内閣府，国土交通省等〕及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○国〔国土交通省〕，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。
(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(7)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○国及び地方公共団体は，被災者等に対して，必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。	○国，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，被災者等に対して，必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	○市町村（都道府県）は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワンセグ放送等を活用して，警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	○国〔消防庁，気象庁，総務省等〕及び市町村（都道府県）は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワンセグ放送等の活用や，災害情報共有システム（Ｌアラート）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，居住地以外の市町村に避難する被災者対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。	○国及び市町村（都道府県）は，居住地以外の市町村に避難する被災者対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体等は，安否情報の確認のためのシステムの効果的，効率的な活用が図られるよう，国民に対する普及啓発に努めるものとする。	○国〔内閣府，消防庁〕，地方公共団体等は，安否情報の確認のためのシステムの効果的，効率的な活用が図られるよう，国民に対する普及啓発に努めるものとする。
（略）	（略）
８　物資の調達，供給活動関係	８　物資の調達，供給活動関係
（略）	（略）
○物資関係省庁〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，飲料水，医薬品，燃料等の生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。	○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，飲料水，医薬品，燃料等の生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。
（略）	（略）
○国〔農林水産省，経済産業省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量については，毎年度調査するものとする。	○国〔農林水産省，経済産業省，厚生労働省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量について，毎年度調査するものとする。
（略）	（略）
生活必需品…毛布，小型エンジン発電機，カセットこんろ，カートリッジボンベ，土のう袋，ブルーシート，懐中電灯（電池を含む。），トイレットペーパー，ティッシュペーパー，仮設トイレ	生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，小型エンジン発電機，卓上カセットこんろ，カートリッジボンベ，土のう袋，ブルーシート，懐中電灯，乾電池，トイレットペーパー，ティッシュペーパー，携帯トイレ・簡易トイレ，仮設トイレ，乳児用・小児用おむつ，女性用品，マスク
（略）	（略）
○国及び都道府県は，災害の規模等に鑑み，被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制など，供給の仕組みの整備を図るものとする。	○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，消防庁，国土交通省等〕及び都道府県は，災害の規模等にかんがみ，被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制など，供給の仕組みの整備を図るものとする。
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。	○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，消防庁，国土交通省等〕は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識を整理するとともに，その知識の普及に努めるものとする。	○国〔国土交通省，消防庁等〕及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識を整理するとともに，その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援（在日米軍か	○国〔内閣府，原子力規制委員会，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等から

修正前	修正後
らの支援を含む。以下同じ。）について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。 ○国〔内閣府等〕は，あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し，受入判断，受入手続，人員・物資のマッチング方法など，その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。 ○国〔内閣府，外務省，農林水産省，消防庁，警察庁，防衛省等〕は，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について，あらかじめ定めておくものとする。	の支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。 ○国〔内閣府，原子力規制委員会等〕は，あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し，受入判断，受入手続，人員・物資のマッチング方法など，その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。 ○国〔内閣府，原子力規制委員会，外務省，農林水産省，消防庁，警察庁，防衛省等〕は，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について，あらかじめ定めておくものとする。
１０　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　国における防災訓練の実施 ○国は，公共機関，地方公共団体等との連携を強化するため，多数の機関が参画する枠組みの活用等により，広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。 ○国は，情報の収集，伝達訓練の充実を図るとともに，被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かして対応するための広域的な災害応急対策訓練や現地本部設置訓練など，より実践的な防災訓練を実施するものとする。	10　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　国における防災訓練の実施 ○国は，公共機関，地方公共団体等との連携を強化するため，多数の機関が参画する枠組み（火山災害においては火山防災協議会等）の活用等により，広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。 ○国は，情報の収集，伝達訓練の充実を図るとともに，考えうるさまざまな被害を想定し，被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かして対応するための広域的な災害応急対策訓練や現地本部設置訓練など，より実践的な防災訓練を実施するものとする。
(2)　地方における防災訓練の実施 ○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練を実施するものとする。 （略）	(2)　地方における防災訓練の実施 ○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。 （略）
(4)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○国，地方公共団体，公共機関及び事業者が訓練を行うに当たっては，被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 ○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うものとする。	(4)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○国，地方公共団体，公共機関及び事業者等が訓練を行うに当たっては，被害の想定（地震・津波災害の場合は規模を含む。火山災害の場合は，噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 ○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。
１１　災害復旧・復興への備え (1)　各種データの整備保全 ○国，地方公共団体及び事業者は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項につい	11　災害復旧・復興への備え (1)　各種データの整備保全 ○国〔法務省，国土交通省等〕，地方公共団体及び事業者は，復興の円滑化のため，あ

修正前	修正後
て整備しておくものとする。 ・各種データの総合的な整備保全（戸籍，住民基本台帳，不動産登記，地籍，公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備） ○公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。 （略） (3)　復興対策の研究 （略） ○内閣府は，被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。	らかじめ次の事項について整備しておくものとする。 ・各種データの総合的な整備保全（戸籍，住民基本台帳，不動産登記，地籍，公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備） ○公共土木施設管理者（海上災害においては国，地方公共団体及び港湾管理者，道路災害においては道路管理者）は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。 （略） (3)　復興対策の研究 （略） ○国〔内閣府〕は，被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。
第２章　災害応急対策 （略） ○災害発生後の防災関係機関の動きとしては，まず被害規模等の情報の収集連絡があり，次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに，人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に，発災当初の 72 時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに，避難対策，必要な生活支援（食料，飲料水，燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は，保健衛生，社会秩序の維持，ライフライン等の復旧，被災者への情報提供，二次災害（土砂災害，風水害，建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。このほか，広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。	第２章　災害応急対策 （略） ○災害時の応急対策としては，まず災害発生直前の警報等の伝達等の災害未然防止活動（津波災害，風水害，雪害における避難誘導等の対策，風水害における水防，火山災害における噴火警報等の発表・伝達及び入山規制）があり，災害発生後は，まず被害規模等の情報の収集連絡があり，次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに，人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に，発災当初の 72 時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに，避難対策（応急収容を含む。），必要な生活支援（食料，飲料水，燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は，保健衛生，社会秩序の維持，ライフライン等の復旧，被災者への情報提供，二次災害（土砂災害，風水害，建築物倒壊，除雪及び雪崩災害等）の防止を行っていくこととなる。このほか，広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。
第１節　災害発生直前の対策 １　警報等の伝達 ○国及び地方公共団体は，災害発生の兆候が把握可能な災害について，それを把握した場合，その情報，警報等を住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。	第１節　災害発生直前の対策 １　警報等の伝達 ○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は，災害発生の兆候が把握可能な災害について，それを把握した場合，その情報，警報等を住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。
２　住民等の避難誘導 ○地方公共団体は，住民に対し，迅速かつ円滑な避難誘導を行うものとする。 （新設）	２　住民等の避難誘導 ○市町村は，住民に対し，迅速かつ円滑な避難誘導を行うものとする。 ○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては，指定緊急避難場所への移動を原則とするものの，避難時の周囲の状況等により，指定緊急避難場所への移動を行

修正前	修正後
（新設）	うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は，近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて，市町村は，住民等への周知徹底に努めるものとする。 ○市町村は，災害が発生するおそれがある場合には，必要に応じ，避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。
○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。	○指定行政機関〔国土交通省，気象庁等〕，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。
○地方公共団体は，避難勧告等の解除に当たっては，十分に安全性の確認に努めるものとする。	○市町村は，避難勧告等の解除に当たっては，十分に安全性の確認に努めるものとする。
４　災害未然防止活動 （略） ○国は，地方公共団体が行う警戒区域の設定，避難勧告等の対策に対し，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。	４　災害未然防止活動 （略） ○国〔国土交通省，気象庁等〕は，市町村が行う警戒区域の設定，避難勧告等の対策に対し，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 ○被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり，このため，災害の規模や被害の程度に応じ，国，公共機関，地方公共団体等は，情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが，この場合，概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材，情報システムを用いて伝達・共有し，被害規模の早期把握を行う必要がある。	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 ○地震情報（震度，震源，マグニチュード，余震の状況等）や津波警報，雪害の規模等，被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり，このため，災害の規模や被害の程度に応じ，国，公共機関，地方公共団体等は，情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合，概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材，情報システムを用いて伝達・共有し，被害規模の早期把握を行う必要がある。
（略）	（略）
１　災害情報の収集・連絡 (1)　被害規模の早期把握のための活動 （略） ○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。 ○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 ○被害規模を早期に把握するため，警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を，消防庁及び地方公共団体は１１９番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するものとする。 ○国は，地理情報システム等を利用し，被害規模を早期に評価するものとする。	１　災害情報の収集・連絡 (1)　被害規模の早期把握のための活動 （略） ○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，国土地理院，海上保安庁，林野庁等〕及び地方公共団体は，天候状況を勘案しながら，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。 ○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，国土地理院，海上保安庁，林野庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 ○被害規模を早期に把握するため，警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を，消防庁及び地方公共団体は 119 番通報に係る状況等の情報を，国土交通省は水防団の活動や状況報告に関する情報を，積極的に収集するものとする。 ○国は，地理情報システム及び地震や津波等のモニタリングシステム等を利用し，被害規模を早期に評価するものとする。

修正前	修正後
(2)　事故情報等の連絡	(2)　事故情報等の連絡
（略）	（略）
○安全規制等担当省庁は，大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○安全規制等担当省庁は，大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）
(3)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(3)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。	○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害，火災，津波，土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。通信の途絶等により都道府県に報告できない場合は，直接国〔消防庁〕へ報告するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，特に，市町村が報告を行うことができなくなったときは，被災地への職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い，これらの情報を国〔消防庁〕に報告するものとする。また，必要に応じ，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を国〔警察庁〕に連絡するものとする。
（新設）	○人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については，都道府県が一元的に集約，調整を行うものとする。その際，都道府県は，関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し，一方，関係機関は都道府県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は，都道府県は，関係機関との連携のもと，整理・突合・精査を行い，直ちに消防庁へ報告するものとする。
（新設）	○道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については，早期解消の必要があることから，国，指定公共機関，被災地方公共団体は，それぞれの所管する道路のほか，通信，電気，ガス，上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに，その復旧状況と併せて，被災地方公共団体に連絡するものとする。また，被災地方公共団体は，当該地域における備蓄の状況，医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
（略）	（略）
○関係省庁〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁，国土交通省等〕，指定公共機関等は，必要に応じ，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕	○国〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁，国土交通省等〕，指定公共機関等は，必要に応じ，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，指定公共機関にあって

修正前	修正後
及び内閣府（事故災害においては安全規制担当省庁。以下本節中同じ。（指定公共機関にあっては直接又は指定行政機関を通じ））に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。 ○大規模な災害が発生した場合には，必要に応じ，官邸において，関係省庁等幹部による情報の集約等を行う。この場合，必要に応じ，都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。	は直接又は指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕及び内閣府（事故災害においては安全規制担当省庁。以下本節中同じ。）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。 ○大規模な災害が発生した場合には，必要に応じ，官邸において，関係省庁等幹部による情報の集約等を行う。この場合，必要に応じ，関係指定行政機関を通じ又は直接，都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。
(4)　一般被害情報等の収集・連絡 ○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し，非常本部等の設置後は当該情報を非常本部等に連絡する。 （略） ○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。 （略） ○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。 ○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，収集した被害情報を共有するために，指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。 ○非常本部等は，収集した被害情報を都道府県に連絡する。	(4)　一般被害情報等の収集・連絡 ○都道府県（市町村）は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し，非常本部等の設置後は当該情報を非常本部等に連絡する。 （略） ○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等（事故災害においては非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。 （略） ○官邸〔内閣官房〕，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。 ○官邸〔内閣官房〕，内閣府又は非常本部等は，収集した被害情報を共有するために，指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。 ○非常本部等は，収集した被害情報を都道府県（事故災害においては関係都道府県）に連絡する。
(5)　応急対策活動情報の連絡 ○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。 （略） ○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。 （略）	(5)　応急対策活動情報の連絡 ○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況，応援の必要性等を都道府県に連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。 （略） ○官邸〔内閣官房〕，内閣府は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。 （略）
２　通信手段の確保 ○災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた施設の復旧を行うこととし，そのための要員を現場に配置する。また，総務省に直ちに連絡し，総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。 （略） ○総務省は，通信システムの被災状況等を迅速に把握し，活用可能な通信システムを	２　通信手段の確保 ○国，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため，災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた施設の復旧を行うこととし，そのための要員を現場に配置する。また，国〔総務省〕に直ちに連絡し，国〔総務省〕は通信の確保に必要な措置を講ずる。特に孤立地域の通信手段の確保については，特段の配慮を行うものとする。 （略） ○国〔総務省〕は，通信システムの被災状況等を迅速に把握し，活用可能な通信システ

修正前	修正後
重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。 （略）	ムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。 （略）
３　地方公共団体の活動体制 ○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 （略） （新設）	３　地方公共団体の活動体制 ○地方公共団体は，発災後（風水害，火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。），速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置，石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。 （略） ○市町村（都道府県）は，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，高齢者，障害者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。
５　広域的な応援体制 ○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，国，地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。 ○地方公共団体は，大規模な災害が発生した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。 （略） ○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。 （略） ○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。 ○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	５　広域的な応援体制 ○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。 ○地方公共団体及び事業者は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。 （略） ○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。 （略） ○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を，当該市町村に代わって行うものとする。 ○国〔国土交通省等〕は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限，緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部

修正前	修正後
○ライフライン事業者は，必要に応じ，応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。	又は一部を，当該市町村に代わって行うものとする。 ○ライフライン事業者は，必要に応じ，応急対策に関し広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。
６　国における活動体制 (1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制 ○内閣官房は，大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。 ○指定行政機関及び公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 ○指定行政機関及び公共機関は，機関相互間，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 (2)　関係省庁災害対策会議の開催等 ○内閣府は，大規模な災害発生時には，災害そのもの及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。 ○災害対策関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。 (3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 ○内閣官房は，大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。 （略） (4)　非常災害対策本部の設置と活動体制 ○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 ○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，中央合同庁舎５号館内（事故災害においては原則として，安全規制等担当省庁内）とする。 （略） (5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	６　国における活動体制 (1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制 ○官邸〔内閣官房〕は，大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合（事故災害においては社会的影響が大きい大規模事故災害が発生した場合），必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。 ○指定行政機関及び公共機関は，発災後（風水害，火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。），速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 ○指定行政機関及び公共機関は，機関相互間，地方公共団体，事故災害においては関係事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 (2)　関係省庁災害対策会議の開催等 ○内閣府は，大規模な災害発生時（風水害，火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）には，災害そのもの及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。 ○災害対策関係省庁（事故災害においては関係省庁）は，被災現地の状況の把握や，事故災害においては事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。 (3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 ○官邸〔内閣官房〕は，大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合，事故災害，大規模火事災害及び林野火災においては社会的影響が大きい大規模な災害が発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。 （略） (4)　非常災害対策本部の設置と活動体制 ○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたとき（鉄道災害においては関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるとき）は，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 ○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，中央合同庁舎第８号館内，事故災害においては原則として，安全規制等担当省庁内とする。 （略） (5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制

修正前	修正後
（略）	（略）
○緊急災害対策本部の設置場所は官邸内，その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎５号館内（事故災害においては安全規制等担当省庁内）とすることを原則とする。	○緊急災害対策本部及び事務局の設置場所は，官邸内（事務局にあつては官邸及び中央合同庁舎第８号館内）とする。ただし，官邸が被災により使用不能である場合には， ①中央合同庁舎第８号館内 ②防衛省（中央指揮所）内 ③立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内 の順序で被災状況等を勘案して定める。
（新設）	○内閣府は，官邸等が被災により使用不能である場合には，緊急災害対策本部及びその事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。
（略）	（略）
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常本部等は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○非常本部等は，被災現地の状況の把握や，事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（事故災害においては非常災害現地対策本部）の設置を行うものとする。
（略）	（略）
○緊急災害現地対策本部の場合は，必要な閣議請議等の手続を行う。	○現地対策本部の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は，必要な閣議請議等の手続を行う。
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣又は大臣政務官（事故災害においては安全規制等担当省庁の副大臣又は大臣政務官）とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣又は大臣政務官（事故災害においては，以下に示す安全規制等担当省庁の副大臣又は大臣政務官）とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。
（新設）	・海上災害，航空災害，鉄道災害，道路災害においては国土交通省
（新設）	・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕
（新設）	・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁
（略）	（略）
○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。	○現地対策本部は，地方公共団体の災害対策本部との合同会議等を通じて，情報の共有と状況認識の統一を図るとともに，救助・救急，医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し，災害応急対策の実施を推進するものとする。
(8)　自衛隊の災害派遣	(8)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，派遣要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○都道府県知事，海上保安庁長官，管区海上保安本部長及び空港事務所長は，災害又は事故の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。
（略）	（略）
○市町村長は，通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求ができない場合には，その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは，速やかにその旨を都道府県知事に通知	○市町村長は，通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求できない場合には，その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは，速やかにその旨を都道府県知事に通知す

修正前	修正後
するものとする。 ○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣，通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等，災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。 （略） ○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の救助，遭難者等の捜索救助，水防活動，消防活動，道路又は水路の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，炊飯及び給水，救援物資の無償貸与又は譲与，危険物の保安及び除去等とする。 第３節　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動 １　災害の拡大防止活動 （略） （新設） （新設） ２　施設・設備等の応急復旧活動 ○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等，二次災害等を防止するための国土保全施設等に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。 (1)　施設・設備の応急復旧活動 ○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。 （略）	るものとする。 ○自衛隊は，要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣，通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣，海難事故の発生，運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等，災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。 （略） ○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，水防活動，消防活動（空中消火を含む。），道路又は水路の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，炊飯及び給水，救援物資の無償貸与又は譲与，危険物の保安及び除去等とする。 第３節　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 １　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 （略） ○国及び地方公共団体は，専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ，必要に応じ，住民の避難，応急対策を行うものとする。 ○国〔国土交通省〕は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また，派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は，救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には，必要に応じて，合同調整所等を活用し，当該部隊との間で，情報共有及び活動調整，相互協力を行うものとする。 ２　施設・設備等の応急復旧活動 ○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等，二次災害を防止するための国土保全施設等（火山災害においては火山活動状況の監視，観測施設等を含む。）に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。 (1)　施設・設備の応急復旧活動 ○国〔農林水産省，国土交通省等〕，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。 （略）

修正前	修正後
（新設）	○国及び地方公共団体は，情報収集で得た航空写真・画像等については，ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため，ライフライン事業者等の要望に応じて，情報提供に努めるものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また，派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は，救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には，必要に応じて，合同調整所等を活用し，当該部隊との間で，情報共有及び活動調整，相互協力を行うものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与 ○非常本部等は，災害の程度，施設の重要度等を勘案の上，特に必要と認められる場合には，関係省庁〔厚生労働省，経済産業省，総務省，国土交通省〕を経由して，ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与 ○非常本部等は，災害の程度，施設の重要度等を勘案の上，特に必要と認められる場合には，厚生労働省，経済産業省，総務省及び国土交通省を経由して，ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。
（略）	（略）
(3)　住宅の応急復旧活動 ○地方公共団体は，必要に応じて，住宅事業者の団体と連携して，被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。	(3)　住宅の応急復旧活動 ○市町村（都道府県）は，必要に応じて，住宅事業者の団体と連携して，被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。
３　二次災害防止活動 ○国及び地方公共団体は，専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ，必要に応じ，住民の避難，応急対策を行うものとする。	（削る） （削る）
４　複合災害発生時の体制 （略）	３　複合災害発生時の体制 （略）
第４節　救助・救急，医療及び消火活動 ○災害発生後，被害者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うこと，必要に応じ消火活動を行うことは，生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。	第４節　救助・救急，医療及び消火活動 ○災害発生後，被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うこと，必要に応じ消火活動を行うことは，生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。
１　救助・救急活動 (1)　住民及び自主防災組織の役割 ○住民及び自主防災組織は，自発的に被害者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。	１　救助・救急活動 (1)　住民及び自主防災組織の役割 ○住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

修正前	修正後
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動
○被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに，警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営等のための拠点の確保を図るものとする。
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○非常本部等は，必要に応じ，救助・救援関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕等に対し，応援を依頼するものとする。	○非常本部等は，必要に応じ，救助・救急関係省庁等に対し，応援を依頼するものとする。
（略）	（略）
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○国〔警察庁〕は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○国〔消防庁〕は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。
○防衛省は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○国〔防衛省〕（自衛隊）は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。
○海上保安庁は，海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼等に基づき，被災地方公共団体の活動を支援する。	○国〔海上保安庁〕は，海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼等に基づき，被災地方公共団体の活動を支援する。
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国〔国土交通省〕，高速道路事業者及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
(5)　資機材等の調達等	(5)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○救助・救急活動（航空災害においては消火活動を含む。）に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○国〔内閣府，警察庁，消防庁，国土交通省，海上保安庁，防衛省等〕，地方公共団体及び事業者は，必要に応じ，他の地方公共団体，事業者又は民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。
（新設）	(6)　部隊間の活動調整
（新設）	○国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，防衛省〕は，警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急，消火活動等を行えるよう，非常本部等，現地対策本部のほか，被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において，活動調整会議等により，効果的な救助・救急，消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所，行方不明者の特定に資する情報，燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。
（新設）	○災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は，必要に応じて，合同調整所を設置し，活動エリア・内容・手順，情報通信手段等について，部隊間の情報共有及び活動調整，必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また，災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ，連携して活動す

修正前	修正後
	るものとする。
（新設）	(7)　部隊の活動支援
（新設）	○非常本部等及び現地対策本部は，関係省庁等の協力を得て，警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築するものとする。
（新設）	○国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は，警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出，活動を支援するため，排水ポンプ車，照明車，衛星通信車等の派遣，土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
（略）	（略）
○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕，日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構は，被災地域内の国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院，国立病院機構の病院等において医療活動を行うものとする。	○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人地域医療機能推進機構及び民間医療機関は，被災地域内の国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院，国立病院機構の病院，地域医療機構の病院，民間医療機関の病院等において医療活動を行うものとする。
（略）	（略）
○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。	○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。
○現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○現地対策本部は，必要に応じ，又は地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。
○国，地方公共団体及び医療機関は，医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。	○国〔厚生労働省〕，地方公共団体及び医療機関は，医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人地域医療機能推進機構及び被災地域外の都道府県（市町村）は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。
（新設）	○全国からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は，派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し，原則として車両による陸路参集を行う。なお，遠方の災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の参集に当たっては，空路参集も考慮する。
（略）	（略）
○消防庁は，被災地域外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置	○国〔消防庁〕は，被災地域外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のため

修正前	修正後
をとるものとする。	の措置をとるものとする。
（略）	（略）
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。
○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。また，都道府県は，活動場所（医療機関，救護所，航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
（略）	（略）
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人地域医療機能推進機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
○被災地方公共団体は，必要に応じて，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕に対し，区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。	○被災地方公共団体は，必要に応じて，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人地域医療機能推進機構〕に対し，区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。
（略）	（略）
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
○非常本部等は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○非常本部等は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における航空搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，航空搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，航空搬送拠点を確保・運営するとともに，航空搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域以外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，国〔厚生労働省〕及び被災地域外の都道府県に対して，災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の編成及び協力を求めるものとする。
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○国〔厚生労働省〕，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等を編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。

修正前	修正後
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。 ○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等を編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を国〔厚生労働省〕に報告するものとする。 ○国〔厚生労働省〕及び被災都道府県は，災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。
３　消火活動 (1)　地方公共団体等による消火活動 （略） ○海上保安庁は，海上における消火活動を行うほか，必要に応じ，地方公共団体に対して応援を要請するものとする。 (2)　被災地域外の地方公共団体による応援 ○被災地域外の市町村は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。 ○消防庁は，被災地域外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。 ○消防庁は，必要に応じ，被災地域外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。 （略）	３　消火活動 (1)　地方公共団体等による消火活動 （略） ○国〔海上保安庁〕は，速やかに火災発生状況を把握するとともに，海上における消火活動を行うほか，必要に応じ，地方公共団体に対して応援を要請するものとする。 (2)　被災地域外の地方公共団体による応援 ○被災地域又は発災現場以外の市町村は，被災地又は発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき，消防機関（危険物災害においては自衛消防組織等を含む。）による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。 ○国〔消防庁〕は，被災地域外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。 ○国〔消防庁〕は，必要に応じ，被災地域又は発災現場以外の地方公共団体の消防隊（危険物災害においては自衛消防組織等を含む。）による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。 （略）
４　惨事ストレス対策 ○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 ○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	４　惨事ストレス対策 ○捜索，救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 ○消防機関は，必要に応じて，国〔消防庁等〕に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ○第４節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも，また，被害の拡大防止，さらには避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。	第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ○第４節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも，また，被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。以下同じ。），さらには避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 ○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。 (2)　輸送対象の想定 一　第１段階 （略） エ　後方医療機関へ搬送する負傷者 （略）	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 ○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧（雪害においては除雪を含む。），輸送活動を行うものとする。 (2)　輸送対象の想定 一　第１段階 （略） エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等 （略）

修正前	修正後
２　交通の確保	２　交通の確保
○災害発生後，特に初期には，使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり，そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施するものとする。その後，順次優先度を考慮して，応急復旧のため人員，資機材集中的なの投入を図るものとする。	○災害発生後（風水害の発生のおそれがある場合を含む。），特に初期には，使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり，そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施するものとする。その後，順次優先度を考慮して，応急復旧のため人員，資機材集中的な投入を図るものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）
（新設）	○非常本部等は，応援部隊の災害現場への投入を迅速化するため，交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについて，総合調整を行うものとする。
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
（略）	（略）
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において，被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，被災地域周辺の都道府県警察の協力により，周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定等に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに，情報板，信号機等の交通管制施設も活用するものとする。	○都道府県警察は，危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において，被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，被災地域周辺の都道府県警察の協力により，周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定等に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに，情報板，信号機等の交通管制施設も活用するものとする。
（略）	（略）
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，必要な場合には，放置車両の撤去，警察車両による先導等を行うものとする。	○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，必要な場合には，放置車両等の撤去，警察車両による先導等を行うものとする。
（略）	（略）
○警察庁は，都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに，都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。	○国〔警察庁〕は，都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに，都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。
（略）	（略）
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定行地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（略）	（略）
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最	○国〔国土交通省〕は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保

修正前	修正後
優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。	を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。
○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国土交通省等に報告するほか，道路啓開等を行い道路機能の確保に努めるものとする。	○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国〔国土交通省等〕に報告するほか，道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるものとする。
○路上の障害物の除去について，道路管理者，警察機関，消防機関，自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。	○路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について，道路管理者，警察機関，消防機関，自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
○道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。	○道路管理者は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは，運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては，道路管理者は，自ら車両の移動等を行うものとする。
○国土交通大臣は，道路管理者である都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は，道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。	○国〔国土交通大臣〕は，道路管理者である都道府県及び市町村に対し，都道府県知事は，道路管理者である指定都市以外の市町村に対し，必要に応じて，ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定を結んでおく等，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。
○国土交通省は，道路の被害状況，復旧状況等について，非常本部等に報告するものとする。	○国〔国土交通省〕は，道路の被害状況，復旧状況等について，非常本部等に報告するものとする。
(4)　航路等の障害物除去等	(4)　航路等の障害物除去等
○国土交通省は，開発保全航路，緊急確保航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。	○国〔国土交通省〕は，開発保全航路，緊急確保航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。
○港湾管理者及び漁港管理者は，その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，障害物除去等に努めるものとする。	○港湾管理者及び漁港管理者は，その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，障害物除去による航路啓開に努めるものとする。
○海上保安庁は，海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは，その旨を非常本部等に報告し，速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに，船舶所有者等に対し，これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは，その旨を非常本部等に報告し，速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに，船舶所有者等に対し，これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。
(5)　港湾及び漁港の応急復旧等	(5)　港湾及び漁港の応急復旧等
○港湾管理者は，港湾施設について，早急に被害状況を把握し，国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。国土交通省及び港湾管理者は，必要に応じ応急復旧等を行うものとする。	○港湾管理者は，港湾施設について，早急に被害状況を把握し，国〔国土交通省〕に対して被害状況を報告するものとする。国〔国土交通省〕及び港湾管理者は，必要に応じ応急復旧等を行うものとする。
○漁港管理者は，漁港施設について，早急に被害状況を把握し，応急復旧を行うとと	○漁港管理者は，漁港施設について，早急に被害状況を把握し，応急復旧等を行うと

修正前	修正後
もに，農林水産省に対して，被害状況を報告するものとする。	ともに，国〔農林水産省〕に対して，被害状況を報告するものとする。
○海上保安庁は，航路標識が破損し又は流出したときは，速やかに復旧に努めるほか，必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。	○国〔海上保安庁〕は，航路標識が破損し又は流出したときは，速やかに復旧に努めるほか，必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。
○国土交通省及び農林水産省は，港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。	○国〔国土交通省，農林水産省〕は，港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。
(6)　海上交通の整理等	(6)　海上交通の整理等
○海上保安庁は，船舶の輻輳が予想される海域において，必要に応じて，船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合，緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。	○国〔海上保安庁〕は，船舶の輻輳が予想される海域において，必要に応じて，船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合，緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
○海上保安庁は，海難の発生その他の事情により，船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは，必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，緊急輸送を円滑に行うため，海難の発生その他の事情により，船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは，必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。
○海上保安庁は，水路の水深に異常が生じたと認められるときは，必要に応じて水路測量を行うとともに，応急標識の設置等により水路の安全を確保するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，水路の水深に異常が生じたと認められるときは，必要に応じて水路測量を行うとともに，応急標識の設置等により水路の安全を確保するものとする。
(7)　空港等の応急復旧等	(7)　空港等の応急復旧等
○国土交通省は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，応急復旧等を行うとともに，空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○国〔国土交通省〕は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，応急復旧等を行うとともに，空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。
○空港管理者は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○空港管理者は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，国〔国土交通省〕に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。
○国土交通省，空港管理者及び非常本部等は，相互の連絡を密にして，効果的な応急復旧等を行うものとする。	○国〔国土交通省〕，空港管理者及び非常本部等は，相互の連絡を密にして，効果的な応急復旧等を行うものとする。
（略）	（略）
(8)　航空管制等	(8)　航空機の運用調整等
○国土交通省は，情報収集，緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また，災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して，必要な情報を提供し，航空機の安全運航の確保を図るなど，災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。	○国〔国土交通省〕は，情報収集，救助・救急，医療，緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また，災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して，必要な情報を提供し，航空機の安全運航の確保を図るなど，災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，航空機を最も有効適切に活用するため，情報収集，救助・救急，医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し，災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し，現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。
(9)　鉄道交通の確保	(9)　鉄道交通の確保
○国土交通省は，鉄道の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○国〔国土交通省〕は，鉄道の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。
○鉄道事業者は，その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○鉄道事業者は，その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し，国〔国土交通省〕に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。
(10)　広域輸送拠点の確保	(10)　広域物資輸送拠点の確保
○地方公共団体は，状況に応じて人員の派遣等を行いながら，あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに，その周知徹底を図	○地方公共団体は，状況に応じて人員の派遣等を行いながら，あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域物資輸送拠点を開設するとともに，その周知徹底

修正前	修正後
るものとする。	を図るものとする。
３　緊急輸送	３　緊急輸送
（略）	（略）
（新設）	○非常本部等は，応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保について，総合調整を行うものとする。
（略）	（略）
○国土交通省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，港湾管理者，航空運送事業者，道路運送事業者，海上運送事業者，港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。	○国〔国土交通省〕は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，港湾管理者，空港管理者，航空運送事業者，道路運送事業者，海上運送事業者，港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。
○海上保安庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する船舶，航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する船舶，航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
（略）	（略）
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。	○国〔消防庁〕は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。
（略）	（略）
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○緊急輸送を行う関係機関及び国〔資源エネルギー庁〕は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
第６節　避難収容及び情報提供活動	第６節　避難の受入れ及び情報提供活動
○災害発生後，被災者を速やかに避難誘導し，安全な避難場所に収容することにより，当面の居所を確保することは，被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。	○災害発生後（風水害，火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。），被災者を速やかに避難誘導し，安全な避難所に受入れることにより，安全が確保されるまでの間あるいは住家の被害を受け復旧がなされるまでの間，当面の居所を確保することは，被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
○地方公共団体は，発災時には，人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。	○市町村は，発災時には，人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○市町村は，避難誘導に当たっては，避難場所及び避難路や避難先，災害危険箇所等（浸水区域，土砂災害危険箇所等の存在，雪崩危険箇所等）の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。

修正前	修正後
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	○都道府県は，指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
（新設）	○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては，指定緊急避難場所への移動を原則とするものの，避難時の周囲の状況等により，指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は，近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて，市町村は，住民等への周知徹底に努めるものとする。
（新設）	２　指定緊急避難場所
（新設）	○市町村は，発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には，必要に応じ，避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。
２　避難所	３　指定避難所
(1)　避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。	○市町村は，発災時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○市町村は，避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
(2)　避難所の運営管理等	(2)　避難所の運営管理等
○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○市町村は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，市町村は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○市町村は，それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。

修正前	修正後
○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	○市町村は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	○市町村は，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	○市町村（都道府県）は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
○国及び地方公共団体は，災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は，災害の規模，被災者の避難状況，避難の長期化等にかんがみ，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。	○国〔内閣府，国土交通省等〕及び地方公共団体は，災害の規模等にかんがみて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。
3　応急仮設住宅等	4　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに内閣府と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○被災都道府県は，応急仮設住宅を提供する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに国〔内閣府〕と協議の上，応急仮設住宅を提供するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。
（新設）	○民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や，応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には，民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また，応急仮設住宅を建設する場合には，二次災害に十分配慮するものとする。
(3)　応急仮設住宅の運営管理	(3)　応急仮設住宅の運営管理
○地方公共団体は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を	○市町村（都道府県）は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の

修正前	修正後
推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。	参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
４　広域一時滞在 ○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難・収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れついては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。 ○国は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	５　広域一時滞在 ○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難状況，避難の長期化等にかんがみ，被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所，応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。 ○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部〕は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言を行うものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。
○国は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。	○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部〕は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。
（略） ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。 （略） ○避難収容関係省庁，緊急輸送関係省庁，被災都道府県等は，計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。	（略） ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。 （略） ○避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁，被災都道府県等は，計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。
５　要配慮者への配慮 （略） ○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め	６　要配慮者への配慮 （略） ○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅の提供に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制の整備，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に

修正前	修正後
るものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。
６　帰宅困難者対策	７　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うとともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。	○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し（火山災害における降灰の影響を含む。），自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国〔内閣府，国土交通省等〕及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うとともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。
７　被災者等への的確な情報伝達活動	８　被災者等への的確な情報伝達活動
○流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確な情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見等が数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。	○流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見等が数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
（略）	（略）
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることにかんがみ，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。
（略）	（略）
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，国民全体に対し，災害の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，国民全体に対し，災害の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。
○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	（削る）
（略）	（略）

修正前	修正後
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体及び事業者は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体及び関係事業者等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○被災市町村（都道府県）は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
第７節　物資の調達，供給活動	第７節　物資の調達，供給活動
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
（略）	（略）
○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，物資関係省庁〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に対し，又は非常本部等に対し，物資の調達を要請するものとする。	○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，国〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に対し，又は非常本部等に対し，物資の調達を要請するものとする。
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○被災都道府県は，指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
（略）	（略）
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○国〔国土交通省〕は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行う	○国〔国土交通省〕は，指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必

修正前	修正後
べきことを指示するものとする。	要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
○厚生労働省は，関係事業者に対する給水の要請等を行い，供給を確保するものとする。	○国〔厚生労働省〕は，関係事業者に対する給水の要請等を行い，供給を確保するものとする。
○厚生労働省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○国〔厚生労働省〕は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○国〔農林水産省〕は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
○経済産業省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○国〔経済産業省〕は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
○総務省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○国〔総務省〕は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。	○国〔消防庁〕は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○国〔資源エネルギー庁〕は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，国，地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は，資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合，安全でない状況にある場合等，要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き，当該物資の輸送を行うものとする。	○指定公共機関〔運送事業者等〕及び指定地方公共機関〔運送事業者等〕は，国，地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は，資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合，安全でない状況にある場合等，要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き，当該物資の輸送を行うものとする。
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，運送の要請等に対応できるように，防災業務計画等において，物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。	○指定公共機関〔運送事業者等〕及び指定地方公共機関〔運送事業者等〕は，運送の要請等に対応できるように，防災業務計画等において，物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。
第８節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	第８節　保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動
○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。	○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体対策を遅滞なく進める。
１　保健衛生	１　保健衛生

修正前	修正後
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	○国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。	○市町村（都道府県）は，保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。	○国〔厚生労働省〕は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。
○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○市町村は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。	○市町村（都道府県）は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。
○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○国〔厚生労働省，環境省〕は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。
２　防疫活動	２　防疫活動
○地方公共団体は，必要に応じ，家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。	○市町村（都道府県）は，必要に応じ，家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。
○非常本部等は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，厚生労働省及び防衛省に対し，防疫活動を依頼し，その総合調整を行うものとする。	○非常本部等は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，国〔厚生労働省，防衛省〕に対し，防疫活動を依頼し，その総合調整を行うものとする。
（略）	（略）
○厚生労働省は，必要に応じ，防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき，被災地域外の地方公共団体に対する支援要請等により，被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。	○国〔厚生労働省〕は，必要に応じ，防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき，被災地域外の地方公共団体に対する支援要請等により，被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。
（略）	（略）
３　遺体の処理等	３　遺体対策
○地方公共団体は，遺体の処理については，火葬場，柩等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し，柩の調達，遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また，必要に応じ，近隣地方公共団体の協力を得て，広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお，遺体については，その衛生状態に配慮するものとする。	○市町村（都道府県）は，遺体対策については，火葬場，柩等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し，柩の調達，遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また，必要に応じ，近隣地方公共団体の協力を得て，広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお，遺体については，その衛生状態に配慮するものとする。
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○国〔警察庁〕及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関〔公益社団法人日本医師会〕等と密接に連携するものとする。
第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

修正前	修正後
１　社会秩序の維持 （略） ○海上保安庁は，被災地付近の海上において，巡視船艇を配備し，速やかな安全確保に努めるものとする。	１　社会秩序の維持 （略） ○国〔海上保安庁〕は，被災地付近の海上において，巡視船艇を配備し，速やかな安全確保に努めるものとする。
２　物価の安定，物資の安定供給 ○国及び地方公共団体は，生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買占め・売惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。	２　物価の安定，物資の安定供給 ○国〔消費者庁等〕及び地方公共団体は，生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買占め・売惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。
第 11 節　自発的支援の受入れ ○大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが，国，地方公共団体及び関係団体は，それらの申入れに対して適切に対応する。	第 11 節　自発的支援の受入れ ○大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが，国〔内閣府等〕，地方公共団体及び関係団体は，それらの申入れに対して適切に対応する。
１　ボランティアの受入れ ○国，地方公共団体及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して，老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。 （略）	１　ボランティアの受入れ ○国〔内閣府等〕，地方公共団体及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して，老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。 （略）
３　海外等からの支援の受入れ ○外務省は，外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には，非常本部等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。 （略） ○外務省は，作成された受入計画の内容について，支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後，関係省庁は，同計画に基づき，当該海外等からの支援を受け入れるものとする。 ○非常本部等は，支援を受け入れないと決定した場合，被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は，その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。	３　海外等からの支援の受入れ ○国〔外務省〕は，外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には，非常本部等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。 （略） ○国〔外務省〕は，作成された受入計画の内容について，支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後，関係省庁は，同計画に基づき，当該海外等からの支援を受け入れるものとする。 ○非常本部等は，支援を受け入れないと決定した場合，被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。国〔外務省〕は，その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。
第３章　災害復旧・復興 ○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建及	第３章　災害復旧・復興 ○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建及

修正前	修正後
び経済の復興，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	び経済の復興，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定
（略）	（略）
○国は，被災地方公共団体等がその応急対策，復旧・復興において多大な費用を要することに鑑み，適切な役割分担のもとに，財政措置，金融措置，地方財政措置等により支援するものとする。	○国は，被災地方公共団体等がその応急対策，復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ，適切な役割分担のもとに，財政措置，金融措置，地方財政措置等により支援するものとする。
（略）	（略）
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方
１　被災施設の復旧等	１　被災施設の復旧等
（略）	（略）
○国は，ライフライン施設等の復旧のため，復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。	○国〔総務省，厚生労働省，経済産業省，国土交通省等〕は，ライフライン施設等の復旧のため，復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧を行うものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧等を行うものとする。
○国及び都道府県は，著しく異常かつ激甚な災害が発生し，緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。	○国〔国土交通省〕及び都道府県は，著しく異常かつ激甚な災害が発生し，緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。
○ライフライン，交通輸送等の関係機関は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。	○ライフライン，交通輸送等の関係機関〔総務省，厚生労働省，経済産業省，国土交通省等〕は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。
（略）	（略）
２　災害廃棄物の処理	２　災害廃棄物の処理
○地方公共団体は，災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。	○国〔環境省等〕及び地方公共団体は，災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。
○環境省は，迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。	○国〔環境省〕は，迅速かつ適正な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。
（略）	（略）
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
（略）	（略）
○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない	○国〔国土交通省〕及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障

修正前	修正後
範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 （略）	のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 （略）
２　防災まちづくり （略） ○地方公共団体は，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等について，各種ライフラインの特性等を勘案し，各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，災害廃棄物の処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的実施を行うものとする。 （略） ○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，石綿等の粉じん障害等の職業性疾病等の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。 （略） ○国及び地方公共団体は，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み，その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。	２　防災まちづくり （略） ○地方公共団体は，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等について，各種ライフラインの特性等を勘案し，風水害においては耐水性等にも配慮しながら，各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，火山噴出物（火山災害の場合に限る。）及び災害廃棄物の処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的実施を行うものとする。 （略） ○国〔厚生労働省〕は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む。）における労働災害，石綿等の粉じん障害等の職業性疾病等の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。 （略） ○国及び地方公共団体は，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ，その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて，障害者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努めるものとする。
第４節　被災者等の生活再建等の支援 ○国及び地方公共団体は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 （略） （新設） （略）	第４節　被災者等の生活再建等の支援 ○国〔内閣府，厚生労働省等〕及び地方公共団体は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 （略） ○都道府県は，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について，被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には，当該市町村に対し必要な支援を行うとともに，被害が複数の市町村にわたる場合には，調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう，被災市町村間の調整を図るものとする。 （略）

修正前	修正後
○内閣府及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○国〔内閣府〕及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
○内閣府及び地方公共団体は，被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の生活再建を支援し，被災地の速やかな復興を図る。	○国〔内閣府〕及び地方公共団体は，被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の生活再建を支援し，被災地の速やかな復興を図る。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，税についての期限の延長，徴収猶予及び減免，国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。	○国〔総務省，財務省，厚生労働省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，税についての期限の延長，徴収猶予及び減免，国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
○国及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。	○国〔厚生労働省，農林水産省等〕及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。
○厚生労働省は，被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに，被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。	○国〔厚生労働省〕は，被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに，被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。
（略）	（略）
○国土交通省及び地方公共団体は，災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては，防災集団移転促進事業等を活用しつつ，極力安全な地域への移転を推奨するものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては，防災集団移転促進事業等を活用しつつ，極力安全な地域への移転を推奨するものとする。
○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の生活の維持を支援するものとする。	○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の生活の維持を支援するとともに，できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し，提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。
（略）	（略）
第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援
○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。	○国〔経済産業省〕及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，地場産業，商店街の復興に配慮するとともに，内外経済の潮流を踏まえ，成長産業のための基盤整備等により，地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。	○国〔経済産業省〕及び地方公共団体は，地場産業，商店街の復興に配慮するとともに，内外経済の潮流を踏まえ，成長産業のための基盤整備等により，地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。
○株式会社日本政策金融公庫等は，被災農林漁業者に対し，施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また，農林水産省は，必要に応じて，被災農林漁業者の経営資金等を供給するため，天災融資法の発動を行うものとする。	○株式会社日本政策金融公庫等は，被災農林漁業者に対し，施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また，国〔農林水産省〕は，必要に応じて，被災農林漁業者の経営資金等を供給するため，天災融資法の発動を行うものとする。

修正前	修正後
第３編　地震災害対策編	第３編　地震災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	第１節　想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方
○国及び地方公共団体は，地震災害対策の検討に当たり，科学的知見を踏まえ，あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し，その想定結果に基づき対策を推進するものとする。	○国〔内閣府，文部科学省等〕及び地方公共団体は，地震災害対策の検討に当たり，科学的知見を踏まえ，あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し，その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
○地震の想定に当たっては，古文書等の資料の分析，地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて，できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお，地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。	○地震の想定に当たっては，古文書等の資料の分析，地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて，できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお，地震活動の長期評価，地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。
○国及び地方公共団体は，被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため，具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際，今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに，地域性の考慮，複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また，自然現象は大きな不確定要素を伴うことから，想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。	○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は，被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため，具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際，今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに，地域性の考慮，複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また，自然現象は大きな不確定要素を伴うことから，想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。
○大規模地震は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模地震について，国は，上述の被害想定に基づき予防対策から発災時の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた地震防災対策のマスタープランである地震対策大綱を策定し，それをもとに地震発生時の各機関が取るべき行動内容等を定める応急対策活動要領等を作成する。さらに国は，期限を定めて定量的な減災目標を設定し，減災目標を達成するために必要な数値目標，具体的な実現方策等を定めた地震防災戦略を策定し，地震防災対策を推進するものとする。また，その達成状況については，定期的にフォローアップを行うものとする。さらに，減災目標の達成のためには，地方公共団体の参画と連携が不可欠であり，関係地方公共団体は，地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。また，国は，原子力発電所等が設置されている地域において想定地震を検討する際には，安全性に配慮する観点からも，地震の震源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。	○大規模地震は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模地震について，国〔内閣府〕は，上述の被害想定に基づき予防対策から発災時の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた地震防災対策のマスタープランである地震対策大綱を策定し，それをもとに地震発生時の各機関が取るべき行動内容等を定める応急対策活動要領等を作成する。さらに国〔内閣府〕は，期限を定めて定量的な減災目標を設定し，減災目標を達成するために必要な数値目標，具体的な実現方策等を定め，地震防災対策を推進するものとする。また，その達成状況については，定期的にフォローアップを行うものとする。さらに，減災目標の達成のためには，地方公共団体の参画と連携が不可欠であり，関係地方公共団体は，減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。また，国〔内閣府等〕は，原子力発電所等が設置されている地域において想定地震を検討する際には，安全性に配慮する観点からも，地震の震源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。
○関係地方公共団体は，地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても，地域の特性を踏まえた被害想定を実施し，それに基づく減災目標を策定し，国の協力の下，関係機関，住民等と一体となって，効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めるものとする。	○関係地方公共団体は，国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても，地域の特性を踏まえた被害想定を実施し，それに基づく減災目標を策定し，国の協力の下，関係機関，住民等と一体となって，効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めるものとする。
○地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，南海トラフ地震防災対策推進地域においては，南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき，地震防災に関する措置を実施するものと	○地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，南海トラフ地震防災対策推進地域においては，南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき，首都直下地震緊急対策区域においては，

修正前	修正後
する。	首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき，地震防災に関する措置を実施するものとする。
第２節　地震に強い国づくり，まちづくり	第２節　地震に強い国づくり，まちづくり
２　地震に強い国づくり	２　地震に強い国づくり
○国は，国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，地震災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。特に，海溝型巨大地震が発生した場合の地震災害対策の立案に当たっては，被災地のみの対応では限界があることから，日本全国を見据えた道路，鉄道，港湾の整備など国土全体のグランドデザインの観点からの検討を行う必要がある。	○第２編１章１節１項「災害に強い国づくり」 ○海溝型巨大地震が発生した場合の地震災害対策の立案に当たっては，被災地のみの対応では限界があることから，日本全国を見据えた道路，鉄道，港湾の整備など国土全体のグランドデザインの観点からの検討を行う必要がある。
(1)　主要交通・通信の機能強化	(1)　主要交通・通信の機能強化
○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，各施設等の耐震化，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。	○第２編１章１節１項(1)「主要交通・通信機能の強化」
(2)　首都の防災性の向上等	(2)　首都の防災性の向上等
○国及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏の果たす中枢機能の重要性に鑑み，首都圏において都市防災構造化対策等の防災対策を推進するものとする。	○第２編１章１節１項(3)「首都の防災性の向上等」
○国は，首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え，発災後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し，そのために必要な中央省庁の業務の実施体制を整えるよう努めるものとする。	（削る）
(3)　地震に強い国土の形成	(3)　地震に強い国土の形成
○国及び地方公共団体は，地震に強い国土の形成を図るため，国土保全事業を総合的・計画的に推進するとともに，構造物，施設等の耐震性に十分配慮するものとする。	○第２編１章１節１項(2)「災害に強い国土の形成」
○国及び地方公共団体は，老朽化した社会資本について，長寿命化計画の作成・実施等により，その適切な維持管理に努めるものとする。	○第２編１章１節１項(2)「災害に強い国土の形成」
３　地震に強いまちづくり	３　地震に強いまちづくり
(1)　地震に強い都市構造の形成	(1)　地震に強い都市構造の形成
○国及び地方公共団体は，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾，空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業，土地区画整理事業，市街地再開発事業等による市街地の面的な整備，建築物や公共施設の耐震・不燃化，水面・緑地帯の計画的確保，防災に配慮した土地利用への誘導等により，地震に強い都市構造の形成を図るものとする。なお，事業の実施に当たっては，効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，避難路，避難場所，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾，空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業，土地区画整理事業，市街地再開発事業等による市街地の面的な整備，建築物や公共施設の耐震・不燃化，水面・緑地帯の計画的確保，防災に配慮した土地利用への誘導等により，地震に強い都市構造の形成を図るものとする。なお，事業の実施に当たっては，効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

修正前	修正後
○地方公共団体は，地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し，国及び地方公共団体は，それに基づく事業の推進を図るものとする。	○地方公共団体は，地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し，国〔内閣府，消防庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，それに基づく事業の推進を図るものとする。
○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。
○国，地方公共団体及び施設管理者は，高層ビル，地下街及びターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性に鑑み，これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備，利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化するものとする。	○国，地方公共団体及び施設管理者は，高層ビル，地下街及びターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性にかんがみ，これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備，利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化するものとする。
(2)　建築物の安全化	(2)　建築物の安全化
○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者に関わる社会福祉施設，医療施設等について，耐震性の確保に特に配慮するものとする。特に，国及び地方公共団体は，防災拠点となる公共施設等の耐震化について，数値目標を設定するなど，計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。	○第２編１章１節２項(2)「建築物の安全化」
○国及び地方公共団体は，住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため，基準の遵守の指導等に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため，基準の遵守の指導等に努めるものとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。	○国〔文化庁等〕及び地方公共団体は，文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。
(3)　ライフライン施設等の機能の確保	(3)　ライフライン施設等の機能の確保
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，関係機関と密接な連携をとりつつ，ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。	○国〔総務省，国土交通省等〕及び地方公共団体は，関係機関と密接な連携をとりつつ，ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに，企業等における安全確保に向けての自発的な取	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」

修正前	修正後
組を促進するものとする。	
(4)　崖地，液状化対策等	(4)　崖地，液状化対策等
○国及び地方公共団体は，地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め，急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに，急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し，近接する建築物の移転等を誘導する。さらに，地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について，ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに，警戒避難時の避難についても周知徹底を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め，急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに，急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し，近接する建築物の移転等を誘導する。さらに，地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について，ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに，警戒避難時の避難についても周知徹底を図るものとする。
○農林水産省及び地方公共団体は，地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について，ハザードマップの作成等により，適切な情報提供を図るものとする。	○国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について，ハザードマップの作成等により，適切な情報提供を図るものとする。
（新設）	○国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，地震による崩壊等のおそれのある山地災害危険地区等において，山地治山，地すべり防止施設等の整備を推進するものとする。
○国，地方公共団体及び公共・公益施設の管理者は，埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして，浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに，施設の特性を踏まえた技術基準を検討し，その結果に基づいて，地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また，大規模開発に当たっては，十分な連絡・調整を図るものとする。さらに，国及び地方公共団体は，住宅・宅地の液状化対策として，液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め，国民への適切な情報提供等を図るものとする。	○国〔国土交通省〕，地方公共団体及び公共・公益施設の管理者は，埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして，浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに，施設の特性を踏まえた技術基準を検討し，その結果に基づいて，地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また，大規模開発に当たっては，十分な連絡・調整を図るものとする。さらに，国及び地方公共団体は，住宅・宅地の液状化対策として，液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め，国民への適切な情報提供等を図るものとする。
(5)　危険物施設等の安全確保	(5)　危険物施設等の安全確保
○国及び地方公共団体は，石油コンビナート等の危険物施設等，火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設，ボイラー施設等について，耐震性の確保，護岸等の耐震性の向上，緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。	○国〔消防庁，経済産業省，国土交通省〕及び地方公共団体は，石油コンビナート等の危険物施設等，火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設，ボイラー施設等について，耐震性の確保，護岸等の耐震性の向上，緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
(6)　災害応急対策等への備え	(6)　災害応急対策等への備え
○国，公共機関及び地方公共団体は，地震が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第１章第５節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
第３節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，初期消火を行う，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難場所や避難所で自ら	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」

修正前	修正後
活動する，あるいは，国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○国及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，地震災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動，避難場所・避難所での行動	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・災害時の家族内の連絡体制について，あらかじめ決めておくこと	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国〔内閣府，国土地理院，気象庁等〕は，我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るため，地震活動，プレート活動，活断層等に関する広報資料の作成，提供等に努めるものとする。	○国〔内閣府，文部科学省，国土地理院，気象庁等〕は，我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るため，地震活動，プレート活動，活断層等に関する広報資料の作成，提供等に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう，地震情報（震度，震源，マグニチュード，余震の状況等），東海地震に関連する情報等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。	○国〔内閣府，気象庁等〕及び地方公共団体は，地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう，地震情報（震度，震源，マグニチュード，余震の状況等），東海地震に関連する情報等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
○国，公共機関，地方公共団体等は，住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め，緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。	○国〔気象庁等〕，公共機関，地方公共団体等は，住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め，緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。
○地方公共団体は，地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ，地区別防災カルテ，地震時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するとともに，研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニ	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

修正前	修正後
ュアルの策定が行われるよう促すものとする。	
○国及び地方公共団体は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○防災知識の普及に当たっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
(2)　防災関連設備等の普及	(2)　防災関連設備等の普及
○国及び地方公共団体は，住民等に対して消火器，ガスのマイコンメーター，非常持出品等の普及に努めるものとする。	○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，住民等に対して消火器，ガスのマイコンメーター，非常持出品等の普及に努めるものとする。
(3)　防災訓練の実施，指導	(3)　防災訓練の実施，指導
○国及び地方公共団体は，防災週間等を通じ，積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の地震発生時の避難行動，基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
（略）	（略）
(4)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮	(4)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
○消防庁及び地方公共団体は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善，教育訓練体制の充実，青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○消防庁及び地方公共団体は，平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり，災害時においては避難，備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに，消火，救助，救護のための資機材の充実を図るものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○警察庁及び地方公共団体は，地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行うものとす	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」

修正前	修正後
る。	
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
○地方公共団体は，平常時から地域団体，ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」
○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

修正前	修正後
地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
○住民は，自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
第４節　地震災害及び地震防災対策に関する研究及び観測等の推進	第４節　地震災害及び地震防災対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　地震災害及び地震防災対策に関する研究の推進	(1)　地震災害及び地震防災対策に関する研究の推進
○国は，防災に係る見地から，地震災害及び地震防災対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○国は，地震災害及び地震防災対策に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，地震防災技術の研究開発の推進を図るものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○国は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，観測データ及び研究成果の流通の促進，活断層等の観測研究の推進，観測研究体制の充実等を推進するものとする。	○国〔文部科学省，気象庁，内閣府等〕は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，観測データ及び研究成果の流通の促進，活断層等の観測研究の推進，観測研究体制の充実等を推進するものとする。
（略）	（略）
○国は，研究機関等の行った地震に関する観測研究の成果が防災体制の強化に資するよう，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。	○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
(2)　予測，観測の充実・強化等	(2)　予測，観測の充実・強化等
○国は，地震防災対策強化地域において，地震予知のための観測及び測量の実施を強化するものとする。	○国〔気象庁，文部科学省，経済産業省，国土地理院，海上保安庁〕は，地震防災対策強化地域において，地震予知のための観測及び測量の実施を強化するものとする。
○国は，南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。	○国〔文部科学省，国土地理院，気象庁，海上保安庁〕は，南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られ	○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」

修正前	修正後
た知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
○地震が発生した場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
（新設）	○国〔国土交通省〕は，地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を予め策定するものとする。また，これを迅速，効果的に実施できるよう，日頃から関係公共団体，関係機関等との連携を強化するとともに，実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
○気象庁は，確実な緊急地震速報の発表のため，その体制及び施設・設備の充実を図る。	○国〔気象庁〕は，確実な緊急地震速報の発表のため，その体制及び施設・設備の充実を図る。
○国及び地方公共団体は，迅速な緊急地震速報の伝達のため，その伝達体制及び通信施設・設備の充実を図るよう努めるものとする。	○国〔気象庁等〕及び市町村は，迅速な緊急地震速報の伝達のため，その伝達体制及び通信施設・設備の充実を図るよう努めるものとする。
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国，公共機関及び地方公共団体は，地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとす	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

修正前	修正後
る。	
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，衛星携帯電話，衛星通信，インターネットメール，防災行政無線等の通信手段の整備等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，震度観測点の減少等により，震度の分布状況の把握に支障をきたし，初動対応に遅れが生じること等のないよう，迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに，地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により，震度情報ネットワーク，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。	○国〔消防庁，気象庁，総務省〕及び地方公共団体は，震度観測点の減少等により，震度の分布状況の把握に支障をきたし，初動対応に遅れが生じること等のないよう，迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに，地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により，震度情報ネットワーク，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），災害情報共有システム（Ｌアラート）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
○国土交通省は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災関連情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ，災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

修正前	修正後
促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体，電気通信事業者等は，情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策，情報通信施設の危険分散，通信路の多ルート化，通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進，無線を活用したバックアップ対策，デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・非常用電源設備を整備するとともに，その保守点検の実施，的確な操作の徹底，専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに，関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は，総務省と事前の調整を実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・内閣府は，災害情報が官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう，中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関において，実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際，例えば，専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成，参集基準及び参集対象者の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保，携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。また，交通の途絶，職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し，災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の実情を踏まえ，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国土交通省は，緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう，人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国，地方公共団体等は，食料，飲料水，生活必需品，医薬品，血液製剤，燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○都道府県等と自衛隊は，各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど，平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際，自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう，適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実，	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

修正前	修正後
共同防災訓練の実施等に努めるものとする。	
○都道府県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，自衛隊への派遣要請を行うのか，平常時よりその想定を行うとともに，自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(7)　公的機関等の業務継続性の確保	(7)　公的機関等の業務継続性の確保
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。	○第２編１章６節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」
(8)　防災中枢機能等の確保，充実	(8)　防災中枢機能等の確保，充実
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，保有する施設・設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，ＬＰガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い，平常時から点検，訓練等に努めるものとする。また，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や，通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国は，地方公共団体の協力を得て，現地対策本部を設置する施設等の確保，設備の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地，東京湾臨海部基幹的広域防災拠点及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○地方公共団体は，災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
３　救助・救急，医療及び消火活動関係	３　救助・救急，医療及び消火活動関係
○国，地方公共団体及び医療機関等は，発災時における救助・救急，医療及び消火に係	○第２編１章６節５項「救助・救急，医療及び消火活動関係」

修正前	修正後
る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み，情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。	
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
を定期的に行うものとする。	
○国は，災害時の医療関係者の役割，トリアージ技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関しての研究や教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○地方公共団体は，地震による火災に備え，消火栓のみに偏ることなく，防火水槽，耐震性貯水槽の整備，海水，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利としての活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，その適正な配置に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○地方公共団体は，平常時から消防本部，消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り，区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○地方公共団体は，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
４　緊急輸送活動関係	４　緊急輸送活動関係
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに，これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の機材について，必要に応じ，当該地に備蓄するよう努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国〔農林水産省，国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，緊急時における輸送の重要性に鑑み，緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点につい	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
ては，特に耐震性の確保に配慮するものとする。	
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について耐震性の確保を図るとともに，災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制を整備するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び港湾管理者は，発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため，耐震強化岸壁の整備に努めるとともに，関係機関と連携の下，発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また，その検討に基づき，港湾の危険物の除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等，必要な対策を講じるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」 ○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は，発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため，耐震強化岸壁の整備に努めるとともに，関係機関と連携の下，発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。
○国土交通省及び港湾管理者は，港湾広域防災協議会を設置し，港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また，その検討に基づき，緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等，必要な対策を講じるものとする。	○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は，港湾広域防災協議会を設置し，港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また，その検討に基づき，緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等，必要な対策を講じるものとする。
○港湾管理者は，緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため，航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して，施設の維持管理状況の報告を求めるとともに，必要に応じて立入検査を行うものとする。また，施設の維持管理が適切に行われず，災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には，適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ，又は勧告を行うものとする。	○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は，緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため，航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して，施設の維持管理状況の報告を求めるとともに，必要に応じて立入検査を行うものとする。また，施設の維持管理が適切に行われず，災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には，適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ，又は勧告を行うものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は，緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため，耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を推進するものとする。
○国及び地方公共団体は，緊急輸送が円滑に実施されるよう，あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理によ	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
る発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	
○国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
５　避難収容及び情報提供活動関係	５　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○市町村は，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを，あらかじめ定めるよう促すものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
(2)　避難緊急場所・避難所	(2)　指定緊急避難場所

修正前	修正後
○市町村は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。	○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
（新設）	(3)　指定避難所
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所の建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マンホールトイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，あらかじめ介護保険施設，障害者支援施設等に対して災害時に派遣可	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

修正前	修正後
能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	
(3)　避難行動要支援者名簿	(4)　避難行動要支援者名簿
○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
(4)　応急仮設住宅等	(5)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○国及び地方公共団体は，災害に対する安全性に配慮しつつ，応急仮設住宅の用地に関し，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め，災害時に迅速にあっせんできるよう，あらかじめ体制を整備するものとする。また，民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け，その際の取扱い等について，あらかじめ定めておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
(5)　帰宅困難者対策	(6)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」

修正前	修正後
内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」
(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(7)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○国及び地方公共団体は，被災者等に対して，必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国等は，発災後の経過に応じて地方公共団体，被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワンセグ放送等を活用して，警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体，放送事業者等は，地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○放送事業者，通信事業者等は，被害に関する情報，被災者の安否情報等について，情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体等は，安否情報の確認のためのシステムの効果的，効率的な活用が図られるよう，国民に対する普及啓発に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，住民等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　物資の調達，供給活動関係	６　物資の調達，供給活動関係
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し，孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，そ	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」

修正前	修正後
れら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。	
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○物資関係省庁〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，飲料水，医薬品及び燃料等生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔経済産業省等〕は，生活必需品等の物資のうち，生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥るおそれのあるものについて，地方公共団体及び一般消費者への情報提供に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔農林水産省，経済産業省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量については毎年度調査するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，レトルト食品，包装米飯，育児用調製粉乳，飲料水（ペットボトル）	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
生活必需品…毛布，小型エンジン発電機，カセットこんろ，カートリッジボンベ，土のう袋，ブルーシート，懐中電灯（電池を含む。），トイレットペーパー，ティッシュペーパー，仮設トイレ	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体の備蓄拠点については，輸送拠点として指定するなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び都道府県は，災害の規模等に鑑み，被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制など，供給の仕組みの整備を図るものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識を整理するとともに，その知識の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に，人命に関わる重要施設に対しては，早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
○ライフライン事業者は，地震発生時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について，あらかじめ計画を作成しておくも	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」

修正前	修正後
のとする。また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。	
○国及び地方公共団体は，余震，豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに，建築物，宅地及び土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。	○国〔国土交通省，気象庁，林野庁〕及び地方公共団体は，余震，豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに，建築物，宅地及び土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体及び事業者は，有害物質の漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。	○国〔経済産業省，国土交通省，環境省〕，地方公共団体及び事業者は，有害物質の漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。
○地方公共団体は，木造住宅密集地域において，地震により大規模な火災が発生する可能性に備え，関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備，地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。	○市町村は，木造住宅密集地域において，地震により大規模な火災が発生する可能性に備え，関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備，地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。
８　複合災害対策関係	８　複合災害対策関係
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに，外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，様々な複合災害を想定した机上訓練を行い，結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに，地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し，要員の参集，合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府等〕は，あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し，受入判断，受入手続，人員・物資のマッチング方法など，その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府，外務省，農林水産省，消防庁，警察庁，防衛省等〕は，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について，あらかじめ定めておくものとする。特に，国〔内閣府等〕は，在日米軍からの支援については，支援を受け入れた後の在日	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」 ○国〔内閣府等〕は，在日米軍からの支援については，支援を受け入れた後の在日米軍の活動に必要な国内調整の仕組みについて，あらかじめ定めておくものとする。

修正前	修正後
米軍の活動に必要な国内調整の仕組みについて，あらかじめ定めておくものとする。	
１０　防災関係機関等の防災訓練の実施	10　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
○国は，公共機関，地方公共団体等との連携を強化するため，多数の機関が参画する枠組みの活用等により，広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
○国は，情報の収集，伝達訓練の充実を図るとともに，考えうるさまざまな被害を想定し，被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し，機動力を生かして対応するための広域的地震災害応急対策訓練や現地本部設置訓練など，より実践的な防災訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
○地方公共団体は，地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，地震及び被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
○訓練後には訓練成果を取りまとめ，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
１１　災害復旧・復興への備え	11　災害復旧・復興への備え
(1)　災害廃棄物の発生への対応	(1)　災害廃棄物の発生への対応
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また，地方公共団体は，広域処理を行う地域単位で，一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し，災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。	○国〔国土交通省，環境省〕及び地方公共団体は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また，地方公共団体は，広域処理を行う地域単位で，一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し，災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　各種データの整備保全	(2)　各種データの整備保全
○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備し	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」

修正前	修正後
ておくものとする。	
・各種データの総合的な整備保全（戸籍，住民基本台帳，不動産登記，地籍，公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○国〔総務省，経済産業省〕は，地域産業の復興の円滑化のため，耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い，企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
(3)　罹災証明書の発行体制の整備	(3)　罹災証明書の発行体制の整備
○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
(4)　復興対策の研究	(4)　復興対策の研究
○関係機関は，住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援方策，復興過程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」
○内閣府は，被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。また，東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について，事前復興計画の作成，復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」 ○国〔内閣府〕は，東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について，事前復興計画の作成，復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。
(5)　地震保険制度の充実	(5)　地震保険制度の充実
○財務省は，被災者自らによる生活再建の促進のため，地震保険の制度を充実し，普及率の向上を図る。	○国〔財務省〕は，被災者自らによる生活再建の促進のため，地震保険の制度を充実し，普及率の向上を図る。
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
○応急対策の実施については，住民に最も身近な行政主体として第一次的には市町村が当たり，都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また，地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には，国が積極的に応急対策を支援するものとする。	○第２編２章「災害応急対策」
○地震発生後の防災関係機関の動きとしては，まず被害規模等の情報の収集連絡があり，次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに，人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に，発災当初の 72 時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に	○第２編２章「災害応急対策」

修正前	修正後
人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに，避難対策，必要な生活支援（食料，飲料水，燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は，保健衛生，社会秩序の維持，ライフライン等の復旧，被災者への情報提供，二次災害（土砂災害，風水害，建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。このほか，広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。	
（略）	（略）
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
○気象庁は，地震による被害の軽減に資するため，緊急地震速報を発表し，日本放送協会に伝達するとともに，官邸，関係省庁，地方公共団体への提供に努める。また，放送事業者等の協力を得て，テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，地震による被害の軽減に資するため，緊急地震速報を発表し，日本放送協会に伝達するとともに，官邸，関係省庁，地方公共団体への提供に努める。また，放送事業者等の協力を得て，テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。
（略）	（略）
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
○地震情報（震度，震源，マグニチュード，余震の状況等）や津波警報等，被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり，このため，地震の規模や被害の程度に応じ，国，公共機関，地方公共団体等は，情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合，概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材，情報システムを用いて伝達・共有し，被害規模の早期把握を行う必要がある。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　地震情報の連絡	(1)　地震情報の連絡
○地震が発生した場合，気象庁は，地震情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，関係省庁〔内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○地震が発生した場合，気象庁は，地震情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）

修正前	修正後
○都道府県は，気象庁から連絡を受けた地震情報を，市町村，関係機関等へ連絡する。	○都道府県は，国〔気象庁〕から連絡を受けた地震情報を，市町村，関係機関等へ連絡する。
(2)　被害規模の早期把握のための活動	(2)　被害規模の早期把握のための活動
○国，地方公共団体等は，災害発生直後において，概括的被害情報，ライフライン被害の範囲，医療機関にいる負傷者の状況等，被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○被害規模を早期に把握するため，警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を，消防庁及び地方公共団体は１１９番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国等は，地理情報システム及び地震のモニタリングシステム等を利用し，被害規模を早期に評価するものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
(3)　地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(3)　地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害及び火災，津波，土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○関係省庁〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁，国土交通省等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○大規模地震が発生した場合には，官邸において，関係省庁等幹部による緊急参集チ	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
ームが情報の集約等を行う。この場合，必要に応じ，関係指定行政機関を通じ又は直接，都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。	
(4)　一般被害情報等の収集・連絡	(4)　一般被害情報等の収集・連絡
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し，非常本部等の設置後は当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○都道府県は，区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，収集した被害情報を共有するために，指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常本部等は，収集した被害情報を都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(5)　応急対策活動情報の連絡	(5)　応急対策活動情報の連絡
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，必要に応じ，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，必要に応じ，自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をするとともに，都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行う	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

修正前	修正後
ものとする。	
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた施設の復旧を行うこととし，そのための要員を現場に配置する。また，総務省に直ちに連絡し，総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体及び電気通信事業者は，携帯電話，衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○総務省は，通信システムの被災状況等を迅速に把握し，活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため，通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し，通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
４　広域的な応援体制	４　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものと	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
する。	
○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○ライフライン事業者は，必要に応じ，応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
５　国における活動体制	５　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制
○内閣官房は，大規模地震が発生した場合，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関及び公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関及び公共機関は，機関相互間，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁災害対策会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○内閣府は，大規模な地震発生時には，地震及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○災害対策関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，大規模地震が発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」

修正前	修正後
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，中央合同庁舎５号館内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，内閣府等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど，別に定める申合せにより所要の手続を行い，緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の設置場所は，官邸内とする。ただし，官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎５号館（災害対策本部長室）内，中央合同庁舎５号館が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内，防衛省（中央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内とする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の事務局の設置場所は，官邸及び中央合同庁舎５号館内とする。ただし，官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎５号館内，中央合同庁舎５号館が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内，防衛省（中	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

修正前	修正後
央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内とする。	
○内閣府は，官邸等が被災により使用不能である場合には，緊急災害対策本部及びその事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長，関係指定地方行政機関の長，指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等	(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，対処基本方針を定めるものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常本部等は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常本部等は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。緊急災害	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

修正前	修正後
現地対策本部の場合は，必要な閣議請議等の手続を行う。	
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣又は大臣政務官とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部員等予定者は，緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき，自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され，そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し，関係機関から被害情報等の収集を行うとともに，被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理する。併せて，地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して，支援，協力等を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(9)　自衛隊の災害派遣	(9)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，地震の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求できない場合には，その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは，速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば，大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣，通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等，地震による災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○庁舎，営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に，火災その他の災害が発生した場合，部隊等の長は部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，水防活動，消防活動，道路又は水路	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」

修正前	修正後
の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，炊飯及び給水，救援物資の無償貸与又は譲与，危険物の保安及び除去等とする。	
第３節　救助・救急，医療及び消火活動	第３節　救助・救急，医療及び消火活動
○災害発生後，倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うこと，さらに，災害の拡大を防止するため，消火活動を迅速・的確に行うことは，生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。	○第２編２章４節「救助・救急，医療及び消火活動」
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　住民及び自主防災組織の役割	(1)　住民及び自主防災組織の役割
○住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。	○第２編２章４節１項(1)「住民及び自主防災組織の役割」
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動
○被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに，警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営等のための拠点の確保を図るものとする。	○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
○被災地域外の地方公共団体は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき，救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常本部等は，必要に応じ，救助・救援関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕等に対し，応援を依頼するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常本部等又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼に基づき，救助・救急活動を行うもの	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救

修正前	修正後
とする。	急活動」
○海上保安庁は，海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼等に基づき，被災地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
○被災地方公共団体は，自らの公的医療機関において医療活動を行うほか，必要に応じ，その区域内の民間医療機関に対し，医療活動の協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕，日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構は，被災地域内の国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院，国立病院機構の病院等において医療活動を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関等は，病院建築物，医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに，必要に応じ，ライフライン事業者等に対し，応急復旧の要請を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地内の医療機関は，患者の急増等に対応するため，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を派遣するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国，地方公共団体及び医療機関は，医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣について要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

修正前	修正後
（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○消防庁は，被災地域外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常本部等にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
○被災地方公共団体は，必要に応じて，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕に対し，区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○広域後方医療関係機関は，必要に応じて，広域後方医療施設を選定し，その結果を非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○非常本部等は，必要に応じ，又は関係機関の要請に基づき，広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」

修正前	修正後
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常本部等は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
３　消火活動	３　消火活動
(1)　地方公共団体等による消火活動	(1)　地方公共団体等による消火活動
○発災後初期段階においては，住民及び自主防災組織等は，自発的に初期消火活動を行うとともに，消防機関に協力するよう努めるものとする。	○第２編２章４節３項「消火活動」
○被災市町村は，速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに，迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に，大規模な地震災害の場合は，最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。	○第２編２章４節３項「消火活動」
○海上保安庁は，海上における消火活動を行うほか，必要に応じ，地方公共団体に対して応援を要請するものとする。	○第２編２章４節３項「消火活動」
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
○被災地域外の市町村は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，被災地域外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

修正前	修正後
○消防庁は，必要に応じ，被災地域外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○非常本部等は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し，消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，消防機関による応援の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
○第３節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも，また，避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。	○第２編２章５節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
(1)　輸送に当たっての配慮事項	(1)　輸送に当たっての配慮事項
輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に配慮して行う。	○第２編２章５節１項(1)「輸送に当たっての配慮事項」
一　人命の安全	
二　被害の拡大防止	
三　災害応急対策の円滑な実施	
(2)　輸送対象の想定	(2)　輸送対象の想定
一　第１段階	○第２編２章５節１項(2)「輸送対象の想定」
ア　救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資	
イ　消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資	
ウ　政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等	
エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等	
オ　緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び	

修正前	修正後
物資	
二　第２段階	
ア　上記一の続行	
イ　食料，飲料水等生命の維持に必要な物資	
ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送	
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
三　第３段階	
ア　上記二の続行	
イ　災害復旧に必要な人員及び物資	
ウ　生活必需品	
２　交通の確保	２　交通の確保
○地震発生後，特に初期には，使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり，そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施するものとする。その後，順次優先度を考慮して，応急復旧のため人員，資機材の集中的な投入を図るものとする。	○第２編２章５節２項「交通の確保」
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章５節２項「交通の確保」
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
○交通の確保は災害応急対策の成否に係る重要な課題であり，かつ，総合的な調整を必要とするものであるため，非常本部等は，必要に応じ，交通の確保に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，関係機関に対し報告を求め，又は必要な依頼を行うものとする。	○第２編２章５節２項(1)「非常本部等による調整等」
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において，被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，被災地域周辺の都道府県警察の協力により，周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定等に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに，情報板，信号機等の交通管制施設も活用するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，交通規制が実施されたときは，直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，必要な場合には，放置車両の撤去，警察車両による先導等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

修正前	修正後
○都道府県警察は，緊急通行車両の円滑な通行を確保するため，必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県公安委員会は，緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは，道路管理者に対し，緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。○国家公安委員会は，都道府県公安委員会に対し，必要に応じて，広域的な見地から指示を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察庁は，都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに，都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察機関，道路管理者及び非常本部等は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○非常本部等は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定行地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国土交通省等に報告するほか，道路啓開等を行い道路機能の確保に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○路上の障害物の除去について，道路管理者，警察機関，消防機関，自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては，道路管理者は，自ら車両の移動等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通大臣は，道路管理者である都道府県及び市町村に対し，都道府県知事は，道路管理者である指定都市以外の市町村に対し，必要に応じて，ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」

修正前	修正後
○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通省は，道路の被害状況，復旧状況等について，非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
(4)　航路等の障害物除去等	(4)　航路等の障害物除去等
○国土交通省は，開発保全航路，緊急確保航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
○港湾管理者及び漁港管理者は，その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，障害物除去等に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
○海上保安庁は，海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは，その旨を非常本部等に報告し，速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに，船舶所有者等に対し，これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
(5)　港湾及び漁港の応急復旧等	(5)　港湾及び漁港の応急復旧等
○港湾管理者は，港湾施設について，早急に被害状況を把握し，国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。国土交通省及び港湾管理者は，必要に応じ応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○漁港管理者は，漁港施設について，早急に被害状況を把握し，応急復旧を行うとともに，農林水産省に対して，被害状況を報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○海上保安庁は，航路標識が破損し又は流出したときは，速やかに復旧に努めるほか，必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○国土交通省及び農林水産省は，港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
(6)　海上交通の整理等	(6)　海上交通の整理等
○海上保安庁は，船舶の輻輳が予想される海域において，必要に応じて，船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合，緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，海難の発生その他の事情により，船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは，必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，水路の水深に異常が生じたと認められるときは，必要に応じて水路測量を行うとともに，応急標識の設置等により水路の安全を確保するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
(7)　空港等の応急復旧等	(7)　空港等の応急復旧等
○国土交通省は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，応急復旧等を行うとともに，空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」

修正前	修正後
○空港管理者は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○国土交通省，空港管理者及び非常本部等は，相互の連絡を密にして，効果的な応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○地方公共団体は，あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに，その周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
(8)　航空管制等	(8)　航空機の運用調整等
○国土交通省は，情報収集，緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また，災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して，必要な情報を提供し，航空機の安全運航を図るなど，災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。	○第２編２章５節２項(8)「航空機の運用調整等」
(9)　鉄道交通の確保	(9)　鉄道交通の確保
○国土交通省は，鉄道の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」
○鉄道事業者は，その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」
(10)広域輸送拠点の確保	(10)　広域物資輸送拠点の確保
○地方公共団体は，状況に応じて人員の派遣等を行いながら，あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに，その周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(10)「広域物資輸送拠点の確保」
３　緊急輸送	３　緊急輸送
○緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は，陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し，総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に，機動力のあるヘリコプター，大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○非常本部等は，緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体等からの要請に基づき，緊急輸送関係省庁に対し，緊急輸送活動の依頼を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○国土交通省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，空港管理者，港湾管理者，航空運送事業者，道路運送事業者，海上運送事業者，港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」

修正前	修正後
○海上保安庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する船舶，航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する航空機，車両，船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○地方公共団体は，必要に応じ，自ら緊急輸送活動を行うほか，輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○第２編２章５節４項「緊急輸送のための燃料の確保」
第５節　避難収容及び情報提供活動	第５節　避難の受入れ及び情報提供活動
○地震発生後，被災者を速やかに避難誘導し，安全な避難所に収容することにより，当面の居所を確保することは，被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。	○第２編２章６節「避難の受入れ及び情報提供活動」
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
○地方公共団体は，発災時には，人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
（新設）	２　指定緊急避難場所
（新設）	○第２編２章６節２項「指定緊急避難場所」
２　避難場所及び避難所	３　指定避難所
(1)　避難場所及び避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」

修正前	修正後
施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。	
○地方公共団体は，避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
(2)　避難所の運営管理等	(2)　避難所の運営管理等
○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
３　応急仮設住宅等	４　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに内閣府と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○第２編２章６節４項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
○被災都道府県は，(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応じて，非常本部等を通じて，又は直接，資機材関係省庁〔農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○非常本部等は，要請があった場合，資機材関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○要請を受けた資機材関係省庁は，とるべき措置を決定し，非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○資機材関係省庁は，とるべき措置について，関係業界団体等に対し，必要な資機材の供給要請を行うものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
(3)　応急仮設住宅の運営管理	(3)　応急仮設住宅の運営管理
○地方公共団体は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。	○第２編２章６節４項(3)「応急仮設住宅の運営管理」
４　広域一時滞在	５　広域一時滞在
○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難・収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断し	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」

修正前	修正後
た場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。	
○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○市町村は，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○非常本部等は，要請があった場合，広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また，計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し，計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また，要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○避難収容関係省庁，緊急輸送関係省庁，被災都道府県等は，計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
５　要配慮者への配慮	６　要配慮者への配慮
○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」

修正前	修正後
要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	
○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
６　帰宅困難者対策	７　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うとともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。	○第２編２章６節７項「帰宅困難者対策」
７　被災者等への的確な情報伝達活動	８　被災者等への的確な情報伝達活動
○流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見等が数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。	○第２編２章６節８項「被災者等への的確な情報伝達活動」
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，地震の被害，余震の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」

修正前	修正後
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国は，放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し，地震の被害，余震の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
○国〔外務省等〕は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」
第６節　物資の調達，供給活動	第６節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」

修正前	修正後
資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	
○被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
○非常本部等は，調達，供給活動に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体からの要請に基づき，関係機関に対し，調達，供給活動の要請を行うものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
○被災地方公共団体は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について，被災者への供給を行うものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，物資関係省庁〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に対し，又は非常本部等に対し，物資の調達を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど，その事態に照らし緊急を要し，被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは，要求を待たないで，被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」

修正前	修正後
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
○国は，支援物資のニーズ情報が得られる被災地については，物資の内容，引渡し場所等を迅速に把握し，政府内で共有の上，支援を開始できる体制を整えるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地方公共団体が，被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては，被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき，被災地からの要請がなくても，被災地方公共団体に対し，物資の供給を確保し，輸送を開始するものとする。その際に，引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地からの要請がない中で，被災地方公共団体に対し，物資の供給を開始した場合は，現地の配送状況等を考慮し，早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，関係事業者に対する給水の要請等を行い，供給を確保するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○経済産業省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○総務省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等によ	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」

修正前	修正後
り，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	
○物資の輸送について，非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，国，地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は，資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合，安全でない状況にある場合等，要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き，当該物資の輸送を行うものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，運送の要請等に対応できるように，防災業務計画等において，物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	第７節　保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動
○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。	○第２編２章８節「保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動」
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○特に，要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」

修正前	修正後
２　防疫活動	２　防疫活動
○非常本部等は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，厚生労働省及び防衛省に対し，防疫活動を依頼し，その総合調整を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，防疫活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○地方公共団体は，必要に応じ，家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○厚生労働省は，必要に応じ，防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき，被災地域外の地方公共団体に対する支援要請等により，被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は要請に基づいて，防疫活動を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
３　遺体の処理等	３　遺体対策
○地方公共団体は，遺体の処理については，火葬場，柩等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し，柩の調達，遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また，必要に応じ，近隣地方公共団体の協力を得て，広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお，遺体については，その衛生状態に配慮するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
○被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので，社会秩序の維持が重要な課題となる。また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これらについて，関係機関は適切な措置を講じる。	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」
１　社会秩序の維持	１　社会秩序の維持
○警察は，被災地及びその周辺（海上を含む。）において，独自に又は自主防犯組織等	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」

修正前	修正後
と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。また，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。	
○海上保安庁は，被災地付近の海上において，巡視船艇を配備し，速やかな安全確保に努めるものとする。	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」
２　物価の安定，物資の安定供給	２　物価の安定，物資の安定供給
○国及び地方公共団体は，生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買占め・売惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。	○第２編２章９節２項「物価の安定，物資の安定供給」
第９節　応急の教育に関する活動	第９節　応急の教育に関する活動
○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。	○第２編２章 10 節「応急の教育に関する活動」
第 10 節　応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	第 10 節　応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動
１　施設・設備等の応急復旧活動	１　施設・設備等の応急復旧活動
○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等，二次災害を防止するための国土保全施設等に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。	○第２編２章３節２項「施設・設備等の応急復旧活動」
(1)　施設，設備の応急復旧活動	(1)　施設，設備の応急復旧活動
○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国及び地方公共団体は，情報収集で得た航空写真・画像等については，ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため，ライフライン事業者等の要望に応じて，情報提供に努めるものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与

修正前	修正後
○非常本部等は，災害の程度，施設の重要度等を勘案の上，特に必要と認められる場合には，関係省庁〔厚生労働省，経済産業省，総務省，国土交通省〕を経由して，ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
(3)　住宅の応急復旧活動	(3)　住宅の応急復旧活動
○地方公共団体は，必要に応じて，住宅事業者の団体と連携して，被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。	○第２編２章３節２項(3)「住宅の応急復旧活動」
２　二次災害の防止活動	２　二次災害の防止活動
（略）	（略）
○気象庁は，応急活動を支援するため，余震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，応急活動を支援するため，余震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章３節１項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」
（新設）	○国〔国土交通省〕は，地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等に努めるものとする。
(1)　水害・土砂災害対策	(1)　水害・土砂災害対策
（略）	（略）
○国土交通省は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また，都道府県は，地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。	○国〔国土交通省〕は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また，都道府県は，地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。
○気象庁及び都道府県は，必要に応じて，警報，土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。	○国〔気象庁〕及び都道府県は，必要に応じて，警報，土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。
(2)　建築物，構造物の倒壊	(2)　建築物，構造物の倒壊
○国土交通省及び地方公共団体は，余震による建築物等の倒壊に関して，建築技術者等を活用して，被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い，応	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，余震による建築物等の倒壊に関して，建築技術者等を活用して，被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い，

修正前	修正後
急措置を行うとともに，災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。	応急措置を行うとともに，災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
(4)　爆発等及び有害物質による二次災害対策	(4)　爆発等及び有害物質による二次災害対策
（略）	（略）
○国，地方公共団体又は事業者は，有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため，施設の点検，応急措置，関係機関への連絡，環境モニタリング等の対策を行うものとする。	○国〔環境省〕，地方公共団体又は事業者は，有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため，施設の点検，応急措置，関係機関への連絡，環境モニタリング等の対策を行うものとする。
３　複合災害発生時の体制	３　複合災害発生時の体制
○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。	○第２編２章３節３項「複合災害発生時の体制」
第 11 節　自発的支援の受入れ	第 11 節　自発的支援の受入れ
○大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが，国，地方公共団体及び関係団体は，それらの申入れに対して，適切に対応する。	○第２編２章 11 節「自発的支援の受入れ」
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ
○国，地方公共団体及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して，老人介護や外国人との会話力の等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。	○第２編２章 11 節１項「ボランティアの受入れ」
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ
(1)　義援物資の受入れ	(1)　義援物資の受入れ
○被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
○国及び被災地域外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
○国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とす	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」

修正前	修正後
るよう，また，品名を明示するなど，こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。	
(2)　義援金の受入れ	(2)　義援金の受入れ
○地方公共団体は，日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を組織し，義援金の使用について，十分協議の上，定めるものとする。その際，あらかじめ，基本的な配分方法を決定しておくなどして，迅速な配分に努めるものとする。また，被害が複数の都道府県に渡る広域災害時には，日本赤十字社等義援金収集団体は，寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから，義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。	○第２編２章 11 節２項(2)「義援金の受入れ」
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ
○外務省は，外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には，非常本部等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等は，被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し，支援の受入れの可能性について検討するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等が支援の受入れを決定した場合，関係省庁は，あらかじめ定めた対応方針に基づいて，海外等からの支援の受入計画を作成するものとし，非常本部等は，作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○外務省は，作成された受入計画の内容について，支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後，関係省庁は，同計画に基づき，当該海外等からの支援を受け入れるものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等は，支援を受け入れないと決定した場合，被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は，その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建及び経済の復興，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	○第２編３章「災害復旧・復興」
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定
○地方公共団体は，被災の状況，地域の特性，関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ，迅速な原状復旧を目指すか，又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し，復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には，これに基づき復興計画を作成するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」

修正前	修正後
○被災地の復旧・復興に当たっては，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○国は，被災地方公共団体等がその応急対策，復旧・復興において多大な費用を要することに鑑み，適切な役割分担のもとに，財政措置，金融措置，地方財政措置等により支援するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○被災地方公共団体は，災害復旧・復興対策の推進のため，必要に応じ，国，他の地方公共団体等に対し，職員の派遣その他の協力を求めるものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方
１　被災施設の復旧等	１　被災施設の復旧等
○国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い，又は支援するものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国は，ライフライン施設等の復旧のため，復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国及び地方公共団体は，地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次的な土砂災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次的な土砂災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
○ライフライン，交通輸送等の関係機関は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○都道府県警察は，暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，被災地方公共団体，業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
２　災害廃棄物の処理	２　災害廃棄物の処理
○地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，必要に応じて広域処理を含め，災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。	○国〔環境省等〕及び地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，必要に応じて広域処理を含め，災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
○環境省は，迅速かつ適正な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」

修正前	修正後
○災害廃棄物処理に当たっては，適切な分別を行うことにより，可能な限りリサイクルに努めるものとする。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
○災害廃棄物処理に当たっては，復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理のため，適切な措置等を講ずるものとする。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
○大規模な災害により地域が壊滅し，社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては，被災地域の再建は，都市構造の改変，産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり，これを可及的速やかに実施するため，復興計画を作成し，関係機関の諸事業を調整しつつ，計画的に復興を進めるものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○地方公共団体は，復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携，国との連携，広域調整）を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○国は，必要に応じて，復興組織体制の整備を図り，被災地方公共団体を支援する。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは，内閣総理大臣は，大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し，復興基本方針に基づく施策の推進，関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○市町村は，必要に応じ，大規模災害からの復興に関する法律を活用し，国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し，同計画に基づき市街地開発事業，土地改良事業等を実施することにより，特定大規模災害により，土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○都道府県は，特定大規模災害からの復興のために必要な場合，関係行政機関又は関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，市町村は，必要な場合，関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
（略）	（略）
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
○地方公共団体は，再度災害防止とより快適な都市環境を目指し，住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際，まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに，計画作成段階で都	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

修正前	修正後
市のあるべき姿を明確にし，将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし，住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて，障害者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努めるものとする。	
○地方公共団体は，復興のため市街地の整備改善が必要な場合には，被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに，住民の早急な生活再建の観点から，防災まちづくりの方向について，できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め，土地区画整理事業，市街地再開発事業等の実施により，合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国〔文部科学省，国土交通省，農林水産省等〕及び地方公共団体は，被災した学校施設の復興に当たり，学校の復興とまちづくりの連携を推進し，安全・安心な立地の確保，学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾，空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐震化等，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」 ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，避難路，避難場所，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾，空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐震化等，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。
○地方公共団体は，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等について，各種ライフラインの特性等を勘案し，各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，既存不適格建築物について，防災とアメニティの観点から，その問題の重要性を住民に説明しつつ，市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，災害廃棄物の処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的実施を行うものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，新たなまちづくりの展望，計画決定までの手続，スケジュール，被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を，住民に対して提供するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，石綿等の粉じん障害等の職業性疾病等の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため，必要に応じ	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

修正前	修正後
事業者等に対し，大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。	
○国及び地方公共団体は，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み，その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援
○国及び地方公共団体は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に，同法の趣旨を踏まえ，独自の支援措置を講じることができるよう，必要な措置を講じるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○内閣府及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○内閣府及び地方公共団体は，被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の生活再建を支援し，被災地の速やかな復興を図る。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，税についての期限の延長，徴収猶予及び減免，国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

修正前	修正後
○厚生労働省は，被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに，被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○住宅金融支援機構等は，被災者の自力による住宅の再建，取得を支援するため，災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の整備，公営住宅等への特定入居等を行うものとし，国はこれを適切に支援する。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国土交通省及び地方公共団体は，災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては，防災集団移転促進事業等を活用しつつ，極力安全な地域への移転を推奨するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の生活の維持を支援するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，被災者の救済及び自立支援や，被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的，弾力的推進の手法について検討するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援
○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し，被災地域の復興に資するため，災害復旧貸付等により，運転資金及び設備資金の融資を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は，必要に応じ，高度化融資（災害復旧貸付）により，事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○国及び地方公共団体は，地場産業，商店街の復興に配慮するとともに，内外経済の潮流を踏まえ，成長産業のための基盤整備等により，地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，被災農林漁業者に対し，施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また，農林水産省は，必要に応じて，被災農林漁業者の経営資金等を供給するため，天災融資法の発動を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」

修正前

別表（第２章関係）

①東海地震に関連する情報の１つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ，地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また，事前の情報が発表されることなく，東海地震が突発的に発生した場合	東南海地震，南海地震が同時発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合	東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード７．３の地震）及びその他東京２３区で震度６強を観測する程度の地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合
・「東海地震応急対策活動要領」（平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定，平成 18 年 4 月 21 日修正） ・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 16 年 6 月 29 日中央防災会議幹事会申合せ，平成 18 年 4 月 21 日修正）	・「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定） ・「「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 19 年 3 月 20 日中央防災会議幹事会申合せ）	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」（平成 19 年 6 月 21 日中央防災会議決定）	・「首都直下地震応急対策活動要領」（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定，平成 22 年 1 月 15 日修正） ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 20 年 12 月 11 日中央防災会議幹事会申合せ）

修正後

別表（第２章関係）

①東海地震に関連する情報の１つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ，地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また，事前の情報が発表されることなく，東海地震が突発的に発生した場合	東南海地震，南海地震が同時発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合	東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード７．３の地震）及びその他東京２３区で震度６強を観測する程度の地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合
・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会申合せ） ・「東海地震応急対策活動要領」（平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定，平成 18 年 4 月 21 日修正） ・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 16 年 6 月 29 日中央防災会議幹事会申合せ，平成 18 年 4 月 21 日修正）	・「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定） ・「「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 19 年 3 月 20 日中央防災会議幹事会申合せ）	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」（平成 19 年 6 月 21 日中央防災会議決定）	・「首都直下地震応急対策活動要領」（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定，平成 22 年 1 月 15 日修正） ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 20 年 12 月 11 日中央防災会議幹事会申合せ）

修正前	修正後
第４編　津波災害対策編	第４編　津波災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	第１節　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方
○国及び地方公共団体は，津波災害対策の検討に当たり，科学的知見を踏まえ，あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し，その想定結果に基づき対策を推進するものとする。	○国〔内閣府，文部科学省等〕及び地方公共団体は，津波災害対策の検討に当たり，科学的知見を踏まえ，あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し，その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
○津波の想定に当たっては，古文書等の資料の分析，津波堆積物調査，海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて，できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお，地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。	○津波の想定に当たっては，古文書等の資料の分析，津波堆積物調査，海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて，できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお，地震活動の長期評価，地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。
○国及び地方公共団体は，被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため，具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際，今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに，地域性の考慮，複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また，自然現象は大きな不確定要素を伴うことから，想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ，津波災害は，波源域の場所や地形の条件等によって，発生する津波高，範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また，地震を原因とする津波だけでなく，火山の噴火，大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。	○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は，被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため，具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際，今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに，地域性の考慮，複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また，自然現象は大きな不確定要素を伴うことから，想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ，津波災害は，波源域の場所や地形の条件等によって，発生する津波高，範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また，地震を原因とする津波だけでなく，火山の噴火，大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。
○大規模地震に伴う津波は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，国は，地震対策大綱及び地震防災戦略を策定する際には，津波による被害を考慮し，その対策を盛り込むものとする。関係地方公共団体は，地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に当たっては，津波による被害を考慮し，その対策を盛り込むものとする。また，国は，原子力発電所等が設置されている地域において想定津波を検討する際には，安全性に配慮する観点からも，津波の波源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。	○大規模地震に伴う津波は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，国〔内閣府〕は，地震対策大綱を策定する際には，津波による被害を考慮し，その対策を盛り込むものとする。関係地方公共団体は，減災目標等を踏まえた地域目標の策定に当たっては，津波による被害を考慮し，その対策を盛り込むものとする。また，国〔内閣府等〕は，原子力発電所等が設置されている地域において想定津波を検討する際には，安全性に配慮する観点からも，津波の波源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。
○関係地方公共団体は，地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても，それに伴う津波による被害を考慮して，地域の特性を踏まえた被害想定を実施し，それに基づく減災目標を策定し，国の協力の下，関係機関，住民等と一体となって，効果的かつ効率的な津波防災対策の推進に努めるものとする。	○関係地方公共団体は，国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても，それに伴う津波による被害を考慮して，地域の特性を踏まえた被害想定を実施し，それに基づく減災目標を策定し，国の協力の下，関係機関，住民等と一体となって，効果的かつ効率的な津波防災対策の推進に努めるものとする。
（略）	（略）
第２節　津波に強い国づくり，まちづくり	第２節　津波に強い国づくり，まちづくり
１　総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	１　総合的な津波災害対策のための基本的な考え方
（略）	（略）
○最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の	○最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の

修正前	修正後
避難を軸に，そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用，土地のかさ上げ，緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに，臨海部の産業・物流機能への被害軽減など，地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。	避難を軸に，そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用，土地のかさ上げ，避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに，臨海部の産業・物流機能への被害軽減など，地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
（略）	（略）
２　津波に強い国づくり	２　津波に強い国づくり
○国は，国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，津波災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。特に，海溝型巨大地震が発生した場合の津波災害対策の立案に当たっては，被災地のみの対応では限界があることから，日本全国を見据えた道路，鉄道，港湾の整備など国土全体のグランドデザインの観点からの検討を行う必要がある。	○第２編１章１節１項「災害に強い国づくり」 ○海溝型巨大地震が発生した場合の津波災害対策の立案に当たっては，被災地のみの対応では限界があることから，日本全国を見据えた道路，鉄道，港湾の整備など国土全体のグランドデザインの観点からの検討を行う必要がある。
(1)　主要交通・通信機能の強化及び首都の防災性の向上	(1)　主要交通・通信機能の強化及び首都の防災性の向上
○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路のネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。また，首都圏の果たす中枢機能の重要性に鑑みて，首都の防災性の向上に努めるものとする。	○第２編１章１節１項(1)「主要交通・通信機能の強化」 ○第２編１章１節１項(3)「首都の防災性の向上等」
(2)　海岸保全施設等の整備の基本的考え方	(2)　海岸保全施設等の整備の基本的考え方
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，海岸堤防・防潮堤，防潮水門等の海岸保全施設，防波堤等の港湾施設及び漁港施設，河川堤防等の河川管理施設，海岸防災林の整備を実施するとともに，各施設については，地震発生後の防御機能の維持のため，耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，海岸堤防・防潮堤，防潮水門等の海岸保全施設，防波堤等の港湾施設及び漁港施設，河川堤防等の河川管理施設，海岸防災林の整備を実施するとともに，各施設については，地震発生後の防御機能の維持のため，耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔国土交通省，農林水産省〕は，各施設について，設計対象の津波高を超えた場合でもその効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進めるものとする。また，国，地方公共団体及び施設管理者は，内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。なお，都市が連担し，巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては，地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ，比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する必要がある。	○国〔農林水産省，国土交通省〕は，各施設について，設計対象の津波高を超えた場合でもその効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進めるものとする。また，国〔農林水産省，国土交通省〕，地方公共団体及び施設管理者は，内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。なお，都市が連担し，巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては，地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ，比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する必要がある。
○国〔国土交通省，農林水産省〕は，津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため，水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに，陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう，緊急避難用スロープの設置等，構造上の工夫に努めるものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕は，津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため，水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに，陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう，緊急避難用スロープの設置等，構造上の工夫に努めるものとする。

修正前	修正後
○国，地方公共団体及び施設管理者は，津波により海岸保全施設等が被災した場合でも，その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに，海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕，地方公共団体及び施設管理者は，津波により海岸保全施設等が被災した場合でも，その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに，海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。
○国及び地方公共団体は，老朽化した社会資本について，長寿命化計画の作成・実施等により，その適切な維持管理に努めるものとする。	○第２編１章１節１項(2)「災害に強い国土の形成」
３　津波に強いまちづくり	３　津波に強いまちづくり
(1)　津波に強いまちの形成	(1)　津波に強いまちの形成
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，津波災害のおそれのある区域について，各沿岸地域の自然特性，社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。地方公共団体は，その結果を踏まえ，津波浸水想定を設定し，施設整備，警戒避難体制，土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお，海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行うものとする。また，例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて，整合的な施設整備に努めるものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省等〕及び地方公共団体は，津波災害のおそれのある区域について，各沿岸地域の自然特性，社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。地方公共団体は，その結果を踏まえ，津波浸水想定を設定し，施設整備，警戒避難体制，土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお，海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行うものとする。また，例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて，整合的な施設整備に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画，できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など，都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保，建築物や公共施設の耐浪化等により，津波に強いまちの形成を図るものとする。なお，事業の実施に当たっては，効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画，できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など，都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保，建築物や公共施設の耐浪化等により，津波に強いまちの形成を図るものとする。なお，事業の実施に当たっては，効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
○地方公共団体は，地域防災計画，都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため，関係部局による共同での計画作成，まちづくりへの防災専門家の参画など，津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また，都市計画等を担当する職員に対して，ハザードマップ等を用いた防災教育を行い，日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，地域防災計画，都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため，関係部局による共同での計画作成，まちづくりへの防災専門家の参画など，津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また，都市計画等を担当する職員に対して，ハザードマップ等を用いた防災教育を行い，日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
（略）	（略）
○国土交通省又は地方公共団体は，津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し，安全な国土利用，津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。	○国〔国土交通省〕又は地方公共団体は，津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し，安全な国土利用，津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
（略）	（略）
○国土交通省及び地方公共団体は，河川堤防の整備等を推進するとともに，水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，河川堤防の整備等を推進するとともに，水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路に	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する

修正前	修正後
ついて，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。	道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。
(2)　避難関連施設の整備	(2)　避難関連施設の整備
○地方公共団体は，指定緊急避難場所の整備にあたり，これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう，できるだけ浸水の危険性が低く，かつ，避難後においても孤立せず，津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また，専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう，両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。	○市町村は，指定緊急避難場所の整備にあたり，これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう，できるだけ浸水の危険性が低く，かつ，避難後においても孤立せず，津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。
○地方公共団体は，緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し，活用できる場合には，道路管理者等の協力を得つつ，避難路・避難階段の整備に努めるものとする。	○市町村は，避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し，活用できる場合には，道路管理者等の協力を得つつ，避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○国は，津波避難ビル等の整備に関して，財政面等の支援方策について配慮を行うものとする。	○国〔国土交通省等〕は，津波避難ビル等の整備に関して，財政面等の支援方策について配慮を行うものとする。
○国及び地方公共団体は，住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう，避難路・避難階段を整備し，その周知に努めるとともに，その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお，避難路の整備に当たっては，地震の揺れによる段差の発生，避難車両の増加，停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに，地震による沿道建築物の倒壊，落橋，土砂災害，液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し，安全性の確保を図るものとする。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう，避難路・避難階段を整備し，その周知に努めるとともに，その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお，避難路の整備に当たっては，地震の揺れによる段差の発生，避難車両の増加，停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに，地震による沿道建築物の倒壊，落橋，土砂災害，液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し，安全性の確保を図るものとする。
(3)　建築物の安全化	(3)　建築物の安全化
○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者に係る社会福祉施設，医療施設等について，津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。	○第２編１章１節２項(2)「建築物の安全化」
○国及び地方公共団体は，津波災害特別警戒区域や災害危険区域において，要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。	○国〔厚生労働省，国土交通省〕及び地方公共団体は，津波災害特別警戒区域や災害危険区域において，要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。
（略）	（略）
(4)　ライフライン施設等の機能の確保	(4)　ライフライン施設等の機能の確保
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることと	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」

修正前	修正後
する。	
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，関係機関と密接な連携をとりつつ，ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。	○国〔総務省，国土交通省等〕及び地方公共団体は，関係機関と密接な連携をとりつつ，ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに，企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」
(5)　危険物施設等の安全確保	(5)　危険物施設等の安全確保
○国及び地方公共団体は，石油コンビナート等の危険物施設等，火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設，ボイラー施設等について，津波に対する安全性の確保，護岸等の耐津波性能の向上，緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。	○国〔消防庁，経済産業省，国土交通省〕及び地方公共団体は，石油コンビナート等の危険物施設等，火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設，ボイラー施設等について，津波に対する安全性の確保，護岸等の耐津波性能の向上，緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
(6)　災害応急対策等への備え	(6)　災害応急対策等への備え
○国，公共機関及び地方公共団体は，津波が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第１章第５節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
第３節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難場所や避難所で自ら活動する，あるいは，国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○国及び地方公共団体は，津波による人的被害を軽減する方策は，住民等の避難行動が基本となることを踏まえ，津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など，啓発活動を住民等に対して行うものとする。また，住民等の防災意識の向上及び防災対策	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

修正前	修正後
に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。	
○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間，津波防災の日及び防災関連行事等を通じ，住民に対し，津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間，津波防災の日及び防災関連行事等を通じ，住民に対し，津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。
・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり，強い地震（震度４程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること，避難に当たっては徒歩によることを原則とすること，自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど，避難行動に関する知識	・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり，強い揺れ（震度４以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること，避難に当たっては徒歩によることを原則とすること，自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど，避難行動に関する知識
（略）	（略）
・地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，浸水想定区域外でも浸水する可能性があること，緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性	・地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，浸水想定区域外でも浸水する可能性があること，避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・警報等発表時や避難指示，避難勧告の発令時にとるべき行動，緊急避難場所や避難所での行動	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ，津波発生時に，刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう，防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有，いわゆるリスクコミュニケーションに努め，津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。	○国〔内閣府，文部科学省，国土交通省等〕及び地方公共団体は，津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ，津波発生時に，刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう，防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有，いわゆるリスクコミュニケーションに努め，津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。
○国〔内閣府，国土地理院，気象庁等〕は，我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るため，地震活動，プレート活動，活断層等に関する広報資料の作	○国〔内閣府，文部科学省，国土地理院，気象庁等〕は，我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るため，地震活動，プレート活動，活断層等に関する

修正前	修正後
成・提供等に努めるものとする。	広報資料の作成・提供等に努めるものとする。
○防災知識の普及に当たっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○地方公共団体は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，津波浸水想定を設定するとともに，当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所，避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，住民等に対し周知を図るものとする。また，国〔内閣府等〕は，津波ハザードマップ作成マニュアルの整備及びその普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。	○市町村（都道府県）は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，津波浸水想定を設定するとともに，当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所，避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，住民等に対し周知を図るものとする。また，国〔内閣府，農林水産省，国土交通省等〕は，津波ハザードマップ作成マニュアルの整備及びその普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。
○国及び地方公共団体は，津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう，その内容を十分検討するとともに，土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて，その内容を理解してもらうよう努めるものとする。	○国〔内閣府，国土交通省等〕及び地方公共団体は，津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう，その内容を十分検討するとともに，土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて，その内容を理解してもらうよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高，指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや，蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど，住民が日常の生活の中で，常に津波災害の危険性を認知し，円滑な避難ができるような取組を行うものとする。なお，浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には，過去の津波災害時の実績水位を示すのか，あるいは予測値を示すのか，数値が海抜なのか，浸水高なのかなどについて，住民等に分かりやすく示すよう留意すること。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高，指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや，蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど，住民が日常の生活の中で，常に津波災害の危険性を認知し，円滑な避難ができるような取組を行うものとする。なお，浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には，過去の津波災害時の実績水位を示すのか，あるいは予測値を示すのか，数値が海抜なのか，浸水高なのかなどについて，住民等に分かりやすく示すよう留意すること。
(2)　防災訓練の実施，指導	(2)　防災訓練の実施，指導
○国及び地方公共団体は，防災週間等を通じ，積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の津波発生時の避難行動，基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
（略）	（略）
(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
○消防庁及び地方公共団体は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善，教育訓練体制の充実，青年層・女性層を始めとし	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」

修正前	修正後
た団員の入団促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。	
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○消防庁及び地方公共団体は，平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり，災害時においては避難，備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに，消火，救助，救護のための資機材の充実を図るものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○警察庁及び地方公共団体は，地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行うものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
○地方公共団体は，平常時から地域団体，ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」
○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」

修正前	修正後
員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	
○地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
○住民は，自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
第４節　津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進	第４節　津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　津波災害及び津波防災対策に関する研究の推進	(1)　津波災害及び津波防災対策に関する研究の推進
○国は，防災に係る見地から，津波災害及び津波防災対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○国は，津波災害及び津波防災対策に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，津波防災技術の研究開発の推進等を図るものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○国は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，観測データ及び研究成果の流通の促進，活断層等の観測研究の推進，観測研究体制の充実等を推進するものとする。	○国〔文部科学省，気象庁，内閣府等〕は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，観測データ及び研究成果の流通の促進，活断層等の観測研究の推進，観測研究体制の充実等を推進するものとする。

修正前	修正後
○国は，津波の発生機構の解明，津波の規模等に関する予測の精度の向上，地形，土地利用の現況その他地域の状況を踏まえて津波による被害を詳細に予測する手法の開発及び改善，津波による被害の防止又は軽減を図るための施設の改良，津波に関する記録（国民の津波に関する体験の記録を含む。）の収集その他津波災害対策を効果的に実施するため必要な調査研究を推進し，その成果の普及に努めるものとする。	○国〔消防庁，文部科学省，気象庁，内閣府等〕は，津波の発生機構の解明，津波の規模等に関する予測の精度の向上，地形，土地利用の現況その他地域の状況を踏まえて津波による被害を詳細に予測する手法の開発及び改善，津波による被害の防止又は軽減を図るための施設の改良，津波に関する記録（国民の津波に関する体験の記録を含む。）の収集その他津波災害対策を効果的に実施するため必要な調査研究を推進し，その成果の普及に努めるものとする。
（略）	（略）
○国は，研究機関等の行った津波に関する観測研究の成果が防災体制の強化に資するよう，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。	○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
(2)　予測，観測の充実・強化等	(2)　予測，観測の充実・強化等
○国は，地震防災対策強化地域において，地震予知のための観測及び測量の実施を強化するものとする。	○国〔気象庁，文部科学省，経済産業省，国土地理院，海上保安庁〕は，地震防災対策強化地域において，地震予知のための観測及び測量の実施を強化するものとする。
○国は，南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。	○国〔文部科学省，国土地理院，気象庁，海上保安庁〕は，南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。
○国は，津波予測の高精度化のため，海底地震計，ケーブル式沖合水圧計，ＧＰＳ波浪計等，海域での観測の充実を図るとともに，潮位等の観測情報の提供を図るものとする。	○国〔文部科学省，国土交通省，国土地理院，気象庁〕は，津波予測の高精度化のため，海底地震計，ケーブル式沖合水圧計，ＧＰＳ波浪計等，海域での観測の充実を図るとともに，潮位等の観測情報の提供を図るものとする。
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
○津波が発生した場合には迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
（略）	（略）

修正前	修正後
１　災害発生直前対策関係 (1)　津波警報等の発表及び伝達 ○気象庁は，受け手である地方公共団体や住民等が必要な防災活動・避難行動をとることができるような津波警報等を発表するため，あらかじめ必要な措置を講ずるものとする。津波警報等の第一報は，住民等の避難行動の根幹をなす情報となることから，特に，地震の規模がマグニチュード８を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては，過小推計とならないような発表方法を講じるものとする。 ○市町村は，地域の特性等を踏まえつつ，津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う都道府県や気象庁等との連携に努めるものとする。都道府県及び国は，市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお，津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても，住民等の円滑な避難や安全確保の観点から，津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 ○国及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。 ○国及び地方公共団体は，津波警報，避難勧告等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。 ○国及び地方公共団体は，強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して，住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう，津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。 (2)　住民等の避難誘導体制 ○津波による危険が予想される市町村は，具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて，また，住民，自主防災組織，消防機関，警察，学校等の多様な主体の参画により，避難対象地域，指定緊急避難場所，避難路，津波情報の収集・伝達の方法，避難勧告・指示の具体的な発令基準，避難訓練の内容等を記載した，具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに，その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また，ハザードマップの整備，防災教育，防災訓練の充実，指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国は，津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど地方公共団体の取組に対し，適切な支援を実施するものとする。	１　災害発生直前対策関係 (1)　津波警報等の発表及び伝達 ○国〔気象庁〕は，受け手である地方公共団体や住民等が必要な防災活動・避難行動をとることができるような津波警報等を発表するため，あらかじめ必要な措置を講ずるものとする。津波警報等の第一報は，住民等の避難行動の根幹をなす情報となることから，特に，地震の規模がマグニチュード８を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては，過小推計とならないような発表方法を講じるものとする。 ○市町村は，地域の特性等を踏まえつつ，津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府，消防庁，気象庁等〕は，市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお，津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても，住民等の円滑な避難や安全確保の観点から，津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 ○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう，災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。 ○国〔消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，津波警報，避難勧告等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。 ○国〔消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して，住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう，津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。 (2)　住民等の避難誘導体制 ○津波による危険が予想される市町村は，具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて，また，住民，自主防災組織，消防機関，警察，学校等の多様な主体の参画により，避難対象地域，指定緊急避難場所，避難路，津波情報の収集・伝達の方法，避難勧告・指示の具体的な発令基準，避難訓練の内容等を記載した，具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに，その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また，ハザードマップの整備，防災教育，防災訓練の充実，指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国〔内閣府，消防庁，国土交通省〕は，津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど市町村（都道府県）の取組に対し，適切な支援を実施するものとする。

修正前	修正後
○地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は，津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地震・津波発生時には，家屋の倒壊，落下物，道路の損傷，渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから，津波発生時の避難については，徒歩によることを原則とする。このため，地方公共団体は，自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど，徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。	○地震・津波発生時には，家屋の倒壊，落下物，道路の損傷，渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから，津波発生時の避難については，徒歩によることを原則とする。このため，市町村（都道府県）は，自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど，徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，消防職団員，水防団員，警察官，市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため，津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め，住民等に周知するものとする。また，避難誘導・支援の訓練を実施することにより，避難誘導等の活動における問題点を検証し，行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。	○市町村（都道府県）は，消防職団員，水防団員，警察官，市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため，津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め，住民等に周知するものとする。また，避難誘導・支援の訓練を実施することにより，避難誘導等の活動における問題点を検証し，行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。
○地方公共団体は，避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や，消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。	○市町村は，避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や，消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため，防災，医療，保健，福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。	○市町村は，要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため，防災，医療，保健，福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国，公共機関及び地方公共団体は，津波による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が被災市町村の情報	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

修正前	修正後
収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，衛星携帯電話，衛星通信，インターネットメール，防災行政無線等の通信手段の整備等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計，津波高の観測に必要な潮位計，ＧＰＳ波浪計，水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに，地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用こと等により，震度情報ネットワーク，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。	○国〔消防庁，国土交通省，気象庁，総務省〕及び地方公共団体は，迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計，津波高の観測に必要な潮位計，ＧＰＳ波浪計，水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに，地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により，震度情報ネットワーク，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），災害情報共有システム（Ｌアラート）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
○国土交通省は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ，災害対策を支援する地理情報システムの構築に	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

修正前	修正後
ついても推進を図るものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体，電気通信事業者等は，情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策，情報通信施設の危険分散，通信路の多ルート化，通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進，無線を活用したバックアップ対策，デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・非常用電源設備を整備するとともに，その保守点検の実施，的確な操作の徹底，専門的な知見・技術を基に津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに，関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は，総務省と事前の調整を実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
画像伝送無線システムの構築に努めること。	
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・内閣府は，災害情報が官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう，中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関において，実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際，例えば，専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成，参集基準及び参集対象者の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保，携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。また，交通の途絶，職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し，災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の実情を踏まえ，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	
○市町村は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国土交通省は，緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう，人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国，地方公共団体等は，食料，飲料水，生活必需品，医薬品，血液製剤，燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○都道府県等と自衛隊は，各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど，平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際，自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう，適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実，共同防災訓練の実施等に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，自衛隊への派遣要請を行うのか，平常時よりその想定を行うとともに，自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(7)　公的機関等の業務継続性の確保	(7)　公的機関等の業務継続性の確保
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。	○第２編１章６節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」
(8)　防災中枢機能等の確保，充実	(8)　防災中枢機能等の確保，充実
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，保有する施設・設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，ＬＰガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い，平常時から点検，訓練等に努めるものとする。また，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や，通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国は，地方公共団体の協力を得て，現地対策本部を設置する施設等の確保，設備の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地，東京湾臨海部基幹的広域防災拠点及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」

修正前	修正後
○地方公共団体は，災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
３　救助・救急，医療及び消火活動関係	３　救助・救急，医療及び消火活動関係
○国，地方公共団体及び医療機関等は，発災時における救助・救急，医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み，情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。	○第２編１章６節５項「救助・救急，医療及び消火活動関係」
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	
○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の医療関係者の役割，トリアージ技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関しての研究や教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○地方公共団体は，火災に備え，消火栓のみに偏ることなく，防火水槽，耐震性貯水槽の整備，海水，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利としての活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，その適正な配置に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○地方公共団体は，平常時から消防本部，消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り，区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○地方公共団体は，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
４　緊急輸送活動関係	４　緊急輸送活動関係
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
とともに，これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の機材について，必要に応じ，当該地に備蓄するよう努めるものとする。	
○国〔農林水産省，国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については，特に津波災害に対する安全性の確保に配慮するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について津波災害に対する安全性の確保を図るとともに，災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制を整備するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び港湾管理者は，発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため，関係機関との連携の下，発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また，その検討に基づき，港湾の危険物の除去，航路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等，必要な対策を講じるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国土交通省及び港湾管理者は，港湾広域防災協議会を設置し，港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また，その検討に基づき，緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等，必要な対策を講じるものとする。	○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は，港湾広域防災協議会を設置し，港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また，その検討に基づき，緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等，必要な対策を講じるものとする。
○港湾管理者は，緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため，航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して，施設の維持管理状況の報告を求めるとともに，必要に応じて立入検査を行うものとする。また，施設の維持管理が適切に行われず，災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には，適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ，又は勧告を行うものとする。	○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は，緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため，航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して，施設の維持管理状況の報告を求めるとともに，必要に応じて立入検査を行うものとする。また，施設の維持管理が適切に行われず，災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には，適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ，又は勧告を行うものとする。
○国及び地方公共団体は，緊急輸送が円滑に実施されるよう，あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
５　避難収容及び情報提供活動関係	５　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難場所及び避難所	(1)　指定緊急避難場所
○市町村は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。	○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
（新設）	(2)　指定避難所
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

修正前	修正後
域住民等の関係者と調整を図るものとする。	
○地方公共団体は，指定避難所の建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マンホールトイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，地方公共団体は，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，あらかじめ介護保険施設，障害者支援施設等に対して，災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
(2)　避難行動要支援者名簿	(3)　避難行動要支援者名簿
○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」

修正前	修正後
○市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
(3)　応急仮設住宅等	(4)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○国及び地方公共団体は，災害に対する安全性に配慮しつつ，応急仮設住宅の用地に関し，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め，災害時に迅速にあっせんできるよう，あらかじめ体制を整備するものとする。また，民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け，その際の取扱い等について，あらかじめ定めておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
(4)　帰宅困難者対策	(5)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」
(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○国及び地方公共団体は，被災者等に対して，必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国等は，発災後の経過に応じて地方公共団体，被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワ	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

修正前	修正後
ンセグ放送等を活用して，警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	
○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体及び放送事業者等は，津波災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○放送事業者，通信事業者等は，被害に関する情報，被災者の安否情報等について，情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体等は，安否情報の確認のためのシステムの効果的，効率的な活用が図られるよう，国民に対する普及啓発に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，住民等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　物資の調達，供給活動関係	６　物資の調達，供給活動関係
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し，孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○物資関係省庁〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，飲料水，医薬品及び燃料等生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔経済産業省等〕は，生活必需品等の物資のうち，生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥るおそれのあるものについて，地方公共団体及び一般消費者への情報提供に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔農林水産省，経済産業省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量について毎年度調査するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，レトルト食品，包装米飯，育児用調製粉乳，飲料水（ペットボトル）	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」

修正前	修正後
生活必需品…毛布，小型エンジン発電機，カセットこんろ，カートリッジボンベ，土のう袋，ブルーシート，懐中電灯（電池を含む。），トイレットペーパー，ティッシュペーパー，仮設トイレ	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体の備蓄拠点については，輸送拠点として指定するなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び都道府県は，災害の規模等に鑑み，被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制など，供給の仕組みの整備を図るものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識を整理するとともに，その知識の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に，人命に関わる重要施設に対しては，早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
○ライフライン事業者は，津波発生時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について，あらかじめ計画を作成しておくものとする。また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
○国及び地方公共団体は，豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに，土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策等を推進するものとする。	○国〔国土交通省，気象庁，林野庁〕及び地方公共団体は，豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに，土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策等を推進するものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体及び事業者は，有害物質の漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。	○国〔経済産業省，国土交通省，環境省〕，地方公共団体及び事業者は，有害物質の漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。
８　複合災害対策関係	８　複合災害対策関係
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複雑化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」

修正前	修正後
じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに，外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。	
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，様々な複合災害を想定した机上訓練を行い，結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに，地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し，要員の参集，合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府等〕は，あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し，受入判断，受入手続，人員・物資のマッチング方法など，その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府，外務省，農林水産省，消防庁，警察庁，防衛省等〕は，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について，あらかじめ定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
１０　防災関係機関等の防災訓練の実施	10　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
○国は，公共機関，地方公共団体等との連携を強化するため，多数の機関が参画する枠組みの活用等により，広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
○国は，情報の収集，伝達訓練の充実を図るとともに，考えうる様々な被害を想定し，被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し，機動力を生かして対応するための広域的地震災害応急対策訓練や現地本部設置訓練など，より実践的な防災訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
○地方公共団体は，地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，津波及び被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

修正前	修正後
器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	
○訓練後には訓練成果を取りまとめ，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
１１　災害復旧・復興への備え	11　災害復旧・復興への備え
(1)　災害廃棄物の発生への対応	(1)　災害廃棄物の発生への対応
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また，地方公共団体は，広域処理を行う地域単位で，一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し，災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。	○国〔国土交通省，環境省〕及び地方公共団体は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また，地方公共団体は，広域処理を行う地域単位で，一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し，災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　各種データの整備保全	(2)　各種データの整備保全
○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
・各種データの総合的な整備保全（戸籍，住民基本台帳，不動産登記，地籍，公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○国〔総務省，経済産業省〕は，地域産業の復興の円滑化のため，耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い，企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
(3)　罹災証明書の発行体制の整備	(3)　罹災証明書の発行体制の整備
○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
(4)　復興対策の研究	(4)　復興対策の研究
○関係機関は，住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援方策，復興過程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」
○内閣府は，被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニ	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」

修正前	修正後
ュアルの整備について研究を行うものとする。また，東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について，事前復興計画の作成，復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。	○国〔内閣府〕は，東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について，事前復興計画の作成，復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。
(5)　地震保険制度の充実	(5)　地震保険制度の充実
○財務省は，被災者自らによる生活再建の促進のため，地震保険の制度を充実し，普及率の向上を図る。	○国〔財務省〕は，被災者自らによる生活再建の促進のため，地震保険の制度を充実し，普及率の向上を図る。
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
○応急対策の実施については，住民に最も身近な行政主体として第一次的には市町村が当たり，都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また，地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には，国が積極的に応急対策を支援するものとする。	○第２編２章「災害応急対策」
○津波災害の災害応急対策としては，まず災害発生直前の警報等の伝達，避難誘導等の対策があり，発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握，次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに，人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に，発災当初の 72 時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに，応急収容，必要な生活支援（食料，飲料水，燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は，保健衛生，社会秩序の維持，ライフライン等の復旧，被災者への情報提供，二次災害（土砂災害，風水害等）の防止を行っていくこととなる。このほか，広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。	○第２編２章「災害応急対策」
（略）	（略）
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
１　津波警報等の伝達	１　津波警報等の伝達
○気象庁は，地震の発生後，津波の可能性を迅速に判定し，必要に応じて津波警報等を発表するものとする。その際，津波警報等の第一報は，住民等の避難行動の根幹をなす情報となることから，地震の規模がマグニチュード８を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては，過小推計とならないような発表方法を講じ，その後詳細な状況が明らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新するものとする。	○国〔気象庁〕は，地震の発生後，津波の可能性を迅速に判定し，必要に応じて津波警報等を発表するものとする。その際，津波警報等の第一報は，住民等の避難行動の根幹をなす情報となることから，地震の規模がマグニチュード８を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては，過小推計とならないような発表方法を講じ，その後詳細な状況が明らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新するものとする。
○気象庁は，津波警報等の発表・伝達に当たって，災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど，住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また，津波は，第一波よりも第二波，第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や，津波警報等が発表されている間は，津波による災害の危険性が継続していることについても伝達するものとする。	○国〔気象庁〕は，津波警報等の発表・伝達に当たって，災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど，住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また，津波は，第一波よりも第二波，第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や，津波警報等が発表されている間は，津波による災害の危険性が継続していることについても伝達するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた津波警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，地方公共団体は，大津波警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。	○市町村，放送事業者等は，伝達を受けた津波警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，市町村は，大津波警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。
○地方公共団体は，強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合，直ちに避難指示を行うなど，速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお，津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても，住民等の円滑な避難や安全確保の観点から，津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。	○市町村は，強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合，直ちに避難指示を行うなど，速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお，津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても，住民等の円滑な避難や安全確保の観点から，津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。
○津波警報，避難勧告等の伝達に当たっては，走行中の車両，運行中の列車，船舶，海水浴客，釣り人，観光客等にも確実に伝達できるよう，防災行政無線，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。	○津波警報，避難勧告等の伝達に当たっては，走行中の車両，運行中の列車，船舶，海水浴客，釣り人，観光客等にも確実に伝達できるよう，防災行政無線，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），災害情報共有システム（Ｌアラート），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。
２　住民等の避難誘導	２　住民等の避難誘導
○地方公共団体は，消防職団員，水防団員，警察官，市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。	○市町村（都道府県）は，消防職団員，水防団員，警察官，市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。
○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難勧告等の解除に当たっては，十分に安全性の確認に努めるものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
３　関係省庁災害警戒会議の開催	３　関係省庁災害警戒会議の開催
○内閣府は，災害発生のおそれがある場合，関係行政機関の情報共有を図るため，必要に応じて，関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。	○第２編２章１節３項「関係省庁災害警戒会議の開催」
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
○地震情報（震度，震源，マグニチュード，余震の状況等）や津波警報等，被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり，このため，津波の規模や被害の程度に応じ，国，公共機関，地方公共団体等は，情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合，概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材，情報システムを用いて伝達・共有し，被害規模の早期把握を行う必要がある。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

修正前	修正後
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　津波に関する情報の連絡	(1)　津波に関する情報の連絡
○地震が発生した場合，気象庁は，津波警報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，関係省庁〔内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○地震が発生した場合，気象庁は，津波警報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）
○都道府県は，気象庁から連絡を受けた津波警報等を，市町村，関係機関等へ連絡する。	○都道府県は，国〔気象庁〕から連絡を受けた津波警報等を，市町村，関係機関等へ連絡する。
(2)　被害規模の早期把握のための活動	(2)　被害規模の早期把握のための活動
○国，地方公共団体等は，災害発生直後において，概括的被害情報，ライフライン被害の範囲，医療機関にいる負傷者の状況等，被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○被害規模を早期に把握するため，警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を，消防庁及び地方公共団体は１１９番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国等は，地理情報システム及び津波のモニタリングシステム等を利用し，被害規模を早期に評価するものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
(3)　津波発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(3)　津波発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害及び火災，津波，土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。	
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○関係省庁〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁，国土交通省等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○内閣官房は，大規模な津波の発生のおそれがある場合又は発生した場合には，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
(4)　一般被害情報等の収集・連絡	(4)　一般被害情報等の収集・連絡
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し，非常本部等の設置後は当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○都道府県は，区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，収集した被害情報を共有するために，指定行	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
政機関及び指定公共機関に連絡する。	
○非常本部等は，収集した被害情報を都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(5)　応急対策活動情報の連絡	(5)　応急対策活動情報の連絡
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，必要に応じ，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，必要に応じ，自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をするとともに，都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた施設の復旧を行うこととし，そのための要員を現場に配置する。また，総務省に直ちに連絡し，総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体及び電気通信事業者は，携帯電話，衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○総務省は，通信システムの被災状況等を迅速に把握し，活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため，通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し，通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

修正前	修正後
部の設置等必要な体制をとるものとする。	
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
４　広域的な応援体制	４　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○ライフライン事業者は，必要に応じ，応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
５　国における活動体制 (1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	５　国における活動体制 (1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制

修正前	修正後
○内閣官房は，大規模な津波の発生のおそれがある場合，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関及び公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関及び公共機関は，機関相互間，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁災害対策会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○内閣府は，大規模な津波発生時には，津波及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○災害対策関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，大規模な津波の発生のおそれがある場合又は発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○市町村は，強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合，直ちに避難指示を行うなど，速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお，津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても，住民等の円滑な避難や安全確保の観点から，津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，内閣府等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

修正前	修正後
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど，別に定める申合せにより所要の手続を行い，緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の設置場所は，官邸内とする。ただし，官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎５号館（災害対策本部長室）内，中央合同庁舎５号館が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内，防衛省（中央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内とする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の事務局の設置場所は，官邸及び中央合同庁舎５号館内とする。ただし，官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎５号館内，中央合同庁舎５号館が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内，防衛省（中央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内とする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，官邸等が被災により使用不能である場合には，緊急災害対策本部及びその事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長，関係指定地方行政機関の長，指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等	(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており，当該災害に係る災害応急対策を推進し，	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」

修正前	修正後
国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，対処基本方針を定めるものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常本部等は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常本部等は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は，必要な閣議請議等の手続を行う。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣又は大臣政務官とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部員等予定者は，緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき，自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され，そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し，関係機関から被害情報等の収集を行うとともに，被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理する。併せて，地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して，支援，協力等を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(8)　自衛隊の災害派遣	(8)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，地震の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」

修正前	修正後
び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣するなど適切な措置を行う。	
○市町村長は，通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求できない場合には，その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは，速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば，大規模な津波が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣，通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等，津波による災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○庁舎，営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に，火災その他の災害が発生した場合，部隊等の長は部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，水防活動，消防活動，道路又は水路の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，炊飯及び給水，救援物資の無償貸与又は譲与，危険物の保安及び除去等とする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
第３節　救助・救急，医療及び消火活動	第３節　救助・救急，医療及び消火活動
○災害発生後，浸水地域に取り残されるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うことは，生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。	○第２編２章４節「救助・救急，医療及び消火活動」
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　住民及び自主防災組織の役割	(1)　住民及び自主防災組織の役割
○住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。	○第２編２章４節１項(1)「住民及び自主防災組織の役割」
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動
○被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに，警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営等のための拠点の確保を図るものとする。	○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
○被災地域外の地方公共団体は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき，救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常本部等は，必要に応じ，救助・救援関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救

修正前	修正後
安庁〕等に対し，応援を依頼するものとする。	急活動」
○非常本部等又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○海上保安庁は，海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼等に基づき，被災地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
○被災地方公共団体は，自らの公的医療機関において医療活動を行うほか，必要に応じ，その区域内の民間医療機関に対し，医療活動の協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕，日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構は，被災地域内の国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院，国立病院機構の病院等において医療活動を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関等は，病院建築物，医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに，必要に応じ，ライフライン事業者等に対し，応急復旧の要請を行うものとす	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

修正前	修正後
る。	
○被災地内の医療機関は，患者の急増等に対応するため，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を派遣するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国，地方公共団体及び医療機関は，医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣について要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○消防庁は，被災地域外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常本部等にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

修正前	修正後
送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
○被災地方公共団体は，必要に応じて，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕に対し，区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○広域後方医療関係機関は，必要に応じて，広域後方医療施設を選定し，その結果を非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○非常本部等は，必要に応じ，又は関係機関の要請に基づき，広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保等により，特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常本部等は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

修正前	修正後
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
３　消火活動	３　消火活動
(1)　地方公共団体等による消火活動	(1)　地方公共団体等による消火活動
○被災市町村は，速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに，迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に，大規模な津波災害の場合は，最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。	○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」
○海上保安庁は，海上における消火活動を行うほか，必要に応じ，地方公共団体に対して応援を要請するものとする。	○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
○被災地域外の市町村は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，被災地域外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，必要に応じ，被災地域外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○非常本部等は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し，消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，消防機関による応援の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
○第３節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも，また，避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。	○第２編２章５節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

修正前	修正後
通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	
(1)　輸送に当たっての配慮事項	(1)　輸送に当たっての配慮事項
輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に配慮して行う。	○第２編２章５節１項(1)「輸送に当たっての配慮事項」
一　人命の安全	
二　被害の拡大防止	
三　災害応急対策の円滑な実施	
(2)　輸送対象の想定	(2)　輸送対象の想定
一　第１段階	○第２編２章５節１項(2)「輸送対象の想定」
ア　救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資	
イ　消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資	
ウ　政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等	
エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等	
オ　緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資	
二　第２段階	
ア　上記一の続行	
イ　食料，飲料水等生命の維持に必要な物資	
ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送	
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
三　第３段階	
ア　上記二の続行	
イ　災害復旧に必要な人員及び物資	
ウ　生活必需品	
２　交通の確保	２　交通の確保
○津波発生後，特に初期には，使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり，そのための一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を直ちに実施するものとする。その後，順次優先度を考慮して，応急復旧のため人員，資機材の集中的な投入を図るものとする。	○第２編２章５節２項「交通の確保」
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況の迅速な把握，湛水排除など被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章５節２項「交通の確保」
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
○交通の確保は災害応急対策の成否に係る重要な課題であり，かつ，総合的な調整を必要とするものであるため，非常本部等は，必要に応じ，交通の確保に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，関係機関に対し報告を求め，又は必要な依頼を行うも	○第２編２章５節２項(1)「非常本部等による調整等」

修正前	修正後
のとする。	
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において，被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，被災地域周辺の都道府県警察の協力により，周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定等に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに，情報板，信号機等の交通管制施設も活用するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，交通規制が実施されたときは，直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，必要な場合には，放置車両の撤去，警察車両による先導等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急通行車両の円滑な通行を確保するため，必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県公安委員会は，緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは，道路管理者に対し，緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○国家公安委員会は，都道府県公安委員会に対し，必要に応じて，広域的な見地から指示を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察庁は，都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに，都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察機関，道路管理者及び非常本部等は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○非常本部等は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」

修正前	修正後
優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。	
○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国土交通省等に報告するほか，道路啓開等を行い道路機能の確保に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○路上の障害物の除去について，道路管理者，警察機関，消防機関，自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては，道路管理者は，自ら車両の移動等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通大臣は，道路管理者である都道府県及び市町村に対し，都道府県知事は，道路管理者である指定都市以外の市町村に対し，必要に応じて，ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通省は，道路の被害状況，復旧状況等について，非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
(4)　航路等の障害物除去等	(4)　航路等の障害物除去等
○国土交通省は，開発保全航路，緊急確保航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
○港湾管理者及び漁港管理者は，その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，障害物除去による航路啓開等に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
○海上保安庁は，海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは，その旨を非常本部等に報告し，速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに，船舶所有者等に対し，これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
(5)　港湾及び漁港の応急復旧等	(5)　港湾及び漁港の応急復旧等
○港湾管理者は，港湾施設について，早急に被害状況を把握し，国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。国土交通省及び港湾管理者は，必要に応じ応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○漁港管理者は，漁港施設について，早急に被害状況を把握し，応急復旧を行うとともに，農林水産省に対して，被害状況を報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○海上保安庁は，航路標識が破損し又は流出したときは，速やかに復旧に努めるほか，	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」

修正前	修正後
必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。	
○国土交通省及び農林水産省は，港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
(6)　海上交通の整理等	(6)　海上交通の整理等
○海上保安庁は，船舶の輻輳が予想される海域において，必要に応じて，船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合，緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，海難の発生その他の事情により，船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは，必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，水路の水深に異常が生じたと認められるときは，必要に応じて水路測量を行うとともに，応急標識の設置等により水路の安全を確保するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
(7)　空港等の応急復旧等	(7)　空港等の応急復旧等
○国土交通省は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，応急復旧等を行うとともに，空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○空港管理者は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○国土交通省，空港管理者及び非常本部等は，相互の連絡を密にして，効果的な応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○地方公共団体は，あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに，その周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
(8)　航空管制等	(8)　航空機の運用調整等
○国土交通省は，情報収集，緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また，災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して，必要な情報を提供し，航空機の安全運航を図るなど，災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。	○第２編２章５節２項(8)「航空機の運用調整等」
(9)　鉄道交通の確保	(9)　鉄道交通の確保
○国土交通省は，鉄道の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」
○鉄道事業者は，その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」
(10)　広域輸送拠点の確保	(10)　広域物資輸送拠点の確保
○地方公共団体は，状況に応じて人員の派遣等を行いながら，あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに，その周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(10)「広域物資輸送拠点の確保」
３　緊急輸送	３　緊急輸送
○緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は，陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し，	○第２編２章５節３項「緊急輸送」

修正前	修正後
総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に，機動力のあるヘリコプター，大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。	
○非常本部等は，緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体等からの要請に基づき，緊急輸送関係省庁に対し，緊急輸送活動の依頼を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○国土交通省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，空港管理者，港湾管理者，航空運送事業者，道路運送事業者，海上運送事業者，港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○海上保安庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する船舶，航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する航空機，車両，船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○地方公共団体は，必要に応じ，自ら緊急輸送活動を行うほか，輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○第２編２章５節４項「緊急輸送のための燃料の確保」
第５節　避難収容及び情報提供活動	第５節　避難の受入れ及び情報提供活動
○津波のおそれのある場合又は発生した場合，被災者を速やかに避難誘導し，安全な避難場所に収容することにより，当面の居所を確保することは，被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。	○第２編２章６節「避難の受入れ及び情報提供活動」
（新設）	１　指定緊急避難場所
（新設）	○第２編２章６節２項「指定緊急避難場所」
１　避難場所及び避難所	２　指定避難所

修正前	修正後
(1)　避難場所及び避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
○地方公共団体は，避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
(2)　避難所の運営管理等	(2)　避難所の運営管理等
○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニ	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」

修正前	修正後
ーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	
○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
２　応急仮設住宅等	３　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに内閣府と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○第２編２章６節４項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
○被災都道府県は，(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応じて，非常本部等を通じて，又は直接，資機材関係省庁〔農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○非常本部等は，要請があった場合，資機材関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○要請を受けた資機材関係省庁は，とるべき措置を決定し，非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○資機材関係省庁は，とるべき措置について，関係業界団体等に対し，必要な資機材の供給要請を行うものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
(3)　応急仮設住宅の運営管理	(3)　応急仮設住宅の運営管理

修正前	修正後
○地方公共団体は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。	○第２編２章６節４項(3)「応急仮設住宅の運営管理」
３　広域一時滞在	３　広域一時滞在
○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難・収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○市町村は，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○非常本部等は，要請があった場合，広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また，計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し，計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また，要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」

修正前	修正後
施について必要な指示をするものとする。	
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○避難収容関係省庁，緊急輸送関係省庁，被災都道府県等は，計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
４　要配慮者への配慮	５　要配慮者への配慮
○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
５　帰宅困難者対策	６　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うとともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。	○第２編２章６節７項「帰宅困難者対策」
６　被災者等への的確な情報伝達活動	７　被災者等への的確な情報伝達活動
○流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見等が数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。	○第２編２章６節８項「被災者等への的確な情報伝達活動」
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，津波の被害，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」

修正前	修正後
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国は，放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し，津波の被害，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

修正前	修正後
者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
○国〔外務省等〕は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」
第６節　物資の調達，供給活動	第６節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」
○被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
○非常本部等は，調達，供給活動に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体からの要請に基づき，関係機関に対し，調達，供給活動の要請を行うものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
○被災地方公共団体は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について，被災者への供給を行うものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，物資関係省庁〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に対し，又は非常本部等に対し，物資の調達を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど，その事態に照らし緊急を要し，被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで，被災市町村	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」

修正前	修正後
に対する物資を確保し輸送するものとする。	
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
○国は，支援物資のニーズ情報が得られる被災地については，物資の内容，引渡し場所等を迅速に把握し，政府内で共有の上，支援を開始できる体制を整えるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地方公共団体が，被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては，被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき，被災地からの要請がなくても，被災地方公共団体に対し，物資の供給を確保し，輸送を開始するものとする。その際に，引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地からの要請がない中で，被災地方公共団体に対し，物資の供給を開始した場合は，現地の配送状況等を考慮し，早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，関係事業者に対する給水の要請等を行い，供給を確保するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○経済産業省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」

修正前	修正後
るものとする。	
○総務省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○物資の輸送について，非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，国，地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は，資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合，安全でない状況にある場合等，要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き，当該物資の輸送を行うものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，運送の要請等に対応できるように，防災業務計画等において，物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	第７節　保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動
○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。	○第２編２章８節「保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動」
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○特に，要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健師等の派	○第２編２章８節１項「保健衛生」

修正前	修正後
遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。	
○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
２　防疫活動	２　防疫活動
（略）	（略）
○非常本部等は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，厚生労働省及び防衛省に対し，防疫活動を依頼し，その総合調整を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，防疫活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○地方公共団体は，必要に応じ，家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○厚生労働省は，必要に応じ，防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき，被災地域外の地方公共団体に対する支援要請等により，被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は要請に基づいて，防疫活動を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
３　遺体の処理等	３　遺体対策
○地方公共団体は，遺体の処理については，火葬場，柩等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し，柩の調達，遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また，必要に応じ，近隣地方公共団体の協力を得て，広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお，遺体については，その衛生状態に配慮するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
○被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるの	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」

修正前	修正後
で，社会秩序の維持が重要な課題となる。また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これらについて，関係機関は適切な措置を講じる。	
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」
１　社会秩序の維持	１　社会秩序の維持
○警察は，被災地及びその周辺（海上を含む。）において，独自に又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。また，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」
○海上保安庁は，被災地付近の海上において，巡視船艇を配備し，速やかな安全確保に努めるものとする。	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」
２　物価の安定，物資の安定供給	２　物価の安定，物資の安定供給
○国及び地方公共団体は，生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買占め・売惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。	○第２編２章９節２項「物価の安定，物資の安定供給」
第９節　応急の教育に関する活動	第９節　応急の教育に関する活動
○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。	○第２編２章 10 節「応急の教育に関する活動」
第 10 節　応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	第 10 節　応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動
１　施設・設備等の応急復旧活動	１　施設・設備等の応急復旧活動
○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等，二次災害を防止するための国土保全施設等に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。	○第２編２章３節２項「施設・設備等の応急復旧活動」
(1)　施設，設備の応急復旧活動	(1)　施設，設備の応急復旧活動
○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国及び地方公共団体は，情報収集で得た航空写真・画像等については，ライフライ	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」

修正前	修正後
ン施設等の被害状況の早期把握のため，ライフライン事業者等の要望に応じて，情報提供に努めるものとする。	
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，湛水排除など被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な津波災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与
○非常本部等は，災害の程度，施設の重要度等を勘案の上，特に必要と認められる場合には，関係省庁〔厚生労働省，経済産業省，総務省，国土交通省〕を経由して，ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
(3)　住宅の応急復旧活動	(3)　住宅の応急復旧活動
○地方公共団体は，必要に応じて，住宅事業者の団体と連携して，被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。	○第２編２章３節２項(3)「住宅の応急復旧活動」
２　二次災害の防止活動	２　二次災害の防止活動
（略）	（略）
○気象庁は，応急活動を支援するため，余震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，応急活動を支援するため，余震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，湛水排除など被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章３節１項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」
(1)　水害・土砂災害対策	(1)　水害・土砂災害対策
（略）	（略）
○国土交通省は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また，都道府県は，地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の避難	○国〔国土交通省〕は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また，都道府県は，地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の

修正前	修正後
勧告等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 ○国土交通省は，必要に応じて，著しく激甚な災害が発生した場合において，水防上緊急を要すると認めるときは，水防管理者に代わって，浸入した水の排除，高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。 ○気象庁及び都道府県は，必要に応じて，警報，土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。 (3)　爆発等及び有害物質による二次災害対策 （略） ○国，地方公共団体又は事業者は，有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため，施設の点検，応急措置，関係機関への連絡，環境モニタリング等の対策を行うものとする。	避難勧告等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 ○国〔国土交通省〕は，必要に応じて，著しく激甚な災害が発生した場合において，水防上緊急を要すると認めるときは，水防管理者に代わって，浸入した水の排除，高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。 ○国〔気象庁〕及び都道府県は，必要に応じて，警報，土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。 (3)　爆発等及び有害物質による二次災害対策 （略） ○国〔環境省〕，地方公共団体又は事業者は，有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため，施設の点検，応急措置，関係機関への連絡，環境モニタリング等の対策を行うものとする。
３　複合災害発生時の体制 ○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。	３　複合災害発生時の体制 ○第２編２章３節３項「複合災害発生時の体制」
第 11 節　自発的支援の受入れ ○大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが，国，地方公共団体及び関係団体は，それらの申入れに対して，適切に対応する。	第 11 節　自発的支援の受入れ ○第２編２章 11 節「自発的支援の受入れ」
１　ボランティアの受入れ ○国，地方公共団体及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して，老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。	１　ボランティアの受入れ ○第２編２章 11 節１項「ボランティアの受入れ」
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1)　義援物資の受入れ ○被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容の	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1)　義援物資の受入れ ○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」

修正前	修正後
リスト及び送り先を非常本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。	
○国及び被災地域外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
○国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，品名を明示するなど，こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
(2)　義援金の受入れ	(2)　義援金の受入れ
○地方公共団体は，日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を組織し，義援金の使用について，十分協議の上，定めるものとする。その際，あらかじめ，基本的な配分方法を決定しておくなどして，迅速な配分に努めるものとする。また，被害が複数の都道府県に渡る広域災害時には，日本赤十字社等義援金収集団体は，寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから，義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。	○第２編２章 11 節２項(2)「義援金の受入れ」
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ
○外務省は，外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には，非常本部等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等は，被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し，支援の受入れの可能性について検討するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等が支援の受入れを決定した場合，関係省庁は，あらかじめ定めた対応方針に基づいて，海外等からの支援の受入計画を作成するものとし，非常本部等は，作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○外務省は，作成された受入計画の内容について，支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後，関係省庁は，同計画に基づき，当該海外等からの支援を受け入れるものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等は，支援を受け入れないと決定した場合，被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は，その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建及び経済の復興，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	○第２編３章「災害復旧・復興」

修正前	修正後
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定
○地方公共団体は，被災の状況，地域の特性，関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ，迅速な原状復旧を目指すか，又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し，復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には，これに基づき復興計画を作成するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○被災地の復旧・復興に当たっては，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○国は，被災地方公共団体等がその応急対策，復旧・復興において多大な費用を要することに鑑み，適切な役割分担のもとに，財政措置，金融措置，地方財政措置等により支援するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○被災地方公共団体は，災害復旧・復興対策の推進のため，必要に応じ，国，他の地方公共団体等に対し，職員の派遣その他の協力を求めるものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方
１　被災施設の復旧等	１　被災施設の復旧等
○国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い，又は支援するものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国は，ライフライン施設等の復旧のため，復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国及び地方公共団体は，地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次的な土砂災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次的な土砂災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
○ライフライン，交通輸送等の関係機関は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○都道府県警察は，暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，被災地方公共団体，業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
２　災害廃棄物の処理 （略）	２　災害廃棄物の処理 （略）

修正前	修正後
○地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，必要に応じて広域処理を含め，災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。	○国〔環境省等〕及び地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，必要に応じて広域処理を含め，災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
○環境省は，迅速かつ適正な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
○災害廃棄物処理に当たっては，適切な分別を行うことにより，可能な限りリサイクルに努めるものとする。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
○災害廃棄物処理に当たっては，復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理のため，適切な措置等を講ずるものとする。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
○大規模な災害により地域が壊滅し，社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては，被災地域の再建は，都市構造の改変，産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり，これを可及的速やかに実施するため，復興計画を作成し，関係機関の諸事業を調整しつつ，計画的に復興を進めるものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○地方公共団体は，復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携，国との連携，広域調整）を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○国は，必要に応じて，復興組織体制の整備を図り，被災地方公共団体を支援する。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは，内閣総理大臣は，大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し，復興基本方針に基づく施策の推進，関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○市町村は，必要に応じ，大規模災害からの復興に関する法律を活用し，国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し，同計画に基づき市街地開発事業，土地改良事業等を実施することにより，特定大規模災害により，土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○都道府県は，特定大規模災害からの復興のために必要な場合，関係行政機関又は関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，市町村は，必要な場合，関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」

修正前	修正後
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
○地方公共団体は，再度災害防止とより快適な都市環境を目指し，住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際，まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに，計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし，将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし，住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて，障害者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，復興のため市街地の整備改善が必要な場合には，被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに，住民の早急な生活再建の観点から，防災まちづくりの方向について，できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め，土地区画整理事業，市街地再開発事業等の実施により，合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
（略）	（略）
○国〔文部科学省，国土交通省，農林水産省等〕及び地方公共団体は，被災した学校施設の復興に当たり，学校の復興とまちづくりの連携を推進し，安全・安心な立地の確保，学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や，できるだけ短時間で避難が可能となるよう緊急避難場所（津波避難ビル等を含む），避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」 ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や，できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所（津波避難ビル等を含む。），避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とするものとする。
○地方公共団体は，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等については，各種ライフラインの特性等を勘案し，各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，既存不適格建築物について，防災とアメニティの観点から，その問題の重要性を住民に説明しつつ，市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，災害廃棄物の処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的実施を行うものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，新たなまちづくりの展望，計画決定までの手続，スケジュール，被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を，住民に対し提供するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

修正前	修正後
働災害，石綿等の粉じん障害等の職業性疾病等の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。	
○地方公共団体は，建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため，必要に応じ事業者等に対し，大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国及び地方公共団体は，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み，その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援
○国及び地方公共団体は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に，同法の趣旨を踏まえ，独自の支援措置を講じることができるよう，必要な措置を講じるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○内閣府及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○内閣府及び地方公共団体は，被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の生活再建を支援し，被災地の速やかな復興を図る。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，税についての期限の延長，徴収猶予及び減免，国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○厚生労働省は，被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに，被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○住宅金融支援機構等は，被災者の自力による住宅の再建，取得を支援するため，災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の整備，公営住宅等への特定入居等を行うものとし，国はこれを適切に支援する。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国土交通省及び地方公共団体は，災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては，防災集団移転促進事業等を活用しつつ，極力安全な地域への移転を推奨するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の生活の維持を支援するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，被災者の救済及び自立支援や，被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的，弾力的推進の手法について検討するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援
○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し，被災地域の復興に資するため，災害復旧貸付等により，運転資金及び設備資金の融資を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は，必要に応じ，高度化融資（災害復旧貸付）により，事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○国及び地方公共団体は，地場産業，商店街の復興に配慮するとともに，内外経済の潮流を踏まえ，成長産業のための基盤整備等により，地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，被災農林漁業者に対し，施設の災害復旧及び経営	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」

修正前

の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また，農林水産省は，必要に応じて，被災農林漁業者の経営資金等を供給するため，天災融資法の発動を行うものとする。

○なお，津波災害は，沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから，農地の塩害対策，漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとする。

別表（第２章関係）

①東海地震に関連する情報の１つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ，地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また，事前の情報が発表されることなく，東海地震が突発的に発生した場合	東南海地震，南海地震が同時発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合
・「東海地震応急対策活動要領」（平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定，平成 18 年 4 月 21 日修正） ・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 16 年 6 月 29 日中央防災会議幹事会申合せ，平成 18 年 4 月 21 日修正）	・「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定） ・「「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 19 年 3 月 20 日中央防災会議幹事会申合せ）	「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」（平成 19 年 6 月 21 日中央防災会議決定）

修正後

○津波災害は，沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから，農地の塩害対策，漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとする。

別表（第２章関係）

①東海地震に関連する情報の１つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ，地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また，事前の情報が発表されることなく，東海地震が突発的に発生した場合	東南海地震，南海地震が同時発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合
・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会申合せ）		「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」（平成 19 年 6 月 21 日中央防災会議決定）
・「東海地震応急対策活動要領」（平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定，平成 18 年 4 月 21 日修正） ・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 16 年 6 月 29 日中央防災会議幹事会申合せ，平成 18 年 4 月 21 日修正）	・「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定） ・「「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 19 年 3 月 20 日中央防災会議幹事会申合せ）	

修正前	修正後
第５編　風水害対策編	第５編　風水害対策編
第１章　災害予防 第１節　風水害に強い国づくり，まちづくり （略） ○洪水氾濫や高潮浸水による大規模水害は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模水害について，国は，予防対策から発災時の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた大規模水害対策のマスタープランである大規模水害対策大綱を策定し，対策を推進する。	第１章　災害予防 第１節　風水害に強い国づくり，まちづくり （略） ○洪水氾濫や高潮浸水による大規模水害は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模水害について，国〔内閣府〕は，予防対策から発災時の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた大規模水害対策のマスタープランである大規模水害対策大綱を策定し，対策を推進するものとする。
１　風水害に強い国づくり ○国は，国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，暴風，竜巻，豪雨，洪水，高潮，地すべり，土石流，がけ崩れ等による風水害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。	１　風水害に強い国づくり ○第２編１章１節１項「災害に強い国づくり」
○国及び地方公共団体は，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災，下水道等の事業による風水害対策を実施する。その場合は，計画を上回る災害が発生しても，その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに，環境や景観へも配慮するものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省等〕及び地方公共団体は，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災，下水道等の事業による風水害対策を実施する。その場合は，計画を上回る災害が発生しても，その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに，環境や景観へも配慮するものとする。
(1)　主要交通・通信機能の強化 ○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保，風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。	(1)　主要交通・通信機能の強化 ○第２編１章１節１項(1)「主要交通・通信機能の強化」
(2)　首都の防災性の向上 ○国及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏の果たす中枢機能の重要性に鑑み，首都圏において都市防災構造化対策等の防災対策を推進するものとする。また，首都圏における大規模な水害に備え，早期に避難勧告・指示等を行う方法，避難誘導の実施体制について検討するものとする。	(2)　首都の防災性の向上 ○第２編１章１節１項(3)「首都の防災性の向上等」 ○国〔国土交通省〕及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき，早期に避難勧告・指示等を行う方法，避難誘導の実施体制，広域避難対策，復旧等の対応等について検討するものとする。
(3)　風水害に強い国土の形成 ○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，風水害に強い国土の形成を図るため，下記の事項に配慮しつつ，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災，下水道等の事業を総合的，計画的に推進するものとする。 （略） ・台風，集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山，地すべり防止施設等の整備	(3)　風水害に強い国土の形成 ○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，風水害に強い国土の形成を図るため，下記の事項に配慮しつつ，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災，下水道等の事業を総合的，計画的に推進するものとする。 （略） ・台風，集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山，地すべり防止施設等の整備

修正前	修正後
を推進する。また，山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。	を推進する。また，山地災害の発生を防止するため森林の造成及び維持を図る。
○国及び地方公共団体は，老朽化した社会資本について，長寿命化計画の作成・実施等により，その適切な維持管理に努めるものとする。	○第２編１章１節１項(2)「災害に強い国土の形成」
○国〔環境省，国土交通省，農林水産省，経済産業省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として，地下水汲み上げの規制の実施及び代替工業用水道の建設の促進，地盤沈下による内水被害の発生，堤防高の低下等に対応するための排水機場，水門等の設置，堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとする。	○国〔農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として，地下水汲み上げの規制の実施及び代替工業用水道の建設の促進，地盤沈下による内水被害の発生，堤防高の低下等に対応するための排水機場，水門等の設置，堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとする。
２　風水害に強いまちづくり	２　風水害に強いまちづくり
(1)　風水害に強いまちの形成	(1)　風水害に強いまちの形成
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，避難地，避難路，防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について，関係機関等と緊密な連携を図りつつ，積極的整備を図るとともに，防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努めるものとする。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，避難場所，避難路，防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について，関係機関等と緊密な連携を図りつつ，積極的整備を図るとともに，対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能，土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。
○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため，必要に応じて河川管理用進入路，水防拠点等の施設の整備に努めるものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため，必要に応じて河川管理用進入路，水防拠点等の施設の整備に努めるものとする。
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。
・国土交通省及び地方公共団体は，溢水，湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど，風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。	・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，溢水，湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど，風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
・国土交通省及び地方公共団体は，河川，下水道について築堤，河床掘削等の河道の整備，遊水地，放水路，雨水渠等の建設，内水排除施設の整備等を推進するとともに，出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また，河川，下水道等の管理者は連携し，出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により，洪水被害の軽減に努めるものとする。	・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，河川，下水道について築堤，河床掘削等の河道の整備，遊水地，放水路，雨水渠等の建設，内水排除施設の整備等を推進するとともに，出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また，河川，下水道等の管理者は連携し，出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により，洪水被害の軽減に努めるものとする。
・国土交通省及び地方公共団体は，高規格堤防の整備等，超過洪水対策を推進する。	・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，高規格堤防の整備等，超過洪水対策を推進する。
・国土交通省及び地方公共団体は，防災調整池の設置，透水性舗装の実施，雨水貯留・浸透施設の設置，盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施すること	・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，防災調整池の設置，透水性舗装の実施，雨水貯留・浸透施設の設置，盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施す

修正前	修正後
により，流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。	ることにより，流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。
・国土交通省及び地方公共団体は国の協力を得て，都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査，ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション，内水浸水シミュレーション等を行い，これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。	・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は国の協力を得て，都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査，ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション，内水浸水シミュレーション等を行い，これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。
・国土交通省及び都道府県は，水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において，河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに，関係市町村の長に通知するものとする。	・国〔国土交通省〕及び都道府県は，水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において，河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに，関係市町村の長に通知するものとする。
（略）	（略）
・国土交通省又は地方公共団体は，豪雨，洪水，高潮，土砂災害等による浸水実績，浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し，安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導，風水害時の避難体制の整備を行う。	・国〔国土交通省〕又は地方公共団体は，豪雨，洪水，高潮，土砂災害等による浸水実績，浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し，安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導，風水害時の避難体制の整備を行う。
・国土交通省は，土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針を作成し，必要に応じてその見直しを行うものとする。	・国〔国土交通省〕は，土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針を作成し，必要に応じてその見直しを行うものとする。
・国土交通省及び地方公共団体は，土石流危険渓流，地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え，土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計，ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め，総合的な土砂災害対策を推進する。	・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，土石流危険渓流，地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え，土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計，ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め，総合的な土砂災害対策を推進する。
・国土交通省及び地方公共団体は，高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や，避難地，避難路等の防災施設及び病院，老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等，生活防災緊急対策を推進する。	・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や，避難場所，避難路等の防災施設及び病院，老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等，生活防災緊急対策を推進する。
・都道府県は，おおむね５年ごとに，土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として，急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形，地質，降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。	・都道府県は，おおむね５年ごとに，土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として，急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形，地質，降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し，土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。基礎調査がまだ完了していない都道府県は，基礎調査を完了させる実施目標を設定し，定期的に進捗状況を国〔国土交通省〕に報告する。また，国〔国土交通省〕は，基礎調査の進捗が遅れている場合や，基礎調査が適切に行われていない場合には，是正を要求するものとする。
・都道府県知事は，関係市町村長の意見を聴いて，土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し，当該区域の指定を受けた関係市町村は，市町村地域防災計画において，警戒区域ごとに情報伝達，予警報の発令・伝達，避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。	・都道府県知事は，関係市町村長の意見を聴いて，土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し，当該区域の指定を受けた関係市町村は，市町村地域防災計画において，警戒区域ごとに情報伝達，予警報の発令・伝達に関する事項，避難場所及び避難経路に関する事項，土砂災害に係る避難訓練に関する事項，避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

修正前	修正後
・市町村は，市町村地域防災計画において，土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には，当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。	・市町村は，市町村地域防災計画において，土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については，市町村は，市町村地域防災計画において，当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。
・土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は，市町村地域防災計画に基づき，土砂災害に関する情報の伝達方法，避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。	・土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は，市町村地域防災計画に基づき，土砂災害に関する情報の伝達方法，避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。基礎調査の結果，土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても，土砂災害警戒区域の指定作業と並行して，上記と同様の措置を講じるよう努める。
（略）	（略）
（新設）	なお，土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で，住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては，建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし，当該区域が指定されている場合には，都道府県は，関係部局と連携し，その周知を図るものとする。
（略）	（略）
・農林水産省及び地方公共団体は，山地災害危険地区，地すべり危険箇所等における山地治山，防災林造成，地すべり防止施設の整備を行うとともに，山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。また，農林水産省は，森林の有する災害防止機能に関する調査・研究等を推進するものとする。	・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，山地災害危険地区，地すべり危険箇所等における山地治山，防災林造成，地すべり防止施設の整備を行うとともに，山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。また，国〔農林水産省〕は，森林の有する災害防止機能に関する調査・研究等を推進するものとする。
・農林水産省及び地方公共団体は，災害に対処するため，農業用排水施設の整備，老朽ため池等の補強，低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。	・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，災害に対処するため，農業用排水施設の整備，老朽ため池等の補強，低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。
（略）	（略）
(2)　風水害に対する建築物の安全性の確保	(2)　風水害に対する建築物の安全性の確保
○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者に関わる社会福祉施設，医療施設等については，浸水経路や浸水形態の把握等を行い，これらの結果を踏まえ，浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。	○第２編１章１節２項(2)「建築物の安全化」 ○浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては，浸水経路や浸水形態の把握等を行い，これらの結果を踏まるものとする。
○国及び地方公共団体は，住宅を始めとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため，基準の厳守の指導等に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，住宅を始めとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため，基準の厳守の指導等に努めるものとする。
（略）	（略）
(3)　ライフライン施設等の機能の確保	(3)　ライフライン施設等の機能の確保
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，浸水防止対策等，風水害に対	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」

修正前	修正後
する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。	
○ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては，大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い，想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保，災害後の復旧体制の整備，資機材の備蓄等を行うものとする。	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」
○国，公共機関及び地方公共団体は，自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに，企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」
(4)　災害応急対策等への備え	(4)　災害応急対策等への備え
○国，公共機関及び地方公共団体は，風水害が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第１章第４節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
第２節　国民の防災活動の促進	第２節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難場所や避難所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○国及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

修正前	修正後
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・警報等発表時や避難指示，避難勧告，避難準備情報の発令時にとるべき行動，緊急避難場所や避難所での行動	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・災害時の家族内の連絡体制について，あらかじめ決めておくこと	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，被害の防止，軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し，住民の理解と協力を得るものとする。	○国〔内閣府，警察庁，消防庁，国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，被害の防止，軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し，住民の理解と協力を得るものとする。
○地方公共団体は，地域住民に対し，風水害のおそれのない適切な避難場所，避難路等について周知徹底するとともに，円滑な避難のため，自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。	○市町村（都道府県）は，地域住民に対し，風水害のおそれのない適切な避難場所，避難路等について周知徹底するとともに，円滑な避難のため，自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
○地方公共団体は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。 （略） ・土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として，図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。 （略）	○市町村（都道府県）は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。 （略） ・土砂災害警戒区域，避難場所，避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として，図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。 （略）
○国及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○防災知識の普及に当たっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国〔内閣府，気象庁〕は，竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう，竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する情報の解説に努める。気象庁は，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。	○国〔内閣府，気象庁〕は，竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう，竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。
○国〔気象庁，国土交通省〕は，河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう，河川情報・気象情報の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕は，河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう，河川情報・気象情報の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。
○国〔気象庁，国土交通省〕は，土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう，土砂災害警戒情報・気象情報の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕は，土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう，土砂災害警戒情報・気象情報の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間，山地災害防止キャンペーン等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，水防，土砂災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
（略）	（略）
(2)　防災訓練の実施，指導	(2)　防災訓練の実施，指導
○国及び地方公共団体は，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間等を通じ，積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
（略）	（略）
(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，水防団，水防協力団体，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，水防団，水防協力団体，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
○消防庁及び地方公共団体は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善，教育訓練体制の充実，青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○国土交通省及び地方公共団体は，水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り，水防資機材の充実を図るものとする。また，青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに，ＮＰＯ，民間企業，自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し，その育成，強化を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び市町村（都道府県）は，水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り，水防資機材の充実を図るものとする。また，青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに，ＮＰＯ，民間企業，自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し，その育成，強化を図るものとする。
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○消防庁及び地方公共団体は，平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり，災害時においては避難，備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに，救助，救護のための資機材の充実を図るものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○警察庁及び地方公共団体は，地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行うものとす	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」

修正前	修正後
る。	
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
○地方公共団体は，平常時から地域団体，NPO 等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」
○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独で又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに，避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また，作成した避難確保・浸水防止計画，自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに，当該計画を公表するものとする。	○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独で又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに，避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また，作成した避難確保・浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに，当該計画を公表するものとする。

修正前	修正後
○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成，当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし，作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また，当該計画に基づき，避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。	○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成，当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし，作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また，当該計画に基づき，避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし，作成した浸水防止計画，自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。	○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし，作成した浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
○住民は，自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
第３節　風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進	第３節　風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　風水害及び風水害対策に関する研究の推進	(1)　風水害及び風水害対策に関する研究の推進
○国は，防災に係る見地から，風水害及び風水害対策に関する科学技術及び研究の振	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」

修正前	修正後
興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。	
○国は，風水害対策に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，防災技術の研究開発の推進等を図るとともに，その成果を地方公共団体等の関係機関が活用できるように努めるものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○研究機関は，風水害に関する観測研究の成果が，災害危険区域の指定を始めとする防災体制の強化に資するよう，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。	○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
(2)　予測，観測の充実・強化等	(2)　予測，観測の充実・強化等
○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は，雨量，水位等の観測体制，施設の充実・強化等を図るものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，雨量，水位等の観測体制，施設の充実・強化等を図るものとする。
○気象庁は，気象予測の高度化を図る。特に，降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。	○国〔気象庁〕は，気象予測の高度化を図る。特に，降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。
○国〔気象庁，国土交通省〕及び都道府県は，先行降雨等を考慮した地すべり，土石流，がけ崩れ等の予測技術の開発・精度向上を図るものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕及び都道府県は，先行降雨等を考慮した地すべり，土石流，がけ崩れ等の予測技術の開発・精度向上を図るものとする。
○国土交通省及び都道府県は，河川水位等の予測のため，最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び都道府県は，河川水位等の予測のため，最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図るものとする。
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
○風水害が発生した場合には迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施する必要があるが，そのための備えとして，以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に，市町村は，住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに，高齢化の進展等を踏まえ，高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため，避難勧告及び避難指示のほか，一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに，避難行動要支援者等，特に避難行動に時間を要する者に対して，その避難行動支援対策と対応しつつ，早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハ	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

修正前	修正後
ウや能力等を活用するものとする。	
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○地方公共団体等は，水防計画の策定に当たっては，洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに，必要に応じて，河川管理者の同意を得た上で，河川管理者の協力について水防計画に定め，当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体等は，水防計画の策定に当たっては，洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに，必要に応じて，河川管理者の同意を得た上で，河川管理者の協力について水防計画に定め，当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕は，豪雨に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を予め策定するものとする。また，これを迅速，効果的に実施できるよう，日頃から関係公共団体，関係機関等との連携を強化するとともに，実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　警報等の発表及び伝達	(1)　警報等の発表及び伝達
○気象庁は，気象特別警報，警報及び注意報については，警戒・注意の必要な市町村を明確にし，効果的な防災対応につながるよう，市町村ごとに発表するものとする。	○国〔気象庁〕は，気象特別警報，警報及び注意報については，警戒・注意の必要な市町村を明確にし，効果的な防災対応につながるよう，市町村ごとに発表するものとする。
○気象庁は，予想される気象現象が特に異常であり，重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には，住民にその旨を分かりやすく伝達するとともに，地方公共団体の迅速かつ的確な防災対応に資するため，特別警報を発表するものとする。	○国〔気象庁〕は，予想される気象現象が特に異常であり，重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には，住民にその旨を分かりやすく伝達するとともに，地方公共団体の迅速かつ的確な防災対応に資するため，特別警報を発表するものとする。
○国〔国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，警報等を住民，水防管理者，関係市町村長等に伝達する体制を整備するものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕及び市町村は，警報等を住民，水防管理者，関係市町村長等に伝達する体制を整備するものとする。
○気象庁は，地方公共団体における迅速かつ適切な避難勧告等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう，警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに，警報等の利活用の推進及び改善に資するよう，利活用状況の把握に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，地方公共団体における迅速かつ適切な避難勧告等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう，警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに，警報等の利活用の推進及び改善に資するよう，利活用状況の把握に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。	○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう，災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。
(2)　住民の避難誘導体制	(2)　住民の避難誘導体制
○地方公共団体は，避難指示，避難勧告，避難準備情報等について，河川管理者，水防管理者，気象庁等の協力を得つつ，豪雨，洪水，土砂災害等の災害事象の特性，収集で	○市町村は，避難指示，避難勧告，避難準備情報等について，河川管理者，水防管理者，国〔気象庁等〕の協力を得つつ，豪雨，洪水，土砂災害，高潮等の災害事象の特性，

修正前	修正後
きる情報を踏まえ，避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。	収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に，土砂災害については，危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど，実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
○市町村は，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
（略）	（略）
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，気象警報，避難勧告等を住民に周知することにより，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。	○市町村は，気象警報，避難勧告等を住民に周知することにより，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
○地方公共団体は，土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を，土砂災害警戒情報等を用いてあらかじめ設定するとともに，必要に応じ見直すよう努めるものとする。国は，この基準の設定及び見直しについて，必要な助言等を行うものとする。	○市町村は，土砂災害に対する住民の警戒避難体制として，土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また，土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し，土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い，事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう，発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに，必要に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕は，これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて，必要な助言等を行うものとする。
（新設）	○市町村は，高潮災害に対する住民の警戒避難体制として，潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し，想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど，発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに，必要に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕は，これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて，必要な助言等を行うものとする。
（新設）	○市町村は，避難勧告の発令の際には，避難場所を開設していることが望ましいが，避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は，躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また，そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
○市町村は，避難行動要支援者を速やかに避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民政委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに，情報伝達体制の整備，避難支援計画の策定，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。	○市町村は，避難行動要支援者を速やかに避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに，情報伝達体制の整備，避難支援計画の策定，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」

修正前	修正後
伝達体制等の整備に努めるものとする。	
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを，あらかじめ定めるよう促すものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
(3)　災害未然防止活動	(3)　災害未然防止活動
○公共施設管理者は，所管施設の緊急点検，応急的な復旧等の対策のための体制整備，必要な資機材の備蓄を行うものとする。	○国及び公共施設管理者は，所管施設の緊急点検，応急的な復旧等の対策のための体制整備，必要な資機材の備蓄を行うものとする。
○水防管理者は，平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。	○国及び水防管理者は，平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，出水時に円滑な水防活動を実施するため，日常より河川管理上支障をきたす違法駐車，放置車両に対し，関係機関と協力し必要な措置を講ずるものとする。	○国〔警察庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，出水時に円滑な水防活動を実施するため，日常より河川管理上支障をきたす違法駐車，放置車両に対し，関係機関と協力し必要な措置を講ずるものとする。
○河川管理者，海岸管理者，農業用用排水施設管理者，下水道管理者等は，ダム，せき，水門，ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成，人材の養成を行うものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕，河川管理者，海岸管理者，農業用用排水施設管理者，下水道管理者等は，ダム，せき，水門，ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成，人材の養成を行うものとする。
○気象庁は，発表する情報について，都道府県と連携しつつ，市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，発表する情報について，都道府県と連携しつつ，市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。
○道路管理者は，道路の冠水による事故を未然に防止するため，道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに，警察機関及び消防機関等との連携の下で，適切な道路管理に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路の冠水による事故を未然に防止するため，道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに，警察機関及び消防機関等との連携の下で，適切な道路管理に努めるものとする。
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○気象庁は，台風，前線の活動，集中豪雨，竜巻等突風等に係る動向を観測し，気象，高潮，波浪，洪水の警報等，台風，大雨，竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また，台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設，設備の充実を図るものとする。	○国〔気象庁〕は，台風，前線の活動，集中豪雨，竜巻等突風等に係る動向を観測し，気象，高潮，波浪，洪水の警報等，台風，大雨，竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また，台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設，設備の充実を図るものとする。
（略）	（略）
○風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，国，公共機関及び地方公共団体は，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

修正前	修正後
で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，住民と連携し，土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には，その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，衛星携帯電話，衛星通信，インターネットメール，防災行政無線等の通信手段の整備等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
（略）	（略）
○国土交通省及び地方公共団体は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。
○国土交通省は，多重無線，光ファイバー，移動通信回線，テレメーター化した通信網等を利用し，河川・水路の水位情報，流域の浸水情報，レーダー雨（雪）量計情報，道路の冠水情報等を把握するとともに，水門，排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集，監視カメラシステム等によるモニタリング，警報設備，ビーコン及び情報板による情報提供等，これらを集中管理するシステムを構築するものとする。	○国〔国土交通省〕は，多重無線，光ファイバー，移動通信回線，テレメーター化した通信網等を利用し，河川・水路の水位情報，流域の浸水情報，レーダー雨（雪）量計情報，道路の冠水情報等を把握するとともに，水門，排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集，監視カメラシステム等によるモニタリング，警報設備，ビーコン及び情報板による情報提供等，これらを集中管理するシステムを構築するものとする。
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

修正前	修正後
の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ，災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体，電気通信事業者等は，情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策，情報通信施設の危険分散，通信路の多ルート化，通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進，無線を利用したバックアップ対策，デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・災無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また，電気通信回線は，災害時の使用を考慮し，十分な回線容量を確保すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・非常用電源設備を整備するとともに，その保守点検の実施，的確な操作の徹底，専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに，関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は，総務省と事前の調整を実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・内閣府は，災害情報が官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう，中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関において，実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際，例えば，専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成，参集基準及び参集対象者の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保，携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。また，交通の途絶，職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し，災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の実情を踏まえ，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実，大学の防災に関する講座等との連携等により，人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（新設）	○市町村は，避難勧告又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくととも	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
に，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国土交通省は，緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう，人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国，地方公共団体等は，食料，飲料水，生活必需品，医薬品，血液製剤，燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
体制の充実に努めるものとする。	
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○都道府県等と自衛隊は，各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど，平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際，自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう，適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実，共同防災訓練の実施等に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，自衛隊への派遣要請を行うのか，平常時よりその想定を行うとともに，自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(7)　防災中枢機能等の確保，充実	(7)　防災中枢機能等の確保，充実
○国，公共機関，地方公共団体，災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，保有する施設・設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，ＬＰガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い，平常時から点検，訓練等に努めるものとする。また，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や，通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○地方公共団体は，災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係	３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係
○水防管理者は，河川又は海岸ごとに，重要水防区域，危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておくものとする。	○国〔国土交通省〕及び水防管理者は，河川又は海岸ごとに，重要水防区域，危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておくものとする。
○国土交通省及び地方公共団体は，堤防側帯，河川防災ステーション等に，水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに，緊急時のこれらの確保に当たり，関係業界団体	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，堤防側帯，河川防災ステーション等に，水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに，緊急時のこれらの確保に当たり，関係業

修正前	修正後
の協力が得られるよう，あらかじめ協議しておくものとする。	界団体の協力が得られるよう，あらかじめ協議しておくものとする。
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，浸水被害の拡大防止のため，移動式ポンプを保有するなど，緊急時に排水対策を行えるよう備えておくものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，浸水被害の拡大防止のため，移動式ポンプを保有するなど，緊急時に排水対策を行えるよう備えておくものとする。
○国及び地方公共団体は，豪雨等に伴う土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成，並びに事前登録等の活用のための施策等を推進するものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，豪雨等に伴う土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成，並びに事前登録等の活用のための施策等を推進するものとする。
○国及び地方公共団体は，土砂災害の発生，拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに，防止対策を実施するための体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，土砂災害の発生，拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに，防止対策を実施するための体制の整備を図るものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
○ライフライン事業者は，風水害発生時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について，あらかじめ計画を作成しておくものとする。また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
４　複合災害対策関係	４　複合災害対策関係
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ，要員・資器材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに，外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，様々な複合災害を想定した机上訓練を行い，結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに，地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し，要員の参集，合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
５　救助・救急及び医療活動関係	５　救助・救急及び医療活動関係
○国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み，情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。	○第２編１章６節５項「救助・救急，医療及び消火活動関係」
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備す	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

修正前	修正後
べき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び地方公共団体は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の医療関係者の役割，トリアージ技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関しての研究や教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
６　緊急輸送活動関係	６　緊急輸送活動関係
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに，これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の機材について，必要に応じ当該地に備蓄するよう努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国〔農林水産省，国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については，特に風水害に対する安全性の確保に配慮するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について風水害に対する安全性の確保を図るとともに，災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制を整備するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び港湾管理者は，発災後の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
材等の確保について，建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	
○国及び地方公共団体は，緊急輸送が円滑に実施されるよう，あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
７　避難収容及び情報提供活動関係	７　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，平常時から，被災者応援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難場所及び避難所	(1)　指定緊急避難場所
○市町村は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，風水害のおそれのない場所に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。	○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
（新設）	(2)　指定避難所
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

修正前	修正後
○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所となる施設については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，あらかじめ，介護保険施設，障害者支援施設等に対して，災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
(2)　避難行動要支援者名簿	(3)　避難行動要支援者名簿
○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」

修正前	修正後
安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	
○市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
(3)　応急仮設住宅等	(4)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，洪水，高潮，土砂災害等の危険性に十分に配慮しつつ，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め，災害時に迅速にあっせんできるよう，あらかじめ体制を整備するものとする。また，民間賃貸住宅を借り上げの円滑化に向け，その際の取扱い等について，あらかじめ定めておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
(4)　帰宅困難者対策	(5)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」
(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○国及び地方公共団体は，被災者等に対して，必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国等は，発災後の経過に応じて地方公共団体，被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

修正前	修正後
無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	
○国及び地方公共団体は，報道機関に加え，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用して，警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体及び放送事業者等は，気象，海象，水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○放送事業者，通信事業者等は，被害に関する情報，被災者の安否情報等について，情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，住民等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国土交通省及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，雨量，水位，水質，潮位等の河川情報及び土砂災害，高潮，豪雨に関する情報等の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，リアルタイムで情報を整理，提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努めるものとする。また，これらの情報について，地下街等の管理者及び利用者への伝達体制を確保するとともに，要配慮者に対しても十分に伝達することができるよう，報道機関の協力も得つつ，市町村及び住民等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，雨量，水位，水質，潮位等の河川情報及び土砂災害，高潮，豪雨に関する情報等の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，リアルタイムで情報を整理，提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努めるものとする。また，これらの情報について，地下街等の管理者及び利用者への伝達体制を確保するとともに，要配慮者に対しても十分に伝達することができるよう，報道機関の協力も得つつ，市町村及び住民等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。
○農林水産省は，ため池決壊等の農地災害予測及び情報連絡システム整備を推進するものとする。	○国〔農林水産省〕は，ため池決壊等の農地災害予測及び情報連絡システム整備を推進するものとする。
○国土交通省及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，公的施設，各家庭等へのきめ細かな河川情報，土砂災害，高潮，豪雨に関する情報等の提供に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，公的施設，各家庭等へのきめ細かな河川情報，土砂災害，高潮，豪雨に関する情報等の提供に努めるものとする。
８　物資の調達，供給活動関係	８　物資の調達，供給活動関係
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し，孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時の	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」

修正前	修正後
ようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	
○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，飲料水，医薬品及び燃料等生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔経済産業省等〕は，生活必需品等の物資のうち，生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥るおそれのあるものについて，地方公共団体及び一般消費者への情報提供に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔農林水産省，経済産業省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量について毎年度調査するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，レトルト食品，包装米飯，育児用調製粉乳，飲料水（ペットボトル）	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
生活必需品…毛布，小型エンジン発電機，カセットこんろ，カートリッジボンベ，土のう袋，ブルーシート，懐中電灯（電池を含む。），トイレットペーパー，ティッシュペーパー，仮設トイレ	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体の備蓄拠点については，輸送拠点として指定するなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び都道府県は，災害の規模等に鑑み，被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制など，供給の仕組みの整備を図るものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識を整理するとともに，その知識の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府等〕は，あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し，受入判断，受入手続，人員・物資のマッチング方法など，その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府，外務省，農林水産省，消防庁，警察庁，防衛省等〕は，海外等からの支	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」

修正前	修正後
援を受け入れる場合に必要な諸手続等について，あらかじめ定めておくものとする。	
１０　防災関連機関等の防災訓練の実施	10　防災関連機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
○国は，公共機関，地方公共団体等との連携を強化するため，多数の機関が参画する枠組みの活用等により，広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
○国は，情報の収集，伝達訓練の充実を図るとともに，考えうるさまざまな被害を想定し，被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し，機動力を生かして対応するための広域的な災害応急対策訓練や現地本部設置訓練など，より実践的な防災訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，水防協力団体，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
○地方公共団体は，地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，風水害の被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
○訓練後には訓練成果を取りまとめ，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
１１　災害復旧・復興への備え	11　災害復旧・復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全
○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
・各種データの総合的な整備保全（戸籍，住民基本台帳，不動産登記，地籍，公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」

修正前	修正後
複製を別途保存するよう努めるものとする。	
○国〔総務省，経済産業省〕は，地域産業の復興の円滑化のため，耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い，企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
(2)　罹災証明書の発行体制の整備	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
(3)　復興対策の研究	(3)　復興対策の研究
○関係機関は，住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援方策，復興過程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」
○内閣府は，被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
○風水害による被害を軽減するためには，近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ，事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に，高齢者や障害者等，避難行動に時間を要する避難行動要支援者等が迅速に避難できるよう，避難準備情報の伝達を行うなど，市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。	○風水害による被害を軽減するためには，近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ，事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に，避難準備情報の発令により，高齢者や障害者等，避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や，風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど，市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。
○応急対策の実施については，住民に最も身近な行政主体として第一次的には市町村が当たり，都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また，地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には，国が積極的に応急対策を支援するものとする。	○第２編２章「災害応急対策」
○風水害の災害応急対策としては，まず災害発生直前の警報等の伝達，水防等の災害未然防止活動，避難誘導等の対策があり，発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握，次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに，被害の拡大の防止，二次災害の防止，人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に，発災当初の 72 時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに，応急収容，必要な生活支援（食料，飲料水，燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は，保健衛生，社会秩序の維持，ライフライン等の復旧，被災者への情報提供を行っていくこととなる。このほか，広域的な人的・物的支援を円滑に	○第２編２章「災害応急対策」

修正前	修正後
受け入れることも重要である。	
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
１　風水害に関する警報等の伝達	１　風水害に関する警報等の伝達
○気象庁は，風，降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には，地方公共団体等における避難勧告等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため，現象の状況に応じて，大雨，暴風，高潮等の特別警報，警報及び注意報並びにその補完的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに，報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。	○国〔気象庁〕は，風，降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には，地方公共団体等における避難勧告等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため，現象の状況に応じて，大雨，暴風，高潮等の特別警報，警報及び注意報並びにその補完的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに，報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。
○気象庁は，地方公共団体，住民等に災害の発生の危険性が的確に伝わるよう，例えば，過去の類似の風水害や，記録的な大雨となっていることを示すなど，伝達内容の工夫に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，地方公共団体，住民等に災害の発生の危険性が的確に伝わるよう，例えば，過去の類似の風水害や，記録的な大雨となっていることを示すなど，伝達内容の工夫に努めるものとする。
○気象庁は，迅速な水防活動等災害応急対策の実施等を支援するために，降水短時間予報等の雨量予報情報の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，迅速な水防活動等災害応急対策の実施等を支援するために，降水短時間予報等の雨量予報情報の提供に努めるものとする。
○気象庁は，竜巻等突風による被害の軽減に資するために，竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する予測情報の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，竜巻等突風による被害の軽減に資するために，竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する予測情報の提供に努めるものとする。
○国〔気象庁，国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，被害を及ぼす可能性のある洪水，高潮，豪雨等の状況を把握・予想した場合，関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達するものとする。その際，要配慮者にも配慮するとともに，住民にとってわかりやすく伝達するよう努めるものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，被害を及ぼす可能性のある洪水，高潮，豪雨等の状況を把握・予想した場合，関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達するものとする。その際，要配慮者にも配慮するとともに，住民にとってわかりやすく伝達するよう努めるものとする。
○国土交通省及び都道府県は，洪水等により水防上必要がある場合には水防警報を水防管理者に伝達し，これに基づき水防団，消防機関等が出動等を行うものとする。	○国〔国土交通省〕及び都道府県は，洪水等により水防上必要がある場合には水防警報を水防管理者に伝達し，これに基づき水防団，消防機関等が出動等を行うものとする。
○気象庁と国土交通省は共同して，２以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定した河川において，洪水のおそれがあるときは，水位又は流量を，氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を関係都道府県知事及び関係市町村長に通知し，必要に応じ報道機関の協力を求めて，一般に周知するものとする。都道府県知事は，この通知を受けた場合は，直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に，受けた通知に係る事項を通知するものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕は共同して，２以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定した河川において，洪水のおそれがあるときは，水位又は流量を，氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を関係都道府県知事及び関係市町村長に通知し，必要に応じ報道機関の協力を求めて，一般に周知するものとする。都道府県知事は，この通知を受けた場合は，直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に，受けた通知に係る事項を通知するものとする。
○気象庁と都道府県は共同して，国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定した河川において，洪水のおそれがあるときは，水位又は流量を示し，その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者，量水標管理者及び関係市町村長に通知し，必要に応じ報道機関の協力を求めて，一般に周知するものとする。	○国〔気象庁〕と都道府県は共同して，国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定した河川において，洪水のおそれがあるときは，水位又は流量を示し，その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者，量水標管理者及び関係市町村長に通知し，必要に応じ報道機関の協力を求めて，一般に周知するものとする。
○気象庁と都道府県は共同して，大雨による土砂災害の危険度が高まったときに，市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断することが	○国〔気象庁〕及び都道府県は共同して，大雨による土砂災害の危険度が高まったときに，市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断す

修正前	修正後
できるよう，土砂災害警戒情報を作成・発表し，市町村長等に通知するものとする。国土交通省及び気象庁は，地方公共団体等が土砂災害警戒情報を活用して警戒避難体制を構築するよう周知するものとする。	ることができるよう，土砂災害警戒情報を作成・発表し，市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに，避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として，土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，地方公共団体は，大雨，暴風，高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。	○市町村，放送事業者等は，伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，市町村は，大雨，暴風，高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。
２　住民等の避難誘導	２　住民等の避難誘導
○地方公共団体は，風水害の発生のおそれがある場合には，防災気象情報等を十分把握するとともに，河川管理者，水防団等と連携を図りながら，浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果，危険と認められる場合には，住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに，適切な避難誘導を実施するものとする。	○市町村は，風水害の発生のおそれがある場合には，防災気象情報等を十分把握するとともに，河川管理者，水防団等と連携を図りながら，浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果，危険と認められる場合には，住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに，適切な避難誘導を実施するものとする。
（新設）	○市町村は，住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり，対象地域の適切な設定等に留意するとともに，勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には，避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。
○地方公共団体は，危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど，住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。	○市町村は，危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど，住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
○地方公共団体は，災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は，勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど，適時適切な避難誘導に努めるものとする。	○市町村は，災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は，勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど，適時適切な避難誘導に努めるものとする。
○地方公共団体は，災害が発生するおそれがある場合には，必要に応じ，指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，管理者の同意を得て避難所として開設する。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
○住民への避難勧告等の伝達に当たっては，市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し，対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。	○住民への避難勧告等の伝達に当たっては，市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し，対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。特に，人口や面積の規模が大きい市町村においては，夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における，エリアを限定した伝達について，各市町村の地域の実情に応じて，エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。
○避難誘導に当たっては，地方公共団体は，指定緊急避難場所，避難路，浸水区域，土砂災害危険箇所等の存在，災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○避難誘導に当たっては，市町村は，指定緊急避難場所，避難路，浸水区域，土砂災害危険箇所等の存在，災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，情報の伝達，避難誘導，安否確認の実施に当たっては，要配慮者に	○市町村は，情報の伝達，避難誘導，安否確認の実施に当たっては，要配慮者に十分配

修正前	修正後
十分配慮するよう努めるものとする。	慮するよう努めるものとする。
○地方公共団体は，避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し，屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難勧告等の解除に当たっては，十分に安全性の確認に努めるものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
（新設）	○国〔国土交通省〕および都道府県は，市町村から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には，必要な助言をするものとする。また，大規模な土砂災害発生後には，必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。
３　関係省庁災害警戒会議の開催	３　関係省庁災害警戒会議の開催
○内閣府は，災害発生のおそれがある場合，関係行政機関の情報共有を図るため，必要に応じて，関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。	○第２編２章１節３項「関係省庁災害警戒会議の開催」
４　災害未然防止活動	４　災害未然防止活動
○水防管理者は，水防計画に基づき，河川堤防等の巡視を行い，水防上危険であると思われる箇所について，応急対策として水防活動を実施する。	○国〔国土交通省〕及び水防管理者は，水防計画に基づき，河川堤防等の巡視を行い，水防上危険であると思われる箇所について，応急対策として水防活動を実施する。
○河川管理者，海岸管理者，農業用用排水施設管理者，下水道管理者等は，洪水，高潮，豪雨の発生が予想される場合には，ダム，せき，水門，ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり，危害を防止するため必要があると認めるときは，あらかじめ，必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知するものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕，河川管理者，海岸管理者，農業用用排水施設管理者，下水道管理者等は，洪水，高潮，豪雨の発生が予想される場合には，ダム，せき，水門，ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり，危害を防止するため必要があると認めるときは，あらかじめ，必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知するものとする。
（略）	（略）
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
○被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり，このため，風水害の規模や被害の程度に応じ，国，公共機関，地方公共団体等は，情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合，概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材，情報システムを用いて伝達・共有し，被害規模の早期把握を行う必要がある。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

修正前	修正後
めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	
○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　被害規模の早期把握のための活動	(1)　被害規模の早期把握のための活動
○国，地方公共団体等は，災害発生直後において，概括的被害情報，ライフライン被害の範囲，医療機関にいる負傷者の状況等，被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔国土交通省，農林水産省〕，地方公共団体等は水防団等の巡視活動等を通じ，被害状況の早期把握を行うものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕，地方公共団体等は水防団等の巡視活動等を通じ，被害状況の早期把握を行うものとする。
○国〔国土交通省，農林水産省，警察庁，消防庁，防衛省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，大規模な風水害が発生した場合には，天候状況を勘案しながら，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，農林水産省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○被害規模を早期に把握するため，警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を，消防庁及び地方公共団体は１１９番通報に係る状況等の情報を，国土交通省は水防団の活動や状況報告に関する情報を積極的に収集するものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国等は，地理情報システム及びモニタリングシステム等を利用し，被害規模を早期に評価するものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡	(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡
○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	
○関係省庁〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁，国土交通省等〕，指定公共機関等は，必要に応じ，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○大規模な風水害が発生した場合には，官邸において，関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合，必要に応じ，関係指定行政機関を通じ又は直接，都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し，非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○都道府県は，区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員の派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，収集した被害情報を共有するために，指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常本部等は，収集した被害情報を都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，必要に応じ，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡し，非常本部等の設	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

修正前	修正後
置後はこれを非常本部等に連絡する。	
○指定行政機関は，必要に応じ，自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をするとともに，都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた施設の復旧を行うこととし，そのための要員を現場に配置する。また，総務省に直ちに連絡し，総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体及び電気通信事業者は，携帯電話，衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○総務省は，通信システムの被災状況等を迅速に把握し，活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため，通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し，通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
○地方公共団体は，災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係地方行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

修正前	修正後
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○地方公共団体は，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，高齢者，障害者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
４　広域的な応援体制	４　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して，広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○ライフライン事業者は，必要に応じ，応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
５　国における活動体制	５　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制
○内閣官房は，大規模な風水害の発生のおそれがある場合又は発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関及び公共機関は，災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

修正前	修正後
場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	
○指定行政機関及び公共機関は，機関相互間，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁災害対策会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○内閣府は，大規模な風水害発生時には，気象，水象及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○災害対策関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，大規模な風水害の発生のおそれがある場合又は発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，中央合同庁舎５号館内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，内閣府等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制

修正前	修正後
○内閣総理大臣は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど，別に定める申合せにより所要の手続を行い，緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の設置場所は官邸内，その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎５号館内とすることを原則とする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長，関係指定地方行政機関の長，指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等	(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，対処基本方針を定めるものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常本部等は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

修正前	修正後
○非常本部等は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は，必要な閣議請議等の手続を行う。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣又は大臣政務官とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部員等予定者は，緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき，自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され，そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し，関係機関から被害情報等の収集を行うとともに，被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理する。併せて，地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して，支援，協力等を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(8)　自衛隊の災害派遣	(8)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求できない場合には，その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは，速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば大規模な風水害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣，通信の途絶等により都道府県庁等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等，風水害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○庁舎，営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に，火災その他の災害が発生した場合，部隊等の長は部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」

修正前	修正後
○自衛隊が災害派遣時に実施する救急活動の内容は，災害の状況，他の救急機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，水防活動，消防活動，道路又は水路の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，炊飯及び給水，救援物資の無償貸与又は譲与，危険物の保安及び除去等とする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
第３節　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 １　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 （略） ○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	第３節　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 １　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 （略） ○第２編２章３節１項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」
○気象庁は，風水害時の応急活動を支援するため，被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，風水害時の応急活動を支援するため，被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。
○気象庁及び都道府県は，地震等により気象災害に係る諸条件が変化し，通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には，必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。	○国〔気象庁〕及び都道府県は，地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し，通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には，必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕は，豪雨に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等に努めるものとする。
(1)　浸水被害の拡大，再度災害の防止 ○国及び地方公共団体は，浸水被害が発生した場合，その被害を軽減するため，必要に応じて排水対策を実施するものとする。 ○国及び地方公共団体は，被害を受けた堤防等について，浸水被害の拡大を防止するため，施設の応急復旧を行うものとする。 ○国土交通省は，必要に応じて，著しく激甚な災害が発生した場合において，水防上緊急を要すると認めるときは，水防管理者に代わって，浸入した水の排除，高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。	(1)　浸水被害の拡大，再度災害の防止 ○国〔農林水産省，消防庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，浸水被害が発生した場合，その被害を軽減するため，必要に応じて排水対策を実施するものとする。 ○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，被害を受けた堤防等について，浸水被害の拡大を防止するため，施設の応急復旧を行うものとする。 ○国〔国土交通省〕は，必要に応じて，著しく激甚な災害が発生した場合において，水防上緊急を要すると認めるときは，水防管理者に代わって，浸入した水の排除，高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。
(2)　土砂災害の発生，拡大防止 ○国土交通省は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また，都道府県は，地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 ○国及び地方公共団体は，土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため，専門技術者等を活用して，土砂災害危険箇所等の点検を行うものとする。その結果，危険性が高	(2)　土砂災害の発生，拡大防止 ○国〔国土交通省〕は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また，都道府県は，地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 ○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため，専門技術者等を活用して，土砂災害危険箇所等の点検を行うものと

修正前	修正後
いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り，適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。	する。その結果，危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り，適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。
○国及び地方公共団体は，土砂災害が発生した場合は，早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い，必要に応じて不安定土砂の除去，仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。	○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，土砂災害が発生した場合は，早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い，必要に応じて不安定土砂の除去，仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。
(3)　風倒木対策	(3)　風倒木対策
○国及び地方公共団体は，風倒木による二次災害を防止するため，必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講じるものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，風倒木による二次災害を防止するため，必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講じるものとする。
２　施設・設備等の応急復旧活動	２　施設・設備等の応急復旧活動
○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等，二次災害・再度災害を防止するための国土保全施設等に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。	○第２編２章３節２項「施設・設備等の応急復旧活動」
(1)　施設・設備の応急復旧活動	(1)　施設・設備の応急復旧活動
○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な風水害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与
○非常本部等は，災害の程度，施設の重要度等を勘案の上，特に必要と認められる場合には，関係省庁〔厚生労働省，経済産業省，総務省，国土交通省〕を経由して，ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
(3)　住宅の応急復旧活動	(3)　住宅の応急復旧活動
○地方公共団体は，必要に応じて，住宅事業者の団体と連携して，被災しながらも応	○第２編２章３節２項(3)「住宅の応急復旧活動」

修正前	修正後
急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。	
３　複合災害発生時の体制 ○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。	３　複合災害発生時の体制 ○第２編２章３節３項「複合災害発生時の体制」
第４節　救助・救急及び医療活動 ○災害発生後，被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うことは，生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。	第４節　救助・救急及び医療活動 ○第２編２章４節「救助・救急，医療及び消火活動」
１　救助・救急活動 (1)　住民及び自主防災組織の役割 ○住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。	１　救助・救急活動 (1)　住民及び自主防災組織の役割 ○第２編２章４節１項(1)「住民及び自主防災組織の役割」
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 ○被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 ○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 ○被災地域外の地方公共団体は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき，救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。 ○非常本部等は，必要に応じ，救助・救援関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕等に対し，応援を依頼するものとする。 ○非常本部等又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。 ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。 ○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 ○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」 ○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」 ○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」 ○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」 ○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

修正前	修正後
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○海上保安庁は，海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は必要に応じ，又は非常本部等の依頼等に基づき，被災地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
○被災地方公共団体は，自らの公的医療機関において医療活動を行うほか，必要に応じ，その区域内の民間医療機関に対し，医療活動の協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕，日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構は，被災地域内の国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院，国立病院機構の病院等において医療活動を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関等は，病院建築物，医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに，必要に応じ，ライフライン事業者等に対し，応急復旧の要請を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地内の医療機関は，患者の急増等に対応するため，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を派遣するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国，地方公共団体及び医療機関は，医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣

修正前	修正後
○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣について要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○消防庁は，被災地域外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常本部等にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定行地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
○被災地方公共団体は，必要に応じて，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕に対し，区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○広域後方医療関係機関は，必要に応じて広域後方医療施設を選定し，その結果を非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○非常本部等は，必要に応じ，又は関係機関の要請に基づき，広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」

修正前	修正後
に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。	
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常本部等は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域以外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
３　惨事ストレス対策	３　惨事ストレス対策
○救助・救急活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

修正前	修正後
○第４節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも，また，災害の発生防止，被害の拡大防止，さらに避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。	○第２編２章５節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
(1)　輸送に当たっての配慮事項	(1)　輸送に当たっての配慮事項
輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に配慮して行う。	○第２編２章５節１項(1)「輸送に当たっての配慮事項」
一　人命の安全	
二　被害の拡大防止	
三　災害応急対策の円滑な実施	
(2)　輸送対象の想定	(2)　輸送対象の想定
一　第１段階	○第２編２章５節１項(2)「輸送対象の想定」
ア　救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資	
イ　消防，水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員，物資	
ウ　政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等	
エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等	
オ　緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資	
二　第２段階	
ア　上記一の続行	
イ　食料，飲料水等生命の維持に必要な物資	
ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送	
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
三　第３段階	
ア　上記二の続行	
イ　災害復旧に必要な人員及び物資	
ウ　生活必需品	
２　交通の確保	２　交通の確保
○風水害が発生し，又は発生しようとしている場合，特に風水害発生初期には，使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり，そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施するものとする。その後，順次優先度を考慮して，応急復旧のため人員，資機材の集中的な投入を図るものとする。	○第２編２章５節２項「交通の確保」
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災	○第２編２章５節２項「交通の確保」

修正前	修正後
害応急対策など，交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
○交通の確保は災害応急対策の成否に係る重要な課題であり，かつ，総合的な調整を必要とするものであるため，非常本部等は，必要に応じ，交通の確保に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，関係機関に対し報告を求め，又は必要な依頼を行うものとする。	○第２編２章５節２項(1)「非常本部等による調整等」
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において，被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，被災地域周辺の都道府県警察の協力により，周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに，情報板，信号機等の交通管制施設も活用するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，交通規制が実施されたときは，直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，必要な場合には，放置車両の撤去，警察車両による先導等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急通行車両の円滑な通行を確保するため，必要に応じ，運転者等に対し措置命令等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県公安委員会は，緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは，道路管理者に対し，緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○国家公安委員会は，都道府県公安委員会に対し，必要に応じて，広域的な見地から指示を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察庁は，都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに，都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察機関，道路管理者及び非常本部等は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○非常本部等は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

修正前	修正後
交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	
○道路管理者は，道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め，交通関係機関へ連絡，通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め，交通関係機関へ連絡，通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国土交通省等に報告するほか，道路啓開等を行い道路機能の確保に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○路上の障害物の除去について，道路管理者，警察機関，消防機関，自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては，道路管理者は，自ら車両の移動等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通大臣は，道路管理者である都道府県及び市町村に対し，都道府県知事は，道路管理者である指定都市以外の市町村に対し，必要に応じて，ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通省は，道路の被害状況，復旧状況等について，非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
(4)　航路等の障害物除去等	(4)　航路等の障害物除去等
○国土交通省は，開発保全航路，緊急確保航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
○港湾管理者及び漁港管理者は，その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，障害物除去等に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
○海上保安庁は，海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは，その旨を非常本部等に報告し，速やかに航行警報等必要	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」

修正前	修正後
な応急措置を講ずるとともに，船舶所有者等に対し，これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。	
(5)　港湾及び漁港の応急復旧等	(5)　港湾及び漁港の応急復旧等
○港湾管理者は，港湾施設について，早急に被害状況を把握し，国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。国土交通省及び港湾管理者は，必要に応じ応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○漁港管理者は，漁港施設について早急に被害状況を把握し，応急復旧を行うとともに，農林水産省に対して，被害状況を報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○海上保安庁は，航路標識が破損し又は流出したときは，速やかに復旧に努めるほか，必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○国土交通省及び農林水産省は，港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について，非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
(6)　海上交通の整理等	(6)　海上交通の整理等
○海上保安庁は，船舶の輻輳が予想される海域において，必要に応じて，船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合，緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，海難の発生その他の事情により，船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは，必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，水路の水深に異常が生じたと認められるときは，必要に応じて水路測量を行うとともに，応急標識の設置等により水路の安全を確保するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
(7)　空港の応急復旧等	(7)　空港の応急復旧等
○国土交通省は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，応急復旧等を行うとともに，空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○空港管理者は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○国土交通省，空港管理者及び非常本部等は，相互の連絡を密にして，効果的な応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○地方公共団体は，あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに，その周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
(8)　航空管制等	(8)　航空機の運用調整等
○国土交通省は，情報収集，緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また，災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して，必要な情報を提供し，航空機の安全運航の確保を図るなど，災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。	○第２編２章５節２項(8)「航空機の運用調整等」
(9)　鉄道交通の確保	(9)　鉄道交通の確保
○国土交通省は，鉄道の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」

修正前	修正後
○鉄道事業者は，その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」
(10)　広域輸送拠点の確保	(10)　広域物資輸送拠点の確保
○地方公共団体は，状況に応じて人員の派遣等を行いながら，あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに，その周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(10)「広域物資輸送拠点の確保」
３　緊急輸送	３　緊急輸送
○緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は，陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し，総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に，機動力のあるヘリコプター，大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○非常本部等は，緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体等からの要請に基づき，緊急輸送関係省庁に対し，緊急輸送活動の依頼を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○国土交通省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，港湾管理者，航空運送事業者，道路運送事業者，海上運送事業者，港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○海上保安庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する船舶，航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する航空機，車両，船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○地方公共団体は，必要に応じ，自ら緊急輸送活動を行うほか，輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○第２編２章５節４項「緊急輸送のための燃料の確保」
第６節　避難収容及び情報提供活動	第６節　避難の受入れ及び情報提供活動
○風水害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に，安全が確保されるま	○第２編２章６節「避難の受入れ及び情報提供活動」

修正前	修正後
での間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間，当面の居所を確保することは，住民の安全を確保するとともに，精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。	
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
○地方公共団体は，発災時には，人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，指定緊急避難場所，避難路，浸水区域，土砂災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○地方公共団体は，避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し，屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
（略）	（略）
（新設）	１　指定緊急避難場所
（新設）	○第２編２章６節２項「指定緊急避難場所」
２　避難場所及び避難所	２　指定避難所
(1)　避難場所及び避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，洪水，高潮，土砂災害等の危険性に十分配慮し指定緊急避難場所及び指定避難所を開設するとともに，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，管理者の同意を得て，避難所として開設する。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
○地方公共団体は，避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」

修正前	修正後
(2)　避難所の運営管理等	(2)　避難所の運営管理等
○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のため，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
３　応急仮設住宅等	３　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供

修正前	修正後
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに内閣府と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○第２編２章６節４項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
○被災都道府県は，(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応じて，非常本部等を通じて，又は直接，資機材関係省庁〔農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○非常本部等は，要請があった場合，資機材関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○要請を受けた資機材関係省庁は，とるべき措置を決定し，非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○資機材関係省庁は，とるべき措置について，関係業界団体等に対し，必要な資機材の供給要請を行うものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
(3)　応急仮設住宅の運営管理	(3)　応急仮設住宅の運営管理
○地方公共団体は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。	○第２編２章６節４項(3)「応急仮設住宅の運営管理」
４　広域一時滞在	４　広域一時滞在
○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難・収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては，都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」

修正前	修正後
○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から要請があった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言を行うものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕国が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○市町村は，避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○非常本部等は，要請があった場合，広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また，計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し，計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また，要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○避難収容関係省庁，緊急輸送関係省庁，被災都道府県等は，計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
５　要配慮者への配慮	５　要配慮者への配慮
○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」

修正前	修正後
６　帰宅困難者対策	６　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うとともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。	○第２編２章６節７項「帰宅困難者対策」
７　被災者等への的確な情報伝達活動	７　被災者等への的確な情報伝達活動
○流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確な情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見等が数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。	○第２編２章６節８項「被災者等への的確な情報伝達活動」
(1)　被災者等への情報伝達活動	(1)　被災者等への情報伝達活動
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，気象，被害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国は，放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」

修正前	修正後
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し，気象，被害の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
○国〔外務省等〕は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」
第７節　物資の調達，供給活動	第７節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」
○被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」

修正前	修正後
に十分配慮するものとする。また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。	
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
○非常本部等は，調達，供給活動に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体からの要請に基づき，関係機関に対し，調達，供給活動の要請を行うものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
○被災地方公共団体は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について，被災者への供給を行うものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，物資関係省庁〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に対し，又は非常本部等に対し，物資の調達を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど，その事態に照らし緊急を要し，被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは，要求を待たないで，被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
○国は，支援物資のニーズ情報が得られる被災地については，物資の内容，引渡し場所等を迅速に把握し，政府内で共有の上，支援を開始できる体制を整えるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地方公共団体が，被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては，被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき，被災地からの要請がなくても，被災地方公共団体に対し，物資の供給を確保し，輸送を開始するものとする。その際に，引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」

修正前	修正後
確保状況等に留意するものとする。	
○国は，被災地からの要請がない中で，被災地方公共団体に対し，物資の供給を開始した場合は，現地の配送状況等を考慮し，早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，関係事業者に対する給水の要請等を行い，供給を確保するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○経済産業省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○総務省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○物資の輸送について，非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，国，地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は，資機材の故	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」

修正前	修正後
障等により当該運送を行うことができない場合，安全でない状況にある場合等，要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き，当該物資の輸送を行うものとする。	
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，運送の要請等に対応できるように，防災業務計画等において，物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
第８節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	第８節　保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動
○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。	○第２編２章８節「保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動」
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○特に，要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
２　防疫活動	２　防疫活動
○非常本部等は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，厚生労働省及び防衛省に対し，防疫活動を依頼し，その総合調整を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示	○第２編２章８節２項「防疫活動」

修正前	修正後
をするものとする。	
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，防疫活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○地方公共団体は，必要に応じ，家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○厚生労働省は，必要に応じ，防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき，被災地域外の地方公共団体に対する支援要請等により，被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は要請に基づいて，防疫活動を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
３　遺体の処理等	３　遺体対策
○地方公共団体は，遺体の処理については，火葬場，柩等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し，柩の調達，遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また，必要に応じ，近隣地方公共団体の協力を得て，広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお，遺体については，その衛生状態に配慮するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
○被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので，社会秩序の維持が重要な課題となる。また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これらについて，関係機関は適切な措置を講じる。	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」
１　社会秩序の維持	１　社会秩序の維持
○警察は，被災地及びその周辺（海上を含む。）において，独自に又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。また，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」
○海上保安庁は，被災地付近の海上において，巡視船艇を配備し，速やかな安全確保に努めるものとする。	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」

修正前	修正後
２　物価の安定，物資の安定供給	２　物価の安定，物資の安定供給
○国及び地方公共団体は，生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買占め・売惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。	○第２編２章９節２項「物価の安定，物資の安定供給」
第 10 節　応急の教育に関する活動	第 10 節　応急の教育に関する活動
○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。	○第２編２章 10 節「応急の教育に関する活動」
第 11 節　自発的支援の受入れ	第 11 節　自発的支援の受入れ
○大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが，国，地方公共団体及び関係団体は，それらの申入れに対して，適切に対応する。	○第２編２章 11 節「自発的支援の受入れ」
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ
○国，地方公共団体及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては，老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が，効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じて，ボランティアの活動拠点を提供するなど，ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。	○第２編２章 11 節１項「ボランティアの受入れ」
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ
(1)　義援物資の受入れ	(1)　義援物資の受入れ
○被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
○国及び被災地域外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
○国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，品名を明示するなど，こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
(2)　義援金の受入れ	(2)　義援金の受入れ
○地方公共団体は，日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を組織し，義援金の使用について，十分協議の上，定めるものとする。その際，あらかじめ，基本的な配分方法を決定しておくなどして，迅速な配分に努めるものとする。また，被害が複数	○第２編２章 11 節２項(2)「義援金の受入れ」

修正前	修正後
の都道府県に渡る広域災害時には，日本赤十字社等義援金収集団体は，寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから，義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。	
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ
○外務省は，外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には，非常本部等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等は，被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し，支援の受入れの可能性について検討するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等が支援の受入れを決定した場合，関係省庁は，あらかじめ定めた対応方針に基づいて，海外等からの支援の受入計画を作成するものとし，非常本部等は，作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○外務省は，作成された受入計画の内容について，支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後，関係省庁は，同計画に基づき，当該海外等からの支援を受け入れるものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等は，支援を受け入れないと決定した場合，被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は，その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建及び経済の復興，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	○第２編３章「災害復旧・復興」
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定
○地方公共団体は，被災の状況，地域の特性，関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ，迅速な原状復旧を目指すか，又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し，復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には，これに基づき復興計画を作成するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○被災地の復旧・復興に当たっては，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○国は，被災地方公共団体等がその応急対策，復旧・復興において多大な費用を要することに鑑み，適切な役割分担のもとに，財政措置，金融措置，地方財政措置等により支援するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」

修正前	修正後
○被災地方公共団体は，災害復旧・復興対策の推進のため，必要に応じ，国，他の地方公共団体等に対し，職員の派遣その他の協力を求めるものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方
１　被災施設の復旧等	１　被災施設の復旧等
○国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い，又は支援するものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国は，ライフライン施設等の復旧のため，復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧等を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国及び地方公共団体は，地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次的な土砂災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次的な土砂災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
○ライフライン，交通輸送等の関係機関は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○都道府県警察は，暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，被災地方公共団体，業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
２　災害廃棄物の処理	２　災害廃棄物の処理
（略）	（略）
○環境省は，迅速かつ適正な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
○災害廃棄物処理に当たっては，適切な分別を行うことにより，可能な限りリサイクルに努めるものとする。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
○災害廃棄物処理に当たっては，復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理のため，適切な措置等を講ずるものとする。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
○大規模な災害により地域が壊滅し，社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては，被災地域の再建は，都市構造の改変，産業基盤の改変を要するような多数の機	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」

修正前	修正後
関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり，これを可及的速やかに実施するため，復興計画を作成し，関係機関の諸事業を調整しつつ，計画的に復興を進めるものとする。	
○地方公共団体は，復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携，国との連携，広域調整）を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○国は，必要に応じて，復興組織体制の整備を図り，被災地方公共団体を支援する。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは，内閣総理大臣は，大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し，復興基本方針に基づく施策の推進，関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○市町村は，必要に応じ，大規模災害からの復興に関する法律を活用し，国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し，同計画に基づき市街地開発事業，土地改良事業等を実施することにより，特定大規模災害により，土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○都道府県は，特定大規模災害からの復興のために必要な場合，関係行政機関又は関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，市町村は，必要な場合，関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
○地方公共団体は，再度災害防止とより快適な都市環境を目指し，住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際，まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに，計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし，将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし，住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて，障害者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，復興のため市街地の整備改善が必要な場合には，被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに，住民の早急な生活再建の観点から，防災まちづくりの方向について，できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め，土地区画整理事業，市街地再開発事業等の実施により，合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国〔文部科学省，国土交通省，農林水産省等〕及び地方公共団体は，被災した学校施設の復興に当たり，学校の復興とまちづくりの連携を推進し，安全・安心な立地の確保，学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

修正前	修正後
○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，河川等の治水安全度の向上，土砂災害に対する安全性の確保，豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」 ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，河川等の治水安全度の向上，土砂災害に対する安全性の確保，豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。
○地方公共団体は，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等については，耐水性等に配慮しつつ，各種ライフラインの特性等を勘案し，各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，既存不適格建築物について，防災とアメニティの観点から，その重要性を住民に説明しつつ，市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，災害廃棄物の処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的実施を行うものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，新たなまちづくりの展望，計画決定までの手続，スケジュール，被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を，住民に対して提供するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，石綿等の粉じん障害等の職業性疾病等の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため，必要に応じ事業者等に対し，大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国及び地方公共団体は，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み，その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援
○国及び地方公共団体は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に，同法の趣旨を踏まえ，独自の支援措置を講じることができるよう，必要な措置を講じるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

修正前	修正後
○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○内閣府及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○内閣府及び地方公共団体は，被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の生活再建を支援し，被災地の速やかな復興を図る。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，税についての期限の延長，徴収猶予及び減免，国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○厚生労働省は，被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに，被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○住宅金融支援機構等は，被災者の自力による住宅の再建，取得を支援するため，災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の整備，公営住宅等への特定入居等を行うものとし，国はこれを適切に支援する。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国土交通省及び地方公共団体は，災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては，防災集団移転促進事業等を活用しつつ，極力安全な地域への移転を推奨するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の生活の維持を支援するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

修正前	修正後
地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。	
○地方公共団体は，被災者の救済及び自立支援や，被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的，弾力的推進の手法について検討するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援
○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し，被災地域の復興に資するため，災害復旧貸付等により，運転資金及び設備資金の融資を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は，必要に応じ，高度化融資（災害復旧貸付）により，事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○国及び地方公共団体は，地場産業，商店街の復興に配慮するとともに，内外経済の潮流を踏まえ，成長産業のための基盤整備等により，地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，被災農林漁業者に対し，施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また，農林水産省は，必要に応じて，被災農林漁業者の経営資金等を供給するため，天災融資法の発動を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」

修正前	修正後
第６編　火山災害対策編	第６編　火山災害対策編
第１章　災害予防 第１節　想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方 （略） ○火山災害はその要因となる現象が多様であること，現象の推移等の把握や予測が難しく，火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない地方公共団体のみで適切な対応をすることが難しいことから，日頃より，国，地方公共団体，公共機関，火山専門家等が協力して，避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。	第１章　災害予防 第１節　想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方 （略） ○火山災害はその要因となる現象が多様であること，現象の推移等の把握や予測が難しく，火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない地方公共団体のみで適切な対応をすることが難しいことから，日頃より，国〔内閣府，消防庁，国土交通省，気象庁等〕，地方公共団体，公共機関，火山専門家等が協力して，避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。
第２節　火山災害に強い国づくり，まちづくり １　火山災害に強い国づくり ○国は，国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，火山災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。 (1)　主要交通・通信機能の強化 ○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保，火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。	第２節　火山災害に強い国づくり，まちづくり １　火山災害に強い国づくり ○第２編１章１節１項「災害に強い国づくり」 (1)　主要交通・通信機能の強化 ○第２編１章１節１項(1)「主要交通・通信機能の強化」
２　火山災害に強いまちづくり (1)　火山災害に強いまちの形成 ○国及び地方公共団体は，必要に応じ，各火山について噴火現象等を想定し，適切な土地利用への誘導を行うとともに，雨量計，ワイヤーセンサー，監視カメラ等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図り，警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。 ○国及び地方公共団体は，火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し，あらかじめ避難のための道路，港湾，広場等の整備の推進に努めるものとする。 ○国及び地方公共団体は，火山の特性から，噴石の降下が予測される等の場合には，退避壕その他の退避施設の整備を推進するものとする。 ○国及び地方公共団体は，火山災害による危険を未然に防止するため，防災集団移転促進事業を推進するよう努めるものとする。 ○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，	２　火山災害に強いまちづくり (1)　火山災害に強いまちの形成 ○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，各火山について噴火現象等を想定し，適切な土地利用への誘導を行うとともに，雨量計，ワイヤーセンサー，監視カメラ等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図り，警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。 ○国〔内閣府，消防庁，農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し，あらかじめ避難のための道路，港湾，広場等の整備の推進に努めるものとする。 ○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は，退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また，地方公共団体は，火山防災協議会において，退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。 ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，火山災害による危険を未然に防止するため，防災集団移転促進事業を推進するよう努めるものとする。 ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図る

修正前	修正後
主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。	ため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。
(2)　火山災害に対する建築物の安全化	(2)　火山災害に対する建築物の安全化
○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等，不特定多数の者が利用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者に関わる社会福祉施設，医療施設等について，不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。	○第２編１章１節２項(2)「建築物の安全化」 ○火山災害に対する安全性の確保にあたっては，不燃堅牢化を推進するものとする。
(3)　ライフライン施設等の機能の確保	(3)　ライフライン施設等の機能の確保
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，火山災害に対する安全性の確保を図るとともに，必要に応じて，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」
○国，公共機関及び地方公共団体は，自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに，企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」
(4)　降灰対策	(4)　降灰対策
○国及び地方公共団体は，活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備事業，降灰除去事業，降灰防除施設の整備，各種資金の融通等の施策を推進することにより，火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備事業，降灰除去事業，降灰防除施設の整備，各種資金の融通等の施策を推進することにより，火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。
(5)　災害応急対策等への備え	(5)　災害応急対策等への備え
○国，公共機関及び地方公共団体は，火山災害が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第１章第５節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
第３節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」

修正前	修正後
には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難場所や避難所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，火山防災エキスパート等の有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○国及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや，火山ハザードマップに，噴火警報等の解説，避難場所や避難経路，避難の方法，住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○国〔内閣府，気象庁等〕，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや，火山ハザードマップに，噴火警報等の解説，避難場所や避難経路，避難の方法，住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で火山災害発生時にとるべき行動，緊急避難場所や避難所での行動	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・災害時の家族内の連絡体制について，あらかじめ決めておくこと	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○地方公共団体は，火山ハザードマップ，火山防災マップ，地区別防災カルテ，火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し，研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。また，火山災害の遺構であるジオパークを通じて，火山災害履歴についての知識の普及を図るとともに，地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，火山ハザードマップ，火山防災マップ，地区別防災カルテ，火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し，研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。
（新設）	○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は，観光関係の事業者等を通じて，火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また，パンフレット，ビジターセンター，火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて，火山災害履歴についての知識の普及を図るとともに，地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
（新設）	○国〔気象庁〕は，登山者や旅行者が活火山に訪れる際に，事前にその火山の活動状況について情報を得た上で，登山するかどうか自ら判断することができるよう，噴火警報・予報，噴火警戒レベル，臨時の解説情報，噴火速報等の火山防災情報を，気象庁ホ

修正前	修正後
	ームページ等で分かりやすく発信するものとする。
○国及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○防災知識の普及に当たっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は防災週間，土砂災害防止月間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
(2)　防災訓練の実施，指導	(2)　防災訓練の実施，指導
○国及び地方公共団体は，防災週間，土砂災害防止月間等を通じ，積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。また，必要に応じ登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」 ○火山防災協議会は，登山者や旅行者を想定した訓練を実施し，宿泊施設，観光施設，交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに，訓練により明らかとなった課題等について，避難計画に反映させる等，訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。
(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
○消防庁及び地方公共団体は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善，教育訓練体制の充実，青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○消防庁及び地方公共団体は，平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場とな	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」

修正前	修正後
り，災害時においては避難，備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに，消火，救助，救護のための資機材の充実を図るものとする。	
○警察庁及び地方公共団体は，地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行うものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
○地方公共団体は，平常時から地域団体，ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」
○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

修正前	修正後
必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。	
○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
○住民は，自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
第４節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	第４節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進	(1)　火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進
○国は，防災に係る見地から，火山災害及び火山災害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○国は，火山災害及び火山災害対策に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，防災技術の研究開発の推進を図るものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
（新設）	○国〔文部科学省〕は，火山研究人材の確保・育成のため，プロジェクト研究を組み合わせた人材育成プログラムの構築を図るものとする。また，大学や研究機関とも連携し，火山研究分野全体の活性化を推進するものとする。
(2)　火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等	(2)　火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等
○国，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，噴火や火山現象の発生機構等の調査や，マグマの蓄積状況等の観測に関する研究及び技術開発に努めるものとする。	○国〔気象庁，海上保安庁，国土地理院等〕，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，噴火や火山現象の発生機構等の調査や，マグマの蓄積状況，水蒸気噴火の兆候，火山周辺における地殻変動等の観測に関する研究及び技術開発に努めるとともに，観測体制の充実を図るものとする。
○国，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，大規模な降灰の発生，拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発に努めるものとする。	○国〔気象庁等〕，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，大規模な降灰の発生，拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発に努めるものとする。

修正前	修正後
○国は，大学等の研究機関と連携し，各火山の観測データの共有化を進める等により，火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。	○国〔気象庁，文部科学省〕は，大学等の研究機関と連携し，各火山の観測データの共有化を進める等により，火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，火山に関する観測研究の成果が，防災体制の強化に資するよう体制の整備を図るものとする。	○国〔気象庁，文部科学省〕及び地方公共団体は，火山に関する観測研究の成果が，防災体制の強化に資するよう体制の整備・充実を図るものとする。
（新設）	○国〔気象庁〕は，火山活動の評価を的確に行うため，火山研究者による火山活動の評価への参画など，火山活動の評価体制の強化を図るものとする。また，火山活動の監視・評価を行っている職員に対する研修等により，高度な専門的知見を有する人材の育成を図るものとする。
（新設）	○国〔内閣府，気象庁等〕及び地方公共団体は，火山活動の変化等をより早期に把握するため，山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを，火山防災協議会において整備するものとする。
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
○火山災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，除灰機材，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
（新設）	○国〔気象庁〕は，地方公共団体や登山者，住民等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう，平常時から火山観測データを公表するものとする。
○都道府県は，国，市町村，公共機関，火山専門家等と連携し，噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を設置するなど体制を整備するよう努めるものとする。また，必要に応じて，検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど，円滑な検討に資する体制整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，国，公共機関，火山専門家，その他観光関係の団体等と連携し，噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を設置するなど体制を整備するよう努めるものとする。また，必要に応じて，検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど，円滑な検討に資する体制整備に努めるものとする。

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，適切な土地利用の誘導，警戒避難対策の推進，住民等への情報提供等を効果的に行うため，火山防災協議会における検討を通じて，複数の噴火シナリオの作成，火山ハザードマップの作成，噴火警戒レベルの設定，避難計画の策定等を推進するものとする。また，大規模噴火に備えて，現地対策本部の運営体制，広域避難計画，広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。	○国〔国土交通省，国土地理院，気象庁〕及び地方公共団体は，適切な土地利用の誘導，警戒避難対策の推進，住民等への情報提供等を効果的に行うため，火山防災協議会における検討を通じて，複数の噴火シナリオの作成，火山ハザードマップの作成，噴火警戒レベルの設定，避難計画の策定等を推進するものとする。また，大規模噴火に備えて，現地対策本部の運営体制，広域避難計画，広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。
（新設）	○地方公共団体は，火山防災協議会において，火山付近への来訪者の状況，火山へのアクセス等を勘案し，災害時の登山者の早期把握，安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には，ＩＴを用いた登山届の仕組み等も活用し，火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕は，火山噴火による火砕流，溶岩流，泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を予め策定するものとする。また，これを迅速，効果的に実施できるよう，日頃から関係公共団体，関係機関等との連携を強化するとともに，実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。
１　災害発生直前対策関係 (1)　噴火警報等の伝達 ○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は，噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）を住民等に伝達する体制を整備するものとする。	１　災害発生直前対策関係 (1)　噴火警報等の伝達 ○国〔気象庁等〕及び市町村（都道府県）は，噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）の火山防災情報を住民等に伝達する体制を整備するものとする。
（新設）	○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は，登山者への伝達をより確実にするため，防災行政無線，サイレン，緊急速報メール，登録制メール，登山口等における掲示，山小屋の管理人等を介した情報伝達など，地域の状況を踏まえながら，情報伝達手段の多様化を図るものとする。
○気象庁は，火山活動の状態を分かりやすく伝え，地方公共団体等の的確な防災対応に資するよう，火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を５段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について，火山防災協議会での検討を通じて進めるものとする。	○国〔気象庁〕は，火山活動の状態を分かりやすく伝え，地方公共団体等の的確な防災対応に資するよう，火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を５段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について，火山防災協議会での検討を通じて進めるものとする。また，噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準については，科学的知見に基づく精査を実施し，火山防災協議会と事前に調整した上で公表するものとする。
（新設）	○国〔気象庁〕は，火山活動の変化を観測した場合，臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）を迅速に発表し，火山活動の変化の事実に加え，火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに，都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。
（新設）	○国〔気象庁〕は，臨時の解説情報を，火山活動が変化していることを理解できるよう，分かりやすい説明を加えて発信するものとする。国〔気象庁，内閣府等〕及び地方公共団体は，臨時の解説情報に盛り込むべき具体的な文言，情報伝達方法，情報に応

修正前	修正後
	じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し，定めておくものとする。
○市町村は，地域の特性等を踏まえつつ，噴火警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって，火山防災協議会における共同検討等を通じて，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う都道府県や気象庁等との連携に努めるものとする。都道府県及び国の機関は，市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。	○市町村は，地域の特性等を踏まえつつ，噴火警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって，火山防災協議会における共同検討等を通じて，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府，国土交通省，気象庁等〕は，市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制
（略）	（略）
○不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，避難誘導・支援者等が噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や，消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。	○市町村（都道府県）は，避難誘導・支援者等が噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や，消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○気象庁は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し，噴火警報等を行い，これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。	○国〔気象庁〕は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し，噴火警報等を行い，これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。
（新設）	○国〔気象庁〕は，火山機動観測の実施体制を強化するものとする。
（新設）	○国〔気象庁等〕は，火山機動観測に必要な観測設備や調査機器の現地への設置が，大学等の研究機関等も含めて迅速に行われるよう調整するものとする。
○国等の火山の観測を行う機関は，臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備を図るとともに，観測機器や通信手段に障害が発生した場合や，降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発等に努めるものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕等の火山の観測を行う機関は，臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備を図るとともに，観測機器や通信手段に障害が発生した場合や，降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発等に努めるものとする。
（新設）	○国〔気象庁〕は，噴火速報をより早い時点で発信できるようにするために，観測データの処理手法の改善を進めるものとする。

修正前	修正後
○国，公共機関及び地方公共団体は，地理的条件等からみて，火山災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態が想定される場合には，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，衛星携帯電話，衛星通信，インターネットメール，防災行政無線等の通信手段の整備等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，火山専門家を火山防災協議会の構成員として参画させるなど，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，火山専門家を火山防災協議会の構成員として参画させるなど，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，火山ハザードマップ，火山防災マップ等の作成に生かすほか，必要に応じ，災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとす	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

修正前	修正後
る。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化について，その推進に努めるものとする。	
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体，電気通信事業者等は，情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保及び停電対策，情報通信施設の危険分散，通信路の多ルート化，通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進，無線を活用したバックアップ対策，デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに，関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は，総務省と事前の調整を実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・内閣府は，災害情報が官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう，中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関において，実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際，例えば，専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成，参集基準及び参集対象者の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保，携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。また，交通の途絶，職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し，災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の実情を踏まえ，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○国，公共機関及び地方公共団体は，火山防災協議会の枠組みを活用し，平常時から相互に連携し，災害時の防災対応について検討を行うものとする。	○国〔内閣府，国土交通省，気象庁等〕，公共機関及び地方公共団体は，火山防災協議会の枠組みを活用し，平常時から相互に連携し，災害時の防災対応について検討を行うものとする。
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	
○市町村は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国土交通省は，緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう，人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国，地方公共団体等は，食料，飲料水，生活必需品，医薬品，血液製剤，燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○都道府県等と自衛隊は，各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど，平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際，自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう，適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実，共同防災訓練の実施等に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，自衛隊への派遣要請を行うのか，平常時よりその想定を行うとともに，自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(7)　防災中枢機能等の確保，充実	(7)　防災中枢機能等の確保，充実
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び火山災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する防災拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，保有する施設・設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，ＬＰガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い，平常時から点検，訓練等に努めるものとする。また，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や，通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○地方公共団体は，災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
３　救助・救急，医療及び消火活動関係	３　救助・救急，医療及び消火活動関係
○国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急・医療・消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み，情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。	○第２編１章６節５項「救助・救急，医療及び消火活動関係」
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，当該機関に係る資	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

修正前	修正後
機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行努めるものとする。	
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の医療関係者の役割，トリアージ技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関しての研究や教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○地方公共団体は，噴火による火災に備え，消火栓のみに偏ることなく，防火水槽の整備，海水，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利としての活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，その適正な配置に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○地方公共団体は，平常時から消防本部，消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り，区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○地方公共団体は，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
４　緊急輸送活動関係	４　緊急輸送活動関係
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また国及び地方公共団体は，火山災害，火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を考慮しつつ関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに，これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る等の所要の措置を講じるものとする。また，災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の機材については，必要に応じ当該地に備蓄するよう努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国〔農林水産省，国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，緊急時における輸送の重要性に鑑み，緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については，特に火山災害に対する安全性の確保に配慮するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について火山災害に対する安全性の確保を図るとともに，災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制を整備するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
○道路管理者は，発災後の火山噴出物等の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の応急復旧計画を立案するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び港湾管理者は，発災後の火山噴出物等の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，緊急輸送が円滑に実施されるよう，あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
５　避難収容及び情報提供活動関係	５　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難場所及び避難所	(1)　指定緊急避難場所
○市町村は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，火山災害及びその二次災害のおそれのない場所に地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。	○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
（新設）	(2)　指定避難所
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

修正前	修正後
模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。	
○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所の施設については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，あらかじめ介護保険施設，障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
(2)　避難行動要支援者名簿	(3)　避難行動要支援者名簿
○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」

修正前	修正後
要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。	
○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
(3)　応急仮設住宅等	(4)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，火山災害及びその二次災害に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め，災害時に迅速にあっせんできるよう，あらかじめ体制を整備するものとする。また，民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け，その際の取扱い等について，あらかじめ定めておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
(4)　帰宅困難者対策	(5)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，降灰の影響により公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」

修正前	修正後
(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○国及び地方公共団体は，被災者等に対して，必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国等は，発災後の経過に応じて地方公共団体，被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワンセグ放送等を活用して，警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体，放送事業者等は，火山災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○放送事業者，通信事業者等は，被害に関する情報，被災者の安否情報等について，情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，住民等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　物資の調達，供給活動関係	６　物資の調達，供給活動関係
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し，孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○物資関係省庁〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，飲料水，医薬品及び燃料等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔経済産業省等〕は，生活必需品等の物資のうち，生産拠点が被災することなどに	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」

修正前	修正後
より供給不足に陥るおそれのあるものについて，地方公共団体及び一般消費者への情報提供に努めるものとする。	
○国〔農林水産省，経済産業省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量について毎年度調査するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，レトルト食品，包装米飯，育児用調製粉乳，飲料水（ペットボトル）	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
生活必需品…毛布，小型エンジン発電機，カセットこんろ，カートリッジボンベ，土のう袋，ブルーシート，懐中電灯（電池を含む。），トイレットペーパー，ティッシュペーパー，仮設トイレ	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体の備蓄拠点については，輸送拠点として指定するなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び都道府県は，災害の規模等に鑑み，被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制など，供給の仕組みの整備を図るものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識を整理するとともに，その知識の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に，人命に関わる重要施設に対しては，早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
○ライフライン事業者は，火山災害発生時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について，あらかじめ計画を作成しておくものとする。また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
○国及び地方公共団体は，降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに，土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。	○国〔国土交通省，気象庁，林野庁〕及び地方公共団体は，降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに，土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。
８　複合災害対策関係	８　複合災害対策関係
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するもの	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」

修正前	修正後
とする。	
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ，要員・資器材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに，外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，様々な複合災害を想定した机上訓練を行い，結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに，地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し，要員の参集，合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府等〕は，あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し，受入判断，受入手続，人員・物資のマッチング方法など，その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府，外務省，農林水産省，消防庁，警察庁，防衛省等〕は，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等については，あらかじめ定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
１０　防災関連機関等の防災訓練の実施	10　防災関連機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
○国は，公共機関，地方公共団体等との連携を強化するため，火山防災協議会等の多数の機関が参画する枠組みの活用等により，広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
○国は，情報の収集，伝達訓練の充実を図るとともに，被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し，機動力を生かして対応するための広域的火山災害応急対策訓練や現地本部設置訓練など，より実践的な防災訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
○地方公共団体は，地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，噴火シナリオや火山ハ	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

修正前	修正後
ザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど，様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	
○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
１１　災害復旧・復興への備え	11　災害復旧・復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全
○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
・各種データの総合的な整備保全（戸籍，住民基本台帳，不動産登記，地籍，公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○国〔総務省，経済産業省〕は，地域産業の復興の円滑化のため，耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い，企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
(2)　罹災証明書の発行体制の整備	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
(3)　復興対策の研究	(3)　復興対策の研究
○関係機関は，住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援方策，復興過程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」
○内閣府は，被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
○応急対策の実施については，住民に最も身近な行政主体として第一次的には市町村	○第２編２章「災害応急対策」

修正前	修正後
が当たり，都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また，地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には，国が積極的に応急対策を支援するものとする。	
○火山災害は，広域に被害が及ぶ可能性があり，適切な入山規制や避難を実施するため，地方公共団体は，近隣市町村，関係都道府県と十分に連携を図るものとする。	○火山災害は，広域に被害が及ぶ可能性があり，適切な入山規制や避難を実施するため，市町村は，近隣市町村，関係都道府県と十分に連携を図るものとする。
○火山災害の応急対策の動きとしては，まず災害発生直前の噴火警報等の発表・伝達，入山規制，避難誘導等の対策があり，発生後は機動的初動調査等被害状況等の収集，連絡があり，次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに，人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に，発災当初の 72 時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに，避難対策，必要な生活支援（食料，飲料水，燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は，保健衛生，社会秩序の維持，ライフライン等の復旧，被災者への情報提供，二次災害（土砂災害等）の防止を行っていくこととなる。このほか，国内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。	○第２編２章「災害応急対策」
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
１　火山活動に関する情報の収集	１　火山活動に関する情報の収集
○災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた市町村は，その旨を気象庁及び関係機関に通報するものとする。	○災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた市町村は，その旨を国〔気象庁〕及び関係機関に通報するものとする。
○国，大学等の火山の監視観測を行う機関は，火山活動に関する情報を相互に共有し，火山活動の状況の把握に努めるものとする。また，火山の監視観測を行う機関は，火山噴火予知連絡会による総合調整の下で，現地において機動的な観測を行うものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，火山活動に関する情報を相互に共有し，火山活動の状況の把握に努めるものとする。また，火山の監視観測を行う機関は，火山噴火予知連絡会による総合調整の下で，現地において機動的な観測を行うものとする。
（新設）	○国〔気象庁〕は，火山活動に変化が見られた場合は，直ちに火山機動観測を実施し，その結果も用いて，適切に火山情報を発表するものとする。
２　噴火警報等の伝達	２　噴火警報等の伝達
○気象庁は，火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるとき又は重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは，警戒が必要な範囲を明示して，その旨を警告する噴火警報等を発表し，地方公共団体は，関係機関及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。また，気象庁は，観測体制の強化や，より適切な噴火警報等の実施に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるとき又は重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは，警戒が必要な範囲を明示して，その旨を警告する噴火警報等を発表し，地方公共団体は，関係機関及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。また，国〔気象庁〕は，観測体制の強化や，より適切な噴火警報等の実施に努めるものとする。
○気象庁は，火山活動の高まりに応じて噴火警戒レベルを引き上げ，地方公共団体が避難対象区域を順次拡大して行う段階的な住民避難を支援するものとする。	○国〔気象庁〕は，火山活動の高まりに応じて噴火警戒レベルを引き上げ，地方公共団体が避難対象区域を順次拡大して行う段階的な住民避難を支援するものとする。
（新設）	○国〔気象庁〕は，噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に，登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるようこれらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに，都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた噴火警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，地方公共団体は，特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは４以上に相当）の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。	○市町村，放送事業者等は，伝達を受けた噴火警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，市町村は，特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは４以上に相当）の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。
３　避難勧告等の発令，住民の避難誘導，警戒区域の設定	３　避難勧告等の発令，住民の避難誘導，警戒区域の設定
○市町村は，火山噴火等により住民の生命，身体等に危険がある場合には，平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき，気象庁が発表する噴火警報等に対応して，入山規制，避難勧告・指示，警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。	○市町村は，火山噴火等により住民の生命，身体等に危険がある場合には，平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき，国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して，入山規制，避難勧告・指示，警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。
○地方公共団体は，避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し，屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
○国は，市町村が行う避難勧告，警戒区域の設定等の対策に対し，必要に応じて火山防災協議会の枠組みを活用して，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕は，市町村が行う避難勧告，警戒区域の設定等の対策に対し，必要に応じて火山防災協議会の枠組みを活用して，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
（略）	（略）
○避難誘導に当たっては，地方公共団体は，指定緊急避難場所及び避難路の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
○地方公共団体は，災害が発生するおそれがある場合には，必要に応じ，指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，管理者の同意を得て避難所として開設する。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
（略）	（略）
○地方公共団体は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たっては，要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。	○市町村は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たっては，要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。
○地方公共団体は，避難勧告等の解除に当たっては，国や火山専門家の助言を踏まえるなど，十分に安全性の確認に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，避難勧告等の解除に当たっては，国や火山専門家の助言を踏まえるなど，十分に安全性の確認に努めるものとする。
４　関係省庁災害警戒会議の開催	４　関係省庁災害警戒会議の開催
○内閣府は，災害発生のおそれがある場合，関係行政機関の情報共有を図るため，必要に応じて，関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。	○第２編２章１節３項「関係省庁災害警戒会議の開催」
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
○被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施す	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

修正前	修正後
る上で不可欠であり，このため，国，公共機関，地方公共団体等は，情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが，この場合，概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材，情報システムを用いて伝達・共有し，被害規模の早期把握を行う必要がある。	
（略）	（略）
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　被害規模の早期把握のための活動	(1)　被害規模の早期把握のための活動
○国，地方公共団体等は，災害発生直後において，概括的被害情報，ライフライン被害の範囲，医療機関にいる負傷者の状況等，被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，大規模な火山災害が発生した場合には，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○被害規模を早期に把握するため，警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を，消防庁は１１９番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国等は，地理情報システム等を利用し，被害規模を早期に評価するものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
(2)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害及び火災発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県に連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
省）又は都道府県に連絡するものとする。	
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○関係省庁〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁，国土交通省等〕，指定公共機関等は，必要に応じ，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○大規模な火山災害が発生した場合には，必要に応じ，官邸において，関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合，必要に応じ，関係指定行政機関を通じ又は直接，都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し，非常本部等の設置後は当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○都道府県は，区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，収集した被害情報を共有するために，指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常本部等は，収集した被害情報を都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡する。都道	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

修正前	修正後
府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	
○都道府県及び公共機関は，必要に応じ，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，必要に応じ，自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をするとともに，都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた施設の復旧を行うこととし，そのための要員を現場に配置する。また，総務省に直ちに連絡し，総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体及び電気通信事業者は，携帯電話，衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○総務省は，通信システムの被災状況等を迅速に把握し，活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため，通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し，通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
○地方公共団体は，火山災害の発生のおそれがある場合又は発災した後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

修正前	修正後
関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，関係地方行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
４　広域的な応援体制	４　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，国，地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○ライフライン事業者は，必要に応じ，応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○内閣府は，必要に応じて，火山防災エキスパートを現地に派遣し，地方公共団体の活動を支援するものとする。	○国〔内閣府〕は，必要に応じて，火山防災エキスパートを現地に派遣し，地方公共団体の活動を支援するものとする。
５　国における活動体制	５　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制
○内閣官房は，大規模な火山災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関及び公共機関は，災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

修正前	修正後
制をとるものとする。	
○指定行政機関及び公共機関は，機関相互間，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁災害対策会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○内閣府は，大規模な火山災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合には，火山活動及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○災害対策関係省庁は，現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，大規模な火山災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，中央合同庁舎５号館内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，内閣府等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生している	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

修正前	修正後
と認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。	
○内閣府は，緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど，別に定める申合せにより所要の手続を行い，緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の設置場所は官邸内，その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎５号館内とすることを原則とする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長，関係指定地方行政機関の長，指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等	(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，対処基本方針を定めるものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常本部等は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常本部等は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

修正前	修正後
当官を現地に派遣するものとする。	
○現地対策本部の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は，必要な閣議請議等の手続を行う。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣又は大臣政務官とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部員等予定者は，緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき，自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され，そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し，関係機関から被害情報等の収集を行うとともに，被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理する。併せて，地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して，支援，協力等を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(8)　自衛隊の災害派遣	(8)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求できない場合には，その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは，速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば大規模な火山災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣，通信の途絶等により都道府県庁等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等，火山による災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○庁舎，営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に，火災その他の災害が発生した場合，部隊等の長は部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」

修正前	修正後
活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，水防活動，消防活動，道路又は水路の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，炊飯及び給水，救援物資の無償貸与又は譲与，危険物の保安及び除去等とする。	
第３節　救助・救急，医療及び消火活動	第３節　救助・救急，医療及び消火活動
○災害発生後，被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うことは，生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。	○第２編２章４節「救助・救急，医療及び消火活動」
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　住民及び自主防災組織の役割	(1)　住民及び自主防災組織の役割
○住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。	○第２編２章４節１項(1)「住民及び自主防災組織の役割」
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動
○被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
○被災地域外の地方公共団体は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき，救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常本部等は，必要に応じ，救助・救援関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕等に対し，応援を依頼するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常本部等又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼に基づき，救助・救急活動を行うもの	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救

修正前	修正後
とする。	急活動」
○海上保安庁は，海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし，さらに可能な場合は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼等に基づき，被災地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
○被災地方公共団体は，自らの公的医療機関において医療活動を行うほか，必要に応じ，その区域内の民間医療機関に対し，医療活動の協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕，日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構は，被災地域内の国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院，国立病院機構の病院等において医療活動を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関等は，病院建築物，医療施設の被害の応急復旧を実施するとともに，必要に応じ，ライフライン事業者等に対し，応急復旧の要請を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地内の医療機関は，患者の急増等に対応するため，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を派遣するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国，地方公共団体及び医療機関は，医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣について要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

修正前	修正後
（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○消防庁は，被災地域外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常本部等にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定行地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
○被災地方公共団体は，必要に応じて，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕に対し，区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○広域後方医療関係機関は，必要に応じて広域後方医療施設を選定し，その結果を非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○非常本部等は，必要に応じ，又は関係機関の要請に基づき，広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとす	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」

修正前	修正後
る。	
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常本部等は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域以外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
３　消火活動	３　消火活動
(1)　地方公共団体等による消火活動	(1)　地方公共団体等による消火活動
○発災後初期段階においては，住民及び自主防災組織等は，自発的に初期消火活動を行うとともに，消防機関に協力するよう努めるものとする。	○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」
○被災市町村は，速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに，迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に，大規模な火山災害の場合は，最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。	○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」
○海上保安庁は，海上における消火活動を行うほか，必要に応じ，地方公共団体に対して応援を要請するものとする。	○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
○被災地域外の市町村は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

修正前	修正後
○消防庁は，被災地域外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，必要に応じ，被災地域外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○非常本部等は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し，消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，消防機関による応援の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
○第３節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも，また，被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。	○第２編２章５節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，応急復旧，交通規制，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
(1)　輸送に当たっての配慮事項	(1)　輸送に当たっての配慮事項
輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に配慮して行う。	○第２編２章５節１項(1)「輸送に当たっての配慮事項」
一　人命の安全	
二　被害の拡大防止	
三　災害応急対策の円滑な実施	
(2)　輸送対象の想定	(2)　輸送対象の想定
一　第１段階	○第２編２章５節１項(2)「輸送対象の想定」
ア　救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資	
イ　消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資	
ウ　政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等	

修正前	修正後
エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ　緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資 二　第２段階 ア　上記一の続行 イ　食料，飲料水等生命の維持に必要な物資 ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 三　第３段階 ア　上記二の続行 イ　災害復旧に必要な人員及び物資 ウ　生活必需品	
２　交通の確保 ○火山災害発生後，特に初期には，使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり，そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施するものとする。その後，順次優先度を考慮して，応急復旧のため人員，資機材の集中的な投入を図るものとする。 ○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 (1)　非常本部等による調整等 ○交通の確保は災害応急対策の成否に係る重要な課題であり，かつ，総合的な調整を必要とするものであるため，非常本部等は，必要に応じ，交通の確保に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，関係機関に対し報告を求め，又は必要な依頼を行うものとする。 (2)　道路交通規制等 ○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。 ○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において，被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，被災地域周辺の都道府県警察の協力により，周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定等に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに，情報板，信号機等の交通管制施設も活用するものとする。 ○都道府県警察は，交通規制が実施されたときは，直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。	２　交通の確保 ○第２編２章５節２項「交通の確保」 ○第２編２章５節２項「交通の確保」 (1)　非常本部等による調整等 ○第２編２章５節２項(1)「非常本部等による調整等」 (2)　道路交通規制等 ○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」 ○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」 ○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

修正前	修正後
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，必要な場合には，放置車両等の撤去，警察車両による先導等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急通行車両の円滑な通行を確保するため，必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県公安委員会は，緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは，道路管理者に対し，緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○国家公安委員会は，都道府県公安委員会に対し，必要に応じて，広域的な見地から指示を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察庁は，都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに，都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察機関，道路管理者及び非常本部等は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○非常本部等は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援要請等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国土交通省等に報告するほか，道路啓開等を行い道路機能の確保に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○火山噴出物等の路上の障害物の除去について，道路管理者，警察機関，消防機関，自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては，道路管理者は，自ら車両の移動等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通大臣は，道路管理者である都道府県及び市町村に対し，都道府県知事は，	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」

修正前	修正後
道路管理者である指定都市以外の市町村に対し，必要に応じて，ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。	
○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通省は，道路の被害状況，復旧状況等について，非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
(4)　航路等の障害物除去等	(4)　航路等の障害物除去等
○国土交通省は，開発保全航路，緊急確保航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
○港湾管理者及び漁港管理者は，その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，障害物除去等に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
○海上保安庁は，海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは，その旨を非常本部等に報告し，速やかに必要な応急措置を講ずるとともに，船舶所有者等に対し，これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。	○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」
(5)　港湾及び漁港の応急復旧等	(5)　港湾及び漁港の応急復旧等
○港湾管理者は，港湾施設について，早急に被害状況を把握し，国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。国土交通省及び港湾管理者は，必要に応じ応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○漁港管理者は，漁港施設について，早急に被害状況を把握し，応急復旧を行うとともに，農林水産省に対して，被害状況を報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○海上保安庁は，航路標識が破損し又は流出したときは，速やかに復旧に努めるほか，必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○国土交通省及び農林水産省は，港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
(6)　海上交通の整理等	(6)　海上交通の整理等
○海上保安庁は，船舶の輻輳が予想される海域において，必要に応じて，船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合，緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，海難の発生その他の事情により，船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは，必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，水路の水深に異常が生じたと認められるときは，必要に応じて水路測量を行うとともに，応急標識の設置等により水路の安全を確保するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
(7)　空港等の応急復旧等	(7)　空港等の応急復旧等

修正前	修正後
○国土交通省は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，応急復旧等を行うとともに，空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○空港管理者は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○国土交通省，空港管理者及び非常本部等は，相互の連絡を密にして，効果的な応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○地方公共団体は，あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに，周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
(8)　航空管制等	(8)　航空機の運用調整等
○国土交通省は，情報収集，緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また，災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して，必要な情報を提供し，航空機の安全運航の確保を図るなど，災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。	○第２編２章５節２項(8)「航空機の運用調整等」
(9)　鉄道交通の確保	(9)　鉄道交通の確保
○国土交通省は，鉄道の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」
○鉄道事業者は，その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」
(10)　広域輸送拠点の確保	(10)　広域物資輸送拠点の確保
○地方公共団体は，状況に応じて人員の派遣等を行いながら，あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに，その周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(10)「広域物資輸送拠点の確保」
３　緊急輸送	３　緊急輸送
○緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は，陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し，総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に，機動力のあるヘリコプター，大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○非常本部等は，緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体等からの要請に基づき，緊急輸送関係省庁に対し，緊急輸送活動の依頼を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○国土交通省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請	○第２編２章５節３項「緊急輸送」

修正前	修正後
に基づき，港湾管理者，航空運送事業者，道路運送事業者，海上運送事業者，港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。	
○海上保安庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する船舶，航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する航空機，車両，船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○地方公共団体は，必要に応じ，自ら緊急輸送活動を行うほか，輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○第２編２章５節４項「緊急輸送のための燃料の確保」
第５節　避難収容及び情報提供活動	第５節　避難の受入れ及び情報提供活動
○火山災害発生時には，必要に応じ，住民等を速やかに避難誘導し，安全な避難所に収容することにより，当面の居所を確保することは，避難者の精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，避難者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。	○第２編２章６節「避難の受入れ及び情報提供活動」
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
○地方公共団体は，発災時には，人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，指定緊急避難場所，避難路，災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
（略）	（略）
（新設）	２　指定緊急避難場所
（新設）	○第２編２章６節２項「指定緊急避難場所」
２　避難場所及び避難所	３　指定避難所

修正前	修正後
(1)　避難場所及び避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○地方公共団体は，災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に，必要に応じ，指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，火山災害及びその二次災害の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
○地方公共団体は，避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
(2)　避難所の運営管理等	(2)　避難所の運営管理等
○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」

修正前	修正後
食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	
○国及び地方公共団体は，災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
３　応急仮設住宅等	４　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，被災者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに内閣府と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○第２編２章６節４項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
○被災都道府県は，(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応じて，非常本部等を通じて，又は直接，資機材関係省庁〔農林水産省，経済産業省及び国土交通省，環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○非常本部等は，要請があった場合，資機材関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○要請を受けた資機材関係省庁は，とるべき措置を決定し，非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○資機材関係省庁は，とるべき措置について，関係業界団体等に対し，必要な資機材の供給要請を行うものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
(3)　応急仮設住宅の運営管理	(3)　応急仮設住宅の運営管理
○地方公共団体は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。	○第２編２章６節４項(3)「応急仮設住宅の運営管理」

修正前	修正後
４　広域一時滞在	５　広域一時滞在
○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難・収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れついては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○市町村は，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○非常本部等は，要請があった場合，広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また，計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し，計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また，要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○避難収容関係省庁，緊急輸送関係省庁，被災都道府県等は，計画に基づき適切な広	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」

修正前	修正後
域的避難収容活動を実施するものとする。	
５　要配慮者への配慮	６　要配慮者への配慮
○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
６　帰宅困難者対策	７　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，降灰の影響により公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うとともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。	○第２編２章６節７項「帰宅困難者対策」
７　被災者等への的確な情報伝達活動	８　被災者等への的確な情報伝達活動
○流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確な情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見等が数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。	○第２編２章６節８項「被災者等への的確な情報伝達活動」
(1)　被災者等への情報伝達活動	(1)　被災者等への情報伝達活動
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，火山活動，被害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」

修正前	修正後
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国は，放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し，火山活動，被害の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
○国［外務省等］は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」

修正前	修正後
第６節　物資の調達，供給活動	第６節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」
○被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
○非常本部等は，調達，供給活動に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体からの要請に基づき，関係機関に対し，調達，供給活動の要請を行うものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
○被災地方公共団体は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について，被災者への供給を行うものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，物資関係省庁〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に対し，又は非常本部等に対し，物資の調達を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど，その事態に照らし緊急を要し，被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで，被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」

修正前	修正後
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節⑵「地方公共団体による物資の調達，供給」
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
○国は，支援物資のニーズ情報が得られる被災地については，物資の内容，引渡し場所等を迅速に把握し，政府内で共有の上，支援を開始できる体制を整えるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地方公共団体が，被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては，被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき，被災地からの要請がなくても，被災地方公共団体に対し，物資の供給を確保し，輸送を開始するものとする。その際に，引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地からの要請がない中で，被災地方公共団体に対し，物資の供給を開始した場合は，現地の配送状況等を考慮し，早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，関係事業者に対する給水の要請等を行い，供給を確保するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○経済産業省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○総務省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」

修正前	修正後
づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。	
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○物資の輸送について，非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，国，地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は，資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合，安全でない状況にある場合等，要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き，当該物資の輸送を行うものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，運送の要請等に対応できるように，防災業務計画等において，物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	第７節　保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動
○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。	○第２編２章８節「保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動」
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○特に，要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病	○第２編２章８節１項「保健衛生」

修正前	修正後
予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。	
○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
２　防疫活動	２　防疫活動
○地方公共団体は，必要に応じ，家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○非常本部等は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，厚生労働省及び防衛省に対し，防疫活動を依頼し，その総合調整を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，防疫活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○厚生労働省は，必要に応じ，防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき，被災地域外の地方公共団体に対する支援要請等により，被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は要請に基づいて，防疫活動を行うものとする。	○第２編２章８節２項「防疫活動」
３　遺体の処理等	３　遺体対策
○地方公共団体は，遺体の処理については，火葬場，柩等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し，柩の調達，遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また，必要に応じ，近隣地方公共団体の協力を得て，広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお，遺体については，その衛生状態に配慮するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
○被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので，社会秩序の維持が重要な課題となる。また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これらについて，関係機関は適切な措置を講じる。	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」

修正前	修正後
めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。	
１　社会秩序の維持	１　社会秩序の維持
○警察は，被災地及びその周辺（海上を含む。）において，独自に又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。また，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」
○海上保安庁は，被災地付近の海上において，巡視船艇を配備し，速やかな安全確保に努めるものとする。	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」
２　物価の安定，物資の安定供給	２　物価の安定，物資の安定供給
○国及び地方公共団体は，生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買占め・売惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。	○第２編２章９節２項「物価の安定，物資の安定供給」
第９節　応急の教育に関する活動	第９節　応急の教育に関する活動
○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。	○第２編２章 10 節「応急の教育に関する活動」
第 10 節　応急復旧並びに二次災害・複合災害の防止活動	第 10 節　応急復旧並びに二次災害・複合災害の防止活動
１　施設・設備等の応急復旧活動	１　施設・設備等の応急復旧活動
(1)　施設・設備の応急復旧活動	(1)　施設・設備の応急復旧活動
○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な火山災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与
○非常本部等は，災害の程度，施設の重要度等を勘案の上，特に必要と認められる場合には，関係省庁〔厚生労働省，経済産業省，総務省，国土交通省〕を経由して，ライ	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」

修正前	修正後
フライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。	
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
２　二次災害の防止活動	２　二次災害の防止活動
（新設）	○国及び都道府県は，火山噴火による火砕流，溶岩流，泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため，無人化施工等により実施される緊急工事，必要な資機材の調達，ハザードマップの開示等を速やかに行うものとする。
○国及び地方公共団体は，火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては，降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。	○国〔国土交通省，林野庁等〕及び地方公共団体は，火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては，降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，繰り返し土石流等の危険が生じるとみられる場合には，安全な場所において避難施設の整備の推進に努めるものとする。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，繰り返し土石流等の危険が生じるとみられる場合には，安全な場所において避難施設の整備の推進に努めるものとする。
（略）	（略）
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章３節１項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」
○国土交通省は，噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。	○国〔国土交通省〕は，噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。
○気象庁は，応急活動を支援するため，火山の活動状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，応急活動を支援するため，火山の活動状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕は，火山噴火による火砕流，溶岩流，泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等に努めるものとする。
３　複合災害発生時の体制	３　複合災害発生時の体制
○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体	○第２編２章３節３項「複合災害発生時の体制」

修正前	修正後
的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。	
第 11 節　自発的支援の受入れ ○大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが，国，地方公共団体及び関係団体は，それらの申入れに対して，適切に対応する。	第 11 節　自発的支援の受入れ ○第２編２章 11 節「自発的支援の受入れ」
１　ボランティアの受入れ ○国，地方公共団体及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して，老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなどボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。	１　ボランティアの受入れ ○第２編２章 11 節１項「ボランティアの受入れ」
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1)　義援物資の受入れ ○被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1)　義援物資の受入れ ○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
○国及び被災地域外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
○国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，品名を明示するなど，こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
(2)　義援金の受入れ ○地方公共団体は，日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を組織し，義援金の使用について，十分協議の上，定めるものとする。その際，あらかじめ，基本的な配分方法を決定しておくなどして，迅速な配分に努めるものとする。また，被害が複数の都道府県に渡る広域災害時には，日本赤十字社等義援金収集団体は，寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから，義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。	(2)　義援金の受入れ ○第２編２章 11 節２項(2)「義援金の受入れ」
３　海外等からの支援の受入れ ○外務省は，外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には，非常本部	３　海外等からの支援の受入れ ○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」

修正前	修正後
等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。	
○非常本部等は，被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し，支援の受入れの可能性について検討するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等が支援の受入れを決定した場合，関係省庁は，あらかじめ定めた対応方針に基づいて，海外等からの支援の受入計画を作成するものとし，非常本部等は，作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○外務省は，作成された受入計画の内容について，支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後，関係省庁は，同計画に基づき，当該海外等からの支援を受け入れるものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等は，支援を受け入れないと決定した場合，被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は，その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建及び経済の復興，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	○第２編３章「災害復旧・復興」
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定
○地方公共団体は，被災の状況，地域の特性，関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ，迅速な原状復旧を目指すか，又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し，復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には，これに基づき復興計画を作成するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○被災地の復旧・復興に当たっては，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○国は，被災地方公共団体等がその応急対策，復旧・復興において多大な費用を要することに鑑み，適切な役割分担のもとに，財政措置，金融措置，地方財政措置等により支援するものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○被災地方公共団体は，災害復旧・復興対策の推進のため，必要に応じ，国，他の地方公共団体等に対し，職員の派遣その他の協力を求めるものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方
１　被災施設の復旧等	１　被災施設の復旧等
○国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」

修正前	修正後
材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い，又は支援するものとする。	
○国は，ライフライン施設等の復旧のため，復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○ライフライン，交通輸送等の関係機関は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○都道府県警察は，暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，被災地方公共団体，業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
２　火山噴出物及び災害廃棄物の処理	２　火山噴出物及び災害廃棄物の処理
○地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。	○国〔環境省等〕及び地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
○環境省は，迅速かつ適正な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
○災害廃棄物の処理に当たっては，適切な分別を行うことにより，可能な限りリサイクルに努めるものとする。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
○災害廃棄物の処理に当たっては，復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理のため，適切な措置等を講ずるものとする。	○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」
（略）	（略）
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
○大規模な災害により地域が壊滅し，社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては，被災地域の再建は，都市構造の改変，産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり，これを可及的速やかに実施するため，復興計画を作成し，関係機関の諸事業を調整しつつ，計画的に復興を進めるものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○地方公共団体は，復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」

修正前	修正後
団体間の連携，国との連携，広域調整）を行うものとする。	
○国は，必要に応じて，復興組織体制の整備を図り，被災地方公共団体を支援する。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは，内閣総理大臣は，大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し，復興基本方針に基づく施策の推進，関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○市町村は，必要に応じ，大規模災害からの復興に関する法律を活用し，国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し，同計画に基づき市街地開発事業，土地改良事業等を実施することにより，特定大規模災害により，土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○都道府県は，特定大規模災害からの復興のために必要な場合，関係行政機関又は関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，市町村は，必要な場合，関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○国〔国土地理院〕は，大きな地殻変動が生じた地域を対象に，測量成果の再改定を図り，復興事業の位置の基準を提供する。また大きな被災が生じた地域を対象に，計画的復興の基盤となる地理空間情報を整備・提供するものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
○地方公共団体は，再度災害防止とより快適な都市環境を目指し，住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際，まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに，計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし，将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし，住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて，障害者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，復興のため市街地の整備改善が必要な場合には，被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに，住民の早急な生活再建の観点から，防災まちづくりの方向について，できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め，土地区画整理事業，市街地再開発事業等の実施により，合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国〔文部科学省，国土交通省，農林水産省等〕及び地方公共団体は，被災した学校施設の復興に当たり，学校の復興とまちづくりの連携を推進し，安全・安心な立地の確保，学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，火山災害，火山活動に伴う二次的	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

修正前	修正後
な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。さらに必要に応じ，退避壕，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐震化等，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。	○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，火山災害，火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。さらに必要に応じ，退避壕，避難路，避難場所，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐震化等，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。
○地方公共団体は，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等について，各種ライフラインの特性等を勘案し，各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，既存不適格建築物について，防災とアメニティの観点から，その重要性を住民に説明しつつ，市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，火山噴出物及び災害廃棄物の処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的実施を行うものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，新たなまちづくりの展望，計画決定までの手続，スケジュール，被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を，住民に対して提供するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，石綿等の粉じん障害等の職業性疾病等の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため，必要に応じ事業者等に対し，大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○国及び地方公共団体は，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み，その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援
○国及び地方公共団体は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

修正前	修正後
○地方公共団体は，被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に，同法の趣旨を踏まえ，独自の支援措置を講じることができるよう，必要な措置を講じるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○内閣府及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○内閣府及び地方公共団体は，被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の生活再建を支援し，被災地の速やかな復興を図る。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，税についての期限の延長，徴収猶予及び減免，国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○厚生労働省は，被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに，被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○住宅金融支援機構等は，被災者の自力による住宅の再建，取得を支援するため，災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の整備，公営住宅等への特定入居等を行うものとし，国はこれを適切に支援する。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国土交通省及び地方公共団体は，災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては，防災集団移転促進事業等を活用しつつ，極力安全な地域への移転を推奨するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

修正前	修正後
の生活の維持を支援するものとする。	
○国及び地方公共団体は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，被災者の救済及び自立支援や，被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的，弾力的推進の手法について検討するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援
○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し，被災地域の復興に資するため，災害復旧貸付等により，運転資金及び設備資金の融資を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は，必要に応じ，高度化融資（災害復旧貸付）により，事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○国及び地方公共団体は，地場産業，商店街の復興に配慮するとともに，内外経済の潮流を踏まえ，成長産業のための基盤整備等により，地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，被災農林漁業者に対し，施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また，農林水産省は，必要に応じて，被災農林漁業者の経営資金等を供給するため，天災融資法の発動を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
第４章　継続災害への対応方針	第４章　継続災害への対応方針
１　避難対策	１　避難対策
○気象庁等は，火山噴火等が長期化した場合には，必要に応じ，連携して観測・監視体制の強化を図るものとする。	○国〔気象庁等〕は，火山噴火等が長期化した場合には，必要に応じ，連携して観測・監視体制の強化を図るものとする。
○気象庁は土石流の発生のおそれのある場合には，適時・適切に気象情報を発表するよう努めるものとする。	○国〔気象庁〕は土石流の発生のおそれのある場合には，適時・適切に気象情報を発表するよう努めるものとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，火山噴火等により，土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には，住民等の一時的避難施設の建設を行うものとする。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，火山噴火等により，土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には，住民等の一時的避難施設の建設を行うものとする。
（略）	（略）
○国は地方公共団体の行う警戒区域の変更，状況の変化に応じた警戒避難対策に対し，	○国〔内閣府，気象庁，消防庁，国土交通省〕は地方公共団体の行う警戒区域の変更，

修正前	修正後
適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。	状況の変化に応じた警戒避難対策に対し，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
２　安全確保対策 ○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，火山災害の状況に応じ，火山泥流，土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。 （略） ○国〔国土交通省，内閣府〕及び地方公共団体は，復興計画に基づき，必要な場合には，土地の嵩上げ等による宅地の安全対策，道路の迂回・高架化等，発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。	２　安全確保対策 ○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，火山災害の状況に応じ，火山泥流，土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。 （略） ○国〔内閣府，国土交通省〕及び地方公共団体は，復興計画に基づき，必要な場合には，土地の嵩上げ等による宅地の安全対策，道路の迂回・高架化等，発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。
３　被災者の生活支援対策 ○国〔厚生労働省，中小企業庁，農林水産省，国土交通省，文部科学省，内閣府〕及び地方公共団体は，火山災害の長期化に伴い，地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し，必要に応じて，災害継続中においても，生活支援，生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。	３　被災者の生活支援対策 ○国〔内閣府，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，中小企業庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，火山災害の長期化に伴い，地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し，必要に応じて，災害継続中においても，生活支援，生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

修正前	修正後
第７編　雪害対策編	第７編　雪害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　雪害に強い国づくり，まちづくり	第１節　雪害に強い国づくり，まちづくり
１　雪害に強い国づくり	１　雪害に強い国づくり
○国は，国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，豪雪，雪崩等による雪害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。	○第２編１章１節１項「災害に強い国づくり」
(1)　主要交通・通信機能の強化	(1)　主要交通・通信機能の強化
○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保，雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。	○第２編１章１節１項(1)「主要交通・通信機能の強化」
(2)　雪害に強い国土の形成	(2)　雪害に強い国土の形成
○国土交通省及び地方公共団体は，雪害に強い国土の形成を図るため，除雪，防雪，凍雪害の防止に係る事業を総合的，計画的に推進するものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，雪害に強い国土の形成を図るため，除雪，防雪，凍雪害の防止に係る事業を総合的，計画的に推進するものとする。
○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，雪崩による災害を防止するための雪崩防止林等の森林造成や雪崩防止施設の整備，及び雪崩，融雪等による水害・土砂災害を防止するための河川事業，ダム事業，砂防事業，治山事業，雪崩対策事業等を推進するものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，雪崩による災害を防止するための雪崩防止林等の森林造成及び維持や雪崩防止施設の整備，及び雪崩，融雪等による水害・土砂災害を防止するための河川事業，ダム事業，砂防事業，治山事業，雪崩対策事業等を推進するものとする。
○国及び地方公共団体は，老朽化した社会資本について，長寿命化計画の作成・実施等により，その適切な維持管理に努めるものとする。	○第２編１章１節１項(2)「災害に強い国土の形成」
２　雪害に強いまちづくり	２　雪害に強いまちづくり
(1)　雪害に強いまちの形成	(1)　雪害に強いまちの形成
○国土交通省及び地方公共団体は，冬期における都市機能の確保を図るため，積雪・堆雪に配慮した道路整備，スノーシェッド，防護柵，消融雪施設等防雪施設の整備，並びに路盤改良，流雪溝の整備等を行うものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，冬期における都市機能の確保を図るため，積雪・堆雪に配慮した道路整備，スノーシェッド，防護柵，消融雪施設等防雪施設の整備，並びに路盤改良，流雪溝の整備等を行うものとする。
（略）	（略）
(2)　除雪体制等の整備	(2)　除雪体制等の整備
○豪雪等に対し，道路交通及び鉄道交通を確保できるよう，国土交通省，地方公共団体及び鉄道事業者は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努めるものとする。	○豪雪等に対し，道路交通及び鉄道交通を確保できるよう，国〔国土交通省〕，地方公共団体及び鉄道事業者は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努めるものとする。
○地方公共団体等は，雪処理中の事故による死者を減らすため，地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また，住民が安全な除雪作業を行えるよう，技術指導や講習会を行うとともに，事故の防止に役立つ道具等の普及	○国〔国土交通省，内閣府，消防庁等〕及び市町村（都道府県）等は，雪処理中の事故による死者を減らすため，地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また，住民が安全な除雪作業を行えるよう，技術指導や講習会を行

修正前	修正後
の促進を図る。さらに，気温が上がって雪が緩みやすくなった時など，事故が起こりやすいタイミングに合わせて，安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。	うとともに，事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに，気温が上がって雪が緩みやすくなった時など，事故が起こりやすいタイミングに合わせて，安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。
○地方公共団体は，地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに，ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。	○市町村は，地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに，ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。
○地方公共団体は，平常時から，高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について，状況の把握に努め，除雪が困難であったり，危険な場合においては，必要に応じ，消防機関，自主防災組織，近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。	○市町村は，平常時から，高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について，状況の把握に努め，除雪が困難であったり，危険な場合においては，必要に応じ，消防機関，自主防災組織，近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。
(3)　雪害に対する建築物の安全性の確保	(3)　雪害に対する建築物の安全性の確保
○国及び地方公共団体は，地下街，劇場・駅等，不特定多数の者が利用する施設，住宅，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者に関わる社会福祉施設，医療施設等について，雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。	○第２編１章１節２項(2)「建築物の安全化」
(4)　ライフライン施設等の機能の確保	(4)　ライフライン施設等の機能の確保
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，雪害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」
○国，公共機関及び地方公共団体は，自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに，企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。	○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」
(5)　災害応急対策等への備え	(5)　災害応急対策等への備え
○国，公共機関及び地方公共団体は，雪害が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第１章第４節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
第２節　国民の防災活動の促進	第２節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より，災害に対する備えを心がけるとともに，豪雪等による災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」

修正前	修正後
時には，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○国及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国，公共機関，地方公共団体等は，防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害の危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・警報等発表時にとるべき行動，避難所での行動	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
・災害時の家族内の連絡体制について，あらかじめ決めておくこと	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，被害の防止，軽減の観点から雪崩等に対する早期避難に対する住民の理解と協力を得るものとする。地方公共団体は，地域住民に対し，雪崩のおそれのない適切な避難路，避難先等について周知徹底させるものとする。	○国〔消防庁，国土交通省〕及び市町村は，被害の防止，軽減の観点から雪崩等に対する早期避難に対する住民の理解と協力を得るものとする。市町村は，地域住民に対し，雪崩のおそれのない適切な避難路，避難先等について周知徹底させるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，雪降ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう，除雪作業の危険性と対応策を住民に示し，注意喚起に努めるものとする。国及び都道府県は，事故防止対策について，様々な情報を収集し，市町村等に提供するものとする。	○市町村は，雪降ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう，除雪作業の危険性と対応策を住民に示し，注意喚起に努めるものとする。国〔国土交通省，消防庁等〕及び都道府県は，事故防止対策について，様々な情報を収集し，市町村等に提供するものとする。
○地方公共団体は，雪崩の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう，雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を，図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ，防災マップ，地区別防災カルテ，災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。また，地域の実情に応じ，防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，雪崩の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう，雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を，図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ，防災マップ，地区別防災カルテ，災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。また，地域の実情に応じ，防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○防災知識の普及に当たっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ等の訴求効果の高いものを活用するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，雪崩防災週間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，雪崩災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
(2)　防災訓練の実施，指導	(2)　防災訓練の実施，指導
○国及び地方公共団体は，雪崩防災週間等を通じ，積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
○消防庁及び地方公共団体は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善，教育訓練体制の充実，青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○消防庁及び地方公共団体は，平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり，災害時においては避難，備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに，救助，救護のための資機材の充実を図るものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○警察庁及び地方公共団体は，地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行うものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
○地方公共団体は，平常時から地域団体，ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援や	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」

修正前	修正後
リーダーの育成を図るとともに，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。	
○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進検討するものとする。	○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
○地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。	○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

修正前	修正後
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
○住民は，自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
第３節　雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進	第３節　雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　雪害及び雪害対策に関する研究の推進	(1)　雪害及び雪害対策に関する研究の推進
○国〔文部科学省，国土交通省，気象庁，農林水産省〕は，雪崩災害の発生メカニズム，雪害の防除等に関する研究を推進するものとする。	○国〔文部科学省，国土交通省，気象庁，農林水産省〕は，雪崩等による雪害の発生メカニズム，防除等に関する研究を推進するものとする。
○国は，防災に係る見地から，雪害及び雪害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○国は，雪害及び雪害対策に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，防災技術の研究開発の推進等を図るものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○研究機関は，雪害に関する観測研究の成果が，防災体制の強化に資するよう，国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。	○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
(2)　予測，観測の充実・強化等	(2)　予測，観測の充実・強化等
（略）	（略）
○気象庁は，降雪量や積雪量などの気象予測技術の高度化を図るものとする。	○国〔気象庁〕は，降雪量や積雪量などの気象予測技術の高度化を図るものとする。
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
○雪害が発生し，又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

修正前	修正後
等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　警報等の伝達	(1)　警報等の伝達
○気象庁及び地方公共団体は，警報等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。	○国〔気象庁〕及び地方公共団体は，警報等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。
○国及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。	○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう，災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制
○市町村は，避難路及び避難先をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
（略）	（略）
○地方公共団体は，雪崩災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努めるものとする。国は，この基準が設定されるよう，指導及び必要な助言を行うものとする。	○市町村は，雪崩災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努めるものとする。国〔国土交通省，気象庁〕は，この基準が設定されるよう，指導及び必要な助言を行うものとする。
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
(3)　災害未然防止活動	(3)　災害未然防止活動
○雪崩等に対し，迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう，国及び地方公共団体は，	○雪崩等に対し，迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう，国〔消防庁，国土交通

修正前	修正後
必要に応じあらかじめ活動体制の整備，施設，設備等の整備，点検に努めるものとする。	省〕及び地方公共団体は，必要に応じあらかじめ活動体制の整備，施設，設備等の整備，点検に努めるものとする。
○気象庁は，発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国〔気象庁，国土交通省〕は，低気圧及び前線の活動等による降雪量，積雪量，気温等の気象状況を観測し，これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び積雪深計等施設，設備の充実を図るものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕は，低気圧及び前線の活動等による降雪量，積雪量，気温等の気象状況を観測し，これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び積雪深計等施設，設備の充実を図るものとする。
○国土交通省及び地方公共団体は，雪崩発生監視装置の設置に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，雪崩発生監視装置の設置に努めるものとする。
○国〔気象庁，国土交通省〕は，関係機関の協力を得て，降雪量，積雪量等雪害に関する情報をより効率的に活用するための内容の充実を図り，関係行政機関はもとより，報道機関等を通じた住民等への提供体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕は，関係機関の協力を得て，降雪量，積雪量等雪害に関する情報をより効率的に活用するための内容の充実を図り，関係行政機関はもとより，報道機関等を通じた住民等への提供体制の整備を図るものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，雪害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシ	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

修正前	修正後
ステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	
○国及び地方公共団体は，衛星携帯電話，衛星通信，インターネットメール，防災行政無線等の通信手段の整備等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国土交通省及び地方公共団体は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ，災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体，電気通信事業者等は，情報通信施設の雪害に対する安全性の確保及び停電対策，情報通信施設の危険分散，通信路の多ルート化，通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進，無線を利用したバックアップ対策，デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに，関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は，総務省と事前の調整を実施すること。	
・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・内閣府は，災害情報が官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう，中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関において，実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際，例えば，専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成，参集基準及び参集対象者の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保，携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。また，交通の途絶，職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し，災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の実情を踏まえ，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

修正前	修正後
から構築することに努めるものとする。	
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。また，雪害の少ない地方公共団体にあっては，雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結についても，考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」 ○雪害の少ない地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結についても，考慮するものとする。
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国土交通省は，緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう，人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国，地方公共団体等は，食料，飲料水，生活必需品，医薬品，血液製剤，燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○都道府県等と自衛隊は，各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど，平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際，自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう，適切な役割分担を図るとともに，相互の情報連絡体制の充実，共同の防災訓練の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，自衛隊への派遣要請を行うのか，平常時よりその想定を行うとともに，自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(7)　防災中枢機能等の確保，充実	(7)　防災中枢機能等の確保，充実
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，保有する施設・設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，ＬＰガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い，平常時から点検，訓練等に努めるものとする。また，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や，通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」
○地方公共団体は，災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」

修正前	修正後
３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に，人命に関わる重要施設に対しては，早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。	３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係 （略） ○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
○ライフライン事業者は，雪害発生時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について，あらかじめ計画を作成しておくものとする。また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
４　複合災害対策関係 ○国，地方公共団体等の防災関係機関は，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するものとする。	４　複合災害対策関係 ○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ，要員・資器材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに，外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，様々な複合災害を想定した机上訓練を行い，結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに，地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し，要員の参集，合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
５　救助・救急及び医療活動関係 ○国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み，情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。	５　救助・救急及び医療活動関係 ○第２編１章６節５項「救助・救急，医療及び消火活動関係」
(1)　救助・救急活動関係 ○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	(1)　救助・救急活動関係 ○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，当該機関に係る資	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

修正前	修正後
機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。	
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，輸送の途絶又は困難な場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	
６　緊急輸送活動関係	６　緊急輸送活動関係
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに，これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の機材については，必要に応じ当該地に備蓄するよう努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国〔農林水産省，国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，緊急時における輸送の重要性に鑑み，緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については，特にスノーシェッドの設置，除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁，国土交通省及び地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について雪害に対する安全性の確保を図るとともに，災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制を整備するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○道路管理者は，道路の除雪，障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，建設業者との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び港湾管理者は，発災後の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，緊急輸送が円滑に実施されるよう，あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
７　避難収容及び情報提供活動関係	７　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難所	(1)　指定避難所
○市町村は，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，雪崩のおそれのない場所に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮しその管理者の同意を得た上で，被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，避難所となる施設については，暖房に配慮するとともに必要に応じ避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

修正前	修正後
○地方公共団体は，避難所において貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊きだし用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，あらかじめ介護保険施設，障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
(2)　避難行動要支援者名簿	(2)　避難行動要支援者名簿
○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
(3)　応急仮設住宅等	(3)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
○地方公共団体は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め，災害時に迅速にあっせんできるよう，あらかじめ体制を整備するものとする。また，民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け，その際の取扱い等について，あらかじめ定めておくものとする。	○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」
(4)　帰宅困難者対策	(4)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」
(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○国及び地方公共団体は，被災者等に対して，必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国等は，発災後の経過に応じて地方公共団体，被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワンセグ放送等を活用して，警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

修正前	修正後
情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。	
○国，地方公共団体，放送事業者等は，気象，積雪量等雪害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○放送事業者，通信事業者等は，被害に関する情報，被災者の安否情報等について，情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，住民等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
（略）	（略）
８　物資の調達，供給活動関係	８　物資の調達，供給活動関係
○地方公共団体は，豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し，孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，それらの必要な物資供給のための計画を定めておくものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○物資関係省庁〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，飲料水，医薬品及び燃料等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔経済産業省等〕は，生活必需品等の物資のうち，生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥るおそれのあるものについて，地方公共団体及び一般消費者への情報提供に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔農林水産省，経済産業省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量については毎年度調査するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，レトルト食品，包装米飯，育児用調製粉乳，飲料水（ペットボトル）	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
生活必需品…毛布，小型エンジン発電機，カセットこんろ，カートリッジボンベ土のう袋，ブルーシート，懐中電灯（電池を含む。），トイレットペーパー，ティッシュペーパー，仮設トイレ	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体の備蓄拠点については，輸送拠点として指定するなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び都道府県は，災害の規模等に鑑み，被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，物資の要請	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」

修正前	修正後
体制・調達体制・輸送体制など，供給の仕組みの整備を図るものとする。	
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識を整理するとともに，その知識の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
９　海外等からの支援の受入れ活動関係	９　海外等からの支援の受入れ活動関係
○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府等〕は，あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し，受入判断，受入手続，人員・物資のマッチング方法など，その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔内閣府，外務省，農林水産省，消防庁，警察庁，防衛省等〕は，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について，あらかじめ定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
１０　防災関連機関等の防災訓練の実施	10　防災関連機関等の防災訓練の実施
(1)　防災訓練の実施	(1)　防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
○地方公共団体は，地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。	○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
１１　災害復旧・復興への備え	11　災害復旧・復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全

修正前	修正後
○公共土木施設管理者は，雪崩等による災害の円滑な復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等の資料を整備しておくよう努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○国〔総務省，経済産業省〕は，地域産業の復興の円滑化のため，耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い，企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
(2)　罹災証明書の発行体制の整備	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」
(3)　復興対策の研究	(3)　復興対策の研究
○関係機関は，住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援方策，復興過程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」
○内閣府は，被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。	○第２編１章６節 11 項(3)「復興対策の研究」
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
○応急対策の実施については，住民に最も身近な行政主体として第一次的には市町村が当たり，都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また，地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には，国が積極的に応急対策を支援するものとする。	○第２編２章「災害応急対策」
○災害応急対策としては，まず災害発生直前の警報等の伝達，避難誘導等の対策があり，発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握，次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに，除雪の実施，雪崩災害の防止，人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に，発災当初の 72 時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに，応急収容，必要な生活支援（食料，飲料水，燃料等の供給）を行う。その後は，保健衛生，社会秩序の維持，ライフライン等の復旧，被災者への情報提供を行っていくこととなる。このほか，広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。	○第２編２章「災害応急対策」
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努め	○第２編２章「災害応急対策」

修正前	修正後
るものとする。	
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
１　雪害に関する警報等の伝達	１　雪害に関する警報等の伝達
○気象庁は，気象，降雪等の現象により被害が発生する可能性がある場合には，現象の状況に応じて，その特別警報，警報又は注意報を地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民等に対し速やかに伝達する。その際，対象者に漏れなく，要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，気象，降雪等の現象により被害が発生する可能性がある場合には，現象の状況に応じて，その特別警報，警報又は注意報を地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民等に対し速やかに伝達する。その際，対象者に漏れなく，要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。
○国土交通省は，自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は，この情報を道路情報板，ビーコン等により，速やかに道路利用者等に伝達する。	○国〔国土交通省〕は，自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は，この情報を情報板，ビーコン等により，速やかに道路利用者等に伝達する。
（略）	（略）
○地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，地方公共団体は，大雪，暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。	○市町村，放送事業者等は，伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，市町村は，大雪，暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。
２　住民等の避難誘導	２　住民等の避難誘導
○地方公共団体は，地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には，住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに，積雪，融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。	○市町村は，地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には，住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに，積雪，融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。
○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
○地方公共団体は，地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には，必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，管理者の同意を得て避難所として開設する。	○市町村は，地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には，必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，管理者の同意を得て避難所として開設する。
（略）	（略）
○避難誘導に当たっては，地方公共団体は，避難路及び避難先や雪崩危険箇所等の存在，災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
（略）	（略）
○地方公共団体は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たって，要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。	○市町村は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たって，要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。
○地方公共団体は，避難勧告等の解除に当たって，十分に安全性の確認に努めるものとする。	○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」
３　関係省庁災害警戒会議の開催	３　関係省庁災害警戒会議の開催
○内閣府は，災害発生のおそれがある場合，関係行政機関の情報共有を図るため，必要に応じて，関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。	○第２編２章１節３項「関係省庁災害警戒会議の開催」

修正前	修正後
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
○雪害が発生した場合，被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり，このため，雪害の規模や被害の程度に応じ，国，公共機関，地方公共団体等は，情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが，この場合，概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材，情報システムを用いて伝達・共有し，被害規模の早期把握を行う必要がある。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　被害規模の早期把握のための活動	(1)　被害規模の早期把握のための活動
○国，地方公共団体等は，災害発生直後において，概括的被害情報，ライフライン被害の範囲等，被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔国土交通省，農林水産省，警察庁，消防庁，防衛省等〕及び地方公共団体は，大規模な雪害が発生した場合には，天候状況を勘案しながら必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，農林水産省等〕及び地方公共団体は，雪崩災害が発生した場合，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○被害規模を早期に把握するため，警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を，消防庁及び地方公共団体は１１９番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡	(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡
○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。	
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○大規模な事故が発生した場合，事業者は，被害状況を，安全規制等担当省庁に連絡する	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○関係省庁〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省等〕，指定公共機関等は，必要に応じ，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○大規模な災害が発生した場合には，必要に応じ，官邸において，関係省庁等幹部による情報の集約等を行う。この場合，必要に応じ，都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し，非常本部等の設置後は当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○都道府県は，区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，収集した被害情報を共有するために，指定行	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
政機関及び指定公共機関に連絡する。	
○非常本部等は，収集した被害情報を都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，必要に応じ，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，必要に応じ，自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をするとともに，都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府又は非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた施設の復旧を行うこととし，そのための要員を現場に配置する。また，総務省に直ちに連絡し，総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体及び電気通信事業者は，携帯電話，衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○総務省は，通信システムの被災状況等を迅速に把握し，活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため，通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し，通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
○地方公共団体は，災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

修正前	修正後
市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係地方行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
４　広域的な応援体制	４　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求があったときにお	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
いて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	
○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○ライフライン事業者は，必要に応じ，応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
５　国における活動体制	５　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制
○内閣官房は，大規模な雪害が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関及び公共機関は，災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関及び公共機関は，機関相互間，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

修正前	修正後
(2)　関係省庁災害対策会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○内閣府は，大規模な雪害発生時には，気象及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○災害対策関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，大規模な雪害が発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，中央合同庁舎５号館内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，内閣府等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど，別に定める申合せにより所要の手続を行い，緊急災害対策	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

修正前	修正後
本部の設置等を行うものとする。	
○緊急災害対策本部の設置場所は，官邸内とする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の事務局の設置場所は，官邸及び中央合同庁舎５号館内とする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長，関係指定地方行政機関の長，指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部長は，当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
○緊急災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化し，別に定める申合せにより，内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け，災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等	(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，対処基本方針を定めるものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章２節６項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常本部等は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は，必要な閣議請議の手続を行う。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常本部等は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

修正前	修正後
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣又は大臣政務官とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員及び地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部員等予定者は，緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき，自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され，そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し，関係機関から被害情報等の収集を行うとともに，被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理する。併せて，地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して，支援，協力等を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(8)　自衛隊の災害派遣	(8)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求ができない場合には，その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは，速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば大規模な雪害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣，通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等，雪害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○庁舎，営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に，火災その他の災害が発生した場合，部隊等の長は部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救急活動の内容は，災害の状況，他の救急機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，水防活動，道路又は水路の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，炊飯及び給水，救援物資の無償貸与又	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」

修正前	修正後
は譲与，危険物の保安及び除去等とする。	
第３節　除雪の実施，雪崩災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	第３節　除雪の実施，雪崩災害・複合災害の防止及び応急復旧活動
１　除雪の実施と雪崩災害の防止活動	１　除雪の実施と雪崩災害の防止活動
（略）	（略）
○気象庁は，応急活動を支援するため，被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，応急活動を支援するため，被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。
(1)　除雪の実施	(1)　除雪の実施
○国，公共機関及び地方公共団体は，災害を防止するため，除雪を実施するものとする。	○国〔国土交通省〕，公共機関〔高速道路事業者〕及び地方公共団体は，災害を防止するため，除雪を実施するものとする。
○地方公共団体は，家屋倒壊による被害を防止するため，住民に対し，屋根の雪下ろしを督励するとともに，必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。	○市町村は，家屋倒壊による被害を防止するため，住民に対し，屋根の雪下ろしを督励するとともに，必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。
(2)　雪崩災害の発生，拡大防止	(2)　雪崩災害の発生，拡大防止
○国及び地方公共団体は，雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため，専門技術者等を活用して，雪崩危険箇所の点検を行うものとする。その結果，危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り，適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。	○国〔国土交通省，林野庁〕及び地方公共団体は，雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため，専門技術者等を活用して，雪崩危険箇所の点検を行うものとする。その結果，危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り，適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。
○国及び地方公共団体は，雪崩災害が発生した場合は，早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い，必要に応じて応急工事を実施するものとする。	○国〔国土交通省，林野庁〕及び地方公共団体は，雪崩災害が発生した場合は，早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い，必要に応じて応急工事を実施するものとする。
２　施設・設備等の応急復旧活動	２　施設・設備等の応急復旧活動
○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等，二次災害・再度災害を防止するための国土保全施設等に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。	○第２編２章３節２項「施設・設備等の応急復旧活動」
(1)　施設，設備の応急復旧活動	(1)　施設，設備の応急復旧活動
○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な雪害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与

修正前	修正後
○非常本部等は，災害の程度，施設の重要度等を勘案の上，特に必要と認められる場合には，関係省庁〔厚生労働省，経済産業省，総務省，国土交通省〕を経由して，ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」
第４節　救助・救急及び医療活動	第４節　救助・救急及び医療活動
○災害発生後，被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うことは，生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。	○第２編２章４節「救助・救急，医療及び消火活動」
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　住民及び自主防災組織の役割	(1)　住民及び自主防災組織の役割
○住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。	○第２編２章４節１項(1)「住民及び自主防災組織の役割」
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動
○被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
○被災地域外の地方公共団体は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき，救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常本部等は，必要に応じ，救助・救援関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕等に対し，応援を依頼するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常本部等又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するも	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

修正前	修正後
のとする。	
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○海上保安庁は，海上において救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は必要に応じ，又は非常本部等の依頼等に基づき，被災地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
○被災地方公共団体は，自らの公的医療機関において医療活動を行うほか，必要に応じ，その区域内の民間医療機関に対し，医療活動の協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕，日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構は，被災地域内の国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院，国立病院機構の病院等において医療活動を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関等は，病院建築物，医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに，必要に応じ，ライフライン事業者等に対し，応急復旧の要請を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を派遣するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し，	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派

修正前	修正後
災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣について要請するものとする。	遣」
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○消防庁は，被災地域外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常本部等にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定行地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
○被災地方公共団体は，必要に応じて，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕に対し，区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○広域後方医療関係機関は，必要に応じて広域後方医療施設を選定し，その結果を非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○非常本部等は，必要に応じ，又は関係機関の要請に基づき，広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」

修正前	修正後
行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。	
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常本部等は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
３　惨事ストレス対策	３　惨事ストレス対策
○救助・救急活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
○第４節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも，また，被害の拡大防	○第２編２章５節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」

修正前	修正後
止，さらに避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。	
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，除雪，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
○輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に配慮して行う。	○第２編２章５節１項(1)「輸送に当たっての配慮事項」
一　人命の安全	
二　被害の拡大防止	
三　災害応急対策の円滑な実施	
２　交通の確保	２　交通の確保
○雪害発生後，順次優先度を考慮して，除雪，応急復旧のため人員，資機材の集中的な投入を図るものとする。	○第２編２章５節２項「交通の確保」
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章５節２項「交通の確保」
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
○交通の確保は災害応急対策の成否に係る重要な課題であり，かつ，総合的な調整を必要とするものであるため，非常本部等は，必要に応じ，交通の確保に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，関係機関に対し報告を求め，又は必要な依頼を行うものとする。	○第２編２章５節２項(1)「非常本部等による調整等」
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，危険防止を図るとともに，緊急輸送を確保するため，道路交通の状況等に対応した交通規制を行うものとする。この場合において，被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，被災地域周辺の都道府県警察の協力により，周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに，情報板，信号機等の交通管制施設も活用するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，交通規制が実施されたときは，直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，必要な場合には，放置車両の撤去，警察車両による先導等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急通行車両の円滑な通行を確保するため，必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

修正前	修正後
○都道府県公安委員会は，緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは，道路管理者に対し，緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○国家公安委員会は，都道府県公安委員会に対し，必要に応じて，広域的な見地から指示を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察庁は，都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに，都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察機関，道路管理者及び非常本部等は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○非常本部等は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○道路管理者は，道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め，交通関係機関への連絡，通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め，交通関係機関への連絡，通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，立ち往生車両等の発生により，除雪作業に支障が生ずる等の交通の危険を防止する必要がある場合は，一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い，道路啓開，除雪の実施，応急復旧等を行うものとする。	○国〔国土交通省〕は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，立ち往生車両等の発生により，除雪作業に支障が生ずる等の交通の危険を防止する必要がある場合は，一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い，道路啓開，除雪の実施，応急復旧等を行うものとする。
○国土交通省は，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，通行規制や復旧状況に関する情報を提供しつつ，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。	○国〔国土交通省〕は，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，通行規制や復旧状況に関する情報を提供しつつ，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。
○国土交通省は，通行規制や道路啓開に関し，被災地方公共団体等他の道路管理者と連携を図るとともに，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施するものとする。	○国〔国土交通省〕は，通行規制や道路啓開に関し，被災地方公共団体等他の道路管理者と連携を図るとともに，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施するものとする。
○国土交通省は，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により道路啓開，除雪作業，応急復旧等の状況を，迅速に情報提供することとする。	○国〔国土交通省〕は，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により道路啓開，除雪作業，応急復旧等の状況を，迅速に情報提供することとする。
○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国土交通省等に報告するほか，道路啓開，除雪の実施等を行い道路機能の確保に努めるものとする。また，短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては，道路管理者相互の連携	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」 ○道路管理者は，短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては，道路管理者相互の連携の下，迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

修正前	修正後
の下，迅速・適切に対応するよう努めるものとする。	
○路上の障害物の除去，除雪の実施について，道路管理者，警察機関，消防機関，自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは，運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては，道路管理者は，自ら車両の移動等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通大臣は，道路管理者である都道府県及び市町村に対し，都道府県知事は，道路管理者である指定都市以外の市町村に対し，必要に応じて，ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開，除雪の実施等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
○国土交通省は，道路の被害状況，復旧状況等について，非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」
(4)　港湾及び漁港の応急復旧等	(4)　港湾及び漁港の応急復旧等
○港湾管理者は，その管理する港湾施設について，早急に被害状況を把握し，国土交通省に対して被害状況を報告するとともに，必要に応じ除雪の実施，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○漁港管理者は，漁港施設について早急に被害状況を把握し，除雪の実施，応急復旧を行うとともに，農林水産省に対して，被害状況を報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
○国土交通省及び農林水産省は，港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。	○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」
(5)　空港等の応急復旧等	(5)　空港等の応急復旧等
○国土交通省は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，応急復旧等を行うとともに，空港管理者に対して除雪の実施，応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○空港管理者は，その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，除雪の実施，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○国土交通省，空港管理者及び非常本部等は，相互の連絡を密にして，効果的な除雪の実施，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
○地方公共団体は，あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設し，除雪を実施するとともに，その周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」
(6)　航空管制等	(6)　航空機の運用調整等
○国土交通省は，情報収集，緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また，災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して，必要な情報を提供し，航空機の安全運航の確保を図るなど，災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。	○第２編２章５節２項(8)「航空機の運用調整等」

修正前	修正後
(7)　鉄道交通の確保	(7)　鉄道交通の確保
○国土交通省は，鉄道の被害状況について早急に把握し，非常本部等に報告し，鉄道事業者に対して除雪の実施，応急復旧等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」
○鉄道事業者は，その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し，国土交通省に報告するとともに，除雪の実施，応急復旧等を行うものとする。	○第２編２章５節２項(9)「鉄道交通の確保」
(8)　広域輸送拠点の確保	(8)　広域物資輸送拠点の確保
○地方公共団体は，状況に応じて人員の派遣等を行いながら，あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設し，除雪を実施するとともに，その周知徹底を図るものとする。	○第２編２章５節２項(10)「広域物資輸送拠点の確保」
３　緊急輸送	３　緊急輸送
○緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は，陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し，総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に，機動力のあるヘリコプター，大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○非常本部等は，緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体等からの要請に基づき，緊急輸送関係省庁に対し，緊急輸送活動の依頼を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○国土交通省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，港湾管理者，航空運送事業者，道路運送事業者，海上運送事業者，港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○海上保安庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する船舶，航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，自ら保有する航空機，車両，船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
○地方公共団体は，必要に応じ，自ら緊急輸送活動を行うほか，輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。	○第２編２章５節３項「緊急輸送」
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○第２編２章５節４項「緊急輸送のための燃料の確保」

修正前	修正後
第６節　避難収容及び情報提供活動	第６節　避難の受入れ及び情報提供活動
○雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に，安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間，当面の居所を確保することは，住民の安全を確保するとともに，精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。	○第２編２章６節「避難の受入れ及び情報提供活動」
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
○地方公共団体は，発災時には，人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，避難場所及び避難路や雪崩危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
（略）	（略）
２　避難所	２　指定避難所
(1)　避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，雪崩災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
○地方公共団体は，避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
(2)　避難所の運営管理等	(2)　避難所の運営管理等
○市町村は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，市町村は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援す	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」

修正前	修正後
るものとする。	
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
３　応急仮設住宅等	３　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに内閣府と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，雪崩災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○第２編２章６節４項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
○被災都道府県は，(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応じて，非常本部等を通じて，又は直接，	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」

修正前	修正後
資機材関係省庁〔農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。	
○非常本部等は，要請があった場合，資機材関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○要請を受けた資機材関係省庁は，とるべき措置を決定し，非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
○資機材関係省庁は，とるべき措置について，関係業界団体等に対し，必要な資機材の供給要請を行うものとする。	○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」
(3)　応急仮設住宅の運営管理	(3)　応急仮設住宅の運営管理
○地方公共団体は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。	○第２編２章６節４項(3)「応急仮設住宅の運営管理」
４　広域一時滞在	４　広域一時滞在
○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難・収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れついては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待またないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○市町村は，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる公共施設等をあら	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」

修正前	修正後
かじめ決定しておくよう努めるものとする。	
○非常本部等は，要請があった場合，広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また，計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し，計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また，要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○避難収容関係省庁，緊急輸送関係省庁，被災都道府県等は，計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
５　要配慮者への配慮	５　要配慮者への配慮
○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
６　帰宅困難者対策	６　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うとともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。	○第２編２章６節７項「帰宅困難者対策」
７　被災者等への的確な情報伝達活動	７　被災者等への的確な情報伝達活動
○社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確な情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見等が数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。	○第２編２章６節８項「被災者等への的確な情報伝達活動」

修正前	修正後
(1)　被災者等への情報伝達活動	(1)　被災者等への情報伝達活動
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，気象，被害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し，気象，被害の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

修正前	修正後
わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
○国〔外務省等〕は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」
第７節　物資の調達，供給活動	第７節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」
○被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。	○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
○非常本部等は，調達，供給活動に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体からの要請に基づき，関係機関に対し，調達，供給活動の要請を行うものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。	○第２編２章７節(1)「非常本部等による調整等」
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
○被災地方公共団体は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について，被災者への供給を行うものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」

修正前	修正後
○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，物資関係省庁〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に対し，又は非常本部等に対し，物資の調達を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○国，被災都道府県は，被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど，その事態に照らし緊急を要し，被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは，要求を待たないで，被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
○国は，支援物資のニーズ情報が得られる被災地については，物資の内容，引渡し場所等を迅速に把握し，政府内で共有の上，支援を開始できる体制を整えるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地方公共団体が，被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては，被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき，被災地からの要請がなくても，被災地方公共団体に対し，物資の供給を確保し，輸送を開始するものとする。その際に，引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地からの要請がない中で，被災地方公共団体に対し，物資の供給を開始した場合は，現地の配送状況等を考慮し，早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，関係事業者に対する給水の要請等を行い，供給を確保するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図る	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」

修正前	修正後
ものとする。	
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○経済産業省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○総務省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○物資の輸送について，非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，国，地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は，資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合，安全でない状況にある場合等，要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き，当該物資の輸送を行うものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，運送の要請等に対応できるように，防災業務計画等において，物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
第８節　保健衛生，遺体の処理等に関する活動	第８節　保健衛生，遺体対策に関する活動
○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。	○第２編２章８節「保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動」
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等	○第２編２章８節１項「保健衛生」

修正前	修正後
の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	
○特に，要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
２　遺体の処理等	２　遺体対策
○地方公共団体は，遺体の処理については，火葬場，柩等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し，柩の調達，遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また，必要に応じ，近隣地方公共団体の協力を得て，広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお，遺体については，その衛生状態に配慮するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○第２編２章８節３項「遺体対策」
第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
○被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので，社会秩序の維持が重要な課題となる。また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これらについて，関係機関は適切な措置を講じる。	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」
○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。	○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」
１　社会秩序の維持	１　社会秩序の維持
○警察は，被災地及びその周辺において，独自に又は自主防犯組織等と連携し，パト	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」

修正前	修正後
ロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。また，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。	
２　物価の安定，物資の安定供給 ○国及び地方公共団体は，生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買占め・売惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。	２　物価の安定，物資の安定供給 ○第２編２章９節２項「物価の安定，物資の安定供給」
３　複合災害発生時の体制 ○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。	３　複合災害発生時の体制 ○第２編２章３節３項「複合災害発生時の体制」
第 10 節　応急の教育に関する活動 ○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。	第 10 節　応急の教育に関する活動 ○第２編２章 10 節「応急の教育に関する活動」
第 11 節　自発的支援の受入れ ○大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが，国，地方公共団体及び関係団体は，それらの申入れに対して，適切に対応する。	第 11 節　自発的支援の受入れ ○第２編２章 11 節「自発的支援の受入れ」
１　ボランティアの受入れ ○国，地方公共団体及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては，老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が，効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じて，ボランティアの活動拠点を提供するなど，ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。	１　ボランティアの受入れ ○第２編２章 11 節１項「ボランティアの受入れ」
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1)　義援物資の受入れ	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1)　義援物資の受入れ

修正前	修正後
○被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
○国及び被災地域外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
○国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，品名を明示するなど，こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。	○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
(2)　義援金の受入れ	(2)　義援金の受入れ
○地方公共団体は，日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を組織し，義援金の使用について，十分協議の上，定めるものとする。その際，あらかじめ，基本的な配分方法を決定しておくなどして，迅速な配分に努めるものとする。また，被害が複数の都道府県に渡る広域災害時には，日本赤十字社等義援金収集団体は，寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから，義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。	○第２編２章 11 節２項(2)「義援金の受入れ」
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ
○外務省は，外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には，非常本部等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等は，被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し，支援の受入れの可能性について検討するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等が支援の受入れを決定した場合，関係省庁は，あらかじめ定めた対応方針に基づいて，海外等からの支援の受入計画を作成するものとし，非常本部等は，作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○外務省は，作成された受入計画の内容について，支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後，関係省庁は，同計画に基づき，当該海外等からの支援を受け入れるものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
○非常本部等は，支援を受け入れないと決定した場合，被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は，その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。	○第２編２章 11 節３項「海外等からの支援の受入れ」
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建及び経済の復興，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に	○第２編３章「災害復旧・復興」

修正前	修正後
鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	
第１節　迅速な原状復旧の進め方	第１節　迅速な原状復旧の進め方
○国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い，又は支援するものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国は，ライフライン施設等の復旧のため，復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧等を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○ライフライン，交通輸送等の関係機関は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
○都道府県警察は，暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，被災地方公共団体，業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
第２節　被災者等の生活再建等の支援	第２節　被災者等の生活再建等の支援
○国及び地方公共団体は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に，同法の趣旨を踏まえ，独自の支援措置を講じることができるよう，必要な措置を講じるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○内閣府及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

修正前	修正後
及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	
○内閣府及び地方公共団体は，被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の生活再建を支援し，被災地の速やかな復興を図る。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，税についての期限の延長，徴収猶予及び減免，国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○厚生労働省は，被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに，被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○住宅金融支援機構等は，被災者の自力による住宅の再建，取得を支援するため，災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の整備，公営住宅等への特定入居等を行うものとし，国はこれを適切に支援する。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国土交通省及び地方公共団体は，災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては，防災集団移転促進事業等を活用しつつ，極力安全な地域への移転を推奨するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の生活の維持を支援するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，被災者の救済及び自立支援や，被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的，弾力的推進の手法について検討するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み，その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて，障害者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

修正前	修正後
第３節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第３節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援
○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し，被災地域の復興に資するため，災害復旧貸付等により，運転資金及び設備資金の融資を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は，必要に応じ，高度化融資（災害復旧貸付）により，事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○国及び地方公共団体は，地場産業，商店街の復興に配慮するとともに，内外経済の潮流を踏まえ，成長産業のための基盤整備等により，地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，被災農林漁業者に対し，施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また，農林水産省は，必要に応じて，被災農林漁業者の経営資金等を供給するため，天災融資法の発動を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」

修正前	修正後
第８編　海上災害対策編	第８編　海上災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　海上交通の安全のための情報の充実	第１節　海上交通の安全のための情報の充実
○気象庁は，船舶など海上交通の安全に資するため，海上風・海霧等気象の状況，波浪・海面水温等水象の状況，地震・津波等の状況を観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。	○国〔気象庁〕は，船舶など海上交通の安全に資するため，海上風・海霧等気象の状況，波浪・海面水温等水象の状況，地震・津波等の状況を観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。
○海上保安庁は，海図，水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海図，水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。
○海上保安庁は，水路通報，航行警報，気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。	○国〔海上保安庁〕は，水路通報，航行警報，気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。
第２節　船舶の安全な運行の確保	第２節　船舶の安全な運行の確保
○国土交通省は，海技従事者（船舶に乗組む船舶職員）になろうとする者に対し，海技従事者として必要な知識・能力があるかについて海技従事者国家試験を行うとともに，既に海技従事者である者についても，５年ごとの海技免状の更新の際，一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより，海技従事者の知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。また，時代のニーズに即した船員を確保する必要があることから，各船員教育機関において，教育内容のレベルアップを図るなどその教育体制の一層の整備充実を推進する。	○国〔国土交通省〕は，海技従事者（船舶に乗組む船舶職員）になろうとする者に対し，海技従事者として必要な知識・能力があるかについて海技従事者国家試験を行うとともに，既に海技従事者である者についても，５年ごとの海技免状の更新の際，一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより，海技従事者の知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。また，時代のニーズに即した船員を確保する必要があることから，各船員教育機関において，教育内容のレベルアップを図るなどその教育体制の一層の整備充実を推進する。
○国土交通省は，発航前検査の励行，操練の適切な実施，航海当直体制の確保，船内の巡視制度の確立等について，船員労務官による監査及び指導をより一層強化し，船舶の安全な運航の確保を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，発航前検査の励行，操練の適切な実施，航海当直体制の確保，船内の巡視制度の確立等について，船員労務官による監査及び指導をより一層強化し，船舶の安全な運航の確保を図るものとする。
○国土交通省は，人的要因に係る海難事故防止等の観点から，条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため，寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：ＰＳＣ）の実施を積極的に推進するとともに，ＰＳＣ実施体制のさらなる強化，整備を進めるものとする。	○国〔国土交通省〕は，人的要因に係る海難事故防止等の観点から，条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため，寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：ＰＳＣ）の実施を積極的に推進するとともに，ＰＳＣ実施体制のさらなる強化，整備を進めるものとする。
○海上保安庁は，港内，狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制，海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。	○国〔海上保安庁〕は，港内，狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制，海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
・国は，小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。	・国〔総務省〕は，小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。
（略）	（略）
・国は，船舶局等の検査体制の充実を図る。	・国〔総務省〕は，船舶局等の検査体制の充実を図る。
第３節　船舶の安全性の確保	第３節　船舶の安全性の確保
○国土交通省は，船舶の構造，設備等の安全基準の整備を行うとともに，技術革新，海上輸送の多様化等の情勢に対処するものとする。	○国〔国土交通省〕は，船舶の構造，設備等の安全基準の整備を行うとともに，技術革新，海上輸送の多様化等の情勢に対処するものとする。

修正前	修正後
○国土交通省は，技術革新による輸送形態の多様化，諸設備の高度化への対応を始めとする安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため，研修等の実施により船舶検査体制の充実に努めるものとする。 ○国土交通省は，危険物の運送条件，取扱方法，船舶の構造・設備等の規定の徹底を図るものとする。また，危険物運送の安全基準に関する条約等に基づき，国内規則の整備を図るものとする。 ○国土交通省は，危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため，船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。 ○国土交通省は，船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から，サブスタンダード船の排除のため，ＰＳＣの実施を積極的に推進するとともに，ＰＳＣ実施体制のさらなる強化，整備を進めるものとする。	○国〔国土交通省〕は，技術革新による輸送形態の多様化，諸設備の高度化への対応を始めとする安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため，研修等の実施により船舶検査体制の充実に努めるものとする。 ○国〔国土交通省〕は，危険物の運送条件，取扱方法，船舶の構造・設備等の規定の徹底を図るものとする。また，危険物運送の安全基準に関する条約等に基づき，国内規則の整備を図るものとする。 ○国〔国土交通省〕は，危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため，船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。 ○国〔国土交通省〕は，船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から，サブスタンダード船の排除のため，ＰＳＣの実施を積極的に推進するとともに，ＰＳＣ実施体制のさらなる強化，整備を進めるものとする。
第４節　海上防災思想の普及 ○海上保安庁は，海難防止，海上災害防止に係る講習会を開催し，また，訪船指導等を行うことにより，海上災害防止思想の普及に努めるものとする。	第４節　海上防災思想の普及 ○国〔海上保安庁〕は，海難防止，海上災害防止に係る講習会を開催し，また，訪船指導等を行うことにより，海上災害防止思想の普及に努めるものとする。
第５節　海上交通環境の整備 ○国，港湾管理者等は，防波堤，航路等の整備により，海上交通の安全性の向上に努めるとともに，港湾施設の整備等を行う事業者は，法令で定める技術基準を遵守するものとする。 ○海上保安庁は，航路標識の整備を行うものとする。	第５節　海上交通環境の整備 ○国〔国土交通省〕，港湾管理者等は，防波堤，航路等の整備により，海上交通の安全性の向上に努めるとともに，港湾施設の整備等を行う事業者は，法令で定める技術基準を遵守するものとする。 ○国〔海上保安庁〕は，航路標識の整備を行うものとする。
第６節　海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施 ○国土交通省及び海上保安庁は，関係機関と協力し，海上災害及び防災に関する研究及び再発防止のための総合的な研究を推進し，再発防止対策のための措置に反映させるものとする。 ○国土交通省は，我が国の危険物運送における事故防止のため，諸外国で起きた危険物の事故等について情報を入手するなど，諸外国との情報交換に努めるものとする。 （略）	第６節　海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施 ○国〔国土交通省，海上保安庁〕は，関係機関と協力し，海上災害及び防災に関する研究及び再発防止のための総合的な研究を推進し，再発防止対策のための措置に反映させるものとする。 ○国〔国土交通省〕は，我が国の危険物運送における事故防止のため，諸外国で起きた危険物の事故等について情報を入手するなど，諸外国との情報交換に努めるものとする。 （略）
第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え ○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え ○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

修正前	修正後
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国，公共機関，地方公共団体及び関係事業者（海上運送事業者を始めとする民間事業者をいう。以下同じ。）は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，地方公共団体は，航行船舶，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関，地方公共団体，民間救助・防災組織等は，それぞれの機関において，実情に応じ，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関，地方公共団体，民間救助・防災組織等は，それぞれの機関の実情を踏まえ，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○海上保安庁長官，都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(6)　乗客の被災者等に対する支援	(6)　乗客の被災者等に対する支援
○国土交通省は，海上運送事業者，関係機関等と連携の下，海上交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し，情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，海上運送事業者，関係機関等と連携の下，海上交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し，情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。
○国土交通省は，海上運送事業者に対して，海上交通における事故災害の発生による	○国〔国土交通省〕は，海上運送事業者に対して，海上交通における事故災害の発生に

修正前	修正後
乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど，乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。	よる乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど，乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。
２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係	２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　捜索，救助・救急活動関係	(1)　捜索，救助・救急活動関係
○海上保安庁は，捜索，救助・救急活動を実施するための船艇，航空機及び潜水器材等の捜索，救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また，救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。	○国〔海上保安庁〕は，捜索，救助・救急活動を実施するための船艇，航空機及び潜水器材等の捜索，救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また，救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。
（略）	（略）
○海上保安庁は，我が国周辺海域における海上災害に迅速かつ的確に対応するため，隣接国の海難救助機関との連携の強化を図るものとする。	○国〔海上保安庁〕は，我が国周辺海域における海上災害に迅速かつ的確に対応するため，隣接国の海難救助機関との連携の強化を図るものとする。
○地方公共団体，民間救助・防災組織等は，船舶，ヘリコプター，救急車，照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，救助用資機材の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，当該機関及び関係事業者に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○海上保安庁及び地方公共団体は，あらかじめ，海上保安庁と医療機関，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○海上保安庁及び消防機関は，平常時から連携を図り，消防体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○海上保安庁は，大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。	○国〔海上保安庁〕は，大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，消防艇等の海上災害用の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，消防艇等の海上災害用の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，海水，河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。	○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，海水，河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
４　危険物等の大量流出時における防除活動関係	４　危険物等の大量流出時における防除活動関係
○国及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。	○国〔消防庁，海上保安庁，環境省〕及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，避難誘導活動及び防除活動を行うための体制の整備に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。	○国〔消防庁，海上保安庁，環境省〕及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備す	○国〔消防庁，海上保安庁，環境省〕及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた避難誘導に必要な資機材及び防除資機材の整備状況を把握し，災害発生

修正前	修正後
るものとする。 ○海上保安庁は，油等が大量流出した場合における油等防除に関する計画を作成するものとする。 （略）	時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。 ○国〔海上保安庁〕は，油等が大量流出した場合における油等防除に関する計画を作成するものとする。 （略）
５　関係者等への的確な情報伝達活動関係 ○国等は，発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。 ○国，地方公共団体，放送事業者等は，海上事故に関する情報を常に伝達できるよう，その体制，施設及び設備の整備を図るものとする。 ○国及び地方公共団体は，家族等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	５　関係者等への的確な情報伝達活動関係 ○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」 ○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」 ○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　二次災害の防止活動関係 ○海上保安庁は，航行制限，航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに，船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。	６　二次災害の防止活動関係 ○国〔海上保安庁〕は，航行制限，航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに，船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。
７　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　防災訓練の実施 ○海上保安庁，消防機関及び警察機関は，大規模海難や危険物等の大量流出を想定し，より実践的な訓練を実施するものとする。 ○海上保安庁等の国の機関，消防機関及び警察機関等を始めとする地方公共団体，民間救助・防災組織，関係事業者並びに港湾管理者等は，相互に連携した訓練を実施するものとする。 （略） (2)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○国，地方公共団体，民間救助・防災組織，港湾管理者等が訓練を行うに当たっては，海上事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 ○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	７　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　防災訓練の実施 ○国〔海上保安庁〕，消防機関及び警察機関は，大規模海難や危険物等の大量流出を想定し，より実践的な訓練を実施するものとする。 ○国〔海上保安庁等〕，消防機関及び警察機関等を始めとする地方公共団体，民間救助・防災組織，関係事業者並びに港湾管理者等は，相互に連携した訓練を実施するものとする。 （略） (2)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」 ○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
第２章　災害応急対策 第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 ○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思	第２章　災害応急対策 第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 ○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

修正前	修正後
決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　海上事故情報等の連絡	(1)　海上事故情報等の連絡
○大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，関係事業者等は速やかに海上保安庁に連絡するものとする。	○大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，関係事業者等は速やかに国〔海上保安庁〕に連絡するものとする。
○海上保安庁は，大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔警察庁，防衛省，消防庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○海上保安庁は，大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，防衛省，消防庁等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
○都道府県は，海上保安庁から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。	○都道府県は，国〔海上保安庁〕から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。
(2)　大規模な海上事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　大規模な海上事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○関係事業者等は，被害状況を海上保安庁に連絡する。	○関係事業者等は，被害状況を国〔海上保安庁〕に連絡する。
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○市町村は，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○関係省庁〔海上保安庁，警察庁，消防庁，防衛省等〕及び指定公共機関等は，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕，内閣府及び海上保安庁（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び海上保安庁は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
○関係事業者等は，被害状況を海上保安庁に連絡する。	○関係事業者等は，被害状況を国〔海上保安庁〕に連絡する。
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，当該情報を官邸〔内閣官房〕，内閣府及び海上保安庁に連絡し，警戒本部又は非常災害対策本部の設置後は当該情報を警戒本部又は非常災害対策本部（以下この編において「非常災害対策本部等」という。）に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，海上保安庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部等の設置後は，当該情報を非常災害対策本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，海上保安庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部等の設置後は，当該情報を非常災害対策本部等に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，海上保安庁，非常災害対策本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，海上保安庁又は非常災害対策本部等は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常災害対策本部等は，収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
○関係事業者等は，海上保安庁に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を都道府県に連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府，海上保安庁又は非常災害対策本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常災害対策本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部等において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○国，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　関係事業者等の活動体制	３　関係事業者等の活動体制

修正前	修正後
○関係事業者等は，発災後速やかに，災害の拡大の防止のための必要な措置を講じるものとする。	○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」
○関係事業者等は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」
４　地方公共団体及び公共機関の活動体制	４　地方公共団体及び公共機関の活動体制
○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
５　広域的な応援体制	５　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
６　国における活動体制	６　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な海上災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，機関相互間，公共機関，地方公共団体，関係事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
○大規模な海上事故発生時には，事故及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○関係省庁は，被災現地の状況を把握し，事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　警戒本部の設置等	(3)　警戒本部の設置等
○海上事故により油等の危険物等が大量流出した場合において，収集された情報により，事故の規模，予想される被害の広域性等から，応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは，内閣総理大臣に報告の上，国は直ちに海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置するものとする。	○海上事故により油等の危険物等が大量流出した場合において，収集された情報により，事故の規模，予想される被害の広域性等から，応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは，内閣総理大臣に報告の上，国〔海上保安庁〕は直ちに海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
(4)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(4)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な海上災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(5)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(5)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。
（略）	（略）
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(6)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(6)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常災害対策本部は，被災現地の状況を把握し，事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として国土交通副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(7)　自衛隊の災害派遣	(7)　自衛隊の災害派遣
○海上保安庁長官等法令で定める者は，海上事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」

修正前	修正後
事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	
○自衛隊は，海上保安庁長官等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば，大規模な海上事故が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣，海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等，海上災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，消防活動，水路の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，危険物の保安及び除去等とする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
７　防災業務関係者の安全確保	７　防災業務関係者の安全確保
○国，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。	○国〔海上保安庁〕，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。
○国，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。	○国〔海上保安庁〕，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。
第２節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動	第２節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動
１　捜索活動	１　捜索活動
○海上保安庁，消防機関，都道府県警察等は，船舶，航空機など多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。	○国〔海上保安庁〕，消防機関，都道府県警察等は，船舶，航空機など多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。
○海上保安庁は，必要に応じ，船位通報制度，航行警報を活用する等，付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動について協力を求めるものとする。	○国〔海上保安庁〕は，必要に応じ，船位通報制度，航行警報を活用する等，付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動について協力を求めるものとする。
（略）	（略）
２　救助・救急活動	２　救助・救急活動
(1)　関係事業者，防災関係機関による救助・救急活動	(1)　関係事業者，防災関係機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○海上保安庁は，被災者の救助・救急活動を行うものとし，必要に応じて民間救助組織等と連携するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，被災者の救助・救急活動を行うものとし，必要に応じて民間救助・防災組織等と連携するものとする。
○地方公共団体は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常災害対策本部，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常災害対策本部又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救

修正前	修正後
自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
３　医療活動	３　医療活動
○医療機関は，負傷者等に対し医療活動を行うとともに，患者の急増等に対応するため，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常災害対策本部にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

修正前	修正後
送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常災害対策本部は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
４　消火活動	４　消火活動
(1)　海上保安庁，関係事業者，民間救助・防災組織等による消火活動	(1)　国〔海上保安庁〕，関係事業者，民間救助・防災組織等による消火活動
○海上保安庁又は消防機関は，船舶の火災を知った場合は，相互に直ちにその旨を通報するものとする。	○国〔海上保安庁〕又は消防機関は，船舶の火災を知った場合は，相互に直ちにその旨を通報するものとする。
（略）	（略）
○海上保安庁は，速やかに火災発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。また，必要に応じ，地方公共団体に対して応援を要請するものとする。	○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」
（略）	（略）
(2)　消防機関による消火活動	(2)　消防機関による消火活動
（略）	（略）
○発災現場以外の市町村は，発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

修正前	修正後
○消防庁は，必要に応じ，発災現場以外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
５　惨事ストレス対策	５　惨事ストレス対策
○捜索，救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
２　交通の確保	２　交通の確保
○海上保安庁は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定等に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁，警察機関，道路管理者及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○国〔海上保安庁〕，警察機関，道路管理者及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
第４節　危険物等の大量流出に対する応急対策	第４節　危険物等の大量流出に対する応急対策
（略）	（略）
○海上保安庁は，海上事故により危険物等が海上に流出した場合，応急的な防除活動を行い，航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに，排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は，措置を講じるよう命ずるものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海上事故により危険物等が海上に流出した場合，応急的な防除活動を行い，航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに，排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は，措置を講じるよう命ずるものとする。
（略）	（略）
○国土交通省は，油等流出事故が発生した場合，要請等を受けて，油回収船を出動させ，防除活動を行うものとする。	○国〔国土交通省〕は，油等流出事故が発生した場合，要請等を受けて，油回収船を出動させ，防除活動を行うものとする。
○海上保安庁は，危険物等が大量に流出した場合，原因者側の対応が不十分なときは，	○国〔海上保安庁〕は，危険物等が大量に流出した場合，原因者側の対応が不十分なと

修正前	修正後
自ら防除を行う等被害を最小限にくい止めるための措置を講ずるものとする。 ○国，地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処するため，直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。	きは，自ら防除を行う等被害を最小限にくい止めるための措置を講ずるものとする。 ○国〔海上保安庁〕，地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処するため，直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
（略）	（略）
第５節　関係者等への的確な情報伝達活動	第５節　関係者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者の家族等への情報伝達活動	(1)　被災者の家族等への情報伝達活動
○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，被災者の家族等のニーズを十分把握し，海上災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
（略）	（略）
○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○地方公共団体は，被災者の安否について家族等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，国民全体に対し，海上災害の状況，安否情報等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとす	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」

修正前	修正後
る。	
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　関係者等からの問合せに対する対応	(3)　関係者等からの問合せに対する対応
○非常災害対策本部等，指定行政機関，地方公共団体，関係事業者等は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問合せに対応するように，人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
○国［外務省等］は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」
第６節　二次災害の防止活動	第６節　二次災害の防止活動
○海上保安庁は，海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは，速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに，必要に応じて船舶交通の整理，指導を行うものとする。また，災害の原因者である船舶の所有者等に対し，船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは，速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに，必要に応じて船舶交通の整理，指導を行うものとする。また，災害の原因者である船舶の所有者等に対し，船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。
○気象庁は，二次災害防止のため，海上風・海霧等気象の状況，波浪・海面水温等水象の状況，地震・津波等の状況を観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を発表するものとする。	○国〔気象庁〕は，二次災害防止のため，海上風・海霧等気象の状況，波浪・海面水温等水象の状況，地震・津波等の状況を観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を発表するものとする。
第３章　災害復旧	第３章　災害復旧
○国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。	○第２編３章２節「迅速な原状復旧の進め方」
○国，公共機関及び地方公共団体は，復旧に当たり，可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。	○国〔国土交通省〕，公共機関及び地方公共団体は，復旧に当たり，可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
○海上保安庁は，災害の原因者である船舶の所有者等に対し，船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，災害の原因者である船舶の所有者等に対し，船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。
○国，地方公共団体等は，復旧に当たり，環境に配慮しつつ，必要な措置を講ずるものとする。	○国〔国土交通省〕，地方公共団体等は，復旧に当たり，環境に配慮しつつ，必要な措置を講ずるものとする。

修正前	修正後
第９編　航空災害対策編	第９編　航空災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　航空交通の安全のための情報の充実	第１節　航空交通の安全のための情報の充実
○国土交通省は，航空路誌，ノータム等により，航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。	○国〔国土交通省〕は，航空路誌，ノータム等により，航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。
○気象庁は，航空機の安全に係わる気象，地象，水象の現象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，局地的な激しい気象の変化を監視する空港気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて，航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。	○国〔気象庁〕は，航空機の安全に係わる気象，地象，水象の現象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，局地的な激しい気象の変化を監視する空港気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて，航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。
（略）	（略）
第２節　航空機の安全な運航の確保	第２節　航空機の安全な運航の確保
１　航空従事者，航空保安職員の養成・研修の充実	１　航空従事者，航空保安職員の養成・研修の充実
○国土交通省は，航空大学校において，定期航空等の安全の主力となる航空従事者を養成し，その安定的確保を図るとともに，定期航空運送事業者等の行う自社養成についても，十分な指導を行い，その質を確保する。	○国〔国土交通省〕は，航空大学校において，定期航空等の安全の主力となる航空従事者を養成し，その安定的確保を図るとともに，定期航空運送事業者等の行う自社養成についても，十分な指導を行い，その質を確保する。
○国土交通省は，次世代航空保安システムを運用する職員の技術取得や資質向上を図るなど，航空保安大学校等における航空保安職員の研修の充実を図る。	○国〔国土交通省〕は，次世代航空保安システムを運用する職員の技術取得や資質向上を図るなど，航空保安大学校等における航空保安職員の研修の充実を図る。
２　航空運送事業者等への安全指導	２　航空運送事業者等への安全指導
(1)　航空関係諸規則の遵守の徹底等	(1)　航空関係諸規則の遵守の徹底等
○国土交通省は，航空運送事業者等に対し，航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。	○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者等に対し，航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。
○国土交通省は，多様化する運航・整備形態に即した適切な航空関係諸規則の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，多様化する運航・整備形態に即した適切な航空関係諸規則の整備を図るものとする。
(2)　教育訓練の充実等	(2)　教育訓練の充実等
○国土交通省は，航空運送事業者等において実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。	○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者等において実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。
○国土交通省は，航空運送事業者等に対し，過去の事故実例等を参考とした実践的な教育訓練内容の設定及びその実施を指導するものとする。	○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者等に対し，過去の事故実例等を参考とした実践的な教育訓練内容の設定及びその実施を指導するものとする。
○国土交通省は，航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し，必要に応じ，その改善・充実等を図る。	○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し，必要に応じ，その改善・充実等を図る。
(3)　定期的な安全指導	(3)　定期的な安全指導
○国土交通省は，航空運送事業者に対し，定期的に行う安全指導において，適切な運航管理体制の整備，安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について，重点的点検を行うものとする。	○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者に対し，定期的に行う安全指導において，適切な運航管理体制の整備，安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について，重点的点検を行うものとする。

修正前	修正後
３　無線設備の安全性に関する技術基準等の充実 ○国は，諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ，通信技術の急速な進展を無線設備の安全性に関する技術基準等に反映させることにより，航空機運航の安全性の向上を図る。	３　無線設備の安全性に関する技術基準等の充実 ○国〔国土交通省〕は，諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ，通信技術の急速な進展を無線設備の安全性に関する技術基準等に反映させることにより，航空機運航の安全性の向上を図る。
第３節　航空機の安全性の確保 ○国土交通省は，諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ，航空機技術の急速な進展を航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準等へ反映させることにより，安全性の向上を図る。 ○国土交通省は，外国政府の証明等の活用を通じ，航空機検査制度の充実を図る。	第３節　航空機の安全性の確保 ○国〔国土交通省〕は，諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ，航空機技術の急速な進展を航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準等へ反映させることにより，安全性の向上を図る。 ○国〔国土交通省〕は，外国政府の証明等の活用を通じ，航空機検査制度の充実を図る。
第４節　航空交通環境の整備 ○国土交通省は，社会資本整備重点計画等に基づき，空港，次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに，空港周辺対策の実施を図る。	第４節　航空交通環境の整備 ○国〔国土交通省〕は，社会資本整備重点計画等に基づき，空港，次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに，空港周辺対策の実施を図る。
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え ○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え ○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
（略）	（略）
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1)　情報の収集・連絡体制の整備 ○国，公共機関，地方公共団体及び航空運送事業者は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1)　情報の収集・連絡体制の整備 ○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，意見聴取・連絡調整等のため，災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

修正前	修正後
約できるよう努めるものとする。	
○国及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ，航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関，地方公共団体及び航空運送事業者は，それぞれの機関において，実情に応じ，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関，地方公共団体及び航空運送事業者は，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ，応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
図るものとする。	
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○空港管理者，消防機関，都道府県警察は，相互に連携を強化するため，体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕，空港管理者，消防機関，都道府県警察は，相互に連携を強化するため，体制の整備を図るものとする。
○空港事務所長等法令で定める者は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○空港管理者は，防災関係機関との相互の連携を強化するためにも，国際民間航空条約第１４付属書に準拠した空港緊急計画を策定するものとする。	○国〔国土交通省〕及び空港管理者は，防災関係機関との相互の連携を強化するためにも，国際民間航空条約第 14 付属書に準拠した空港緊急計画を策定するものとする。
(6)　乗客の被災者等に対する支援	(6)　乗客の被災者等に対する支援
○国土交通省は，航空運送事業者，関係機関等と連携の下，航空交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し，情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者，関係機関等と連携の下，航空交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し，情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。
○国土交通省は，航空運送事業者に対して，航空交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど，乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者に対して，航空交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど，乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。
２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係	２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　捜索活動関係	(1)　捜索活動関係
○国土交通省は，東京救難調整本部を通じて捜索活動等に従事する関係省庁に対して情報を伝達する体制を維持・整備する。	○国〔国土交通省〕は，東京救難調整本部を通じて捜索活動等に従事する関係省庁に対して情報を伝達する体制を維持・整備する。
○警察庁及び都道府県警察は，捜索活動を行うために有効な装備，資機材，車両等の整備に努めるものとする。	○国〔警察庁〕及び都道府県警察は，捜索活動を行うために有効な装備，資機材，車両等の整備に努めるものとする。
○海上保安庁は，捜索活動を迅速かつ的確に実施するため，捜索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。	○国〔海上保安庁〕は，捜索活動を迅速かつ的確に実施するため，捜索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。
(2)　消火救難及び救助・救急，消火活動関係	(2)　消火救難及び救助・救急，消火活動関係
○空港管理者及び地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

修正前	修正後
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，救助用資機材の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ，情報交換を行うよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○空港管理者及び地方公共団体は，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
(3)　医療活動関係	(3)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，空港管理者，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○空港管理者及び地方公共団体は，あらかじめ，空港管理者と医療機関，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
４　関係者等への的確な情報伝達活動関係	４　関係者等への的確な情報伝達活動関係
○国等は，発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体，放送事業者等は，航空事故に関する情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設，設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
５　防災関係機関等の防災訓練の実施	５　防災関係機関等の防災訓練の実施
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体，公共機関，空港管理者及び航空運送事業者等が訓練を行うに当たっては，航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに，実施時間を工夫するなど，様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　航空事故情報等の連絡	(1)　航空事故情報等の連絡

修正前	修正後
○航空運送事業者は，自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には，直ちにその情報を国土交通省へ連絡するものとする。	○航空運送事業者は，自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には，直ちにその情報を国〔国土交通省〕へ連絡するものとする。
○国土交通省は，航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁，気象庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○国土交通省は，航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁，気象庁等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
○都道府県は，国土交通省から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。	○都道府県は，国〔国土交通省〕から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。
(2)　大規模な航空事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　大規模な航空事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○航空運送事業者は，自己の運航する航空機について事故が発生した場合には，それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡するものとする。	○航空運送事業者は，自己の運航する航空機について事故が発生した場合には，それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国〔国土交通省〕へ連絡するものとする。
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
（略）	（略）
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，国土交通省，関係省庁に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
○航空運送事業者は，被害状況を国土交通省に連絡する。	○航空運送事業者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省に当該情報を連絡し，非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常災害対策本部は，収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
○航空運送事業者は，国土交通省に応急対策の活動状況等を連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を都道府県に連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ，都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○国，公共機関，地方公共団体及び航空運送事業者は，災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
４　地方公共団体及び公共機関の活動体制	４　地方公共団体及び公共機関の活動体制
○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとと	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

修正前	修正後
もに，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
５　広域的な応援体制	５　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
６　国における活動体制	６　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な航空災害が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，機関相互間，公共機関，地方公共団体，航空運送事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
○大規模な航空事故発生時には，事故及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な航空災害が発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。
（略）	（略）
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

修正前	修正後
的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常災害対策本部は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部（以下，「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として国土交通副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(6)自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
○空港事務所長等法令で定める者は，航空事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，空港事務所長等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば，大規模な航空事故が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣，運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等，航空災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，消防活動，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，危険物の保安及び除去等とする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
第２節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動	第２節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動
１　捜索活動	１　捜索活動
（略）	（略）
○海上保安庁は，海上における捜索活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，地方公共団体の活動を支援するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海上における捜索活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，地方公共団体の活動を支援するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
２　消火救難及び救助・救急，消火活動	２　消火救難及び救助・救急，消火活動
(1)　空港管理者，防災関係機関による救助・救急活動	(1)　空港管理者，防災関係機関による救助・救急活動
○空港管理者は，空港及びその周辺における発災に関し，速やかに被害状況を把握するとともに，迅速に救助・救急活動を行うものとする。	○国〔国土交通省〕及び空港管理者は，空港及びその周辺における発災に関し，速やかに被害状況を把握するとともに，迅速に救助・救急活動を行うものとする。
○地方公共団体は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常災害対策本部，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」
○非常災害対策本部又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○海上保安庁は，海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼等に基づき，地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(2)　空港管理者による消火活動	(2)　空港管理者による消火活動
○空港管理者は，空港及びその周辺における発災に関し，速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに，迅速に消防機関と連携協力して消火活動を行うものとする。	○国〔国土交通省〕及び空港管理者は，空港及びその周辺における発災に関し，速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに，迅速に消防機関と連携協力して消火活動を行うものとする。
○空港管理者は，必要に応じ，地方公共団体に対して応援を要請するものとする。	○国〔国土交通省〕及び空港管理者は，必要に応じ，地方公共団体に対して応援を要請するものとする。
(3)　消防機関による消火活動	(3)　消防機関による消火活動
（略）	（略）
○発災現場以外の市町村は，発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，必要に応じ，発災現場以外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

修正前	修正後
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
○消火救難及び救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
３　医療活動	３　医療活動
○医療機関は，負傷者等に対し医療活動を行うとともに，患者の急増等に対応するため，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常災害対策本部にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常災害対策本部は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

修正前	修正後
関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
○捜索，救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
２　交通の確保	２　交通の確保
○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定等に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○海上保安庁は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて，船舶の交通を制限又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察機関，道路管理者，海上保安庁及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。

修正前	修正後
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
第４節　関係者等への的確な情報伝達活動	第４節　関係者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者の家族等への情報伝達活動	(1)　被災者の家族等への情報伝達活動
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び航空運送事業者は，被災者の家族等のニーズを十分把握し，航空災害の状況，安否情報，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部は，乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し，情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び航空運送事業者に伝えること等を通じて，乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し，正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに，乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。	○非常災害対策本部は，乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し，情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関〔消防庁，国土交通省等〕，公共機関〔空港事業者〕，地方公共団体及び航空運送事業者に伝えること等を通じて，乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し，正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに，乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び航空運送事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び航空運送事業者は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○地方公共団体は，被災者の安否について家族等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び航空事業者は，国民全体に対し，航空災害の状況，安否情報等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び航空事業者は，情報	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」

修正前	修正後
の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　関係者等からの問合せに対する対応	(3)　関係者等からの問合せに対する対応
○非常災害対策本部，指定行政機関，地方公共団体及び航空事業者等は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問合せに対応するように，人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
○国［外務省等］は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」

修正前	修正後
第 10 編　鉄道災害対策編	第 10 編　鉄道災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　鉄軌道交通の安全のための情報の充実	第１節　鉄軌道交通の安全のための情報の充実
○気象庁は，鉄軌道交通の安全に係わる気象，地象，水象の現象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，発表情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。	○国〔気象庁〕は，鉄軌道交通の安全に係わる気象，地象，水象の現象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，発表情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。
○踏切道における自動車との衝突，置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには，事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため，国及び鉄軌道事業者は，全国交通安全運動等の機会をとらえて，ポスターの掲示，チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。	○踏切道における自動車との衝突，置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには，事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため，国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，全国交通安全運動等の機会をとらえて，ポスターの掲示，チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。
第２節　鉄軌道の安全な運行の確保	第２節　鉄軌道の安全な運行の確保
○鉄軌道事業者は，事故災害の発生に際して，迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう，また，自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため，異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに，建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害の発生に際して，迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう，また，自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため，異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに，建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。
○鉄軌道事業者は，乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について，教育成果の向上を図るとともに，科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について，教育成果の向上を図るとともに，科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。
○鉄軌道事業者は，土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため，トンネル，雪覆，落石覆その他の災害等防止設備の点検を行うよう努めるとともに，災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには，当該線路の監視に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため，トンネル，雪覆，落石覆その他の災害等防止設備の点検を行うよう努めるとともに，災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには，当該線路の監視に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，主要な交通施設の被災による広域的な経済活動，国民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため，主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。	○国〔国土交通省，林野庁〕及び地方公共団体は，主要な交通施設の被災による広域的な経済活動，国民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため，主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。
第３節　鉄軌道車両の安全性の確保	第３節　鉄軌道車両の安全性の確保
○国は，科学技術の進歩，交通環境の変化に対応して鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを行うとともに，車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準に反映させるものとする。	○国〔国土交通省〕は，科学技術の進歩，交通環境の変化に対応して鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを行うとともに，車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準に反映させるものとする。
○鉄軌道事業者は，新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより，検査精度の向上を図るとともに，検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また，鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し，その結果を車両の	○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより，検査精度の向上を図るとともに，検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また，鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分

修正前	修正後
保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。	析し，その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。
第４節　鉄軌道交通環境の整備 ○鉄軌道事業者は，軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに，災害等防止設備の整備の促進に努めるものとする。 ○鉄軌道事業者は，列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備，自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。 ○国，地方公共団体，道路管理者及び鉄軌道事業者は，踏切道の立体交差化，構造の改良，踏切保安設備の整備，交通規制の実施，統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。	第４節　鉄軌道交通環境の整備 ○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに，災害等防止設備の整備の促進に努めるものとする。 ○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備，自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。 ○国〔国土交通省〕，地方公共団体，道路管理者及び鉄軌道事業者は，踏切道の立体交差化，構造の改良，踏切保安設備の整備，交通規制の実施，統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。
第５節　鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進 ○国土交通省及び鉄道に関する公益的研究機関は，事故災害防止のための研究開発をより一層推進することにより，鉄軌道交通の安全性の向上に努めるものとする。 ○国土交通省は，研究機関と緊密な連携を図りつつ，研究成果を施策に反映させるとともに，その活用の促進を図るものとする。	第５節　鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進 ○国〔国土交通省〕及び鉄道に関する公益的研究機関は，事故災害防止のための研究開発をより一層推進することにより，鉄軌道交通の安全性の向上に努めるものとする。 ○国〔国土交通省〕は，研究機関と緊密な連携を図りつつ，研究成果を施策に反映させるとともに，その活用の促進を図るものとする。
第６節　再発防止対策の実施 ○国土交通省及び鉄軌道事業者は，事故災害の発生後，その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設，車両その他の事項に関し，事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について，警察機関，消防機関等の協力を得て調査を進め，事実の整理を行うものとする。また，事故の再発防止に資するため，必要に応じ，専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。 ○国土交通省及び鉄軌道事業者は，事故災害の原因が判明した場合には，個々の鉄軌道事業者の施設の状況，列車の運転状況等の実情に応じて，その成果を速やかに，安全対策に反映させることにより，同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。 ○国土交通省は，大規模な鉄道事故の発生後，類似の再発を防止するため，各鉄軌道事業者に事故情報の提供を行うとともに，定期的に開催される鉄道保安連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努めるものとする。	第６節　再発防止対策の実施 ○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害の発生後，その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設，車両その他の事項に関し，事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について，警察機関，消防機関等の協力を得て調査を進め，事実の整理を行うものとする。また，事故の再発防止に資するため，必要に応じ，専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。 ○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害の原因が判明した場合には，個々の鉄軌道事業者の施設の状況，列車の運転状況等の実情に応じて，その成果を速やかに，安全対策に反映させることにより，同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。 ○国〔国土交通省〕は，大規模な鉄道事故の発生後，類似の再発を防止するため，各鉄軌道事業者に事故情報の提供を行うとともに，定期的に開催される鉄道保安連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努めるものとする。
（略）	（略）
第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え ○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者の	第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え ○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

修正前	修正後
ノウハウや能力等を活用するものとする。	
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステムヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，国及び地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，それぞれの機関において，実情に応じ，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ，応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくととも	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
に，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(6)　乗客の被災者等に対する支援	(6)　乗客の被災者等に対する支援
○国土交通省は，鉄軌道事業者，関係機関等と連携の下，鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し，情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，鉄軌道事業者，関係機関等と連携の下，鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し，情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。

修正前	修正後
○国土交通省は，鉄軌道事業者に対して，鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど，乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，鉄軌道事業者に対して，鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど，乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。
２　救助・救急，医療及び消火活動関係	２　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○鉄軌道事業者は，事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに，消防機関との連携の強化に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに，消防機関との連携の強化に努めるものとする。
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，救助用資機材の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，あらかじめ，鉄軌道事業者と医療機関，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から日本赤十字社等中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係 （略） ○鉄軌道事業者は，火災による被害の拡大を最小限に留めるため，初期消火のための体制の整備に努めるとともに，消防機関との連携の強化に努めるものとする。	(3)　消火活動関係 （略） ○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，火災による被害の拡大を最小限に留めるため，初期消火のための体制の整備に努めるとともに，消防機関との連携の強化に努めるものとする。
３　緊急輸送活動関係 ○鉄軌道事業者は，公安委員会その他の関係機関の協力のもとに，事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。	３　緊急輸送活動関係 ○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，公安委員会その他の関係機関の協力のもとに，事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
４　関係者等への的確な情報伝達活動関係 ○国等は，発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	４　関係者等への的確な情報伝達活動関係 ○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体，放送事業者等は，事故災害に関する情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設，設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
５　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　防災訓練の実施 ○鉄軌道事業者は，事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに，警察機関，消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。 （略）	５　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　防災訓練の実施 ○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに，警察機関，消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。 （略）

修正前	修正後
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体，公共機関及び鉄軌道事業者が訓練を行うに当たっては，鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練にも努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
６　災害復旧への備え	６　災害復旧への備え
○鉄軌道事業者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ施設，車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ施設，車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　鉄道事故情報等の連絡	(1)　鉄道事故情報等の連絡
○大規模な鉄軌道事故が発生した場合，鉄軌道事業者は速やかに国土交通省に連絡するものとする。	○大規模な鉄軌道事故が発生した場合，鉄軌道事業者は速やかに国〔国土交通省〕に連絡するものとする。
○国土交通省は，大規模な鉄軌道事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○国土交通省は，大規模な鉄軌道事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，消防庁，防衛省等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
○都道府県は，国土交通省から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。	○都道府県は，国〔国土交通省〕から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。
(2)　大規模な鉄道事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　大規模な鉄道事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○鉄軌道事業者は，被害状況を国土交通省に連絡する。	○鉄軌道事業者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。
○国〔警察庁，消防庁，防衛省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○市町村は，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。	
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
○鉄軌道事業者は，被害状況を国土交通省に連絡する。	○鉄軌道事業者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省に当該情報を連絡し，非常災害対策本部の設置後は当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常災害対策本部は，収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
○鉄軌道事業者は，国土交通省に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を都道府県に連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

修正前	修正後
国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	
○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○国，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　鉄軌道事業者の活動体制	３　鉄軌道事業者の活動体制
○鉄軌道事業者は，発災後，速やかに災害の拡大の防止のため，関係列車の非常停止の手配，乗客の避難等の必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」
○鉄軌道事業者は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」
４　地方公共団体及び公共機関の活動体制	４　地方公共団体及び公共機関の活動体制
○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

修正前	修正後
5　広域的な応援体制	5　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
6　国における活動体制	6　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な鉄道災害が発生した場合，必要に応じ，	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

修正前	修正後
官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	
○指定行政機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，機関相互間，地方公共団体，鉄軌道事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
○大規模な鉄道事故発生時には，事故及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○関係省庁は，被災現地の状況を把握し，事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な鉄道災害が発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生し，関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。
（略）	（略）
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常災害対策本部は，被災現地の状況を把握し，事故原因の究明等に資するため，	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

修正前	修正後
必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部の設置を行うものとする。	
○非常災害対策本部は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として国土交通副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，鉄道事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば，大規模な鉄道事故が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣等，鉄道災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，消防活動，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，危険物の保安及び除去等とする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
第２節　救助・救急，医療及び消火活動	第２節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　鉄軌道事業者等，防災関係機関による救助・救急活動	(1)　鉄軌道事業者等，防災関係機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○地方公共団体は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常災害対策本部，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常災害対策本部又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うも	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

修正前	修正後
のとする。	
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○海上保安庁は，海上において救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼等に基づき，地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
○医療機関は，負傷者等に対し医療活動を行うとともに，患者の急増等に対応するため，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(1)被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常災害対策本部にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派

修正前	修正後
応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	遣」
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常災害対策本部は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
３　消火活動	３　消火活動
○鉄軌道事業者は，事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに，消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに，消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
（略）	（略）
○発災現場以外の市町村は，発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項「消火活動」
○消防庁は，必要に応じ，発災現場以外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項「消火活動」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への	○第２編２章４節３項「消火活動」

修正前	修正後
応援依頼等総合調整を行うものとする。	
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
２　交通の確保	２　交通の確保
○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者との応援協定に基づき，交通誘導等の実施を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○海上保安庁は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて船舶の交通を制限又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○警察機関，道路管理者，海上保安庁及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
３　代替交通手段の確保	３　代替交通手段の確保
○鉄軌道事業者は，事故災害が発生した場合には，他の路線への振替輸送，バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし，被災していない関係鉄軌道事業者においては，可能な限り，代替輸送について協力するよう努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害が発生した場合には，他の路線への振替輸送，バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし，被災していない関係鉄軌道事業者においては，可能な限り，代替輸送について協力するよう努めるものとする。
第４節　関係者等への的確な情報伝達活動	第４節　関係者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者の家族等への情報伝達活動	(1)　被災者の家族等への情報伝達活動
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，被災者の家族等のニーズを十分把握し，鉄道災害の状況，安否情報，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」

修正前	修正後
（略）	（略）
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○地方公共団体は，被災者の安否について家族等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，国民全体に対し，鉄道災害の状況，安否情報，施設等の復旧状況，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　関係者等からの問合せに対する対応	(3)　関係者等からの問合せに対する対応
○非常災害対策本部，指定行政機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問合せに対応するように，人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(4)　海外への情報提供	(4)　海外への情報提供
○国〔外務省等〕は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」

修正前	修正後
適時適切な情報を提供するものとする。	
第３章　災害復旧 ○鉄軌道事業者は，事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ，あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。 ○鉄軌道事業者は，可能な限り，復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。	第３章　災害復旧 ○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ，あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。 ○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，可能な限り，復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

修正前	修正後
第 11 編　道路災害対策編	第 11 編　道路災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　道路交通の安全のための情報の充実	第１節　道路交通の安全のための情報の充実
○気象庁は，道路交通の安全に係わる気象，地象，水象の現象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，発表情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。	○国〔気象庁〕は，道路交通の安全に係わる気象，地象，水象の現象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，発表情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。
○道路管理者は，気象庁による気象，地象，水象に関する情報を有効に活用するため，気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，国〔気象庁〕による気象，地象，水象に関する情報を有効に活用するため，国〔気象庁〕と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。
○道路管理者は，道路施設等の異常を迅速に発見し，速やかな応急対策を図るために，平常時より道路施設等の状況の把握，データベース化に努めるとともに，センサー等のＩＣＴ技術の活用による情報の収集，連絡体制の整備を図る。また異常が発見され，災害が発生するおそれがある場合に，道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路施設等の異常を迅速に発見し，速やかな応急対策を図るために，平常時より道路施設等の状況の把握，データベース化に努めるとともに，センサー等のＩＣＴ技術の活用による情報の収集，連絡体制の整備を図る。また異常が発見され，災害が発生するおそれがある場合に，道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
第２節　道路施設等の整備	第２節　道路施設等の整備
○道路管理者は，道路施設等の点検を通じ，道路施設等の現況の把握に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路施設等の点検を通じ，道路施設等の現況の把握に努めるものとする。
○道路管理者は道路における災害を予防するため，必要な施設の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は道路における災害を予防するため，必要な施設の整備を図るものとする。
○道路管理者は，道路施設等の安全を確保するため，必要な体制等の整備に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路施設等の安全を確保するため，必要な体制等の整備に努めるものとする。
○道路管理者は，道路防災対策事業等を通じ，安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路防災対策事業等を通じ，安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
○国及び地方公共団体は，主要な交通施設の被災による広域的な経済活動，国民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため，主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。	○国〔国土交通省，林野庁〕及び地方公共団体は，主要な交通施設の被災による広域的な経済活動，国民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため，主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。
第３節　防災知識の普及	第３節　防災知識の普及
○道路管理者は，道路利用者に対し，災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路利用者に対し，災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。
第５節　再発防止対策の実施	第５節　再発防止対策の実施
○道路管理者は，原因究明のための総合的な調査研究を行い，その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，原因究明のための総合的な調査研究を行い，その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

修正前	修正後
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国，公共機関，地方公共団体及び道路管理者は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国土交通省は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。	○国〔国土交通省〕は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○道路管理者は収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとする。
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

修正前	修正後
るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努めるものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用はボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関，地方公共団体及び道路管理者は，それぞれの機関において，実情に応じ，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関，地方公共団体及び道路管理者は，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ，応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

修正前	修正後
に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チー	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
ム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○国土交通省は，緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう，人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
２　救助・救急，医療及び消火活動関係	２　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，救助用資機材の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○道路管理者及び地方公共団体は，あらかじめ，医療機関，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する，医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について，災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
５　関係者等への的確な情報伝達活動関係	５　関係者等への的確な情報伝達活動関係
○国等は，発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体，放送事業者等は，災害に関する情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設，設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　防災関係機関等の防災訓練の実施	６　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　防災訓練の実施	(1)　防災訓練の実施
○道路管理者は，防災訓練の実施を通じ，災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，防災訓練の実施を通じ，災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び道路管理者が訓練を行うに当たっては，災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定した実践的なもの	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

修正前	修正後
となるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練にも努めるものとする。	
○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
7　施設，設備の応急復旧活動関係	7　施設，設備の応急復旧活動関係
○道路管理者は，施設，設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制，資機材を整備するものとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
8　災害復旧への備え	8　災害復旧への備え
○道路管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
1　災害情報の収集・連絡	1　災害情報の収集・連絡
(1)　事故情報等の連絡	(1)　事故情報等の連絡
○道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合，道路管理者は速やかに国土交通省に連絡するものとする。	○道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合，道路管理者は速やかに国〔国土交通省〕に連絡するものとする。
○国土交通省は，道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○国土交通省は，道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，消防庁，防衛省等，関係都道府県及び関係指定公共機関〔高速道路事業者等〕に行う。
○都道府県は，国土交通省から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。	○都道府県は，国〔国土交通省〕から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。
(2)　大規模な災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　大規模な災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○道路管理者は，被害状況を国土交通省に連絡する。	○道路管理者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。
○国土交通省は，道路パトロール等により，道路の被災状況を迅速に把握するものとする。	○国〔国土交通省〕は，道路パトロール等により，道路の被災状況を迅速に把握するものとする。
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

修正前	修正後
空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○市町村は，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
○道路管理者は，被害状況を国土交通省に連絡する。	○道路管理者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，当該情報を官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省に連絡し，非常災害対策本部の設置後は当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常災害対策本部は，収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
○道路管理者は，国土交通省に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡し，応援の必要性等を連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

修正前	修正後
策本部設置状況等を随時連絡する。	
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　道路管理者の活動体制	３　道路管理者の活動体制
○道路管理者は，発災後，速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」
○道路管理者は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」
４　地方公共団体及び公共機関の活動体制	４　地方公共団体及び公共機関の活動体制
○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるもの	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

修正前	修正後
とする。	
5　広域的な応援体制	5　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
6　国における活動体制	6　国における活動体制

修正前	修正後
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な道路災害が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，機関相互間，公共機関，地方公共団体，道路管理者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
○道路構造物の被災等による大規模な事故発生時には，事故及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○関係省庁は，被災現地の状況を把握し，事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な道路災害が発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，内閣府は，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。
（略）	（略）
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

修正前	修正後
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常災害対策本部は，被災現地の状況を把握し，事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として国土交通副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば，大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣等，道路災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，消防活動，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，危険物の保安及び除去等とする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
第２節　救助・救急，医療及び消火活動	第２節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　道路管理者等，防災関係機関による救助・救急活動	(1)　道路管理者等，防災関係機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○地方公共団体は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常災害対策本部，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常災害対策本部又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救

修正前	修正後
自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○海上保安庁は，海上において救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼等に基づき，地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
○医療機関は，負傷者等に対し医療活動を行うとともに，患者の急増等に対応するため，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常災害対策本部にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派

修正前	修正後
応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	遣」
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常災害対策本部は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害によるストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
３　消火活動 （略）	３　消火活動 （略）
○発災現場以外の市町村は，発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，必要に応じ，発災現場以外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策

修正前	修正後
○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
２　交通の確保	２　交通の確保
○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し，被災状況，被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。	○第２編２章５節２項「交通の確保」
○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて警備業者との応援協定に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○海上保安庁は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○警察機関，道路管理者，海上保安庁及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
第４節　危険物の流出に対する応急対策	第４節　危険物の流出に対する応急対策
○道路管理者は，危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し，直ちに防除活動，避難誘導活動を行い，危険物による二次災害の防止に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し，直ちに防除活動，避難誘導活動を行い，危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
（略）	（略）
第５節　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	第５節　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動
○道路管理者は，迅速かつ的確な障害物の除去による道路啓開，仮設等の応急復旧を行い，早期の道路交通の確保に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，迅速かつ的確な障害物の除去による道路啓開，仮設等の応急復旧を行い，早期の道路交通の確保に努めるものとする。
○道路管理者は，道路施設の応急復旧活動を行うとともに，類似の災害の再発防止のために，被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路施設の応急復旧活動を行うとともに，類似の災害の再発防止のために，被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものと

修正前	修正後
	する。
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○国〔国土交通省〕は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。
（略）	（略）
第６節　関係者等への的確な情報伝達活動	第６節　関係者等への的確な情報伝達活動
１　被災者の家族等への情報伝達活動	１　被災者の家族等への情報伝達活動
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者の家族等のニーズを十分把握し，道路災害の状況，安否情報，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○地方公共団体は，被災者の安否について家族等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
２　国民への的確な情報の伝達	２　国民への的確な情報の伝達
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し，道路災害の状況，安否情報，道路施設等の復旧状況，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」

修正前	修正後
道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	
3　関係者等からの問合せに対する対応 ○非常災害対策本部，指定行政機関及び地方公共団体は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	3　関係者等からの問合せに対する対応 ○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
4　海外への情報提供 ○国〔外務省等〕は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	4　海外への情報提供 ○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」
第３章　災害復旧 ○道路管理者は，関係機関と協力し，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。 （略）	第３章　災害復旧 ○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，関係機関と協力し，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第 12 編　原子力災害対策編 （略） ○専門的・技術的事項については，原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第６条の２第１項の規定により，原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。 （略） ○本編１章から３章における，原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「ＰＡＺ」という。）の導入や，原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。），原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い，かつ，緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。），後方支援拠点の整備及び同施設の活用等については，実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため，それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については，原子力規制委員会において更なる検討をしていくこととし，当面の間は，当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。 ○本編第４章の原子力艦の原子力災害に関しては，地域的な特殊性を鑑みて必要とされる場合，関係地方公共団体の防災計画において，その対応に留意するものとする。	第 12 編　原子力災害対策編 （略） ○専門的・技術的事項については，原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第６条の２第１項の規定により，国〔原子力規制委員会〕が定める原子力災害対策指針によるものとする。 （略） ○本編１章から３章における，実用発電用原子炉施設から概ね５ｋｍ圏内の原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「ＰＡＺ」という。）の導入や，原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。），原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い，かつ，緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。），後方支援拠点の整備及び同施設の活用等については，実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため，それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については，国〔原子力規制委員会〕において更なる検討をしていくこととし，当面の間は，当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。 ○本編第４章の原子力艦の原子力災害に関しては，地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合，関係地方公共団体の防災計画において，その対応に留意するものとする。
第１章　災害予防 第１節　施設等の安全性の確保 （略） ○原子力規制委員会（事業所外運搬にあっては，原子力規制委員会及び国土交通省）は，原子力事業者に対する安全規制を徹底し，原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。 ○原子力規制委員会，内閣府，国土交通省及び関係地方公共団体（所在都道府県，所在市町村及び関係周辺都道府県（所在市町村と隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずる都道府県をいう。以下同じ。）をいう。）は，原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて，適時適切に立入検査の実施等をするものとする。 ○原子力規制委員会は，原子力保安検査官を原子力事業所の所在地に配置し，原子力事業所の運転状況，設備の保全状況，保安規定の遵守状況等について，巡視，検査等を行わせ，緊急事態対策監をして，原子力事業所における災害の防止に関する事務を総括整理させるものとする。	第１章　災害予防 第１節　施設等の安全性の確保 （略） ○国〔原子力規制委員会（事業所外運搬にあっては，原子力規制委員会及び国土交通省）〕は，原子力事業者に対する安全規制を徹底し，原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。 ○国〔原子力規制委員会，内閣府，国土交通省〕及び関係地方公共団体（所在都道府県，所在市町村及び関係周辺都道府県（所在市町村と隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずる都道府県をいう。以下同じ。）をいう。）は，原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて，適時適切に立入検査の実施等をするものとする。 ○国〔原子力規制委員会〕は，原子力保安検査官を原子力事業所の所在地に配置し，原子力事業所の運転状況，設備の保全状況，保安規定の遵守状況等について，巡視，検査等を行わせ，緊急事態対策監をして，原子力事業所における災害の防止に関する事務を総括整理させるものとする。

修正前	修正後
第２節　防災知識の普及	第２節　防災知識の普及
１　防災知識の普及	１　防災知識の普及
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により防災教育を実施するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
（略）	（略）
○防災知識の普及に当たっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ等訴求効果の高い手段を活用するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
２　要配慮者等への配慮	２　要配慮者等への配慮
○国，地方公共団体及び原子力事業者は，防災知識の普及を行うに際し，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦，傷病者，入院患者等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」
３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。	○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」
第３節　原子力防災に関する研究等の推進	第３節　原子力防災に関する研究等の推進
○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，防災に係る見地から，危機管理システム，緊急被ばく医療に関する研究，遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発，大気中放射性物質拡散計算の高度化の研究，緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）技術の開発等を推進するなど，原子力防災に関する科学	○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，防災に係る見地から，危機管理システム，緊急被ばく医療に関する研究，遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発，放射線防護措置の実効性向上に資する研究，緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）技術の開発等を推進するなど，原子力防災に関する科学

修正前	修正後
技術及び研究の振興を図るものとする。なお，研究の推進に当たっては，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を図るものとする。	技術及び研究の振興を図るものとする。なお，研究の推進に当たっては，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質拡散計算を活用する場合には，専門的・技術的観点から支援を行うものとする。
○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られた知見や教訓を国際会議の場を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
第４節　再発防止対策の実施	第４節　再発防止対策の実施
○原子力規制委員会及び原子力事業者は，原子力事業所等において原子力災害が発生した場合，その原因の究明を行い，必要な再発防止対策を講じるものとする。	○国〔原子力規制委員会〕及び原子力事業者は，原子力事業所等において原子力災害が発生した場合，その原因の究明を行い，必要な再発防止対策を講じるものとする。
○原子力規制委員会，内閣府（事業所外運搬にあっては，原子力規制委員会，内閣府及び国土交通省）及び関係地方公共団体は，原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について，原子力事業者に対して適時適切に報告を求め，必要に応じて原子力事業所等への立入検査を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会，内閣府（事業所外運搬にあっては，原子力規制委員会，内閣府及び国土交通省）〕及び関係地方公共団体は，原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について，原子力事業者に対して適時適切に報告を求め，必要に応じて原子力事業所等への立入検査を行うものとする。
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
（略）	（略）
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄等，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地，国有財産の有効活用を図るものとする。	○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○原子力災害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，国，公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，原子力事業者，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や，被災都道府県から国への被	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

修正前	修正後
災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	
○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，原子力災害に対し万全を期すため，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，指定公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，指定公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また，緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）において，それらの情報を活用できる体制を整備するものとする。	○国〔内閣府，警察庁，消防庁，国土交通省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また，緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）において，それらの情報を活用できる体制を整備するものとする。
（略）	（略）
○原子力事業者は，施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり，原災法第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発生の通報を確実に行うため，原子力事業所ごとに敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに，定期的に検査を行い，維持するものとする。また，排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い，維持するものとする。	○原子力事業者は，施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり，原災法第 10 条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発生の通報を確実に行うため，原子力事業所ごとに敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに，定期的に検査を行い，維持するものとする。また，排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い，維持するものとする。
○原子力事業者は，原子力発電所の原子炉等の状態，敷地境界モニタリングポストの測定値，風向・風速等のデータについて，緊急時対策所，原子力施設事態即応センター及び緊急時対策支援システム（以下「ＥＲＳＳ」という。）を運用する原子力規制委員会のデータセンターに常時伝送するものとする。	○原子力事業者は，原子力発電所の原子炉等の状態，敷地境界モニタリングポストの測定値，風向・風速等のデータについて，緊急時対策所，原子力施設事態即応センター及び緊急時対策支援システム（以下「ＥＲＳＳ」という。）を運用する国〔原子力規制委員会〕のデータセンターに常時伝送するものとする。
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国及び都道府県は，緊急時において，国と都道府県，都道府県と市町村の連絡を円滑に行うための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。	○国〔内閣府，原子力規制委員会〕及び都道府県は，緊急時において，国と都道府県，都道府県と市町村の連絡を円滑に行うための専用回線網の整備・維持に努めるものと

修正前	修正後
	する。
○国及び都道府県は，対策拠点施設と国〔官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府〕，都道府県及び市町村との間の専用回線網の整備・維持を図るものとする。	○国〔内閣府，原子力規制委員会〕及び都道府県は，対策拠点施設と国〔官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府〕，都道府県及び市町村との間の専用回線網の整備・維持を図るものとする。
○原子力規制委員会，内閣府及び地方公共団体は，対策拠点施設に非常用電話，ファクシミリ，テレビ会議システム，衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。	○国〔原子力規制委員会，内閣府〕及び地方公共団体は，対策拠点施設に非常用電話，ファクシミリ，テレビ会議システム，衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
（略）	（略）
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体等のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・非常用電源設備を整備するとともに，その保守点検の実施と的確な操作の徹底，専門的な知見・技術をもとに，非常用電源設備の耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・移動通信系の運用においては，通信の輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに，関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合，周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は，総務省と事前の調整を実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話，衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
（略）	（略）
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が，災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・原子力規制委員会は，原子力災害時の非常用通信設備について，信頼性の向上を図るとともに伝送状態を常時監視し，異常の発生に直ちに対応する体制を構築すること。	・国〔原子力規制委員会〕は，原子力災害時の非常用通信設備について，信頼性の向上を図るとともに伝送状態を常時監視し，異常の発生に直ちに対応する体制を構築すること。
（略）	（略）
(4)　各機関の防災体制の整備	(4)　各機関の防災体制の整備
（略）	（略）
○原子力事業者は，緊急時対策所（原子力事業所），原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)等，原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに，関係地方公共団体等と必要に応じ協議した上で，後方支援拠点の候補地を選定しておくものとする。	○原子力事業者は，緊急時対策所（原子力事業所），原子力施設事態即応センター (原子力事業者本店等) 等，原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに，関係地方公共団体等と必要に応じ協議した上で，後方支援拠点の候補地を選定しておくものとする。
○原子力事業者は，重大事故への対応に当たり，必要に応じて他の原子力事業者等と連携し，高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し，これを運用する常設の部隊（以下「原子力レスキュー部隊」という。）を整備するとともに，その能力を向上させるものとする。	○原子力事業者は，重大事故への対応に当たり，必要に応じて他の原子力事業者等と連携し，高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し，これを運用する常設の部隊（以下「原子力緊急事態支援組織」という。）を整備するとともに，その能力を向上させるものとする。
（略）	（略）
○原子力規制委員会は，庁舎内に電話回線，ファクシミリ，テレビ会議システム，ＥＲＳＳ，大気中放射性物質拡散計算システム等必要な資機材を備えた十分な広さを有するオペレーションセンターを整備・維持するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，庁舎内に電話回線，ファクシミリ，テレビ会議システム，ＥＲＳＳ，モニタリング情報等の表示端末等必要な資機材を備えた十分な広さを有するオペレーションセンターを整備・維持するものとする。
（略）	（略）
(5)　職員の体制	(5)　職員の体制
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを策定し，職員に周知するとともに定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関との連携等について徹底を図るものとする。その際，国は，地方公共団体等のマニュアル策定を支援するものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」 ○国は，地方公共団体等の応急活動のためのマニュアル策定を支援するものとする。
（略）	（略）
(6)　複合災害に備えた体制	(6)　複合災害に備えた体制
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」

修正前	修正後
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに，外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。	○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」
（新設）	○自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定した訓練を実施し，関係機関間の連携を強化するものとする。
(7)　防災関係機関相互の連携体制	(7)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，防災関係機関相互の連携体制を強化するため，応急活動及び復旧活動に関し，平常時より各機関間における連携を強化しておくものとする。特に，国〔原子力防災会議事務局〕，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕及び関係機関は，原子力災害対策協議会を設け，連携強化を図るものとする。	○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，防災関係機関相互の連携体制を強化するため，応急活動及び復旧活動に関し，平常時より各機関間における連携を強化しておくものとする。特に，国〔原子力防災会議事務局〕，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び関係機関は，原子力災害対策協議会を設け，連携強化を図るものとする。
（略）	（略）
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
（略）	（略）
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
図るものとする。	
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
（略）	（略）
(8)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(8)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○都道府県等と自衛隊は，各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど，平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際，自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう，適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実，共同の防災訓練の実施等に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，自衛隊への派遣要請を行うのか，平常時よりその想定を行うとともに，関係各部隊と事前に調整を行うものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(10)　緊急時モニタリング体制の整備	(10)　緊急時モニタリング体制の整備
（略）	（略）
○原子力規制委員会は，あらかじめ緊急時モニタリングに動員可能な資機材及び要員について把握し，その動員の計画を策定するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，あらかじめ緊急時モニタリングに動員可能な資機材及び要員について把握し，その動員の計画を策定するものとする。
○原子力規制委員会は，緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備するものとする。
（略）	（略）
○原子力規制委員会，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕，原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。
（新設）	○国〔原子力規制委員会等〕は，モニタリング結果等の集約，共有及び表示が可能な仕組みを整備するものとし，平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。
（新設）	○国〔原子力規制委員会等〕は，モニタリング結果等について，自然災害等により情報が途絶することがないよう，適切な仕組みの整備，その維持管理を行うとともに，対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。
（略）	（略）
○原子力事業者は，自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに，国，地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう，防災要員の派遣，緊急時モニタリング資機材の貸与等に必	○原子力事業者は，自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに，国，地方公共団体及び指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕が実施する緊急時モニタ

修正前	修正後
要な体制を整備するものとする。	リングが円滑に行われるよう，防災要員の派遣，緊急時モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。
○国〔原子力規制委員会，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕は，必要に応じて，対応可能な範囲で空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。	○国〔原子力規制委員会，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，必要に応じて，対応可能な範囲で空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。
○海上保安庁は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，対応可能な範囲で，必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，対応可能な範囲で，必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。
○気象庁は，緊急時において放射能影響の早期把握に必要な気象情報を迅速に提供するため，平常時からシステムの維持・管理を行うとともに，緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。	○国〔気象庁〕は，緊急時モニタリングに関し，気象情報を迅速に提供するため，平常時からシステムの維持・管理を行うとともに，緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。
(11)　緊急時予測	(11)　原子力施設の状態等の予測
○原子力規制委員会等は，大気中放射性物質拡散計算システムの運用を行うものとし，平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。	（削る）
○原子力規制委員会等は，大気中放射性物質拡散計算システムについて，自然災害等により情報が途絶することがないよう，適切に整備，維持及び管理するとともに，対策拠点施設への接続等必要な機能の向上を図るものとする。また，運転・評価要員の非常参集体制の整備を図るものとする。	（削る）
○原子力事業者は，放射能影響予測，原子力施設の状態予測等を行うための機能を平常時から適切に整備するものとする。	○原子力事業者は，原子力施設の状態予測等を行うための機能を平常時から適切に整備するものとする。
(12)　公衆の被ばく線量の把握体制の整備	(12)　公衆の被ばく線量の把握体制の整備
○国〔原子力規制委員会，環境省〕及び指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう，モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに，線量評価要員の確保等，公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。	○国〔原子力規制委員会，環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう，モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに，線量評価要員の確保等，公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，内閣府，環境省〕及び指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため，ホールボディーカウンター，甲状腺モニター等の配備・維持管理，測定・評価要員の確保等を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会，内閣府，環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため，ホールボディーカウンター，甲状腺モニター等の配備・維持管理，測定・評価要員の確保等を行うものとする。
(13)　専門家の派遣体制	(13)　専門家の派遣体制
○国〔原子力規制委員会，内閣府，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省	○国〔原子力規制委員会，内閣府，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省

修正前	修正後
等〕は，原子力災害時に，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学，放射線防護等に関する専門家を招集し，技術的助言を得るため，あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し，非常招集体制を整備するものとする。	等〕は，原子力災害時に，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学，放射線防護等に関する専門家を招集し，技術的助言を得るため，あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し，非常招集体制を整備するものとする。
○国〔原子力規制委員会，内閣府，文部科学省，経済産業省等〕は，緊急時に指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学，放射線防護等に関する専門家を招集し，招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し，国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。	○国〔原子力規制委員会，内閣府，文部科学省，経済産業省等〕は，緊急時に指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学，放射線防護等に関する専門家を招集し，招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し，国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。
○国〔原子力規制委員会，内閣府，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省〕は，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング，医療等に関する専門家，原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について，原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。	○国〔原子力規制委員会，内閣府，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省〕は，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング，医療等に関する専門家，原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について，原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。
（略）	（略）
(14)　公的機関等の業務継続性の確保	(14)　公的機関等の業務継続性の確保
○地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。	○第２編１章６節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」
２　避難収容及び情報提供活動関係	２　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○地方公共団体は，屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし，国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府〕及び原子力事業者は，必要な支援を行うものとする。特に，ＰＡＺ内の地方公共団体（ＰＡＺを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においては，迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定	○地方公共団体は，屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし，国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府〕及び原子力事業者は，必要な支援を行うものとする。特に，ＰＡＺ内の地方公共団体（ＰＡＺを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においては，迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定

修正前	修正後
するものとする。また，原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「ＵＰＺ」という。）内の地方公共団体（ＵＰＺを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においても，広域避難計画を策定するものとする。	するものとする。また，実用発電用原子炉施設から概ね 30km 圏内の原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「ＵＰＺ」という。）内の地方公共団体（ＵＰＺを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においても，広域避難計画を策定するものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
（略）	（略）
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
(2)　避難場所及び避難所	(2)　指定緊急避難場所
○市町村は，地域防災センター，コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に，避難等を行うため，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。	○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
（新設）	(3)　指定避難所
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定に当たっては，風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。なお，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」 ○指定避難所の指定に当たっては，風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。
○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

修正前	修正後
の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。	
○地方公共団体は，避難所として指定された建築物については，必要に応じ，衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，避難所として指定した学校等において，備蓄のためのスペース，通信設備の整備等を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，あらかじめ介護保険施設，障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
(3)　避難行動要支援者名簿	(4)　避難行動要支援者名簿
○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」

修正前	修正後
(4)　周辺住民等への的確な情報伝達活動関係	(5)　周辺住民等への的確な情報伝達活動関係
○国，地方公共団体及び原子力事業者は，周辺住民等に対して，必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体及び原子力事業者は，情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度５弱及び震度５強が発生した事態（原子力施設等立地都道府県における震度が６弱以上であった場合を除く）をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○国，市町村（都道府県）及び原子力事業者は，情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度５弱及び震度５強が発生した事態（原子力施設等立地都道府県における震度が６弱以上であった場合を除く）をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。
○国及び地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワンセグ放送等を活用して，警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，指定公共機関及び地方公共団体は，原子力災害の特殊性に鑑み，要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，周辺住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。	○国，指定公共機関及び地方公共団体は，原子力災害の特殊性にかんがみ，要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，周辺住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○放送事業者，通信事業者等は，被害に関する情報，被災者の安否情報等について，情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体等は，安否情報の確認のためのシステムの効果的，効率的な活用が図られるよう，国民に対する普及啓発に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は，住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。	○国，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は，住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
（略）	（略）
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
に対する周知徹底に努めるものとする。	
○地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに，これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の必要な機材については，必要に応じ，当該地に備蓄するよう努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連設備について，緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また，都道府県警察は，緊急時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，緊急時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○道路管理者は，緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため，被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い，道路管理の充実を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため，被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い，道路管理の充実を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
４　救助・救急，医療，安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係	４　救助・救急，医療，安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○地方公共団体は，救助工作車，救急自動車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁〕は，当該機関に係る資	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

修正前	修正後
機材の保有状況を把握し，必要に応じ情報交換を行い，適切な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。	
○救助・救急関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁〕，地方公共団体及び原子力事業者は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○原子力事業者は，汚染・被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し，維持・管理して，被ばく医療を行える体制を整備しておくとともに，原子力災害時には，原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから，指揮命令，通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り，医療機関，原子力規制委員会，文部科学省，厚生労働省，救助・救急関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁〕，地方公共団体等の関係機関と通報連絡，被ばく患者の搬送，受入れ，救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。	○原子力事業者は，汚染・被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し，維持・管理して，被ばく医療を行える体制を整備しておくとともに，原子力災害時には，原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから，指揮命令，通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り，医療機関，原子力規制委員会，文部科学省，厚生労働省，救助・救急関係省庁〔警察庁，消防庁，海上保安庁，防衛省〕，地方公共団体等の関係機関と通報連絡，被ばく患者の搬送，受入れ，救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○原子力規制委員会は，地方公共団体と協力し，緊急被ばく医療体制の構築及び緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際，地域の災害拠点病院等，既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう，厚生労働省と協力をするものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，地方公共団体と協力し，緊急被ばく医療体制の構築及び緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際，地域の災害拠点病院等，既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう，国〔厚生労働省〕と協力をするものとする。
○日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，地方公共団体及び原子力事業者は，放射線測定資機材，除染資機材，安定ヨウ素剤，応急救護用医薬品，医療資機材等の整備に努めるとともに，内閣府は，地方公共団体の取組を支援するものとする。国〔原子力規制委員会，内閣府，厚生労働省〕は，地方公共団体が医療資機材等を整備する際には，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，地方公共団体及び原子力事業者は，放射線測定資機材，除染資機材，安定ヨウ素剤，応急救護用医薬品，医療資機材等の整備に努めるとともに，国〔内閣府〕は，地方公共団体の取組を支援するものとする。国〔原子力規制委員会，内閣府，厚生労働省〕は，地方公共団体が医療資機材等を整備する際には，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。
○緊急被ばく医療を行う国公立病院などの専門医療機関は，放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。	○緊急被ばく医療を行う国公立病院等の専門医療機関は，放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
○原子力規制委員会，地方公共団体は，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立病院機構，原子力事業者等と調整の上，原子力災害において，地域ごとに被ばく医療の中核的機能を担うための拠点となる被ばく医療機関を選定するなど，緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。	○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は，国立研究開発法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立病院機構，原子力事業者等と調整の上，原子力災害において，地域ごとに被ばく医療の中核的機能を担うための拠点となる被ばく医療機関を選定するなど，緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。
○原子力規制委員会，地方公共団体及び拠点となる被ばく医療機関は，原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために，被ばく医療に係る医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	○国〔原子力規制委員会〕，地方公共団体及び拠点となる被ばく医療機関は，原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために，被ばく医療に係る医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
○原子力規制委員会は，独立行政法人放射線医学総合研究所及び被災地域外の地方公	○国〔原子力規制委員会〕は，国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び被災地域

修正前	修正後
共団体等と協力して，原子力災害時に，医療従事者等を現地へ派遣し，被ばく医療に係る医療チームを編成できるよう，体制の整備を行うものとする。	外の地方公共団体等と協力して，原子力災害時に，医療従事者等を現地へ派遣し，被ばく医療に係る医療チームを編成できるよう，体制の整備を行うものとする。
○原子力規制委員会は，原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な被ばく医療に係る医療チームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な被ばく医療に係る医療チームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
（略）	（略）
○原子力規制委員会及び地方公共団体は，文部科学省及び厚生労働省と協力して，外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて，一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ，構築するように努めるものとする。	○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は，文部科学省及び厚生労働省と協力して，外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて，一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ，構築するように努めるものとする。
○独立行政法人放射線医学総合研究所，広島大学及び各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関は，は，関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため，医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど，原子力事業者と連携し，国及び地方公共団体による緊急被ばく医療体制の整備に協力するものとする。	○国立研究開発法人放射線医学総合研究所，広島大学及び各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関は，関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため，医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど，原子力事業者と連携し，国及び地方公共団体による緊急被ばく医療体制の整備に協力するものとする。
(3)安定ヨウ素剤の予防服用関係	(3)　安定ヨウ素剤の予防服用関係
○地方公共団体は，原子力規制委員会の判断を踏まえ，速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう，事前配布の実施，避難経路近傍等における備蓄，緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。	○地方公共団体は，国〔原子力規制委員会〕の判断を踏まえ，速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう，事前配布の実施，避難経路近傍等における備蓄，緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。
(4)　消火活動関係	(4)　消火活動関係
（略）	（略）
○地方公共団体は，平常時から原子力事業者等と連携を図り，原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，平常時から原子力事業者等と連携を図り，原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。
6　物資の調達，供給活動関係	6　物資の調達，供給活動関係
（略）	（略）
○物資関係省庁〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，飲料水，医薬品及び燃料等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔経済産業省等〕は，生活必需品等の物資のうち，生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥るおそれのあるものについて，地方公共団体及び一般消費者への情報提供に努めるものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国〔農林水産省，経済産業省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量については毎年度調査するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，レトルト食品，包装米飯，育児用調製粉乳，飲料水（ペットボトル）	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
生活必需品…毛布，小型エンジン発電機，カセットこんろ，カートリッジボンベ，土のう袋，ブルーシート，懐中電灯（電池を含む），トイレットペーパー，ティッシュペー	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」

修正前	修正後
パー，仮設トイレ	
○国及び地方公共団体は，備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国及び都道府県は，災害の規模等に鑑み，被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制など供給の仕組みの整備を図るものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。	○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」
７　海外等からの支援の受入活動関係	７　海外等からの支援の受入活動関係
○国〔原子力規制委員会，外務省等〕は，海外等からの支援については，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなど発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔原子力規制委員会，外務省等〕は，あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し，受入判断，受入手続，人員・物資のマッチング方法等その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
○国〔原子力規制委員会，外務省等〕は，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等についてあらかじめ定めておくものとする。	○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
８　防災関係機関等の防災訓練等の実施	８　防災関係機関等の防災訓練等の実施
(1)　訓練計画の策定	(1)　訓練計画の策定
（略）	（略）
○原子力規制委員会は，原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに，必要に応じ訓練に立ち合い，実施状況を確認するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに，必要に応じ訓練に立ち合い，実施状況を確認するものとする。
（略）	（略）
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
（略）	（略）
○原子力事業者は，重大事故等を想定した訓練の結果を原子力規制委員会に報告するものとする。原子力規制委員会は，当該結果報告の評価を行うとともに，必要に応じ原子力事業者に対し原子力防災体制等の改善その他必要な措置命令を行うものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○原子力事業者は，重大事故等を想定した訓練の結果を国〔原子力規制委員会〕に報告するものとする。国〔原子力規制委員会〕は，当該結果報告の評価を行うとともに，必要に応じ原子力事業者に対し原子力防災体制等の改善その他必要な措置命令を行うものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
(4)　防災業務関係者に対する研修	(4)　防災業務関係者に対する研修
○国，地方公共団体及び原子力事業者は，緊急時モニタリング及び緊急被ばく医療の必要性，大気中放射性物質拡散計算システムの機能や役割など，原子力災害対策の特殊性を踏まえ，防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。	○国，地方公共団体及び原子力事業者は，緊急時モニタリング及び緊急被ばく医療の必要性など原子力災害対策の特殊性を踏まえ，防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。

修正前	修正後
○原子力規制委員会は，文部科学省及び厚生労働省と協力し，緊急被ばく医療の実施に備え，医療機関等に対し，基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく患者への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，文部科学省及び厚生労働省と協力し，緊急被ばく医療の実施に備え，医療機関等に対し，基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく患者への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，緊急時の緊急事態対策監及び原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに，原子力防災専門官等に対し，その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに，原子力防災専門官等に対し，その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。
第６節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え	第６節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，内閣府，国土交通省，原子力防災会議事務局〕は，核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等から報告を受け，関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には，直ちに関係機関への連絡，放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象（原災法第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）の発生に至った場合には，関係省庁事故対策連絡会議の開催），事故情報の収集，国の職員及び専門家の現地への派遣，対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。	○国〔原子力規制委員会，内閣府，国土交通省，原子力防災会議事務局〕は，核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等から報告を受け，関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には，直ちに関係機関への連絡，放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象（原災法第 10 条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）の発生に至った場合には，関係省庁事故対策連絡会議の開催），事故情報の収集，国の職員及び専門家の現地への派遣，対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，国土交通省，文部科学省〕は，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し，また，必要な資機材についても指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕等に適切に整備・維持させるものとする。	○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，国土交通省，文部科学省〕は，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し，また，必要な資機材についても指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等に適切に整備・維持させるものとする。
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立
２　警戒事態発生時の連絡等	２　警戒事態発生時の連絡等
（略）	（略）
○内閣府は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，被害状況に応じた警戒態勢をとるため，施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し，かつ，避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以	○国〔内閣府〕は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，被害状況に応じた警戒態勢をとるため，施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し，かつ，避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

修正前	修正後
下同じ。）の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）を要請するものとする。 ○原子力規制委員会，地方公共団体，原子力事業者及び指定公共機関〔独立行政法人日本原子力研究開発機構，独立行政法人放射線医学総合研究所〕は，緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。 ○内閣府は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体（ＰＡＺ外及びＵＰＺ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （略）	以下同じ。）の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）を要請するものとする。 ○国〔原子力規制委員会〕，地方公共団体，原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。 ○国〔内閣府〕は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体（ＰＡＺ外及びＵＰＺ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （略）
３　施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1)　施設敷地緊急事態発生情報の連絡 （略） ○地方公共団体は，通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は，原子力防災専門官に連絡するものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は，直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ，原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し，その結果を原子力規制委員会及び関係地方公共団体に連絡するものとする。 （略） ○内閣府は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難や，施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。 ○内閣府は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （略） ○原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，施設敷地緊急事態発生後，直ちに現場の状況等を確認し，その結果を関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。 （略） (2)　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 （略） ○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に，原子力規制庁緊急事態対策監等の職員に加え，必要に応じ，原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応セン	３　施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1)　施設敷地緊急事態発生情報の連絡 （略） ○地方公共団体は，通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は，原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官に連絡するものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は，直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ，原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し，その結果を国〔原子力規制委員会〕及び関係地方公共団体に連絡するものとする。 （略） ○国〔内閣府〕は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難や，施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。 ○国〔内閣府〕は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （略） ○現地に配置された原子力規制庁の職員は，原子力災害発生場所の状況を把握し，緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。 （略） (2)　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 （略） ○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に，原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員に加え，必要に応じ，原子力規制委員会委員を原子力施設事

修正前	修正後
ター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。	態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。
（略）	（略）
○原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，原子力災害発生場所の状況を把握し，原子力規制委員会に随時連絡するものとする。	○現地に配置された原子力規制庁の職員は，原子力災害発生場所の状況を把握し，緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。
（略）	（略）
○指定公共機関は，指定行政機関との間において，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。	○指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，指定行政機関との間において，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，内閣府〕，関係省庁及び関係地方公共団体，指定公共機関，所在都道府県，関係周辺都道府県，原子力事業者等は，現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。	○国〔原子力規制委員会，内閣府〕，関係省庁及び関係地方公共団体，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，所在都道府県，関係周辺都道府県，原子力事業者等は，現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。
４　全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）	４　全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）
○原子力防災管理者は，全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに，送信後，直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。	○原子力防災管理者は，全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官，地方放射線モニタリング対策官等に同時に文書を送信する。さらに，送信後，直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。
（略）	（略）
○原子力災害現地対策本部，指定公共機関，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部，指定地方公共機関，原子力事業者その他関係機関は，対策拠点施設において，施設の状況の把握，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた機能班にそれぞれ職員を配置することにより，常時継続的に必要な情報を共有するとともに，各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。	○原子力災害現地対策本部，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部，指定地方公共機関，原子力事業者その他関係機関は，対策拠点施設に職員を派遣し，施設の状況，モニタリング情報，医療関係情報，住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに，各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
（略）	（略）
○原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，現場の状況等の把握に努め，原子力施設事態即応センターに随時連絡するものとする。	○現地に配置された原子力規制庁の職員は，現場の状況等の把握に努め，緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。
○原子力防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，対策拠点施設において，必要な情報の収集を行うとともに，原子力事業者，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体，関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。	○原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，対策拠点施設において，必要な情報の収集を行うとともに，原子力事業者，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体，関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
5　施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動	5　施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動
(1)　緊急時モニタリング	(1)　緊急時モニタリング
○原子力規制委員会は，地方公共団体の協力を得て，緊急時モニタリングセンターを立ち上げ，緊急時モニタリングを開始する等の初動対応及び必要な動員の指示を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，地方公共団体の協力を得て，緊急時モニタリングセンターを立ち上げ，緊急時モニタリングを開始する等の初動対応及び必要な動員の指示を行うものとする。
○原子力規制委員会は，原子力災害対策指針に基づき，緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，原子力災害対策指針に基づき，緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。
○国〔原子力規制委員会，関係省庁〕，地方公共団体，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターを組織し，緊急時モニタリング実施計画に基づき，確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。海上保安庁等は，その支援を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会，関係省庁〕，地方公共団体，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターを組織し，緊急時モニタリング実施計画に基づき，確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。国〔海上保安庁等〕は，その支援を行うものとする。
○原子力規制委員会は，原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果及び緊急時モニタリングセンターからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果及び緊急時モニタリングセンターからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとする。
（略）	（略）
○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い，公表するものとする。緊急時モニタリングセンター，関係省庁，関係地方公共団体，指定地方公共機関，原子力事業者等は，緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。	○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い，記者会見等において公表するとともにホームページ等において公開するものとする。緊急時モニタリングセンター，関係省庁，関係地方公共団体，指定地方公共機関，原子力事業者等は，緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕は，必要に応じて，対応可能な範囲で，空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援するものとする。	○国〔原子力規制委員会，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，必要に応じて，対応可能な範囲で，空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援するものとする。
○海上保安庁は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，対応可能な範囲で，必要な支援をするものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，対応可能な範囲で，必要な支援をするものとする。
(2)　緊急時予測	（削る）
○原子力規制委員会は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，原子力施設の状態等を把握するとともに，原子力事業者からの放出見通し等の情報を踏まえ，その後の状態変化について予測するものとする。また，その予測結果を原子力災害対策本部内で共有するとともに，対策拠点施設に伝送するものとする。	（削る）
○原子力規制委員会は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，実施すべき防護対策を検討する際の参考とするため，直ちに，単位量放出を仮定した大気中放射性物	（削る）

修正前	修正後
質拡散計算を行い，予測結果を官邸〔内閣官房〕，対策拠点施設及び関係都道府県の端末に送付するとともに，迅速な応急対策の実施に資するため，関係省庁に連絡するものとする。また，同様に関係機関に連絡するものとする。	
○気象庁は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，放射能影響の早期把握に必要な気象情報を，官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。	○気象庁は，緊急時モニタリングに関し，気象情報を，官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。
○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリング，大気中放射性物質拡散計算等の結果が得られ次第速やかに記者会見等において公表するとともに，ホームページ等において公開するものとする。	（削る）
(3)　緊急時の公衆の被ばく線量の把握	(2)　緊急時の公衆の被ばく線量の把握
○国〔原子力規制委員会，環境省〕，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は，原子力緊急事態宣言発出後，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を，一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに，速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会，環境省〕，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は，原子力緊急事態宣言発出後，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を，一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに，速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。
(4)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，緊急時には，直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，緊急時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
6　原子力事業者の活動体制	6　原子力事業者の活動体制
（略）	（略）
○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合，緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行うものとする。	○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合，緊急事態応急対策のための原子力緊急事態支援組織への派遣要請を行うものとする。
○原子力事業者は，事態に応じ，後方支援拠点を設置し，また，原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせるものとする。さらに，必要に応じてプラントメーカー，建設業者等と連携し，オンサイト対応を行うものとする。	○原子力事業者は，事態に応じ，後方支援拠点を設置し，また，原子力緊急事態支援組織の支援を受けオンサイト対応を行うものとする。さらに，必要に応じてプラントメーカー，建設業者等と連携し，オンサイト対応を行うものとする。
○原子力事業者は，指定行政機関，指定公共機関，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○原子力事業者は，指定行政機関，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
（略）	（略）
7　指定行政機関等の活動体制	7　指定行政機関等の活動体制
(1)　施設敷地緊急事態への対応	(1)　施設敷地緊急事態への対応
一　原子力防災専門官の対応	一　原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官の対応
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○地方放射線モニタリング対策官は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，国の専門職員が到着するまでの間，実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として，緊急時モニタリングに必要な業務を行うものとする。
二　専門家の派遣	二　専門家の派遣
○原子力規制委員会は，発生した施設敷地緊急事態の状況等を把握し，応急対策の迅速かつ的確な準備，事故原因の究明等に資するため，又は関係地方公共団体の要請に基づき，専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は，発生した施設敷地緊急事態の状況等を把握し，応急対策の迅速かつ的確な準備，事故原因の究明等に資するため，又は関係地方公共団体の要請に基づき，専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。
三　官邸対策室の設置	三　官邸対策室の設置
○内閣官房は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。	○官邸〔内閣官房〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。
四　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	四　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，施設敷地緊急事態発生後，原子力緊急事態宣言までの間，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行うものとする。	○官邸〔内閣官房〕は，施設敷地緊急事態発生後，原子力緊急事態宣言までの間，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行うものとする。
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
七　指定行政機関等の対応	七　指定行政機関等の対応
○指定行政機関は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。	○指定行政機関〔内閣府，原子力規制委員会等〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。
○指定行政機関は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，機関相互間，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○指定行政機関〔内閣府，原子力規制委員会等〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，機関相互間，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
○指定行政機関等は，必要に応じ，職員を現地に派遣して，応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。	○指定行政機関〔内閣府，原子力規制委員会等〕は，必要に応じ，職員を現地に派遣して，応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。
（略）	（略）
(2)　原子力緊急事態宣言発出後の対応	(2)　原子力緊急事態宣言発出後の対応
一　原子力災害対策本部の設置	一　原子力災害対策本部の設置
○原子力規制委員会は，全面緊急事態に至ったことにより，原災法第１５条に基づき，原子力緊急事態が発生していると認める場合，その旨を直ちに内閣総理大臣に上申し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第１５条第３項に基づく指示案を送付するとともに，当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて，緊急時モニタリングの結果，予測を含めた気象情報，大気中放射性物質拡散計算システムで得られた大気中放射性物質拡散計算の結果等を提出するものとする。	○原子力規制委員会は，全面緊急事態に至ったことにより，原災法第 15 条に基づき，原子力緊急事態が発生していると認める場合，その旨を直ちに内閣総理大臣に上申し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第 15 条第３項に基づく指示案を送付するとともに，当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて，緊急時モニタリングの結果，気象情報等を提出するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○原子力災害対策本部長は，内閣官房長官，環境大臣，内閣府特命担当大臣（原子力防災），原子力規制委員会委員長のほか，必要に応じて，オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣，大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に，正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また，副大臣，大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を，内閣官房又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。	○原子力災害対策本部長は，内閣官房長官，環境大臣，内閣府特命担当大臣（原子力防災），原子力規制委員会委員長のほか，必要に応じて，オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣，大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に，正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また，副大臣，大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を，官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。
○原子力災害対策本部長は，指定行政機関への必要な指示（原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力事業者本店等の原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については，対象にしない。），緊急事態応急対策の総合調整，防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣要請等を行うものとする。	○原子力災害対策本部長は，指定行政機関への必要な指示（原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力事業者本店等の原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については，対象にしない。），緊急事態応急対策の総合調整，自衛隊の支援を求める必要があると認めるときの防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣要請等を行うものとする。
（略）	（略）
○原子力規制委員会は，オンサイト対応のために原子力施設事態即応センターに長官官房審議官等の職員に加え，必要に応じ，原子力規制委員会委員を派遣するものとする。	○原子力規制委員会は，オンサイト対応のために原子力施設事態即応センターに原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員等に加え，必要に応じ，原子力規制委員会委員を派遣するものとする。
三　原子力災害現地対策本部の設置	三　原子力災害現地対策本部の設置
（略）	（略）
○原子力災害合同対策協議会の会合においては，必要に応じ，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ，その知見を十分に活用するよう努めるものとする。	○原子力災害合同対策協議会の会合においては，必要に応じ，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ，その知見を十分に活用するよう努めるものとする。
（略）	（略）
四　原子力事業者の応急措置の監督等	四　原子力事業者の応急措置の確認等
○原子力規制委員会は，原子力規制事務所長等を緊急時対策所に派遣して，原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害対処・収束活動の実施状況を把握させるとともに，原子力施設事態即応センターとの連絡調整を行わせるものとする。	○原子力規制委員会は，原子力規制事務所長等を緊急時対策所に派遣して，原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害対処・収束活動の実施状況を把握させるとともに，緊急時対応センター（原子力規制庁）との連絡調整を行わせるものとする。
○原子力規制委員会は，長官官房審議官等を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣して，原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに，収集した情報について，テレビ会議システム等を通じて，官邸，緊急時対応センター(原子力規制庁)及び対策拠点施設に連絡させるものとする。	○原子力規制委員会は，原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣して，原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに，収集した情報について，テレビ会議システム等を通じて，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡させるものとする。
○長官官房審議官は，放射性物質の大量放出を防ぐため，原子力事業者の対応状況の監督を行うとともに，原子力規制委員長の指示を原子力事業者に徹底させるものとする。	○原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員は，放射性物質の大量放出を防ぐため，原子力事業者の対応状況の確認を行うとともに，原子力規制委員会の指導・助言等を原子力事業者に徹底させるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
８　自衛隊等の原子力災害派遣等	８　自衛隊等の原子力災害派遣等
○原子力災害対策本部長は，必要があると認めるときは，防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。	○原子力災害対策本部長は，自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは，防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。
（略）	（略）
１０　指定公共機関等の活動体制	10　指定公共機関等の活動体制
○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，原子力緊急事態宣言が発出された場合，指定公共機関〔独立行政法人日本原子力研究開発機構，独立行政法人放射線医学総合研究所〕，研究機関等に対して，原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに，派遣された専門家と，災害の拡大防止，防護対策の活動内容等について，密接な情報交換を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，原子力緊急事態宣言が発出された場合，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，研究機関等に対して，原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに，派遣された専門家と，災害の拡大防止，防護対策の活動内容等について，密接な情報交換を行うものとする。
○指定公共機関は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。	○指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。
○指定公共機関は，指定行政機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，指定行政機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
１１　その他	11　その他
（略）	（略）
第２節　避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動	第２節　避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動
１　避難，屋内退避等の防護措置の実施	１　避難，屋内退避等の防護措置の実施
（略）	（略）
○放射性物質が放出された後は，原子力災害対策本部は，地方公共団体に対し，緊急事態の状況により，ＯＩＬに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難，一時移転等の緊急事態応急対策の実施について，指示，助言等を行うものとする。その際，予測を含めた気象情報や大気中放射性物質拡散計算等を参考にするものとする。	○放射性物質が放出された後は，原子力災害対策本部は，地方公共団体に対し，緊急時モニタリングの結果に応じたＯＩＬに基づき地方公共団体が行う避難，一時移転等の緊急事態応急対策の実施について，指示，助言等を行うものとする。
（略）	（略）
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
（略）	（略）
○原子力災害対策本部は，原子力事業所等における事故の状況，緊急時モニタリング	○原子力災害対策本部は，原子力事業所等における事故の状況，緊急時モニタリング

修正前	修正後
の結果を勘案し，予測を含めた気象情報や大気中放射性物質拡散計算を参考にして，関係地方公共団体に対し，機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに，報道機関に対し速やかに公表するものとする。また，必要に応じて，原子力災害対策指針に基づき，避難区域を見直すなど，中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。	の結果を勘案し，関係地方公共団体に対し，機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに，報道機関に対し速やかに公表するものとする。また，必要に応じて，原子力災害対策指針に基づき，避難区域を見直すなど，中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。
（略）	（略）
２　避難所等	２　指定避難所等
(1)　避難所等の開設	(1)　指定避難所等の開設
○地方公共団体は，緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要に応じ，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。	○市町村は，緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要に応じ，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。
(2)　避難所等の運営管理	(2)　避難所等の運営管理
○地方公共団体は，各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所等における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，安定ヨウ素剤の準備，スクリーニングの実施，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また，市町村等は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○市町村は，各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所等における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，安定ヨウ素剤の準備，スクリーニングの実施，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また，市町村等は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所における生活環境が，常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難所における安	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」

修正前	修正後
全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	
○国及び地方公共団体は，災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
３　安定ヨウ素剤の予防服用	３　安定ヨウ素剤の予防服用
○安定ヨウ素剤の予防服用については，原則として原子力規制委委員会が必要性を判断し，その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。	○安定ヨウ素剤の予防服用については，原則として原子力規制委員会が必要性を判断し，その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，原子力規制委員会の判断を踏まえ，原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じるものとする。	○地方公共団体は，原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示を踏まえ，原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じるものとする。
○原子力災害対策本部は，原子力規制委員会の判断を踏まえ，原則として，避難指示と併せて安定ヨウ素剤の服用に係る指示を行うものとする。また，緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報等を踏まえ，放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると原子力規制委員会が認めるときは，原子力災害対策本部は，該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機，服用の方法，医師・薬剤師の確保等について，方針を決定し，関係地方公共団体に連絡するものとする。	○原子力災害対策本部は，原子力規制委員会の判断を踏まえ，原則として，避難指示と併せて安定ヨウ素剤の服用に係る指示を行うものとする。また，施設の状態や施設の敷地内・敷地境界でのモニタリングの結果及びその評価に関する情報等を踏まえ，放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると原子力規制委員会が認めるときは，原子力災害対策本部は，該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機，服用の方法，医師・薬剤師の確保等について，方針を決定し，関係地方公共団体に連絡するものとする。
○地方公共団体は，事態の進展が急速な場合であって，原子力規制委員会の判断を得ることができない等の事象があるときは，原子力災害対策指針を踏まえ，独自の判断により，放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には，直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，服用するべき時機及び服用の方法の指示，医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。	○地方公共団体は，事態の進展が急速な場合であって，国〔原子力規制委員会〕の判断を得ることができない等の事象があるときは，原子力災害対策指針を踏まえ，独自の判断により，放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には，直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，服用するべき時機及び服用の方法の指示，医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。
（略）	（略）
４　避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施	４　避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施
（略）	（略）
○地方公共団体及び原子力事業者は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下，住民等が避難区域等から避難した後に，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及びスクリーニング結果に応じたＯＩＬに基づく除染を行うものとする。	○地方公共団体及び原子力事業者は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下，住民等が避難区域等から避難した後に，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及びスクリーニング結果に応じたＯＩＬに基づく除染を行うものとする。

修正前	修正後
5　広域一時滞在	5　広域一時滞在
○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難，収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所，応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要請を待ついとまがないときは，市町村の要請を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○市町村は，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
（略）	（略）
6　要配慮者への配慮	6　要配慮者への配慮
○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
○地方公共団体は，避難誘導，避難所での生活に関しては，要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し，避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。	○地方公共団体は，避難誘導，避難所での生活に関しては，要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し，避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制の整備，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
8　関係者等への的確な情報伝達活動	8　関係者等への的確な情報伝達活動
○流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住	○第２編２章６節８項「被災者等への的確な情報伝達活動」

修正前	修正後
民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見などが数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。	
(1)　周辺住民等への情報伝達活動	(1)　周辺住民等への情報伝達活動
○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関等の情報，飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況，各々の機関が講じている施策に関する情報，交通規制，避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者，一時滞在者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また，原子力災害対策本部，現地対策本部等は，特に，原子力災害の状況のうち，原子力事業所等の事故の状況，緊急時モニタリングの結果，予測を含めた気象情報，大気中拡散計算等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。	○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関等の情報，飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況，各々の機関が講じている施策に関する情報，交通規制，避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者，一時滞在者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また，原子力災害対策本部，現地対策本部等は，特に，原子力災害の状況のうち，原子力事業所等の事故の状況，緊急時モニタリングの結果等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。
○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることにかんがみ，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○原子力規制委員会及び原子力事業者は，地方公共団体と連絡をとりつつ，緊急時の第一報を含め，随時報道機関への発表を行うものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会〕及び原子力事業者は，地方公共団体と連絡をとりつつ，緊急時の第一報を含め，随時報道機関への発表を行うものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。
（略）	（略）
○原子力災害対策本部は，初動段階の迅速かつ適切な広報活動を行うため，初動段階の原子力災害等に関する記者会見を官邸に一元化するものとする。また，その際には，必要に応じ，当該原子力災害情報等を有する関係省庁は同席するものとする。	○原子力災害対策本部は，初動段階の迅速かつ適切な広報活動を行うため，初動段階の原子力災害等に関する記者会見を一元的に実施するものとする。また，その際には，必要に応じ，当該原子力災害情報等を有する関係省庁は同席するものとする。
（略）	（略）
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定公共機関〔独立行政法人日本原子力研究開発機構，独立行政法人放射線医学総合研究所〕等は，必要に応じ，速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また，住民等のニーズを見極めた上で，情報の収集・整理・発信を行うものとする。	○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は，必要に応じ，速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また，住民等のニーズを見極めた上で，情報の収集・整理・発信を行うものとする。
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

修正前	修正後
わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	
(4)　外国政府等への情報提供・収集体制の強化	(4)　外国政府等への情報提供・収集体制の強化
○内閣官房，外務省，原子力規制委員会等は，海外の報道機関等に対し，迅速かつ適切な広報活動を行うため，官邸における記者会見の内容を外国語においても伝えることができる体制を整備するものとする。	○国〔官邸〔内閣官房〕，外務省，原子力規制委員会等〕は，海外の報道機関等に対し，迅速かつ適切な広報活動を行うため，官邸における記者会見の内容を外国語においても伝えることができる体制を整備するものとする。
（略）	（略）
（新設）	○国〔原子力規制委員会〕は，施設敷地緊急事態，全面緊急事態等の場合において，原子力事故の早期通報に関する条約に基づき，国際原子力機関（以下「ＩＡＥＡ」という。）及び関係国に対し，原子力事故が発生した事実を直ちに通報するものとする。
○気象庁は，国際原子力機関が「大規模災害(general emergency)」と認定した原子力災害について，国際原子力機関等からの要請を受けて，海外向けの放射性物質の拡散計算資料を提供した場合には，原子力規制委員会に通知した上で適切に公表するものとする。	○国〔気象庁等〕は，緊急時におけるＩＡＥＡと他の国際機関との連携の枠組みに基づき，関連する国際機関を通じてＩＡＥＡからの要請を受け，原子力事故に関する情報を提供した場合には，国〔原子力規制委員会〕に通知した上で適切に公表するものとする。
第４節　犯罪の予防等社会秩序の維持	第４節　犯罪の予防等社会秩序の維持
（略）	（略）
○都道府県警察は，被災地に限らず，原子力災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに，原子力災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」
（略）	（略）
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○都道府県警察及び海上保安庁は，交通の確保・緊急輸送活動について，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に，国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては，必要な配慮をするよう努めるものとする。	○都道府県警察及び国〔海上保安庁〕は，交通の確保・緊急輸送活動について，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に，国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては，必要な配慮をするよう努めるものとする。
２　交通の確保	２　交通の確保
○都道府県警察は，現地の警察職員，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
（略）	（略）

修正前	修正後
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに，一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じ，警備業者等との応援協定に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○海上保安庁は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じ，船舶の交通を制限し，又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合，通行船舶に対し航行制限，航泊禁止等の措置を講じるものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合，通行船舶に対し航行制限，航泊禁止等の措置を講じるものとする。
（略）	（略）
第６節　救助・救急，医療及び消火活動	第６節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　国，地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動	(1)　国，地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動
（略）	（略）
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○海上保安庁は，海上において救助，救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は現地対策本部等の要請等に基づき，地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
（略）	（略）
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(2)　資機材の調達等	(2)　資機材の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，他の地方公共団体又は原子力事業者その他の民間からの協力により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
（略）	（略）
○国，地方公共団体及び拠点となる被ばく医療機関は，被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会〕，地方公共団体及び拠点となる被ばく医療機関は，被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。
(2)　被ばく医療に係る医療チーム派遣等	(2)　被ばく医療に係る医療チーム派遣等

修正前	修正後
（略）	（略）
○原子力規制委員会，独立行政法人放射線医学総合研究所及び被災地域外の地方公共団体等は，医師を確保し，被ばく医療に係る医療チームを編成し，派遣するものとする。	○原子力規制委員会，国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び被災地域外の都道府県（市町村）は，医師を確保し，被ばく医療に係る医療チームを編成し，派遣するものとする。
（略）	（略）
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（被ばく医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（被ばく医療機関，救護所，航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。
（略）	（略）
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は原子力規制委員会，地方公共団体等からの要請に基づき，被ばく医療に係る医療チームの緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は原子力規制委員会，地方公共団体等からの要請に基づき，被ばく医療に係る医療チームの緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。
(3)　緊急被ばく医療の実施	(3)　緊急被ばく医療の実施
（略）	（略）
○独立行政法人放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等は，被ばく医療に係る医療チームとして，都道府県の災害対策本部の下で，汚染・被ばく患者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。	○国立研究開発法人放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等は，被ばく医療に係る医療チームとして，都道府県の災害対策本部の下で，汚染・被ばく患者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。
（略）	（略）
○独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。	○国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。
○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を独立行政法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。	○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を国立研究開発法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。
○独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。	○国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。
○消防庁は，汚染・被ばく患者の独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，都道府県の災害対策本部，現地対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。	○国〔消防庁〕は，汚染・被ばく患者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，都道府県の災害対策本部，現地対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。
○自衛隊は，原子力災害対策本部長，都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき，又は必要に応じ，汚染・被ばく患者の独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。	○自衛隊は，原子力災害対策本部長，都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき，又は必要に応じ，汚染・被ばく患者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。

修正前	修正後
3　消火活動 （略） ○消防庁は，必要に応じ，原子力災害発生場所以外の地方公共団体の消防機関による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。 （略）	3　消火活動 （略） ○国〔消防庁〕は，必要に応じ，原子力災害発生場所以外の地方公共団体の消防機関による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。 （略）
4　惨事ストレス対策 ○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 ○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	4　惨事ストレス対策 ○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」 ○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第７節　物資の調達，供給活動 ○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配が行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で必要とされる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者のニーズや，男女のニーズの違い等に配慮するものとする。	第７節　物資の調達，供給活動 ○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」
(2)　地方公共団体による物資の調達・供給 ○被災地方公共団体は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について，被災者への供給を行うものとする。 ○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，原子力災害対策本部が設置されている場合には原子力災害対策本部に，原子力災害対策本部が設置されていない場合は，物資関係省庁〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に物資の調達を要請するものとする。 ○被災都道府県は，被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど，その事態に照らし緊急を要し，被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで，被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。 ○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。 ○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要が	(2)　地方公共団体による物資の調達・供給 ○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」 ○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，原子力災害対策本部が設置されている場合には原子力災害対策本部に，原子力災害対策本部が設置されていない場合は，国〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に物資の調達を要請するものとする。 ○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」 ○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」 ○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」

修正前	修正後
あるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	
(3)　国による物資の調達・供給	(3)　国による物資の調達・供給
○国は，支援物資のニーズ情報が得られる被災地については，物資の内容，引渡し場所等を迅速に把握し，政府内で共有の上，支援を開始できる体制を整えるものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地方公共団体が，被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては，被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき，被災地からの要請がなくても，被災地方公共団体に対し，物資の供給を確保し，輸送を開始するものとする。その際に，引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，被災地からの要請がない中で，被災地方公共団体に対し，物資の供給を開始した場合は，現地の配送状況等を考慮し，早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」
(略)	(略)
○厚生労働省は，給水について，関係事業者に対する要請等を行い，その供給の確保を図るものとする。	○国〔厚生労働省〕は，給水について，関係事業者に対する要請等を行い，その供給の確保を図るものとする。
○厚生労働省は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○国〔厚生労働省〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
○農林水産省は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○国〔農林水産省〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
○経済産業省は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○国〔経済産業省〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
○総務省は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○国〔総務省〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
○消防庁は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，	○国〔消防庁〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲

修正前	修正後
燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。	料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係行政機関及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○国〔資源エネルギー庁〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係行政機関及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，国，地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は，資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合，安全でない状況にある場合等，要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き，当該物資の輸送を行うものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
○運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は，運送の要請等に対応できるように，防災業務計画等において，物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。	○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」
第８節　保健衛生に関する活動	第８節　保健衛生に関する活動
○厚生労働省及び地方公共団体は，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○特に，要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○第２編２章８節１項「保健衛生」
第９節　自発的支援の受入れ	第９節　自発的支援の受入れ
○大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが，国，地方公共団体及び関係団体は，それらの申入れに対して，適切に対応するものとする。	○第２編２章 11 節「自発的支援の受入れ」
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ

修正前	修正後
○国，地方公共団体及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制の確保に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して，老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。	○第２編２章 11 節１項「ボランティアの受入れ」
２　国民等からの義援物資の受入れ (1)　義援物資の受入れ （略） ○国及び被災地以外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。 ○国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，こん包に際して品名を明示するなど，被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。	２　国民等からの義援物資の受入れ (1)　義援物資の受入れ （略） ○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」 ○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」
第 10 節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 （略） ○国〔原子力規制委員会，国土交通省〕は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には，直ちに関係省庁，関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに，その後の情報を随時連絡するものとする。また，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに，国の職員及びあらかじめ登録された独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し，必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお，放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合，その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。 （略）	第 10 節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 （略） ○国〔原子力規制委員会，国土交通省〕は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には，直ちに関係省庁，関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに，その後の情報を随時連絡するものとする。また，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに，国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し，必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお，放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合，その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。 （略）
（新設） （新設） （新設）	第 11 節　自然災害及び原子力災害の複合災害への対応 ○国は，自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合，自然災害に対応する緊急災害対策本部及び原子力災害に対応する原子力災害対策本部との情報収集，意思決定，指示・調整を一元化するものとする。 ○国は，緊急災害対策本部及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう，両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は，情報共有や連携を円滑に行うため，相互に情報連絡要員を派遣するものとする。併せて，両本部が保有する情報収集システム（総合防災情報システム，統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し，情報共有を行うものとする。また，個別の地域の状況を踏まえ，両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため，相互に情報連

修正前	修正後
	絡要員の派遣などを行うものとする。
（新設）	○原子力災害対策本部は，地方公共団体において避難等のための輸送に関する調整が困難な場合，緊急災害対策本部に要請し，緊急災害対策本部において，輸送に関する調整を一元的に行うものとする。
（新設）	○緊急災害対策本部は，避難所等の被災者に対する通常の支援（物資供給，避難所環境整備，健康管理支援等）について，自然災害による避難者，原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は，緊急災害対策本部と緊密な連携をとりつつ，避難者の除染，スクリーニング実施等を行うものとする。また，その他放射線にかかる健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。
（新設）	○緊急災害対策本部は，実動組織（警察機関，消防機関，海上保安部署，自衛隊）の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を行うものとする。原子力災害対策本部は，実動組織の協力が必要と判断される場合，緊急災害対策本部に要請するものとする。
（新設）	○原子力災害対策本部は，自然災害による被災者の救助を行う実働組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材，労働安全等）を立案し，緊急災害対策本部に対して助言・支援を行うものとする。原子力災害対策本部事務局は，当該助言等を実施するため，緊急災害対策本部事務局に職員を併任させるものとする。緊急災害対策本部は，原子力災害対策本部の助言等を踏まえ，防災業務関係者に対し，必要な指示を行うものとする。
（新設）	○自然災害の発生により非常災害対策本部が設置され，原子力災害の発生により原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が設置された場合についても，上記に準じて一体的な対応を行うものとする。
第３章　災害復旧 第２節　原子力災害事後対策 （略） ○国〔原子力規制委員会等〕，地方公共団体及び原子力事業者は，原子力緊急事態解除宣言後において，継続的に緊急時モニタリングを実施し，その後，地方公共団体及び原子力事業者による平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。 （略） ○国〔環境省，原子力規制委員会〕及び地方公共団体は，厚生労働省と連携し，原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。 ○国は，原子力事業所の周辺地域で生産された農林水産業，地場産業の産品等について，市場における価格，取扱状況等の調査を実施するものとする。また，科学的根拠に	第３章　災害復旧 第２節　原子力災害事後対策 （略） ○国〔原子力規制委員会等〕，地方公共団体及び原子力事業者は，継続的に緊急時モニタリングを実施し，原子力緊急事態解除宣言後において，地方公共団体及び原子力事業者による平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。 （略） ○国〔環境省，原子力規制委員会，厚生労働省〕及び地方公共団体は，原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。 ○国〔農林水産省〕は，原子力事業所の周辺地域で生産された農林水産業，地場産業の産品等について，市場における価格，取扱状況等の調査を実施するものとする。また，

修正前	修正後
基づく当該産品の適切な取扱いを確保するため，必要に応じ関係団体への要請等を行うものとする。	科学的根拠に基づく当該産品の適切な取扱いを確保するため，必要に応じ関係団体への要請等を行うものとする。
○国及び地方公共団体は，科学的根拠に基づく農林水産業，地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう，広報活動を行うものとする。また，原子力災害を受けて，諸外国・地域において日本産食品の輸入規制が強化された場合，必要に応じ，放射性物質調査の結果，出荷制限等の状況等の情報を諸外国等に提供し，輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを実施するものとする。	○国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，科学的根拠に基づく農林水産業，地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう，広報活動を行うものとする。また，原子力災害を受けて，諸外国・地域において日本産食品の輸入規制が強化された場合，必要に応じ，放射性物質調査の結果，出荷制限等の状況等の情報を諸外国等に提供し，輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを実施するものとする。
（略）	（略）
○厚生労働省は，原子力施設の復旧等作業や除染作業など被災地域の復旧・復興事業における労働災害，放射線障害の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。	○国〔厚生労働省〕は，原子力施設の復旧等作業や除染作業など被災地域の復旧・復興事業における労働災害，放射線障害の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。
○都道府県警察は，暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，被災地方公共団体，業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口を設置するものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は，必要に応じ，高度化融資（災害復旧貸付）により，事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し，被災地域の復興に資するため，災害復旧貸付等により，運転資金及び設備資金の融資を行うものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
○株式会社日本政策金融公庫等は，被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金を低利で融通するものとする。	○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
（略）	（略）
第３節　被災者等の生活再建等の支援	第３節　被災者等の生活再建等の支援
○国及び地方公共団体は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

修正前	修正後
○地方公共団体は，被災者の救済及び自立支援や，被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的，弾力的推進の手法について検討する。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
第４節　原子力災害対策本部の廃止 ○原子力災害対策本部は，原災法第２１条第１項に基づき，その設置期間が満了した時に，廃止されるものとする。	第４節　原子力災害対策本部の廃止 ○原子力災害対策本部は，原災法第 21 条第１項に基づき，その設置期間が満了した時に，廃止されるものとする。
第４章　原子力艦の原子力災害 第１節　情報の収集・連絡及び活動体制の確立 １　災害情報の収集・連絡 (2)　放射能影響の早期把握のための活動 ○原子力規制委員会は，海上保安庁，水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て，原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準の調査を行うものとする。 （略） ○指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，原子力規制委員会が行う環境モニタリングの強化のための取組を支援するものとする。 ○経済産業省は，原子力事業者に対し，モニタリング資機材の貸与等の協力を行うよう要請するものとする。 ○防衛省は，空からのモニタリング又は海上におけるモニタリングに関し，都道府県知事等から要請があった場合は，放射線モニタリングを支援するものとする。 ○海上保安庁は，海上におけるモニタリングに関し，都道府県知事等から要請があった場合は，放射線モニタリングを支援するものとする。 ○関係地方公共団体は，原子力規制委員会と協力して放射線モニタリングの実施に努めるものとする。 (3)　応急対策活動情報の連絡 ○関係市町村は，関係都道府県に応急対策の活動状況，対策本部の設置状況，応援の必要性等を連絡するものとする。また，関係都道府県は，自ら行う応急対策の活動状況等を関係市町村に連絡するものとする。 （略） ○関係機関は，応急対策活動情報に関し，必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。	第４章　原子力艦の原子力災害 第１節　情報の収集・連絡及び活動体制の確立 １　災害情報の収集・連絡 (2)　放射能影響の早期把握のための活動 ○原子力規制委員会は，国〔海上保安庁，水産庁〕及び関係地方公共団体の協力を得て，原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準の調査を行うものとする。 （略） ○指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，国〔原子力規制委員会〕が行う環境モニタリングの強化のための取組を支援するものとする。 ○国〔経済産業省〕は，原子力事業者に対し，モニタリング資機材の貸与等の協力を行うよう要請するものとする。 ○国〔防衛省〕は，空からのモニタリング又は海上におけるモニタリングに関し，都道府県知事等から要請があった場合は，放射線モニタリングを支援するものとする。 ○国〔海上保安庁〕は，海上におけるモニタリングに関し，都道府県知事等から要請があった場合は，放射線モニタリングを支援するものとする。 ○関係地方公共団体は，国〔原子力規制委員会〕と協力して放射線モニタリングの実施に努めるものとする。 (3)　応急対策活動情報の連絡 ○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」 （略） ○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
３　関係指定行政機関等の活動体制 （略） ○関係指定行政機関は，機関相互間，関係指定公共機関，関係地方公共団体等との間	３　関係指定行政機関等の活動体制 （略） ○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

修正前	修正後
において緊密な連携の確保に努めるものとする。	
○関係指定行政機関等は，必要に応じ，職員を現地に派遣して，応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。	○関係指定行政機関は，必要に応じ，職員を現地に派遣して，応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。
（略）	（略）
○関係指定公共機関は，関係指定行政機関，関係地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
４　政府の活動体制	４　政府の活動体制
(1)　関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催	(1)　関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催
○内閣府は，原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合，連絡された情報の確認，共有化，応急対策の準備の調整等を行うため，必要に応じ，関係省庁原子力艦事故対策連絡会議を開催するものとする。	○国〔内閣府〕は，原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合，連絡された情報の確認，共有化，応急対策の準備の調整等を行うため，必要に応じ，関係省庁原子力艦事故対策連絡会議を開催するものとする。
(2)　官邸対策室の設置	(2)　官邸対策室の設置
○内閣官房は，原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。	○官邸〔内閣官房〕は，原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，原子力艦の原子力災害の状況に応じ，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うものとする。	○官邸〔内閣官房〕は，原子力艦の原子力災害の状況に応じ，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うものとする。
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(5)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(5)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，内閣総理大臣からの指示があった場合，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○国〔内閣府〕は，内閣総理大臣からの指示があった場合，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。内閣府は，外務省，原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て，非常災害対策本部の事務局の任を担うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として中央合同庁舎５号館内とするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○内閣府は，外務省，原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て，非常災害対策本部の事務局の任を担うものとする。
（略）	（略）
(6)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(6)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
（略）	（略）
○内閣府は，緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど，別に定める申合せにより所要の手続を行い，緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。緊急災害対策本部の設置場所は官邸内，その事務局	○第２編２章２節６項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

修正前	修正後
の設置場所は官邸及び中央合同庁舎５号館内とすることを原則とするものとする。	
５　自衛隊の災害派遣	５　自衛隊の災害派遣
○関係都道府県知事等は，自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは，直ちに派遣を要請するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○関係市町村長は，自衛隊の派遣が必要と認めるときは，関係都道府県知事に対し派遣の要請を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，関係都道府県知事等から災害派遣要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，要請を受けて行う派遣を補完する例外的な措置として，例えば，周辺地域における原子力艦の原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
第２節　屋内退避，避難収容等の防護及び情報提供活動	第２節　屋内退避，避難の受入れ等の防護及び情報提供活動
２　避難所	２　指定避難所
(1)　避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○関係地方公共団体は，必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要に応じ，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
(2)　避難所の運営管理	(2)　避難所の運営管理
○関係地方公共団体は，各避難所の適切な運営・管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食糧，水等の配布，安定ヨウ素剤の準備，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。	○市町村は，各避難所の適切な運営・管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，安定ヨウ素剤の準備，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。
○関係地方公共団体は，避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。	○関係地方公共団体は，避難所ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
（略）	（略）
６　関係者等への的確な情報伝達活動	６　関係者等への的確な情報伝達活動
(1)　周辺住民等への情報伝達活動	(1)　周辺住民等への情報伝達活動
（略）	（略）
○情報伝達に当たっては，防災行政無線，広報車等によるほか，放送事業者，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報提供に努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
（略）	（略）
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達

修正前	修正後
（略）	（略）
○情報伝達に当たっては，放送事業者，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報提供に努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　住民等からの問い合わせに対する対応	(3)　住民等からの問い合わせに対する対応
○非常災害対策本部等は，必要に応じ，速やかに住民等からの問い合わせに対応する電話を備えた窓口の設置，人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また，住民等のニーズを見極め，情報の収集・整理を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
第３節　犯罪の予防等社会秩序の維持	第３節　犯罪の予防等社会秩序の維持
（略）	（略）
○都道府県警察は，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りに努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。	○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」
（略）	（略）
第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動	１　交通の確保・緊急輸送活動
○都道府県警察及び海上保安庁は，交通の確保・緊急輸送活動について，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に，国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては，必要な配慮をするよう努めるものとする。	○都道府県警察及び国〔海上保安庁〕は，交通の確保・緊急輸送活動について，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に，国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては，必要な配慮をするよう努めるものとする。
○都道府県警察は，現地の警察職員，関係機関からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
（略）	（略）
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに，一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○海上保安庁は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じ船舶の交通を制限し，又は禁止するものとする。	○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」
○海上保安庁は，海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合，通航船舶に対し航行制限，航泊禁止等の措置を講じるものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合，通航船舶に対し航行制限，航泊禁止等の措置を講じるものとする。
（略）	（略）
２　輸送支援	２　輸送支援
（略）	（略）
○防衛省及び海上保安庁は，非常災害対策本部等の依頼に基づき，所掌業務に支障を及ぼさない範囲で輸送支援に協力するものとする。	○国〔防衛省，海上保安庁〕は，非常災害対策本部等の依頼に基づき，所掌業務に支障を及ぼさない範囲で輸送支援に協力するものとする。

修正前	修正後
○警察庁及び消防庁は，非常災害対策本部等の依頼に基づき，所掌業務に支障を及ぼさない範囲での輸送支援の応援のための措置をとるものとする。	○国〔警察庁，消防庁〕は，非常災害対策本部等の依頼に基づき，所掌業務に支障を及ぼさない範囲での輸送支援の応援のための措置をとるものとする。
第５節　救助・救急及び医療活動	第５節　救助・救急及び医療活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　国，地方公共団体による救助・救急活動	(1)　国，地方公共団体による救助・救急活動
（略）	（略）
○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○海上保安庁は，海上において救助，救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，関係地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
（略）	（略）
(2)　資機材の調達等	(2)　資機材の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び関係地方公共団体は，必要に応じ，他の地方公共団体又は原子力事業者その他の民間からの協力により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被ばく医療に係る医療チームの派遣	(1)　被ばく医療に係る医療チームの派遣
○国〔文部科学省，厚生労働省，原子力規制委員会〕は，必要に応じ，独立行政法人放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。	○国〔文部科学省，厚生労働省，原子力規制委員会〕は，必要に応じ，国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。
(2)　緊急被ばく医療の実施	(2)　緊急被ばく医療の実施
（略）	（略）
○独立行政法人放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等は，被ばく医療に係る医療チームとして，関係都道府県の災害対策本部の下で，汚染・被ばく患者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。	○国立研究開発法人放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等は，被ばく医療に係る医療チームとして，関係都道府県の災害対策本部の下で，汚染・被ばく患者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。
（略）	（略）
○独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関等で遂行困難な高度専門的な	○国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関等で遂行困難な高度専

修正前	修正後
除染及び治療を行うものとする。 ○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を独立行政法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。 ○独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。 ○消防庁は，汚染・被ばく患者の独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。 ○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ汚染・，被ばく患者の独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。 ３　惨事ストレス対策 ○救助・救急活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 ○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。 第６節　迅速な復旧活動 (1)　屋内退避，避難収容等の解除 （略）	門的な除染及び治療を行うものとする。 ○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を国立研究開発法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。 ○国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。 ○国〔消防庁〕は，汚染・被ばく患者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。 ○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ汚染・被ばく患者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。 ３　惨事ストレス対策 ○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」 ○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」 第６節　迅速な復旧活動 (1)　屋内退避，避難の受入れ等の解除 （略）

修正前	修正後
第 13 編　危険物等災害対策編	第 13 編　危険物等災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　危険物等関係施設の安全性の確保	第１節　危険物等関係施設の安全性の確保
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し，施設の安全性の確保に努めるものとする。	○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は，危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し，施設の安全性の確保に努めるものとする。
○国，地方公共団体及び事業者は，自主保安規程等の遵守，自衛消防組織等の設置，定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。	○国〔消防庁〕，地方公共団体及び事業者は，自主保安規程等の遵守，自衛消防組織等の設置，定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。
○国及び地方公共団体は，事業者，危険物取扱者等の有資格者に対し，講習会，研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより，危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。	○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は，事業者，危険物取扱者等の有資格者に対し，講習会，研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより，危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。
（略）	（略）
○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，自衛防災組織等及び防災資機材を設置し，防災教育，防災訓練等を実施するとともに，流出油等防止堤等の特定防災施設等を設置するものとする。	○石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者は，自衛防災組織等及び防災資機材を設置し，防災教育，防災訓練等を実施するとともに，流出油等防止堤等の特定防災施設等を設置するものとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，石油コンビナート等特別防災区域における災害が周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯としての緑地等の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，石油コンビナート等特別防災区域における災害が周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯としての緑地等の整備を図るものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体及び事業者は，危険物等災害が生じた場合に，その原因の徹底的な究明に努め，原因究明を受けて必要な場合には，法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。	○国〔国土交通省，消防庁〕，地方公共団体及び事業者は，危険物等災害が生じた場合に，その原因の徹底的な究明に努め，原因究明を受けて必要な場合には，法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。
第２節　防災知識の普及，訓練	第２節　防災知識の普及，訓練
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
１　防災知識の普及	１　防災知識の普及
○国及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国，公共機関，地方公共団体等は，危険物安全週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，その危険性を周知するとともに，災害発生時にとるべき行動，避難所での行動等防災知識の普及啓発を図るものとする。	○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，危険物安全週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，その危険性を周知するものとする。
○地方公共団体は，地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い，地域住民の適	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

修正前	修正後
切な避難や防災活動に資する防災マップ，地区別防災カルテ，災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するとともに，研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。	
○国及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティーにおける多様な主体の関わりの中で，防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○防災知識の普及に当たっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ等の訴求効果の高いものを活用するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
２　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮	２　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」
３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
第３節　危険物等災害及び防災に関する研究等の推進	第３節　危険物等災害及び防災に関する研究等の推進
○国は，防災に係る見地から，危険物等災害及び防災に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○国は，危険物等災害及び防災に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，防災技術の研究開発の推進等を図るものとする。	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
（略）	（略）

修正前	修正後
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
○危険物等関係施設に災害が発生した場合には迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。国，地方公共団体等は，民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国，公共機関，地方公共団体及び事業者は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，意見聴取・連絡調整等のため，災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ，航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

修正前	修正後
の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
（略）	（略）
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理及び整備等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関，地方公共団体及び事業者は，それぞれの機関において，実情に応じ，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関，地方公共団体及び事業者は，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ，応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

修正前	修正後
練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

修正前	修正後
徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	
２　救助・救急，医療及び消火活動関係	２　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕及び事業者は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行い，適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体及び事業者は，あらかじめ，消防と医療機関，事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○地方公共団体は，平常時から消防本部，消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り，消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○海上保安庁は，海上における消火活動に備え，平常時から消防体制の整備に努めるものとする。	○国〔海上保安庁〕は，海上における消火活動に備え，平常時から消防体制の整備に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，海水，河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。	○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，海水，河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。
○地方公共団体及び事業者は，危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化	○市町村（都道府県）及び事業者は，危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄

修正前	修正後
学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。 （略）	及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。 （略）
3　緊急輸送活動関係	3　緊急輸送活動関係
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
4　危険物等の大量流出時における防除活動関係	4　危険物等の大量流出時における防除活動関係
○国及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。	○国〔消防庁，海上保安庁，警察庁，国土交通省，環境省等〕及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，避難誘導活動及び防除活動を行うための体制の整備に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。	○国〔消防庁，海上保安庁，警察庁，国土交通省，環境省等〕及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。	○国〔消防庁，海上保安庁，警察庁，国土交通省，環境省等〕及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた避難誘導に必要な資機材及び防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。
○海上保安庁は，油等が大量流出した場合における油等防除に関する計画を作成するものとする。 （略）	○国〔海上保安庁〕は，油等が大量流出した場合における油等防除に関する計画を作成するものとする。 （略）
5　避難収容及び情報提供活動関係	5　避難の受入れ及び情報提供活動関係

修正前	修正後
○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○市町村は，避難路及び避難先をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを，あらかじめ定めるよう促すものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
(2)　避難所	(2)　指定避難所
○市町村は，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，その管理者の同意を得た上で，被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，避難所として指定した建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

修正前	修正後
○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，あらかじめ介護保険施設，障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
(3)　避難行動要支援者名簿	(3)　避難行動要支援者名簿
○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○国等は，発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワンセグ放送等を活用して，伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体，放送事業者等は，危険物等事故に関する情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設，設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，住民等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
6　施設，設備の応急復旧活動関係	6　施設，設備の応急復旧活動関係

修正前	修正後
○事業者は，施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
７　防災業務関係者の安全確保関係 ○国及び地方公共団体は，応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。	７　防災業務関係者の安全確保関係 ○国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，国土交通省，環境省〕及び地方公共団体は，応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
８　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　訓練の実施 （略） ○消防機関，警察機関及び海上保安庁は，様々な危険物等災害を想定し，より実践的な消火，救助・救急等の訓練を実施するものとする。 （略） (2)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○国，地方公共団体，自衛防災組織等が訓練を行うに当たっては，危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに，実施時間を工夫する等の様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 ○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	８　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　訓練の実施 （略） ○消防機関，警察機関及び国〔海上保安庁〕は，様々な危険物等災害を想定し，より実践的な消火，救助・救急等の訓練を実施するものとする。 （略） (2)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」 ○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
９　災害復旧への備え ○国，地方公共団体及び事業者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。	９　災害復旧への備え ○国〔国土交通省等〕，地方公共団体及び事業者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。
第２章　災害応急対策 第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 １　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立 ○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。 (1)　危険物等事故情報等の連絡 （略）	第２章　災害応急対策 第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 １　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立 ○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」 (1)　危険物等事故情報等の連絡 （略）

修正前	修正後
○危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕は，大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁，環境省等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○危険物等の取扱規制担当省庁は，大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁，環境省等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
○危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕は，事故情報等の連絡の際には，当該危険物等の特性，取扱上の注意事項等応急対策の実施に当たり必要な情報等も連絡するものとする。	○危険物等の取扱規制担当省庁は，事故情報等の連絡の際には，当該危険物等の特性，取扱上の注意事項等応急対策の実施に当たり必要な情報等も連絡するものとする。
○都道府県は，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。	○都道府県は，危険物等の取扱規制担当省庁から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。
(2)　危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○事業者は，被害状況を地方公共団体に連絡し，連絡を受けた地方公共団体は，事業者から収集した情報を，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕に連絡する。	○事業者は，被害状況を地方公共団体に連絡し，連絡を受けた地方公共団体は，事業者から収集した情報を，危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○市町村は，人的被害の状況，火災の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○関係省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省，警察庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○社会的影響が大きい大規模な危険物等災害が発生した場合には，官邸において，関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合，必要に応じ，関係指定行政機関を通じ又は直接，関係都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
○事業者は，被害状況を地方公共団体に連絡し，連絡を受けた地方公共団体は，事業者から収集した情報を，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕に連絡する。	○事業者は，被害状況を地方公共団体に連絡し，連絡を受けた地方公共団体は，事業者から収集した情報を，危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。

修正前	修正後
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，これを官邸〔内閣官房〕，内閣府及び他の危険物等の取扱規制担当省庁〔経済産業省，厚生労働省〕に当該情報を連絡し，非常災害対策本部の設置後は当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常災害対策本部は，収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(4)　応急対策活動情報の連絡 ○事業者は，地方公共団体に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，連絡を受けた地方公共団体は，事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕に連絡する。	(4)　応急対策活動情報の連絡 ○事業者は，地方公共団体に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，連絡を受けた地方公共団体は，事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡し，応援の必要性等を連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関及び事業者に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

修正前	修正後
において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	
○関係機関は，応急対策活動情報に関し，必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○国，公共機関，地方公共団体及び事業者は，災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　事業者の活動体制	３　事業者の活動体制
○事業者は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」
○事業者は，発災後，速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。	○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」
（略）	（略）
４　地方公共団体の活動体制	４　地方公共団体の活動体制
○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置，石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
５　公共機関の活動体制	５　公共機関の活動体制
○公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○公共機関は，指定行政機関等との間において，緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

修正前	修正後
6　広域的な応援体制	6　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体及び事業者は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○ライフライン事業者は，必要に応じ，応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
7　国における活動体制	7　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な危険物等災害が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，機関相互間，公共機関，地方公共団体，事業者等との間において，緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
○大規模な危険物等事故発生時には，事故及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な危険物等災害が発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，危険物等の取扱規制担当省庁内とする。
○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕等指定行政機関の局長級職員で構成する。	○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，危険物等の取扱規制担当省庁等指定行政機関の局長級職員で構成する。
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，必要な指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

修正前	修正後
共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常災害対策本部は，被災現地の状況を把握し，事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として危険物等の取扱規制担当省庁の副大臣〔総務副大臣，経済産業副大臣，厚生労働副大臣〕とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，危険物等事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば，危険物等の大規模な事故が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣等，危険物等災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，消防活動，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，危険物の保安及び除去等とする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
８　防災業務関係者の安全確保	８　防災業務関係者の安全確保
○国，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。	○国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，国土交通省，環境省〕，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

修正前	修正後
○国，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。	○国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，国土交通省，環境省〕，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。
第３節　救助・救急，医療及び消火活動	第３節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
○地方公共団体は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常災害対策本部，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常災害対策本部又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○海上保安庁は，海上において救助・救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼等に基づき，地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
○医療機関は，負傷者等に対し医療活動を行うとともに，患者の急増等に対応するため，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構は，医師を確保し救護班を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派

修正前	修正後
	遣」
○救護班を編成した医療関係機関は，非常災害対策本部にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は地方公共団体の要請に基づき，救護班派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，救護班の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
(1)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(1)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常災害対策本部は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
３　消火活動	３　消火活動
(1)　消防機関，自衛消防組織等による消火活動	(1)　消防機関，自衛消防組織等による消火活動
（略）	（略）
○発災現場以外の市町村は，発災現場の地方公共団体からの要請，相互応援協定等に基づき，消防機関，自衛消防組織等による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，必要に応じ，発災現場以外の地方公共団体の消防隊，自衛防災組織等による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
(2)　海上保安庁による消火活動	(2)　国〔海上保安庁〕による消火活動
○海上保安庁は，海上における消火活動を行うものとし，さらに可能な場合は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼に基づき，地方公共団体の活動を支援するものとする。	○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」

修正前	修正後
４　惨事ストレス対策 ○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 ○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	４　惨事ストレス対策 ○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」 ○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第４節　災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 １　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 ○災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	第４節　災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 １　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 ○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
２　交通の確保 ○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。 ○都道府県警察は，災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定等に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。 ○海上保安庁は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて，船舶の交通を制限又は禁止するものとする。 ○警察機関，道路管理者，海上保安庁及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。 （略） ○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	２　交通の確保 ○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」 ○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」 ○国〔海上保安庁〕は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて，船舶の交通を制限又は禁止するものとする。 ○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。 （略） ○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
第５節　危険物等の大量流出に対する応急対策 （略） ○海上保安庁は，危険物等が海上に流出した場合，応急的な防除活動を行い，航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに，排出の原因者が必要な措置を講じていない場合は，措置を講ずるよう命ずるものとする。 ○国土交通省は，油等流出事故が発生した場合，要請等を受けて，油回収船を出動させ，防除活動を行うものとする。 ○海上保安庁は，危険物等が大量に海上に流出した場合，原因者側の対応が不十分なときは，自ら防除を行う等被害を最小限にくい止めるための措置を講ずるものとする。	第５節　危険物等の大量流出に対する応急対策 （略） ○国〔海上保安庁〕は，危険物等が海上に流出した場合，応急的な防除活動を行い，航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに，排出の原因者が必要な措置を講じていない場合は，措置を講ずるよう命ずるものとする。 ○国〔国土交通省〕は，油等流出事故が発生した場合，要請等を受けて，油回収船を出動させ，防除活動を行うものとする。 ○国〔海上保安庁〕は，危険物等が大量に海上に流出した場合，原因者側の対応が不十分なときは，自ら防除を行う等被害を最小限にくい止めるための措置を講ずるものとする。

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，危険物等が河川等に大量流出した場合，直ちに関係機関と協力の上，環境モニタリング，危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお，その際，関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など，既存の組織を有効に活用し，迅速に対応するものとする。	○国〔国土交通省，環境省等〕及び地方公共団体は，危険物等が河川等に大量流出した場合，直ちに関係機関と協力の上，環境モニタリング，危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお，その際，関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など，既存の組織を有効に活用し，迅速に対応するものとする。
○国，地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処するため，直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。	○国〔国土交通省，環境省等〕，地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処するため，直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
（略）	（略）
第６節　避難収容及び情報提供活動	第６節　避難の受入れ及び情報提供活動
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
○地方公共団体は，発災時には，人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○避難誘導に当たっては，地方公共団体は，避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
２　避難所	２　指定避難所
(1)　避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
(2)　避難所の運営管理	(2)　避難所の運営管理
○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」

修正前	修正後
共団体に提供するものとする。	
○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
３　要配慮者への配慮	３　要配慮者への配慮
○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
４　被災者等への的確な情報伝達活動	４　被災者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，被災者のニーズを十分把握し，危険物等災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，国民全体に対し，危険物等災害の状況，安否情報，施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」

修正前	修正後
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○非常災害対策本部，指定行政機関，地方公共団体及び事業者は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
○国〔外務省等〕は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」
第７節　施設・設備等の応急復旧活動	第７節　施設・設備等の応急復旧活動
○国，地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○国〔消防庁，国土交通省等〕，地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
第３章　災害復旧	第３章　災害復旧
○国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。	○第２編３章２節「迅速な原状復旧の進め方」
（略）	（略）
○国，公共機関及び地方公共団体は，復旧に当たり，環境に配慮しつつ，必要な措置を講ずるものとする。	○国〔国土交通省，環境省等〕，公共機関及び地方公共団体は，復旧に当たり，環境に配慮しつつ，必要な措置を講ずるものとする。

修正前	修正後
第 14 編　大規模な火事災害対策編	第 14 編　大規模な火事災害対策編
第 1 章　災害予防	第 1 章　災害予防
第 1 節　災害に強いまちづくり	第 1 節　災害に強いまちづくり
1　災害に強いまちの形成	1　災害に強いまちの形成
○国及び地方公共団体は，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業，市街地再開発事業等による市街地の面的な整備，建築物や公共施設の耐震・不燃化，水面・緑地帯の計画的確保，耐震性貯水槽や備蓄倉庫，海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに，防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により，災害に強い都市構造の形成を図るものとする。	○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，避難路，避難場所，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業，市街地再開発事業等による市街地の面的な整備，建築物や公共施設の耐震・不燃化，水面・緑地帯の計画的確保，耐震性貯水槽や備蓄倉庫，海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに，防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により，災害に強い都市構造の形成を図るものとする。
○国，地方公共団体，事業者等は，火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物，緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について，ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。	○国〔消防庁，厚生労働省，国土交通省〕，地方公共団体，事業者等は，火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物，緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について，ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。
2　火災に対する建築物の安全化	2　火災に対する建築物の安全化
(1)　消防用設備等の整備，維持管理	(1)　消防用設備等の整備，維持管理
○国，地方公共団体，事業者等は，多数の人が出入りする事業所等の高層建築物，地下街等について，法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに，当該建築物に設置された消防用設備等については，災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。	○国〔消防庁〕，地方公共団体，事業者等は，多数の人が出入りする事業所等の高層建築物，地下街等について，法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに，当該建築物に設置された消防用設備等については，災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。
○国，地方公共団体，事業者等は，高層建築物等において最新の技術を活用し，建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また，消防用設備等の防災設備全般の監視，操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。	○国〔消防庁〕，地方公共団体，事業者等は，高層建築物等において最新の技術を活用し，建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また，消防用設備等の防災設備全般の監視，操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。
(2)　建築物の防火管理体制	(2)　建築物の防火管理体制
○国，地方公共団体，事業者等は，多数の人が出入りする事業所等の高層建築物，地下街等について，防火管理者を適正に選任するとともに，防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成，当該消防計画に基づく消火，通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど，防火管理体制の充実を図るものとする。	○国〔消防庁〕，地方公共団体，事業者等は，多数の人が出入りする事業所等の高層建築物，地下街等について，防火管理者を適正に選任するとともに，防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成，当該消防計画に基づく消火，通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど，防火管理体制の充実を図るものとする。
(3)　建築物の安全対策の推進	(3)　建築物の安全対策の推進
○国及び地方公共団体は，火災等の災害から人命の安全を確保するため，特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，火災等の災害から人命の安全を確保するため，特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

修正前	修正後
○国，地方公共団体，事業者等は，高層建築物，地下街等について，避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化，防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに，不燃性材料・防炎物品の使用，店舗等における火気の使用制限，安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。	○国〔消防庁，国土交通省〕，地方公共団体，事業者等は，高層建築物，地下街等について，避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化，防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに，不燃性材料・防炎物品の使用，店舗等における火気の使用制限，安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。	○国〔文化庁〕及び地方公共団体は，文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。
第２節　大規模な火事災害防止のための情報の充実	第２節　大規模な火事災害防止のための情報の充実
○気象庁は，大規模な火事災害防止のため，気象の実況の把握に努め，災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，大規模な火事災害防止のため，気象の実況の把握に努め，災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。
第３節　防災知識の普及，訓練	第３節　防災知識の普及，訓練
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
１　防災知識の普及	１　防災知識の普及
○国及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国，公共機関，地方公共団体等は，全国火災予防運動，防災週間等を通じ，住民に対し，大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知させるとともに，災害発生時にとるべき行動，避難所での行動等防災知識の普及啓発を図るものとする。	○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，全国火災予防運動，防災週間等を通じ，住民に対し，大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。
○地方公共団体は，地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ，地区別防災カルテ，災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するとともに，研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国及び地方公共団体は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティーにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○防災知識の普及に当たっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，擬似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
２　防災関連設備等の普及	２　防災関連設備等の普及

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，住民等に対して消火器，避難用補助具等の普及に努めるものとする。	○国〔消防庁〕及び市町村は，住民等に対して消火器，避難用補助具等の普及に努めるものとする。
３　防災訓練の実施，指導	３　防災訓練の実施，指導
○国，地方公共団体等は，全国火災予防運動，防災週間，文化財防火デー等を通じ，積極的に防災訓練を実施するものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の大規模な火事発生時の避難行動，基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。	○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」
４　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮	４　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」
５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
第４節　大規模な火事及び防災に関する研究等の推進	第４節　大規模な火事及び防災に関する研究等の推進
○国は，防災に係る見地から，大規模な火事及び防災に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。	○第２編１章４節「災害及び防災に関する研究及び観測等の推進」
○国は，大規模な火事及び防災に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，防災技術の研究開発の推進等を図るものとする。	○第２編１章４節「災害及び防災に関する研究及び観測等の推進」
○国は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，研究成果の流通の促進，研究体制の充実等を推進するものとする。	○国〔消防庁，国土交通省〕は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，研究成果の流通の促進，研究体制の充実等を推進するものとする。
○国は，研究機関等の行った大規模な火事に関する研究の成果が防災体制の強化に資するよう，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。	○第２編１章４節「災害及び防災に関する研究及び観測等の推進」
○国は，大規模な火事の延焼阻止技術に関する調査研究及び開発を進めるとともに，	○国〔国土交通省〕は，大規模な火事の延焼阻止技術に関する調査研究及び開発を進

修正前	修正後
延焼遮断帯・防火帯としての道路，都市公園，緑地，河川等の配置，避難地，避難路の適正配置，街路樹等の緑化と防火機能の高い樹木の選定等火災の延焼防止の観点に立った総合的なまちづくりに係る調査研究を推進するものとする。 ○研究分野としては，理学的研究のみならず，工学的分野，災害時の人間行動や情報伝達等の社会学的分野についての研究も積極的に行うものとする。	めるとともに，延焼遮断帯・防火帯としての道路，都市公園，緑地，河川等の配置，避難場所，避難路の適正配置，街路樹等の緑化と防火機能の高い樹木の選定等火災の延焼防止の観点に立った総合的なまちづくりに係る調査研究を推進するものとする。 ○第２編１章４節「災害及び防災に関する研究及び観測等の推進」
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
○大規模な火災が発生した場合には迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用はボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者等は，災害時の通信手段の確保のため，通信ケーブル，ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進を図るものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関において，実情に応じ，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ，応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
２　救助・救急，医療及び消火活動関係	２　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，救助用資機材の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行い，適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当た	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

修正前	修正後
り広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○地方公共団体は，大規模な火事に備え，消火栓のみに偏ることなく，防火水槽の整備，海水，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利としての活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，その適正な配置に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○地方公共団体は，平常時から消防本部，消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り，区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○地方公共団体は，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
４　避難収容及び情報提供活動関係	４　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○市町村は，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを，あらかじめ定めるよう促すものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
(2)　避難場所及び避難所	(2)　指定緊急避難場所
○市町村は，都市公園，河川敷，公民館，学校，港湾緑地等の公共的施設等を対象に，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。	○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
（新設）	(3)　指定避難所

修正前	修正後
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，避難所として指定された建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，あらかじめ介護保険施設，障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
(3)　避難行動要支援者名簿	(4)　避難行動要支援者名簿
○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」

修正前	修正後
(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○国等は，発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体，放送事業者等は，大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設，設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワンセグ放送等を活用して，伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　防災関係機関等の防災訓練の実施	６　防災関係機関等の防災訓練の実施
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び事業者が訓練を行うに当たっては，大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等の様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
７　災害復旧への備え	７　災害復旧への備え
○公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。	○第２編１章６節 11 項(1)「各種データの整備保全」
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立	１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立
(1)　大規模な火事発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(1)　大規模な火事発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○市町村は，火災の発生状況，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔警察庁，消防庁，防衛省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び消防庁（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び消防庁は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○社会的影響が大きい大規模な火事災害が発生した場合には，官邸において，関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合，必要に応じ，関係指定行政機関を通じ又は直接，関係都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
(2)　一般被害情報等の収集・連絡	(2)　一般被害情報等の収集・連絡
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，消防庁及び関係省庁は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常災害対策本部は，収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(3)　応急対策活動情報の連絡	(3)　応急対策活動情報の連絡

修正前	修正後
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡し，応援の必要性等を連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，必要に応じ，応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
４　公共機関の活動体制	４　公共機関の活動体制

修正前	修正後
○公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○公共機関は，指定行政機関等との間において，緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
５　広域的な応援体制	５　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，他の都道府県等に応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待つい	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
とまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
６　国における活動体制	６　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な火事災害が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，機関相互間，公共機関，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
○大規模な火事発生時には，被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な火事災害が発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。
（略）	（略）
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

修正前	修正後
機関及び指定地方公共機関に対し，必要指示をするものとする。	
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常災害対策本部は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として総務副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，火事の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば，大規模な火事が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣等，大規模な火事災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，消防活動，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，危険物の保安及び除去等とする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
第２節　救助・救急，医療及び消火活動	第２節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動

修正前	修正後
(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
○地方公共団体は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常災害対策本部，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」
○非常災害対策本部又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
２　医療活動	２　医療活動
○医療機関は，負傷者等に対し医療活動を行うとともに，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常災害対策本部にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

修正前	修正後
護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常災害対策本部は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
３　消火活動 （略）	３　消火活動 （略）
○被災地以外の市町村は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，必要に応じ，被災地以外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

修正前	修正後
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
２　交通の確保	２　交通の確保
○都道府県警察は，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○海上保安庁は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて，船舶の交通を制限又は禁止するものとする。	○国〔海上保安庁〕は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて，船舶の交通を制限又は禁止するものとする。
○警察機関，道路管理者，海上保安庁及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
第４節　避難収容及び情報提供活動	第４節　避難の受入れ及び情報提供活動
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
○地方公共団体は，発災時には，人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要がある	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

修正前	修正後
ときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	
（新設）	2　指定緊急避難場所
（新設）	○第２編２章６節２項「指定緊急避難場所」
2　避難場所及び避難所	3　指定避難所
(1)　避難場所及び避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
(2)　避難所の運営管理	(2)　避難所の運営管理
○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
3　要配慮者への配慮	4　要配慮者への配慮
○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」

修正前	修正後
分配慮するものとする。	
4　被災者等への的確な情報伝達活動	5　被災者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，大規模な火事災害の状況，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し，大規模な火事災害の状況，安否情報，施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○非常災害対策本部，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

修正前	修正後
安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	
(4)　海外への情報発信 ○国〔外務省等〕は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，適時適切な情報を提供するものとする。	(4)　海外への情報発信 ○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」
第５節　施設・設備等の応急復旧活動 ○国，地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況，被災地方公共団体のニーズ等を把握し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	第５節　施設・設備等の応急復旧活動 ○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
第３章　災害復旧・復興 第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 ○地方公共団体は，被災の状況，地域の特性，関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ，迅速な原状復旧を目指すか，又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し，復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には，これに基づき復興計画を作成するものとする。	第３章　災害復旧・復興 第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 ○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
○被災地方公共団体は，災害復旧・復興対策の推進のため，必要に応じ，国，他の地方公共団体等に対し，職員の派遣，その他の協力を求めるものとする。	○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
第２節　迅速な原状復旧の進め方 ○国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い，又は支援するものとする。	第２節　迅速な原状復旧の進め方 ○第２編３章２節「迅速な原状復旧の進め方」
○国は，ライフライン施設等の復旧のため，可能な範囲で復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。	○第２編３章２節「迅速な原状復旧の進め方」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧を行うものとする。	○第２編３章２節「迅速な原状復旧の進め方」
○ライフライン，交通輸送等の関係機関は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。	○第２編３章２節「迅速な原状復旧の進め方」
○都道府県警察は，暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，被災地方公共団体，業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	○第２編３章２節「迅速な原状復旧の進め方」

修正前	修正後
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
○大規模な火事により地域が壊滅し，社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては，被災地域の再建は，都市構造の改変，産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり，これを可及的速やかに実施するため，復興計画を作成し，関係機関の諸事業を調整しつつ，計画的に復興を進めるものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
○地方公共団体は，復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携，国との連携，広域調整）を行うものとする。	○第２編３章３節１項「復興計画の作成」
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
○地方公共団体は，再度災害防止とより快適な都市環境を目指し，住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際，まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに，計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし，将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし，住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて，障害者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，復興のため市街地の整備改善が必要な場合には，被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに，住民の早急な生活再建の観点から，防災まちづくりの方向について，できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め，土地区画整理事業，市街地再開発事業等の実施により，合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐災化等，建築物や公共施設の不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し，説明し理解と協力を得るように努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」 ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，避難路，避難場所，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐災化等，建築物や公共施設の不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。
○地方公共団体は，既存不適格建築物について，防災とアメニティの観点から，その問題の重要性を住民に説明しつつ，市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」
○地方公共団体は，新たなまちづくりの展望，計画決定までの手続，スケジュール，被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を，住民に対して提供するものとする。	○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

修正前	修正後
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援
○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，災害による住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○住宅金融支援機構等は，被災者の自力による住宅の再建，取得を支援するため，災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の整備，公営住宅等への特定入居等を行うものとし，国はこれを適切に支援する。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の住宅の維持を支援するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」
○国及び地方公共団体は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また，被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても，不利にならず，不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。	○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」 ○国及び地方公共団体は，被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても，不利にならず，不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

修正前	修正後
第 15 編　林野火災対策編	第 15 編　林野火災対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　林野火災に強い地域づくり	第１節　林野火災に強い地域づくり
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，防火林道，防火森林の整備等を実施するものとする。	○国〔林野庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，防火林道，防火森林の整備等を実施するものとする。
○国及び地方公共団体は，警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに，多発時期等における監視パトロール等の強化，火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。	○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに，多発時期等における監視パトロール等の強化，火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。
（略）	（略）
第２節　林野火災防止のための情報の充実	第２節　林野火災防止のための情報の充実
○気象庁は，林野火災防止のため，気象の実況の把握に努め，災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は，林野火災防止のため，気象の実況の把握に努め，災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。
第３節　防災活動の促進	第３節　防災活動の促進
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」
１　防災知識の普及，訓練	１　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○国及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○国〔消防庁，農林水産省〕，公共機関，地方公共団体等は，林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ，林野火災予防運動等を通じて，林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに，林業関係者，林野周辺住民，ハイカー等の入山者等への啓発を実施するものとする。なお，住民等への啓発は，多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。	○国〔消防庁，林野庁〕，公共機関，地方公共団体等は，林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ，林野火災予防運動等を通じて，林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに，林業関係者，林野周辺住民，ハイカー等の入山者等への啓発を実施するものとする。なお，住民等への啓発は，多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。
○国〔消防庁，農林水産省，気象庁等〕は，我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため，林野火災に関する広報資料の作成等に努めるものとする。	○国〔消防庁，林野庁，気象庁等〕は，我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため，林野火災に関する広報資料の作成等に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため，標識板，立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとするものとする。	○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため，標識板，立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとするものとする。
○国及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

修正前	修正後
防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	
○国及び地方公共団体は，公民館等の社会教育施設を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
○防災知識の普及に当たっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ等の訴求効果の高いものを活用するものとする。	○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」
(2)　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮	(2)　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。	○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」
２　国民の防災活動の環境整備	２　国民の防災活動の環境整備
○消防庁及び地方公共団体は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善，教育訓練体制の充実，青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。	○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」
○林野火災の予防活動については，地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので，国及び地方公共団体は，住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。	○林野火災の予防活動については，地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので，国〔消防庁，林野庁〕及び市町村は，住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。
３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
第４節　林野火災及び防災に関する研究等の推進	第４節　林野火災及び防災に関する研究等の推進
○国は，林野火災の延焼性状，有効な消火資機材及び災害発生場所の状況に応じた消火手段・方法，ヘリコプターによる空中消火に対応した消火戦術等について調査研究を推進するものとする。	○国〔消防庁〕は，林野火災の延焼性状，有効な消火資機材及び災害発生場所の状況に応じた消火手段・方法，ヘリコプターによる空中消火に対応した消火戦術等について調査研究を推進するものとする。
○国〔消防庁，農林水産省〕は，林野火災及び林野火災対策に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進	○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」

修正前	修正後
等を図るものとする。	
○国は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，研究成果の流通の促進，研究体制の充実等を推進するものとする。	○国〔消防庁〕は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，研究成果の流通の促進，研究体制の充実等を推進するものとする。
○国は，研究機関等の行った林野火災に関する研究の成果が防災体制の強化に資するよう，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。	○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
○林野火災が発生した場合には迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○地方公共団体は，災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国及び地方公共団体は，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

修正前	修正後
○国，地方公共団体は，林業関係者，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理及び整備等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理に当たっては，山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することについて十分考慮するものとする。
・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進すること。	（削る）
・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国及び地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向けて，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について熟知しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
みや利用方法等の周知に努めること。	
○電気通信事業者は，通信設備の被災対策，地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散，応急復旧機材の配備，通信輻輳対策を推進するなど，電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関において，実情に応じ，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ，応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○国及び地方公共団体は，応急対策全般への対応力を高めるため，人材の育成を図るとともに，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
○地方公共団体は，発災後の円滑な応急対応，復旧・復興のため，退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や，民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○都道府県は，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，都道府県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ都道府県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○市町村は，必要に応じて，被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう，あらかじめ相互に協定を結び，それぞれにおいて，後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○都道府県は，市町村と調整の上，市町村の相互応援が円滑に進むよう，配慮するものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○地方公共団体及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等など医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
(6)　都道府県等と自衛隊の連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊の連携体制
○都道府県等と自衛隊は，各々計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど，平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際，自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう，適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実，共同防災訓練の実施等に努めるものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整の窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（偵察，消火，救助，救急等）について，自衛隊の派遣要請を行うのか，平常時よりその想定を行うとともに，自衛隊へ書面にて連絡しておくものとする。	○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
２　救助・救急，医療及び消火活動関係	２　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○地方公共団体は，救助工作車，救急車，照明車等の車両，ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際，国は，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，救助用資機材の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行い，適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

修正前	修正後
○消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては，ヘリポートの整備や食料，飲料水，医薬品，非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，対応する患者の分担など，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○地方公共団体は，地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港，自衛隊の基地，大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお，これらの広域搬送拠点には，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ，広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を，あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○国は，災害時の心のケアの専門職からなるチームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
○都道府県は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○地方公共団体は，防火水槽，貯水槽の整備，海水，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利としての活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，その適正な配置に努めるものとする。	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」
○国及び地方公共団体は，ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため，ヘリコプターの整備，広域航空応援体制の整備，活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進するものとする。	○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため，ヘリコプターの整備，広域航空応援体制の整備，活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進するものとする。
○地方公共団体は，平常時から消防本部，消防団及び自主防災組織等の連携強化を図	○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」

修正前	修正後
り，消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。	
○地方公共団体は，林野火災用工作機器，可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は，林野火災用工作機器，可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。
3　緊急輸送活動関係	3　緊急輸送活動関係
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
○国及び地方公共団体は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。	○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」
4　避難収容及び情報提供活動関係	4　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○都道府県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
○地方公共団体は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○市町村は，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」

修正前	修正後
手順等を定めるよう努めるものとする。	
○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○地方公共団体は，学校等が保護者との間で，災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを，あらかじめ定めるよう促すものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
○市町村は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」
(2)　避難所	(2)　指定避難所
○市町村は，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，その管理者の同意を得た上で，被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，避難所として指定された建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○地方公共団体は，住民に対して，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」
○都道府県は，あらかじめ介護保険施設，障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

修正前	修正後
(3)　避難行動要支援者名簿	(3)　避難行動要支援者名簿
○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿」
(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○国及び地方公共団体は，被災者等に対して，必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国等は，発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，携帯端末の緊急速報メール機能，ソーシャルメディア，ワンセグ放送等を活用して，警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国，地方公共団体，放送事業者等は，林野火災に関する情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設，設備の整備を図るものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
○国及び地方公共団体は，住民等からの問合せ等に対応する体制について，あらかじめ計画しておくものとする。	○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
５　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	５　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
○国及び地方公共団体，公共機関は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。	○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
○国及び地方公共団体は，林野火災により，流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成，並びに事前登録等の施策を推進するものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，林野火災により，流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成，並びに事前登録等の施策を推進するものとする。
６　防災関係機関等の防災訓練の実施	６　防災関係機関等の防災訓練の実施
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体，公共機関及び林業関係者等が訓練を行うに当たっては，林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

修正前	修正後
連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	
○訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
第２章　災害応急対策 第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 １　災害情報の収集・連絡 (1)　林野火災発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	第２章　災害応急対策 第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 １　災害情報の収集・連絡 (1)　林野火災発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○市町村は，火災の発生状況，人的被害の状況，林野の被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○都道府県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに，必要に応じ，関係省庁に連絡する。都道府県警察は，被害に関する情報を把握し，当該情報を警察庁に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○国〔消防庁，警察庁，防衛省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，航空機等による目視，撮影等による情報収集を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○国〔消防庁，警察庁，防衛省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。	○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び消防庁（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び消防庁は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○社会的影響が大きい大規模な林野火災が発生した場合には，官邸において，関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合，必要に応じ，関係指定行政機関を通じ又は直接，関係都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。	○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○国，公共機関，地方公共団体等は，災害事態についての認識を一致させ，迅速な意思決定を行うために，関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し，緊密に連絡をとること，関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること，災害対策本部長の求めに応じて情報の提供，意見の表明を行うことなどにより，情報共有を図るよう努めるものとする。	○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」
(2)　一般被害情報等の収集・連絡	(2)　一般被害情報等の収集・連絡
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，当該情報を必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。非常災害対策本部の設置後は，消防庁及び関係省庁は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

修正前	修正後
○都道府県は，区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○非常災害対策本部は，収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。	○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
(3)　応急対策活動情報の連絡	(3)　応急対策活動情報の連絡
○市町村は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を都道府県に連絡し，応援の必要性等を連絡する。都道府県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を，指定行政機関，指定公共機関，都道府県等に連絡する。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○関係機関は，応急対策活動情報に関し，必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。	○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
○国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生直後は，災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」
○電気通信事業者は，災害時において，国，地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。	○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

修正前	修正後
3　地方公共団体の活動体制	3　地方公共団体の活動体制
○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○市町村災害対策本部は，災害情報の収集，災害対策の実施方針の作成等を行うとともに，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は，必要に応じ，関係行政機関，関係地方公共団体，関係公共機関等に対し，資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」
4　公共機関の活動体制	4　公共機関の活動体制
○公共機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○公共機関は，指定行政機関等との間において，緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
6　広域的な応援体制	6　広域的な応援体制
○国，地方公共団体等は，災害の発生時には，その規模等に応じて，連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○地方公共団体は，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災市町村は，災害応急対策を行うための必要な場合，他の市町村に対し，応援を求めるものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行うものとする。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県等は，災害応急対策を行うために必要な場合，被害の規模に応じて，	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

修正前	修正後
他の都道府県等に対して応援を求め，また，必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。	
○被災都道府県は，災害の規模等に照らし，応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や，仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう，要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○国は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。	○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」
7　国における活動体制	7　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な林野火災が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
○指定行政機関は，機関相互間，公共機関，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
○大規模な林野火災発生時には，被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」
○災害対策関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」

修正前	修正後
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
○内閣官房は，社会的影響が大きい大規模な林野火災が発生した場合，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	○第２編２章２節６項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。
（略）	（略）
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し，指示をするものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部長は，当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長，関係地方行政機関の長，地方公共団体の長，その他の執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し，資料又は情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○非常災害対策本部の事務局は，被害の程度に応じ体制を強化するものとする。	○第２編２章２節６項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常災害対策本部は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部の設置を行うものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
○現地対策本部長は，原則として総務副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○第２編２章２節６項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
○都道府県知事等法令で定める者は，林野火災の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し，必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○市町村長は，応急措置を実施するため，必要があると認めるときは，都道府県知事	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」

修正前	修正後
に対し，自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。	
○自衛隊は，都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて，部隊等の派遣の必要の有無を判断し，部隊等を派遣する等適切な措置を行う。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として，例えば大規模な林野火災が発生した場合の情報の収集のための部隊の派遣等，林野火災に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，空中消火等の消火活動，避難の援助，遭難者等の捜索救助，応急医療・救護，人員及び物資の緊急輸送，危険物の保安及び除去等とする。	○第２編２章２節６項(8)「自衛隊の災害派遣」
第２節　救助・救急，医療及び消火活動	第２節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　地方公共団体及び国の機関による救助・救急活動	(1)　地方公共団体及び国の機関による救助・救急活動
○地方公共団体は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常災害対策本部，現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○非常災害対策本部又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう，総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○警察庁は，必要に応じ，警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○自衛隊は，必要に応じ，又は非常災害対策本部の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
○救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」
○国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

修正前	修正後
2　医療活動	2　医療活動
○医療機関は，負傷者等に対し医療活動を行うとともに，相互に密接な情報交換を図り，必要に応じて，他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，医師を確保し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○自衛隊は，要請に応じ，救護班を編成し，派遣するものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を編成した医療関係機関は，非常災害対策本部にその旨報告するよう努めるものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○現地対策本部は，必要に応じ，又は地方公共団体の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（医療機関，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の緊急輸送について，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非常災害対策本部は，広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ，被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し，その結果を関係機関に通知するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
○非被災地方公共団体は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，広域搬送拠点を確保・運営するとともに，広域搬送拠点から，非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。	○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
○被災都道府県は，災害による被災者のストレスケア等のため，必要に応じて，被災	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

修正前	修正後
地域外の医療機関，厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して，災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。	
○厚生労働省，被災地域外の都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，被災都道府県からの要請に基づき，精神科医を確保し，災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際，必要に応じて，公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した都道府県及び独立行政法人国立病院機構は，その旨を厚生労働省に報告するものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
○厚生労働省及び被災都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整，活動場所の確保等を図るものとする。	○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」
３　消火活動	３　消火活動
(1)　消防機関等による消火活動	(1)　消防機関等による消火活動
（略）	（略）
○住民及び自主防災組織等は，発災後初期段階において，自発的に初期消火活動を行うとともに，消防機関に協力するよう努めるものとする。	○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」
（略）	（略）
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
○被災地域外の市町村は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，被災地域外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○消防庁は，必要に応じ，被災地以外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。	○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
○交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。	○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」
２　交通の確保	２　交通の確保

修正前	修正後
○都道府県警察は，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制を円滑に行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○警察機関，道路管理者及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は警察庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。	○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」
第４節　避難収容及び情報提供活動	第４節　避難の受入れ及び情報提供活動
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
○地方公共団体は，発災時には，人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。	○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」
２　避難所	２　指定避難所
(1)　避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。	○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」
(2)　避難所の運営管理	(2)　避難所の運営管理
○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」

修正前	修正後
共団体に提供するものとする。	
○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。	○第２編２章６節３項(2)「避難所の運営管理等」
３　広域一時滞在	３　広域一時滞在
○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難・収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れついては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○都道府県は，市町村からの協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○国は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求め要請があった場合には，同様の助言を行うものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
○市町村は，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○第２編２章６節５項「広域一時滞在」
４　要配慮者への配慮	４　要配慮者への配慮
○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」
５　被災者等への的確な情報伝達活動	５　被災者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，林野火災の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」

修正前	修正後
を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(1)「被災者への情報伝達活動」
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，林野火災の状況，安否情報，施設等の復旧状況等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(2)「国民への的確な情報の伝達」
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
○非常災害対策本部，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	○第２編２章６節８項(3)「住民等からの問合せに対する対応」
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
○国〔外務省等〕は，大規模災害の発生時，海外に対して日本の安全性の周知，経済的な信頼性の確保等を図るため，海外メディアやインターネット等多様な手段によって，	○第２編２章６節８項(4)「海外への情報発信」

修正前	修正後
適時適切な情報を提供するものとする。	
第５節　応急復旧及び二次災害の防止活動	第５節　応急復旧及び二次災害の防止活動
○国，地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況，被災地方公共団体のニーズ等を把握し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」
○国及び地方公共団体は，林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して，土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果，危険性が高いと判断された箇所については，関係住民への周知を図り，応急対策を行うとともに，警戒避難体制の整備を行うものとし，可及的速やかに砂防設備，治山施設，地すべり防止施設等の整備を行うものとする。	○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して，土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果，危険性が高いと判断された箇所については，関係住民への周知を図り，応急対策を行うとともに，警戒避難体制の整備を行うものとし，可及的速やかに砂防設備，治山施設，地すべり防止施設等の整備を行うものとする。
第３章　災害復旧	第３章　災害復旧
○国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い，又は支援するものとする。	○第２編３章２節「迅速な原状復旧の進め方」
○国，地方公共団体等は，林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。	○国〔農林水産省，国土交通省〕，地方公共団体等は，林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。